第二部　勞働者運動

概說……一三九
第一篇　勞働爭議……一三九
第一章　工・鑛・交通業　働者の爭議……一三九
第一節　爭議の大勢……一三九
第二節　主要なる勞働爭議……一四六
第三節　特に主要なる爭議の顚末……一五一
第二章　農業勞働者の爭議（小作爭議）……一五五
第一節　爭議の大勢……一五五
第二節　特に主要なる小作爭議……一六五
第三節　小作調停……一七一
第三章　其他勞働者の爭議……一八五
第四章　中間階級者の爭議……一八六
第五章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議……一八八
第二篇　勞働運動……一八九
第一章　工・鑛・交通勞働者の運動……一八九
第一節　共通運動……一九一
第二節　勞働團體各個の運動……一九七
第二章　農業勞働者の運動……二一一
第一節　日本農民組合の運動……二一一
第二節　小作組合とその運動……二一三
第三節　農民の政治運動……二一八
第三章　其他の勞働者の運動……二一一
第四章　中間階級者の運動……二二一
第一節　教員の運動……二二一
第二節　其他の俸給生活者の運動……二二三
第五章　婦人勞働者及職業婦人の運動……二二二
第一節　女教員の運動……二二三
第二節　職業婦人の運動……二二三
第六章　勞働者教育運動……二二四
第三篇　無產政黨……二二六
概況……二二六
第一章　全國的政黨……二二六
第一節　勞働農民黨……二二七
第二節　社會民黨……二二五
第三節　日本勞農黨……二二九
第四節　日本農民黨……二二五
第二章　地方的政黨……二二七
第四篇　勞働組合……二二〇
第一章　工・鑛・交通勞働者の組合……二二〇
第一節　日本勞働總同盟……二二一
第二節　日本勞働組合評議會……二二二
第三節　組合聯合系の組合……二二三
第四節　日本交通總聯盟系の組合……二二三
第五節　官業勞働者の組合……二二四
第六節　その他の勞働組合……二二四
第二章　農業勞働者の組合……二二五
第一節　日本農民組合……二二七
第二節　其他の主なる農民組合……二二八
第三章　中間階級者の組合……二二九
第四章　職業婦人の組合……二二〇
第五篇　產業組合及勞働者の自立運動……二九八
第一章　產業組合……二九八
第二章　消費組合……二〇二
第三章　自立運動……二〇七

勞働者運動關係(乙)統計表

第一表　大正十五年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議統計

第二表　大正十五年中勞働爭議統計（社會局調）
- 其一　業態別月別件數（當研究所調査）
- 其二　業態別府縣別件數（同右）
- 其三　業態別原因別件數（同右）
- 其四　業態別經過種別件數（同右）
- 其五　業態別結果數（同右）

第三表　大正十五年中小作爭議統計（社會局調）
- 其一　府縣別業態別表
- 其二　府縣別原因別表

第四表　大正十五年中工・鑛・交通業以外の勞働者に關する主要爭議統計（當研究所調査）
- 其一　業態別月別件數
- 其二　業態別府縣別件數
- 其三　業態別原因別件數
- 其四　業態別經過種別件數
- 其五　業態別結果別件數

第五表　大正十五年中中間階級者、婦人勞働者及職業婦人に關する主要爭議統計（當研究所調査）
- 其一　業態別月別件數
- 其二　業態別府縣件數
- 其三　業態別原因別件數
- 其四　業態別經過別件數
- 其五　業態別結果別件數

第六表　産業組合統計（農林省調査）
- 其一　産業組合、組合員數及出資金額累年比較
- 其二　職業別組合員數累年比較
- 其三　種類別組合數
- 其四　事業累年比較

第七表　消費組合統計（産業組合中央會調査）
- 其一　組合數累年比較
- 其二　組合概況累年比較
- 其三　一組合平均概況累年比較
- 其四　大正十四年度事業別概況
- 其五　大正十四年組合構成別組合概況

概說

大正十五年度に於ける勞働運動の一般的傾向としては政治運動への轉換が一層明確になつたことを先づ第一に特筆しなければならぬ。これは勞働農民黨組織の活潑な運動として現はれてゐる。同時に、政治運動への轉換を期として思想的對立の傾向の益々激化せられたこともまた注意しなければならぬ。これは勞働農民黨の分裂、社會民衆黨、日本勞働黨の出現となつてその頂點に達したかに見える。

資本の攻勢は本年度に入つて漸く意識化し、勞働階級は全く守勢的地位に追ひつめられて了つた　從つて勞働戰の大勢も之に應じて資本攻勢勞働守勢の形を採つた。重要なる勞働及小作爭議は純粹なる經濟鬪爭の域を越えて暴力的及政治的色彩を濃くし、屢々熱烈なる全國的援助の下に行はれたが、その結果は大體において勞働、小作側の慘敗に終つた。

かゝる狀勢は期せずしてそれが對抗策を二途に求めしむるの餘儀なきに至らしめた。一つは政治運動への轉換であり、今一つは組合間の聯合產業別整理合同である。然し客觀的狀勢の認識に關しては、自ら意見の相異をもたらすに至つた。一は專ら世界資本主義の全般的狀勢に立脚するものであり、他は日本資本主義の特殊性に力點をおくものである。これは當然現實の具體的方策にも著しき影響を與へ、各々勞働運動界を橫斷してその一角を守るに至つたのである。爲に勞働運動界には左翼、右翼、中央の確然たる分野が形成されるに至つた。

これ等の分裂抗爭にも拘らず、組織勞働者の數量的增大、總聯合計畫の進捗、中間階級の意識的分子の無產階級への接近、婦人勞働者及職業婦人への階級的意識の漸次的滲透、解放思想の驚くべき普及等は、時代の趨向を物語るものとして看過することが出來ぬ。あらゆる資本の攻勢と內部的抗爭にも拘らず、無產階級の力と自覺は目覺しき進展を遂げたと言はねばならぬ。

要するに本年度に於ける勞働運動は、經濟的鬪爭の方面よりも政治的鬪爭の方面に於てより多くの報告すべきものを持つてゐる。從つて本年鑑も力點をそこにおいて忠實に報告するに努めた。

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通業勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

ひきつゞく經濟界の不況と資本家側の意識化とは最近特に資本家側の狂暴なる挑戰に原因する爭議を頻發せしめた。而

して資本家の强行手段への戰術の轉換と一方官憲の凡ゆる爭議紛議に對する暴壓的干涉の露骨化とは勞働者側の戰術の發達にも拘らず、大正十五年中爭議の中、勞働者の敗北に終つたもの及單なる紛議に止まつたものをして頗る高率に昇らしめた、尙本年の爭議を見るに際して最も注意すべき事項は勞働者の運動の發展、所謂方向轉換とともに、勞働爭議の勞働者運動全體の中に占むる位地、意義に大いな變化のあつたことである。

爭議の業態別件數、當研究所の調査によれば、大正十五(昭和元)年中に發生したる爭議件數は四五九件にして、其中工場工業勞働者の爭議(三五二件)(就中、機械器具金屬工業勞働者の爭議(一二〇件)最も多きを占めてゐる。今これを各業態別に前年度における爭議件數と比較すれば次の如くである。

業態別	大正十四年 件數	大正十五年 件數
工場工業 染織工業	八一件	六七件
機械器具及金屬工業	一〇五	一三〇
化學工業	四一	五六
飲食物工業	一三	一九
雜工業	七一	八七
特別工業	三	三
家內工業計	三一四	三五二
合計	二三	二五
鑛業	三二七	三七七
交通業 水上交通業	一九	二三
陸上交通業	七	四
計	二四	四四
官公業 官公營交通業	四	四
官設通信業	四	三
雜業	一	四
計	九	二
總計	三九六	四五九

即ち全體として見るとき、前年より六三件の增加を示して居り、これを業態別に見る時、染織工業、水上交通業官設通信業に於て幾分の減少を見たるの外、他は大體增加を示してゐる。

爭議月別　當研究所の調査に依れば、大正十五年中爭議の最も多かりし月は八月及九月の各六〇件(一三・一%)にして、七月の四六件(一〇・〇%)十月の四五件(九・八%)これに次ぐ。最も少かりし月は六月及二月の二五件(五・四%)である。即ち爭議の最も多かつたのは八九月の一時好景氣の徵を示した頃であり、例年の五六七月より多少の差違を示してゐる。これを前年度と比較すれば、

である。

	實數 大正十四年	實數 大正五年	百分比 大正十四年	百分比 大正五年
一月	三七	二七	六・七	五・九
二月	三五	三五	六・一	七・六
三月	三六	三四	六・六	七・四
四月	三九	三五	四・八	五・四
五月	三六	三四	六・一	七・四
六月	三五	二五	一三・九	五・四
七月	三九	四六	九・九	一〇・〇
八月	三五	六〇	八・八	一三・一
九月	三九	六〇	七・三	一三・一
十月	三六	四五	九・一	九・八
十一月	三六	四一	六・六	八・九
十二月	三三	二七	八・一	五・九
計	三九六	四五九	一〇〇・〇	一〇〇・〇

更に之を業態別について見るも、いづれも同様の傾向を示してゐること附表乙第一表其一の示す如くである。

爭議の分布　當研究所の調査によれば、爭議の發生を見た道府縣は合して四十二にして、大正十五年に於て、最多數を示すものは、東京の一一二件（二四・四〇％）にして、大阪の八八件（一九・一七％）之に次ぐ、而して、東京大阪及これに亞ぐ福岡、神奈川、兵庫、京都、愛知の七府縣は大體毎年最も爭議の數多く、合計すれば、全數の約七割を占めてゐる、今件數の多きもののみをとつて前年度と比較すれば次の如くである。

	實數 大正十四年	實數 大正五年	百分比（全爭議中占むる％） 大正十四年	百分比（全爭議中占むる％） 大正五年
東京	一一二	一三	一八・四	二四・四
大阪	八八	一〇七	一七・〇	一九・二
福岡	三五	一五	三・八	六・八
神奈川	二七	一七	四・三	六・三
兵庫	三四	三六	八・六	五・七
京都	一九	一四	四・八	三・一
愛知	一〇	一三	二・五	二・八
福島	〇	三	〇	二・六
靜岡	五	三	一・二	二・六

尙これを業態別に分つての府縣別數は附表乙第一表其二として掲載されてある。

爭議の原因　爭議中資本家の挑戰に端を發したもの二二〇件（四七・九％）勞働者の要求に端を發したもの二三九件（五二・一％）であり、これを大正十四年度と比するときは大差なきも、更にそれ以前と比するときは著しく受動的原因によるもの多きを見る、即次表の示す如くである。

	實數 資本家の挑戰に端を發するもの	實數 勞働者の要求に端を發するもの	實數 其他	百分比 資本家の挑戰に端を發するもの	百分比 勞働者の要求に端を發するもの	百分比 其他
大正十五年	三〇件	二九件	—	四七・九%	五二・一%	—
大正十四年	一九八	一九八	—	五〇・〇	五〇・〇	—
大正十三年	一三七	六四	—	一七・八	八二・二	—
大正十二年	一二三	一七八	七	三七・九	五九・八	二・三

更に受動的原因に就て、その內容に立ち入つて觀察すれば解雇反對によるもの最も多く賃銀値下反對、組合員解雇、工場閉鎖これに亞いで多數である、今之を表示すれば次の如くである。

大正十五年中爭議受動的原因細別

		全爭議百中占むる割合
工場閉鎖	三件	五・〇%
解雇反對	六五	一四・二
解雇手當要求	八	一・七
組合員解雇	三五	七・六
組合壓迫	五	一・一
値下反對	四七	一〇・二
收入減反對	九	二・〇
賃銀不拂	一八	三・九
待遇改惡反對	四	〇・九
其の他	六	一・三
計	三〇	四七・九

次に之を業態別について見るに雇主側の挑戰による爭議の率の最も高かつたのは家內工業及手工業であり、化學工業、鑛業之に亞ぐ。而して特別工業には資本家の挑戰によるものなく、官公業はこれについで最も低率にして九・一%にすぎない、之を表示すれば

各業態別爭議百中占むる割合

	大正十四年	大正十五年
工業		
工場工業		
染織工業	三三・三	五〇・七
機械器具及金屬工業	六五・七	四九・二
化學工業	六一・〇	五五・四
飲食物工業	四六・一	四七・四
雜工業	四三・七	五〇・六
持別工業	—	—
計		
家內工業手工業	五〇・三	五〇・三
鑛業	五三・三	六〇・〇
交通業	七三・七	五三・三
官公業	三五・五	三一・三
計	三三・三	九・一
	五〇・〇	四七・九

各業態別の爭議原因については附表乙第一表其三として收

錄せるが故にこゝには省略するが、その主なるもののみを見るに、家内手工及手工業にあつては賃銀値下によるもの最も多く、三六%の高率を示してゐる、これは家内工業及手工業にあつては、勞働力を使用するの率極めて高く、事業成績の勞賃の高低に影響せらるゝこと最も大なるによるものであらう、而して鑛業にあつては、その不況のどん底にあるがため か賃銀不拂によるもの他産業との比をやぶつて三〇%の高率を示してゐる。

次に勞働者側の要求に端を發する能動的原因に就いて、その内容を見るに、賃銀値上要求、依然として、最高位に居り件數一〇〇、全體の二一・八%を占め、待遇改善の五四件(一一・八%)これに亞ぐ。

大正十五年中爭議能動的原因細別

	件	爭議百中占むる割合
賃銀値上	一〇〇	三・八%
支拂方法改正要求	三	二・六
解雇手當制定要求	九	一・九
退休職手當制定要求	六	一・三
待遇改善要求	五四	二・八
時間短縮要求	六	一・三
工場法施行要求	二	〇・四
組合確認要求	一〇	二・二
健康保險費負擔要求	一〇	二・二
感情的原因	三〇	六・五
計	三九	五二・一

次に之を業態別について見るに、特別工業の爭議は全部そして官公業のそれは大部分(九〇・九%)勞働者の要求に端を發してゐる今これを表示すれば

各業態別爭議百中占むる割合

	大正十四年	大正十五年
工業		
工場工業		
染織工業	六六・七%	四九・三%
機械器具及金屬工業	三四・三	五〇・八
化學工業	三九・〇	四四・六
飲食物工業	五三・九	四二・六
雜工業	五六・三	四九・四
特別工業	一〇〇・〇	一〇〇・〇
計	四九・七	四九・七
家内工業及手工業	四七・八	四〇・〇
鑛業	二六・三	四七・八
交通業	六四・五	六八・七
官公業	六六・七	九〇・九
計	五〇・〇	五二・一

次に各業態別による爭議原因別統計は、附表乙第一表其三として收錄せるが故に、こゝには唯概略のみを略記するに止

める。工場工業にあつては全體としては賃銀値上要求最も多く(六六件全爭議の一八・八%)待遇改善(三一件八八・一%)感情的原因(二八件七・九%)之に亞ぐも、染織工業にあつては、女工の多きがためか、感情的原因によるもの全爭議の二五%能動的爭議の五〇%の高率を示してゐる。次に家内工業手工業及び鑛業に於ては賃銀値上要求に端を發するもの、最も多く家内工業手工業は全爭議の四〇%能動的爭議の一〇〇%を占め、鑛業にあつては全爭議の四三・五%、能動的爭議の九一%を占めてゐる、交通業及官公業にあつては待遇改善要求による爭議最も多く、交通業は一六件(全爭議の三三・三%能動的爭議の四八・四%)にして官公業は六件(全爭議の五四・五%能動的爭議の六〇%)を占めてゐる。

健康保險爭議　大正十五年度爭議中において、特に注目すべきは、所謂健康保險ストライキ。即ち健康保險法の實施に伴ひ勞働者に對して課せられる强制的保險料に對する不平による爭議である、特に日本勞働組合評議會は健康保險法は欺瞞政策の典型的のものにして勞働者の最も苦痛とする疾病、負傷、分娩、死亡等に金を與ふといふ如何にも勞働者が釣られ易き題目を掲げてその實、多額の保險料を徴集し、自己階級の負擔を勞働者階級の負擔に轉嫁せしむると同時に、更に解雇に依る威赫を容易ならしめ、且つ無産階級運動を財政的に妨碍せんとする支配階級の奸策なりとの見解の下に、資本家政府保險料全額負擔、保險給付の增額及び給付範圍の擴大、保險組合の勞働者管理等の要求を全國的にまき起すべく計畫したる爲め、これに基き同會組合員を有する諸工場は所謂健康保險ストライキなるものが續發するに至つた。その主なるものは、

▲日本紙業株式會社(東京、大阪)▲東京銅鐵家具製作所▲淺野セメント株式會社(東京)▲日本鑄造株式會社(東京)▲旭紡織仙臺工場▲旭硝子牧山工場(福岡)

尙健康保險法に關しては第三部第二篇參照

爭議の經過　勞働爭議の戰術として使用されるのは、盟休怠業、示威運動の三者をその主要なるものとする。而して大正十五年中における行使戰術別爭議件數次の如くである。

	實數			比例(全爭議百中占むる割合)		
	單獨に行へるもの	他の運動と併用せるもの	計	單獨に行へるもの	他の運動と併用せるもの	計
盟休	三〇件	八七件	二七件	四五・八%	一八・九%	六四・七%
怠業	三四	三五	六四	七・四	七・六	一五・〇
示威運動	一五	六四	七九	三・三	一三・九	一七・二
紛議に止りしもの	—	—	二〇	—	—	二四・三

盟休最も多く、六四・七%を占め、怠業最も少く、一五・〇%を占めてゐる。これを併用方法別に見れば、盟休、示威の

併用最も多く（五五件一二%）怠業示威が最も少い。（三件）而して本年度に於ては單に紛議に止りしもの頗る多く一一〇件二四・二%の高率を示してゐるのは、資本家側の力强くして、同盟罷工等の擧に出ずるを得ざりしもの多かつたのではなからうか。

更に之を工・鑛・交通等全體、工場工業、機械器具金屬工業について觀察すれば

	實數			比例（各業態爭議百中占むる割合）		
	工、鑛、交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業	工、鑛、交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業
盟休	二七件	三五件	十三件	四・七%	六二・九%	六〇・〇%
怠業	六九	五五	二五	一五・〇	一五・六	二〇・八
示威運動	九	六三	三	一七・二	一七・九	一八・三

備考　本表に於ては單獨及併用を合算せり

更に之を前年度と比較すれば

	各業態爭議百中占むる割合					
	工、鑛、交通業全體		工場工業		機械器具金屬工業	
	大正十四年	大正十五年	大正十四年	大正十五年	大正十四年	大正十五年
盟休	四・七%	六二・七%	四六・五%	六三・九%	四〇・〇%	六〇・〇%
怠業	一五・〇	一〇・二	一五・六	一〇・六	三・四	二〇・八

	實數			百分比（各業態爭議百中占むる割合）		
	總數	工場工業	機械器具金屬工業	總數	工場工業	機械器具金屬工業
示威運動	二三・一	一七・二	二五・八	一七・九	三一・四	一八・三
工場閉鎖（休業を含む）	二五件	二四件	一七件	五・四%	四・八%	一四・二%
解雇	九八	九九	三	二・二	二・八	五・八
解雇閉鎖	一〇	一〇	七	二九・〇	三二・一	三八・三
計	一三	一三	四			

之を前年度と對比すれば

各業態爭議百中占むる割合

	總數 大正十四年	總數 大正十五年	工場工業 大正十四年	工場工業 大正十五年	機械器具金屬工業 大正十四年	機械器具金屬工業 大正十五年
工場閉鎖（休業を含む）	三・五%	五・四%	四・一%	四・八%	三・八%	一四・三%
解雇	九・六	二・四	九・六	三・四	六・七	一八・三
解雇閉鎖	三・〇	二・二	三・八	二・八	六・七	五・八
計	一六・一	二九・〇	一七・五	三二・一	一七・一	三八・三

即ち、解雇最も多く、工場閉鎖及休業は機械器具金屬工業に於て特に高率を示してゐる、前年との比較に於ては、各業態ともに、雇主の對抗手段を講ずるの率頗る増加し、特に機械器具金屬工業に於てその著しきを見る。これはひきつゞく不景氣のため資本家の利益率減じて、勞働者に對する讓歩の餘地を失ふとともに又事業繼續に對する熱望やうやくおとろえて強行手段をとること多きに至つたのではあるまいか、尙調停に關しては第三部第三篇第一章第一節勞働爭議對策、政府當局の爭議對策については第四部第一篇社會運動の取締の項に就て參照せられたい。

爭議の結果　大正十五年度の爭議の結果は、うちつゞく不景氣と資本家の爭議戰術の熟練と、官憲の苛酷峻烈なる爭議壓迫とによつて勞働者側の敗戰に終つたものが著しく多きを占めてゐる、最近三年間中の爭議結果につき（結果不明のものを除き）その百分比をとれば次表の如くである。

	大正十四年	大正十五年	大正十三年
業主に有利解決	四六・二%	三七・〇%	二九・九%
被傭者に有利解決	二五・一	二五・五	二六・四
妥協	二八・八	四七・五	四四・七

次に之を業態別に見るも大體の傾向はいづれも同じである

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體	工場工業	機械器具金屬工業
業主に有利解決	三八・八%	三八・一	三一・三
被傭者に有利解決	三一・一	三一・六	三三・三
妥協	二四・二	二四・一	三三・五
不明	一五・九	一六・三	二〇・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

尙爭議に關する當研究所調査、社會局調査の諸統計は乙統計表第一表第二表として收錄してある。

第二節　主要なる勞働爭議

イ、工場工業に於ける主要勞働爭議

一、染織工場

（工場名）	（發生月）	（參加人員）	（關係せる勞働團體）
石綿紡績工場（大阪）	一月	八〇	評議會

北泉紡績會社（大阪）	二月	一三〇	評議會	
洛西美術友禪工組合（京都）	二月	二五〇		
大阪製麻會社（兵庫）	二月	二九〇	攝津勞働組合	
松阪木綿株式會社（三重）	三月	三三〇	三重縣勞働組合	
東洋麻工會社（栃木）	四月		總同盟	
日本形染會社（靜岡）	四月	二〇〇	濱松合同勞働	
富士紡保土ケ谷工場（神奈川）	五月	三、〇〇〇	評議會	
岡崎紡績會社（愛知）	五月	二六〇		
清水染工場（京都）	六月	五〇	評議會	
田村友禪工場（大阪）	七月	九〇	美術友禪工組合	
東京モスリン龜戸工場（東京）	八月	二、五〇〇	關東紡績勞働組合	
內外紡績會社（愛和）	八月	一五〇		
日水美術友禪工組合（大阪）	八月	一、八〇〇	美術友禪工組合	
東洋紡績三軒家工場（大阪）	八月		總同盟、評議會	
日出紡績姫路工場（兵庫）	八月	一〇〇		
鳥越外十三捺染工場（廣島）	八月	七〇	職工同盟會	
郡山製糸工場（山形）	九月			
東京染布株式會社（東京）	九月	一〇〇	關東合同	
小口館製糸工場（埼玉）	九月	三四〇		
永井撚糸工場（大阪）	九月	四〇		
倉井友禪工場（京都）	九月	三〇	評議會	
近江帆布味野工場（岡山）	九月	一、五〇〇		
東京毛布會社（千葉）	十月	三〇〇	總同盟	
溝口メリヤス工場（東京）	十一月	八〇	評議會	
攝津染工場（大阪）	十一月	三〇	朝鮮勞働組合	
赤坂友禪工場（京都）	十一月	四八	京都染物勞働	
大日本紡績高田工場（奈良）	十一月	五〇	評議會、農民組合	
森下紡績廣島工場（廣島）	十一月	三二四		
旭紡績會社（宮城）	十二月	一、二〇〇	評議會、勞農黨	
隱岐製糸組合（島根）	十二月	五〇		

機械器具工場（精錬工場を含む）

（工場名）	（發生月）	（參加人員）	（關係ある勞働團體）
鈴木織機工場（靜岡）	一月	一五〇	濱松合同勞働
高砂工業株式會社（東京）	一月	二〇〇	東京鐵工組合
天野金屬工場（東京）	一月	四〇	東京鐵工組合
神戸製鋼門司工場（福岡）	二月	一四〇	
日本光學工業會社（東京）	二月	一八〇	關東金屬光技會
ライヂングサン石油油槽所（神奈川）	二月	三五〇	總同盟
帝國製鋲會社（大阪）	二月	一三〇	總同盟、大阪評議會
松井鐵工所（大阪）	二月	八〇	
奥村電機商會（京都）	二月	六〇〇	評議會
日新電機株式會社（京都）	二月	一五〇	評議會
田澤電線工場（東京）	三月	一〇〇	
林鐵工所（東京）	三月	二〇〇	關東金屬
日本無線電信電話會社（東京）	三月		東京鐵工組合
大阪ニッケル鑛金會社（大阪）	三月	五一	評議會一般勞働
奥村電機商會（京都）	三月	三〇〇	評議會

東京製鋼小倉工場（福岡）	三月	四〇〇	總同盟、九州鐵工組合
新潟鐵工所土崎工場（秋田）	四月	六五	土崎合同勞働組合
小松製作所（石川）	四月	一〇〇	能美合同勞働組合
日本樂器會社（靜岡）	四月	一、三八〇	評議會
東邦電氣工作所（靜岡）	四月	一五〇	
外池自轉車工場（東京）	五月	七〇	關東金屬
石渡電機株式會社（東京）	五月	一〇〇	關東合同
岡友鐵工所（大阪）	五月		總聯合
村上鐵工所（大阪）	五月		評議會
鈴木ポンプ製作所（大阪）	六月	七〇	總同盟
板倉スポーク製造所（大阪）	六月	五〇	總同盟
細井鑪工場（東京）	七月	一五〇	關東金屬
安田鐵工所（東京）	七月		東京鐵工組合
禪馬鐵工場（神奈川）	七月	二八〇	評議會
栗本鐵工所（大阪）	七月	二七〇	評議會、總同盟
平浪鑛金所（大阪）	七月	八〇	大阪合同勞働
日本亞鉛鍍會社（大阪）	七月	一五〇	總同盟
尼崎伸銅所（兵庫）	七月	一二〇	總同盟
戸上電機會社（佐賀）	七月	六〇	
日本電線會社（東京）	八月	三八〇	總同盟、自治會
櫻田鐵工所（東京）	八月	一四〇	東京鐵工組合
石川島造船所（東京）	八月	二、四〇〇	關東金屬
新本時計工場（東京）	八月	五四	東京合同
浦賀船渠横濱工場（神奈川）	八月		工愛會
細王社（神奈川）	八月	一〇〇	神奈川合同
米子製鋼所（鳥取）	八月	一〇〇	
自念組造船所（福岡）	八月	六〇	總同盟
隅田川製鐵所（東京）	八月	三六〇	工友會、東京鐵工
石川島造船所（東京）	九月		關東金屬
日立製作所（東京）	九月	六〇〇	日立從業員組合
北川ベル工場（東京）	九月	五〇	東京鐵工組合
東京瓦斯電氣工業會社（東京）	九月	九〇〇	技友會
日本トラスコン鋼材會社（神奈川）	九月	四〇〇	關東金屬
豐田織機會社（大阪）	九月	五〇〇	總同盟
玉造船所（岡山）	九月一、〇〇〇		總同盟
博多コースター株式會社（福岡）	九月	二〇〇	
倘工舍（東京）	十月	一五〇	關東金屬
東洋印刷株式會社（東京）	十月	二三〇	東京機械工組合
東京螺子製作所（神奈川）	十月	一五〇	總同盟
戸畑鑄物大阪工場（大阪）	十月	一五〇	勞友會、立憲勞働黨
田中車輛會社（大阪）	十月	一〇〇	關西車輛工組合
赤坂バケツ工場（大阪）	十月	六〇	大阪金屬勞働組合
神戸電機製作所（大阪）	十月	一七〇	評議會、總同盟
博多コースター會社（福岡）	十月	二〇〇	
新潟鐵工所土崎工場（秋田）	十一月		全秋田勞働
隅田川製鐵所（東京）	十一月	一五〇	日本勞技會
日暮里ゼンマイ工場（東京）	十一月	四〇	東京鐵工組合

日本鑄造株式會社(神奈川)	十一月		關東金屬	
播州金物組合(兵庫)	十一月	七八〇	鎌工組合	
大日本自轉車工場(東京)	十二月	一五〇	關東合同	

三 化學工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)	
東亞エナメル會社(兵庫)	一月	三〇〇	水平社	
東京ゴム會社(東京)	三月	一八〇	評議會	
小倉製油所(東京)	三月	八〇	關東合同勞働組合	
日本煉瓦製造株式會社(埼玉)	三月	四五	關東合同勞働組合	
陶知町陶器工(岐阜)	三月	五〇〇	中部陶器工	
許斐硝子工場(福岡)	三月	三〇〇	水平社	
大阪琺瑯會社(大阪)	四月	一五〇	評議會	
田中皮革工場(東京)	五月	六〇	革工組合	
堺エナメル合名會社(大阪)	五月	一六五	評議會	
內外ゴム會社(兵庫)	五月	五〇	評議會	
日本除虫菊會社(和歌山)	五月	九〇		
中島硝子工場(大阪)	六月	一〇〇	評議會	
名古屋輸出向製陶工場(愛知)	八月	三〇〇	製陶同盟	
旭硝子牧山工場(福岡)	八月	四〇		
瀧呂製陶工(岐阜)	九月		製陶同盟	
堺製油會社(大阪)	九月	七〇		
廣井硝子工場(大阪)	九月	五〇		
鐵器エナメル會社(福岡)	九月	七〇	福岡合同	
黑崎窯業會社(福岡)	九月	一〇〇		
豐田セメント會社(福岡)	九月	六〇		
奧田製油所(滋賀)	十月	八〇		
山邑製壜所(兵庫)	十月	一九〇	灘聯合會	
中央セメント黑崎工場(福岡)	十月	一六〇		
淺野セメント深川工場(東京)	十月	五〇〇	評議會	
上長硝子工場(兵庫)	十一月	一〇〇	總同盟	
旭硝子牧山工場(福岡)	十一月	一五〇	九州聯合會	
大日本自轉車ゴム工場(東京)	十二月	一五〇	關東合同	
日本窒素肥料會社(熊本)	十二月	五七〇		

四 飲食物工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)	
東武醬油會社(埼玉)	一月	三	關東釀造勞働	
明治製菓會社(神奈川)	三月	四二〇	製菓勞働	
日清製粉工場(神奈川)	三月	三四		
上野製糖工場大阪)	六月	二五	大阪合同勞働	
カルピス工場(東京)	八月	七五	關東釀造勞働	
三河屋製菓會社(大阪)	九月	四〇	大阪合同勞働	
ヒゲタ、山サ醬油工場(千葉)	十月	四〇〇	關東釀造勞働	
東京製糖芝浦工場(東京)	十一月	一五〇	關東合同勞働	
殿木製陶工場(東京)	十二月	三五	關東合同勞働	

五　雜工場

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
共同印刷株式會社(東京)	一月	二、一〇〇	出版勞働組合
山田製本工場(東京)	一月	一三〇	出版勞働組合
アジア製靴會社(愛知)	一月	一〇〇	
杉田刷子工場(大阪)	一月	三一	關西勞働組合
吉安帽子工場(東京)	二月	八〇	關東合同勞働
谷口印刷所(大阪)	二月	一五	交進會
青木製材所(靜岡)	三月	三〇〇	清水製材勞働
文祥堂(東京)	四月	三〇	印刷工聯合
アジア製靴會社(愛知)	四月	二三〇	中部評議會、向上會
白鳥製材會社(愛知)	四月	一六	名古屋機械工
神戸燐寸軸職工(兵庫)	四月	一、五〇〇	總同盟
秋田製材青森工場(青森)	六月	四三	
日本プライウード會社(東京)	六月	一五〇	豐島合同勞働
大正木管會社(德島)	六月	九〇	
森萬鏡工場(大阪)	七月	二〇	大阪合同勞働
萬朝報社(東京)	八月	一五六	東京印刷工
前橋印刷工場(群馬)	八月	一七〇	印刷工聯合
井上寫眞臺紙工場(大阪)	八月	一七	大阪合同勞働
米田印刷所(大阪)	八月	六〇	總同盟
北海道製綱會社(北海道)	九月	二四〇	小樽合同
大阪鞄工自助會(大阪)	九月	一六〇	大阪鞄工自助會
古川足袋工場(大阪)	十月	一五〇	
紀北目出帽同業組合	十月	五三	大阪鞄工自助會
大正印刷會社(宮城)	十一月	四七	仙臺一般勞働
東邦コンクリート土管會社(神奈川)	十一月	七〇	評議會
山岸製材所(愛知)	十一月	一三五	
三田屋刷子工場(大阪)	十一月	五〇	關西勞働組合同盟
日本紙業株式會社(東京)	十二月	一九〇	評議會

六　特別工場（精煉工場を含む）

(工場名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
東京電燈會社(東京)	四月		東京電燈從業員組合
甲府電力會社(山梨)	七月		日本交通總聯盟
東京瓦斯會社(東京)	七月		瓦斯工組合

2. 家內工場及手工業に於ける主要爭議

(工業者種類)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
姫路石工組合(兵庫)	二月	三〇	總同盟
大谷石材工(栃木)	二月		
西牟婁郡瓦工(和歌山)	五月		
名古屋麻裏製造工(愛知)	五月		麻裏工組合
松本市伊藤組大工(長野)	五月		
櫻井町漆器工(愛媛)	六月		
花緒工組合(奈良)	七月		
美濃傘職工(岐阜)	七月		

金澤市金箔工(石川)	七月	八〇〇		
添上郡内瓦工(奈良)	九月	四五〇		
燕町金物組合(新潟)	十月	三〇〇		
灘樽工(兵庫)	十一月	八〇	灘樽工組合	
專賣局土木工事場大工	十一月	四〇		
京都市内石工(京都)	十一月	一八〇	共和會	
鏡臺工(德島)	十二月	一〇〇		
本村瓦組合(三重)	十二月	一三〇		

3. 鑛山に於ける主要爭議

(鑛山名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
別子銅山(愛媛)	前年より	三〇〇	鑛夫組合
神の浦炭坑(福岡)	一月	八〇〇	
三池鑛業所(福岡)	三月		大牟田合同
川崎炭坑(福岡)	五月	三一〇	
茨城無煙炭坑(茨城)	六月	二二〇	鑛夫組合
杵島炭坑第二坑(佐賀)	七月	一、三〇〇	
平山炭坑(福岡)	七月	一、三〇〇	
佐渡鑛山(新潟)	九月	六〇〇	
大根土炭坑(福岡)	九月	七〇〇	鑛夫組合
三菱鑛業第六坑(福岡)	九月		九州聯合會
中鶴炭坑(福岡)	九月	一、七〇〇	
大嶺無煙炭坑(山口)	九月	三五〇	
茨城無煙炭坑(茨城)	九月	二〇〇	

4. 交通業に於ける主要爭議

一 水上交通業

(會社船舶名)	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
葛飾汽船會社(東京)	一月	二六	郵司同友會
郵船會社司厨部員	六月		屬員同志會
日本郵船會社船員	十月		
平龍丸(福岡)	十二月	四二	

二 陸上交通業

王子電鐵(東京)	一月	三五〇	自治會
玉川電車(東京)	二月	二四〇	自治會
大阪タクシー(大阪)	三月	二七〇	
白馬自動車會社(長野)	三月	三二	總同盟
京成電車(東京)	三月	三〇〇	自治會、黑色聯盟
伊那電鐵會社(長野)	五月		總同盟
小樽市街自動車會社(北海道)	五月	四五	小樽合同勞働
函館水電會社(北海道)	五月	三八〇	水電友誼會
長崎電鐵(長崎)	七月	二〇〇	長崎勞働組合
横濱市街自動車(神奈川)	七月	五二	市電共和會
目黑蒲田電鐵(東京)	七月	三〇〇	自治會

東京小型自動車(東京)	七月	一四〇	總同盟
札幌電車軌道會社(北海道)	八月	二〇〇	
九水福岡營業所(福岡)	八月	一五〇	
鹿兒島電氣軌道(鹿兒島)	九月	二〇〇	
能勢電車(大阪)	九月	四〇	
白濱自動車會社(和歌山)	十一月	四〇	
京濱電車(神奈川)	十二月		自治會

5. 官公業に於ける主要爭議

	(發生月)	(參加人員)	(關係せる勞働團體)
熊本市電(熊本)	二月	八〇	
東京市水道從業員(東京)	八月	一、〇〇〇	自治會
東京市電氣局(東京)	十月		自治會
神田郵便局集配人(東京)	十月	二〇四	遞友同志會
東京市電職員同志會(東京)	十一月	一、二〇〇	同思會
東京市土木局雇員(東京)	十二月	四五〇	市從業員組合

第三節　特に主要なる爭議の顚末

日本樂器株式會社勞働爭議　(會社所在地)靜岡縣濱松市中澤町二五〇(資本金)三百四十八萬圓(社長)天野千代丸(從業員數)一、二七二名(爭議參加者)一、二二名(日本勞働組合評議會濱松合同勞働組合員)(歎願書提出)四月二十一日(罷業開始)四月二十六日(解決)八月八日(爭議日數)百十日。

原因　組合運動の處女地濱松に於ても、大正十五年初頭に至り、鈴木織機會社從業員(約百名)は大部分濱松合同勞働組合を組織し評議會に加盟し會社に之が承認を要求したるも、會社は之を拒絕し、全職工に對して組合脫退を强制した。これに憤激した全職工は一月二十四日勞働組合加入承認其他十四項の勞働條件改善要求を以て罷業に入り一ケ月の苦鬪の後有利大勝した。この勇敢な鬪ひと勝利とは濱松全市勞働者に非常な刺戟を與へ、組合員數は急激に增加し、日本樂器を中心に約二千名の勞働者が組織せられた。一方商業會議所を中心とする全濱松の資本家はこの組合ぶつつぶしを決意した。かゝる狀況の下に、一は待遇改善の目的を以て、一は未組織勞働者に對する組合宣傳のため、合同勞働組合は四月二十一日大要左記の歎願書を提出した。

一、衞生設備の完成　二、年功賞與の實施　三、退職手當の支給　四、最低賃金制々定(男十五才以上七十錢、男壯丁以上一圓六十錢、女十四才以上六十錢、二十才以上一圓十錢)五、定期昇給年二回實行その他公傷步增等合計十二項目。

經過　會社は評議會を目して共產黨なりと逆宣傳し、國家的見地より之を排斥すと稱し、且又本爭議の解決如何が直に累を、他會社に及ぼすものと信じ、勞働者側が評議會の手を離れざるかぎりは斷じて要求に應ぜずとし所謂危險分子の解雇、附和隨行者の反省、後歸勸誘、新規職工の募集等終始一貫强硬態度を示し、一方評議會は幹部を同市に集中せしめて勞働者團結權維持の聖戰なりとし示威運動、演說會等に結束を固め、一方市民を動かして市民大會を企て、又全國友誼團體に飛撒して應援を求めて堂々對陣し濱松は未曾有の混亂に陷り、罷業二ケ月を越ゆるも解決の曙光

すら見えず、この間に於て、會社は東京より大化會をよびて「日本主義勞農同志會」と稱して「共産主義撲滅」の職の下に組合ぶつつぶしに狂奔せしめ、又鮮人相愛會なるものをつくつて罷業破りを企て、一方勞働者は市内總罷業の申し合せをなし横濱分工場も又動揺した。他方この間、官憲は極力彈壓の方針を以て取締峻烈を極め騷擾罪放火罪爆發物取締法違反を以て起訴公判に附せられたもの七十六名に及んだ。

解決 六月中旬頃より勞働者側に好意をもたんとする市内有志によつて爭議解決促進聯盟の組織ありたるが具體的折衝を見ずして終り、七日に入り協調會、市長、株主山本條太郎氏調停に入りて、不調なりしも、この間縣當局の勸説もあり、形勢も漸く内外一致解決を要望するに至り、遂に八月六日協調會に無條件調停一任、添田理事は七日下濱して渡邊市長、鈴木市會議員、天野社長等と懇談の結果、左記條件を以て解決を見るに至つた。

【解決の内容】 一、會社は爭議團解散後に於て既に解雇の通知を發したる者の中、詮衡の上之を採用し從業の勤續日數を通算する。二、前項の詮衡に洩れたる者(三百五十名)に對し總額三萬圓を各勤續日數及賃銀を標準とし解雇手當として支給する。三、會社は其詮衡に依りて採用したる者にして困難なる事情ある者に對し入社後に於て最善の方法に依りて救濟手段を講ずる。四、會社は將來從業員の缺員を生じたる場合に於ては詮衡により解雇者を採用する。五、會社は爭議の經過に鑑み爭議に關し訴追を受けたる者の家族及負傷者等に對し金八千圓を給與する。

住友合資會社別子鑛業所勞働爭議 (會社所在地)愛媛縣新居郡濱町(鑛業所長)松本順吉(勞働者數)四九〇〇名(爭議參加者)三〇〇名(日本勞働總同盟日本鑛夫組合別子支部員)(歎願書提出)大正十四年十二月一日(罷業開始)同十二月十日(解決)大正十五年二月十六日(爭議日數)七十八日。

原因 本鑛山は古く元祿時代の創業に屬し、勞資の關係は父子相傳の主從關係にあり、且又住友式溫情施設あり加ふるに本土を離れ交通の便惡しきこと等の理由より、歐洲大戰後全國を風靡せる勞働爭議も本鑛山には未だ及び來らなかつたが、大正十三年秋日本勞働總同盟別子勞働組合(十四年十一月日本鑛夫組合別子支部と改稱)組織以來勞資に關係舊來の如くなる能はず、組合は只管勞力擴張運動に熱中し、大正十四年二月頃には組合員は千六百に達し組合の意氣昂然たるものがあつた。

しかるに之に對して鑛業所側は從來の放任的態度を改め總同盟の運動を抑へんがため、大正十四年二月より三月にかけて、各部落に在郷軍人團工場分會、教育會、抑唐協愛會、協議會、公德宣傳會、部落改善會、新青會、共勵會の八團體を組織せしめ、同年九月在郷軍人分會を除く諸團體を合併して、東平、端出場改善會なる聯合體を組織せしめ、之等團體員は約三千名を越え、爲に別子勞働組合は組合員激減して僅に三百名となり、組合側は勢力の回復にこれ努むるの有樣であつた。

近因 十四年八月新居濱の肥料製造工場に於て組合員飯尾金次氏性行不良の名目の下に解雇せられ、續いて鑛業所に於ても、組合員非上光親氏解雇せられ、十月には黒石事件を惹起したるためと組合員は前記飯尾氏等の面目を立つためと、組合を立つためと、

組合の衰運を挽回するために運動を開始し折柄十一月一日の組合創立一週年記念大會の開催せらるゝに及び八項の決議をなし、中、一、負傷者虐待に關する抗議の件　二、飯尾金次不當解雇に關する件　三、臨時雇廢止の件の三項目を全出勞働者の要求なりと稱し、同月九日以來十數回に亘り交渉をなし、更に十二月一日演說會を開き、左記內容の歎願書を作成し、會社に提出せんとせしも鷲尾勞働課長は面會を避け歎願事項に關しては一切取合はざりしため、組合側は十二月十日を以て同盟罷業の擧に出でた。

【主要歎願事項】一、特價品の復活　二、給與米一人一ヶ月三斗（稼働日數制限の撤廢）　三、入營期間中の公缺勤取扱、簡閲點呼日給全額支拂　四、業務即死者一千圓支給、傷病者待遇改善の徹底　五、會社の都合に依る解雇の手當增額　六、井上飯尾兩人の復職　七、退職手當の改正其他數項。

經過　爭議團側は十二月一日より罷業を敢行し、組合事務所に立籠り各人より米二升金二圓を醵出して爭議費用に充て、警備隊を組織して、各方面の監視及入坑阻止運動をなし、一般罷業者は示威運動、演說會を開きて結束を計り、一方交渉委員は殆んど每日の如く鑛業所を訪れて會見を迫り、或時は徹宵門前を去らず、或は遠く大阪本社に交渉委員を派し、或は婦人代表を住友男夫妻に送りて愁訴せしむる等努力せしも、會社側は今回の爭議は組合員中の不良分子が濫りに事を構えて無理罷業をなしたるものなりとして徹底的に彼等の不良の徒を驅逐し、此の如き雲霧を消散して世人の迷惑を除去したしとの强硬なる態度を以て終始一貫し、十二月二十七日の七十一名を最初とし、二月十四日の五名を最後に累計百七十二名を解雇した。組合側は全國友誼團體に飛檄して應援を求め、或は組合員女房連の戰勝祈願參拜等の名目の下に集團を作つて機會あらば示威運動をなし、之に附隨して會社傭人、或は前述の改善會員と衝突をなした、かくて日本勞働總同盟は事件の紛糾を案じ一月十日本部を臨時大阪にうつし、鈴木會長自ら采配をとつて解決促進に努力せしも、會社の一貫せる主張には何等施す術策なく又解決に斡旋努力しつゝありし關係當局者、協調會等の努力も會社側の强き信念と爭議團側の固き主張のために成功せず、かくて爭議の永續とともに組合側は爭議資金に缺乏を生じ結束稍もすると馳緩せんとし、事態は惡化しつゝありしが、二月二十三日未明發電所水路の爆破の擧行はれ、所轄警察署は爭議團に對し警告を發し取締愈々嚴重となり組合側は進退兩難に陷つた。

解決　水路破壞事件後官憲の取締益々峻烈となり、前途全く絶望となりたれば爭議團側は遂に香阪愛媛縣知事に向つて白紙にて調停方を懇願したるを以て、同知事は杉本鑛業所長、鷲尾勞働課長、添田協調會理事等種々懇談の結果遂に知事の意見を容れて事件を解決することとなりしかば、二月十六日午前十時爭議團代表者西尾末廣山名義鶴の兩氏を知事官邸に招き今回の爭議は組合側に不利不當の點多しと雖も、之が爲多數の入監者檢束者その他氣の毒なるものを出したるは鑛業所としても遺憾なりとし慰藉料として金一封を贈り尙一月十六日以降の處分解雇者に對しては退山料は既に期限後なれば元來支給すべからざるも特に規定額（家族

持百圓、單身者五十圓の七乃至八割を支給することを承認したるを以てこゝに解決されさうと說き、兩氏も事情已むなしと承諾したれば知事は、今後穩健なる運動方針をとるやう、又會社側を濫りに組合を壓迫せざる樣希望し漸く終局を告ぐるに至つた。(社會政策時報による)

第二章　農業勞働者の爭議

（小作爭議）

第一節　爭議の大勢

小作爭議は既に普遍化し、慢性化し全國にそして豐凶作に關係なく每年經續的に繰返されるに至つた。本年度に於ける爭議の跡を通觀すれば前年同樣に小作料輕減要求或は不納同盟に基く土地返還、立入禁止、立毛差押等の所謂法廷小作戰が可なりの數を占めてゐる。しかして本年度の爭議の一般的傾向として觀らるべきものは、從來自衞的立場を守つてゐた地主が昨年來やや攻勢に轉じ本年四月に至つて更に益々積極的攻勢の矛を尖鋭ならしめた、即ち大日本地主協會の設立と小作制度調査會を通して現出せる小作法制度運動がそれである。他方小作人の爭議戰術は經濟運動及び法廷小作戰の行詰りを打開する爲めに昨年を劃して立法運動、議會運動への所謂政治運動への第一歩に入つたが、更に本年に至つて政治戰線への躍進的方向轉換が企圖された、即ち日本農民組合は單一無產政黨を標榜して樹立された勞働農民黨を支持することと又全日本農民組合同盟が農民黨を樹立すること等々に於て之を窺知し得るであらう。かくして帝國主義時代に於ける資本家階級としての地主及び無產階級としての小作人は相對立せる兩階級意識を益々明確にし、經濟鬪爭の初期の運動より漸く政治鬪爭の第二期の戰術への必然的形態をとるに至つたことは注目すべきであらう。なほ、小作調停の如きは相當件數に計上せられてゐるが、昨年度同樣調停法にかけられる爭議の主なるものは、その內容輕微のものがその多くを占め從つて調停法の存在によつても依然として問題は殘ると見られるであらう。

爭議の件數と其分布　社會局調査に係る大正十五年中（昭和二年二月十日迄に報告着の分、以下同樣）の爭議件數は一八五三件であつて、之を前年度の同調査に對比すれば五五件の增加であり、從つて爭議は著しい數ではないが累年遞增の傾向にありと斷ぜざるを得ない。本年度に發生せる爭議の件數高によつて府縣別に列擧すれば最高位は

兵庫	三三六（一八・一%）	大阪	三〇六（一六・五%）
新潟	一八五（一〇・〇%）	奈良	一六〇（八・六%）
岐阜	一五七（八・五%）	埼玉	八三（四・五%）
香川	六二（三・三%）	福岡	五二（二・八%）
愛知	五一（二・七%）	京都	三九（二・一%）

であり、之に次ぐものは鳥取、山梨、靜岡、岡山、愛媛、滋

賀、和歌山、北海道、山形、徳島の順位である。次に、全國を數區に分ち爭議分布の狀態を示せば次の如くである。

地區別	件數	百分比
近畿中國地方	八八八	四七・九
中國地方	一〇三	五・六
	九一	五・〇
東海道地方	二〇三	一〇・九
中部地方	二〇九	一一・三
東山道地方	二七	六・三
北陸道地方	六四	三・五
關東地方	一〇八	五・八
九州地方	四八	二・六
四國地方	二	一・一
東北地方	一、八三二	一〇・〇
北海道地方		
計		

備考　近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）中國地方（岡山、廣島、山口、鳥取、島根）東海道地方（三重、愛知、靜岡）東山道地方（山梨、長野、岐阜）北陸道地方（新潟、富山、石川、福井）關東地方（茨城、群馬、埼玉、千葉、栃木、東京、神奈川）

以上によつて見れば昨年同樣近畿地方は最高にあつて依然として代表的爭議地帶と目すべく北陸地方之に次ぎ其他は昨年に比し一高一低であり、北海道、東北地方は相變らず最低にある左に爭議件數の比較的多き府縣のみを抽出して昨年度のそれと比較すれば

府縣別	大正十四年　昭和元年　件數	全國爭議百中占むる割合　大正十四年　昭和元年
兵庫	一六〇　三三六	一三・〇　一八・一
大阪	三七　三〇六	一七・四　一六・五
新潟	三七　一八五	四・四　一〇・〇
奈良	三　一六〇	一・六　八・六
岐阜	六〇　一三七	四・六　八・五
埼玉	五五　八三	四・二　四・五
香川	三七　六三	二・八　三・三
福岡	二一〇　五三	一六・一　二・八
愛知	八〇　五一	六・一　二・七
京都	三八　三九	二・八　二・一

昨年に於ける爭議多き府縣は概して本年も亦同樣に多いが昨年に比し著しき減少を示せるは福岡縣であり、之に反して增大を呈せるは岐阜、奈良の兩縣であり、其他は殆ど多少ではあるが增加を示してゐる。更に地區別に就いて前年と對比すれば次の如くである。

地區別	大正十四年	昭和元年	百分比
近畿中國地方			四七・九
近畿地方	三八・四		五・六
中國地方	七・二		五三・五

中部地方 東海道地方	八・六	五・〇
東山道地方	七・〇	一〇・九
北陸道地方	六・九	二・三
關東地方	七・五	六・三
九州地方	一七・八	三・五
四國他方	五・一	五・八
東北地方	一・三	二・六
北海道地方	〇・二	一・二

各地區に於ては九州地方に於て著く關東地方が稍減少を示せる以外、他は悉く增加を示し全面的に見て未だ爭議漸減の傾向を認むべきものはない。殊に昨年度まで全く見なかつた宮城、福島、青森の各縣に爭議の發生したことは注目すべきであらう。

（備考）月別による爭議件數は社會局の纒つたる發表を得なかつたので遺憾ながら之を除くこととした。

爭議の原因　舊時の小作爭議は多く天災地變による凶作等の自然現象に起因してゐたが、近時はそれに加ふるに小作條件、小作法令等の社會的原因を含み、更に進んで近代社會思潮に目覺めて小作人自身の社會的地位を確認することによつて農村に於ける直接利害相反する地主階級との階級的利害の上に立つて自階級利益擁護の爭議に進展するに至つてゐる。從つて爭議の淵源は甚だ遠くその原因は極めて複雜といはねはならん。本年度の要求事項を見るに、全要求事項の八割一分を占むるものは小作料の其年限減額であり之に亞ぐものは永久減額である、即ち全爭議の約九割近くは小作料減額の要求である事を知る。これは本年の水害による減收等にも基因するであらうが、結局は收穫分配の根本問題を中心とするものであらう。特に注目すべきは爭議が小作人側の要求のみでなく、反對に地主側の要求によつても發生せる事實ある點である、即ち小作契約の繼續要求は地主が小作人に對し小作契約解除を通告し土地引上を爲さんとするに對する小作側の反對要求であるに他かならない。小作料增額反對の要求も亦同樣地主側の要求に基因して惹起したる爭議と見るべきであらう。次に要求事項の統計を表示すれば左の如くである。

要求事項	實數 大正十四年	實數 昭和元年	比例(%) 大正十四年	比例(%) 昭和元年
小作料其年限減額	九三〇	一、五八四	六五・八	八一・六
小作料永久減額	二九九	一五三	二一・一	七・八
小作料免除	六	三	〇・四	〇・一
小作料增額反對	二	一〇	〇・八	〇・五
込米廢止	六	七	〇・四	〇・三
納米の格下俵裝等に就ての制限緩和	一五	二六	一・一	一・七
奬勵米其他之に類するものの給付又は增額	二	三	〇・八	〇・六

小作人の特別なる支出に對する補償	六	四	〇・四
小作契約の繼續	六六	六一	四・七
其他	六四	八一	四・五
計	一、四一四	一、九四一	一〇〇

（備考）　要求事項は一係爭に一若くはそれ以上を含むが故に爭議條件數とは合計に於て一致しない。

前年度と比較すれば小作料其年限減額に於て增加し、永久減額に於て減少し、其他に於ては一高一低で大體前年度の起伏と同樣の情勢である（乙統計表第三表參照）

爭議關係人員及耕地　社會局發表に係る昭和元年の爭議關係人員及び耕地を示せば次の如くである。

		大正十四年	昭和元年	增減率（△印減少）
關係人員	地主	一九、三〇二（人）	二七、六九二（人）	〇・四三五
	小作人	八四、四〇四	一〇六、五四六	〇・二六二
	計	一〇三、七〇六	一三四、二三八	〇・二九四
耕地	田	五一、三九八（町）	六五、四七七（町）	〇・二七三
	畑	三、〇七八	二、九七二	△〇・〇三五
	其他	一四	一七	△〇・二三〇
	計	五四、五五〇	六八、五〇七	〇・二五五

前年度に比し爭議關係人員に於て地主側四割三分を、小作側二割六分を各々增加し、耕地に於ては畑及其他は僅かに減少を示してゐるが之に反して田に於ては依然として二割七分餘の增加を呈してゐる。これを要するに爭議人員に於ても耕地面積に於ても共に前年度よりも增加を呈示してゐるのである。次に農林省發表「小作爭議概要」より爭議の趨勢に就ての記事を摘錄して參考としよう。

地主小作關係の趨勢

從前に於ける地主小作人の關係は多くは地方の慣習に從ひて平穩裡に推移し概して溫情的協調精神に支配せられ時に當年の不作等に因る小作料の一時的減額免除の爲偶發的に爭議を惹起したることありたるも、常に一局部一時的に限られたり、然るに輓近殊に大戰後時勢の變遷に伴ひ一面に於ては農家經濟の逼迫等の事由に依り、他面に於ては各種の社會運動思想の變動等の影響を受け地主小作人の關係漸く變化し來り舊來の慣習のみに任す能はず、進んで法律上互に權利を主張し、或は溫情的精神を有せず對抗的性質を有する團體を組織し、以て各々其の利益を擁護せむとするに至り小作爭議も小作條件に關し計畫的に發生するに至り、其の件數も急激に增加しつゝあるのみならず、其の質に於ても漸次深刻を加へ小作料其の他小作條件の一時的取極めに止まらず、永久的改正の要求を目的とするもの尠なからず又其の小作爭議の手段に於ても各種の團體的行動を執るのみならず、法廷上の論戰も著しく增加し、或は團體的行動が感情の衝突等の爲常軌を逸して農村社會の秩序を亂し、農村自治を害するに至れるものなきに非ざるの狀況を示すに至り、地主小作人間の問題は我が農村問題

の中心たるの觀を呈するに至れり、然れども一度激甚なる爭議を惹起したる後に於て再び協調的精神に依り相當融和しつゝあるの事例もなきに非ざるなり。

小作爭議の件數及分布狀況

一、件數、小作爭議が一般に喧しくなりたるは大正六、七年頃にして大正十年より更に其の件數激增するに至れり、大正六年後に於ける小作爭議の件數を示せば左の如し、但し毎年自一月至十二月一年間の件數を示す

大正 六年	八二件	大正 七年	二五六件		
大正 八年	三二六件	大正 九年	四〇八件		
大正 十年	一、六八〇件	大正十一年	一、五七八件		
大正十二年	一、九一七件	大正十三年	一、五三二件		
大正十四年	二、二〇六件	大正十五年（昭和元年）	二、〇〇八件		

（昭和二年一月十日迄の報告の分）

右の表に於て知るが如く爭議件數は大正十年より急激に增加し大正十四年は更に增加し以て今日に至れり。尙右の表に依り大正十四年と大正十五年（昭和元年）とを比較すれば後者の爭議件數が尠なきが如きも前者は一年間の總數なるも後者は昭和二年一月十日迄に報告ありたる分を不取敢計上せるが爲にして今後到着するものを合計すれば或は大正十四年度よりも更に增加するに至るべし、又假に大正十四年の爭議の件數を大正十五年度の爭議の報告到着時期と同じく次年一月十日迄に報告到着の分を〆切りて計算すれば前者は一、七〇一件となり後者は二、〇〇八件にして約三〇〇件の增加となるべし而して大正十五年（昭和元年）に爭議の多かりしは水害等の不作に因る爭議多かりしためなることは尙項を改めて說明すべし。尙最近三ヶ年に於ける爭議關係耕地面積及參加人員を示せば次の如し但し大正十五年（昭和元年）一月十日迄の報告の分を計上せり。

關係耕地面積	大正十三年 七〇、三八二町（內田九割）	大正十四年 九五、八九四町（內田九割五分）	大正十五年（昭和元年） 六六、四七八町（內田九割五分）
參加人員 地主	二七、二三三人	三二、〇〇一人	二八、三四二人
參加人員 小作人	二一〇、九二〇人	一三四、六四六人（八割）	一〇六、〇四〇人（八割）
參加人員 合計	二三八、一四三人	一六七、六四七人	一三四、三八二人

二、小作爭議の分布狀況、次に爭議の地方的分布狀況を見るに大正六、七年頃は爭議地方極めて狹少なる範圍即ち濃尾地方、近畿中國、四國、九州の一部に限られしが其の後年を重ねるに從ひ漸次關東、北陸、山陰其の他の地方にも波及し今や小作爭議の發生せざる地方殆ど之れなき狀況なるも其の件數の多少の分布は年の作況其の他地方的事情に因り年々相當の變動あるを免かれざるなり、今最近に於ける小作爭議の件數及性質より通觀したる主要爭議の府縣を擧ぐれば左の如し。

大阪、兵庫、福岡、愛知、香川、岡山、岐阜、新潟、德島、京都、山梨、三重及奈良。

更に各府縣中大正十四年度に於ける、爭議件數を其の多きもの及び最も少なきものより十府縣を擧ぐれは左の如し

爭議多き地方

府縣名	件數
(一)大阪	二五八
(二)岐阜	二五〇
(三)兵庫	二三一
(四)福岡	二七
(五)三重	一六六
(六)京都	九九
(七)愛知	九〇
(八)新潟	六九
(九)埼玉	六六
(十)島根	六七

爭議少なき地方

府縣名	件數
(一)沖縄	一
(二)青森	一
(三)宮城	一
(四)福島	一
(五)鹿兒島	一
(六)茨城	二
(七)大分	二
(八)長崎	二
(九)岩手	三
(十)高知	四

備考、大正十五年に於ても略之と同樣の順序と見るべきも目下報告到着中に付掲示せず

尙爭議報告の全く無きは現在沖縄一縣のみなり、

而して從來に於ける爭議の發生狀況を見るに著しき小作爭議殆ど無く極めて平穩なりしが如き地方にも時に突如として爭議勃發し瀰蔓する事例屢々存せり。卽ち小作爭議は小作條件の永久的改善又は一時的變更を目的として互に其の主張を强要するの結果惹起するものなるが故に小作條件にして改善せられざるに於ては其の素因永く潛在するものと言はざるべからず、されば今日爭議を見ざる地方と雖決して永久樂觀を許さざるなり、然れども小作爭議勃發の動機及誘因は却て他に存することと少なからず、卽ち人文の程度、交通の便否商工業の發達、思想の變遷等に依り他より先に小作爭議の發生すること多きを以て現在小作爭議なき地方と雖必ずしも小作條件改善せられたるものと云ふ能ふず、何時小作爭議の勃發を見るに至るや之を豫期することと能はざるなり。

原因別爭議件數比較表

原因別	大正十三年 件數	大正十三年 割合%	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年(昭和元年) 件數	大正十五年(昭和元年) 割合%
風水、旱、病蟲害其の他の不作	一、〇三一	六六・六五	一、三八〇	六二・六六	一、三八〇	六八、七三

小作爭議の原因及要求事項

一、小作爭議の原因及誘因、小作爭議の原因は各地方に依り又各事件に依り異るものなり、決して單純同一にあらず、或は數個の遠因近因伏在することあるも其の根本的の原因とも見るべきは小作條件に關し地主小作人の經濟的利害關係相反し加ふるに小作制度の不備缺陷、農業の收益薄利、物價の昂騰及生活の向上に伴ふ家計の困難、思想の變遷諸種の社會運動勃發等にして其の誘因としては、災害其の他の原因に因る農作物の不作最も多く小作料の滯納又は小作地の引上、小作地立入禁止、立毛差押模倣等を其の主なるものとす、併し近時各種農民組合激增し之が介在せる地方に於ては其の宣傳に基き小作人が模倣的に爭議を惹起したる場合少なからざるなり、今小作爭議の原因及誘因別爭議件數を示せば左の如し。

小作料高率	一四七	九・六〇	二五六	二・五六	一三四	六・六七
小作權關係又は小作地引上	二五	一・六二	一七二	七・八〇	二五三	二・六〇
思想の變化並模倣	一〇七	六・九九	一二七	五・七六	七七	三・八二
勞費多く收支不償	五〇	三・二六	四六	二・〇八	二八	一・三九
用水費其の他負擔過重	六二	三・九八	三九	一・七七	七	〇・三五
小作料滯納	一		三五	一・五九	四一	二・〇四
小作料不統一	六	〇・三九	二三	一・〇四	五	〇・二五
產米檢査込米奬勵米關係	八	〇・三二	二三	一・〇四	一五	〇・七五
小作料値上	三	〇・七八	二	〇・九五	一〇	〇・五〇
耕地整理關係	四	〇・二六	一三	〇・五九	一〇	〇・五〇
小作農利益薄利	九	〇・五	一〇	〇・四五		
生計困難	一四	〇・九一	五	〇・二三	八	〇・四〇
農產物價格下落	八	〇・三二	一	〇・〇四	四	〇・二〇
其の他	六〇	三・九二	五六	二・五四	三六	一・七九
計	一、三三	一〇〇・〇〇	二、二〇六	一〇〇・〇〇	二、〇〇八	一〇〇・〇〇

備考　小作爭議は單一の原因に因り起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものあれども右數字は各爭議一件に付主たる原因と看做さるべきもの一個のみを採りて計上したるものなり。

二、小作人の要求、小作爭議に於ける小作人の要求は種々ありて決して單純ならず或は小作契約の繼續小作權又は永小作權の確認若は賠償其の他小作條件維持改善、社會的地位の獲得等に關するものあれども經濟上の利益分配問題卽ち小作料に關するもの最も多きは言を俟たず、卽ち大正十四年度爭議件數二千二百六件の內小作料に關するもの千九百七十七件（九割）大正十五年（昭和元年）に於ては二千八件の內千七百十四件（八割五分）に達する有樣なり、今最近二年に於ける爭議件數と要求事項とを示せば左の如し

要求別爭議件數比較表

	十三年 件數	十三年 割合%	十四年 件數	十四年 割合%	十五年 件數	十五年 割合%
一時的小作料減額	一、〇四四	六八、一五	一、四四四	六五・四六	一、四一九	七〇・六七
永久的小作料減額	三五四	三三、二一	四五一	二〇・四四	二〇五	一〇・三五
小作料値上反對	七	〇・四六	二〇	〇・九一	一〇	〇・五〇
込米廢止	五	〇・三三	三	〇・五四	二	〇・一〇
奬勵米增加	三	〇・一九	六	〇・二七	七	〇・三五
肥料代耕作賠償	二	〇・七三	二	〇・五〇	四	〇・二〇
納米の格下又は俵裝の更正	五	〇・三三	四	〇・一八	七	〇・三五
小作料統一又は改定	四	〇・二六	二四	一・〇九	二三	〇・六五
小作契約繼續	二〇	一・三〇	二三〇	五九八	一六〇	七・九七
小作權又は永小作權確認の賠償	四	〇・二六	三〇	一・三六	九一	四・五三
實收の分配又は刈分	三	一・四三	七	〇・三二	三四	一・六九
小作米貸與	一		九	〇・四一	一七	〇・八四
其の他	五三	三・四六	五九	二・五四	三九	一・九四
計	一、五三二	一〇〇・〇〇	二・二〇六	一〇〇・〇〇	二・〇〇八	一〇〇・〇〇

備考　要求事項中「小作米貸與」は十三年度に於ては其の他の中に包含せらる。

而して小作料輕減の要求は從來は作柄不良の年に於てのみ起りあるに至れり、即ち從來不作の場合に於ける輕減要求率は普通二而も其の輕減要求率は僅少なるが或は込米端米等の廢止若くは輕割乃至三割なりしが最近には漸次其の率を增し四五割に及ぶもの減の程度に止まるもの多かりしも近年は漸次輕減要求率を增加しあり、殊に愛知、京都、三重、岐阜、岡山、新潟等には其の率相且作柄の如何に拘はらず、年々繰返し之が要求を爲すもの相當之當大なり。又永久的小作料減額の要求は大正十年頃迄は極めて僅小なりしが大正十二年に至りて俄然總數の三割を占むるに至り、十三年度に於ては二割三分、十四年度に於ては二割、十五年度(昭

和元年）に於ては次年一月十日迄の報告に依るときは一割餘二百五件を示す有様なり。今大正十四年に於ける小作料輕減要求千八百九十五件に付てこれを比較するに一時的減額要求は千四百四十四件（其の爭議總件數に對する割合六割六分）なるに永久的減額要求は四百五十一件（其の總件數に對する割合二割一分）にして香川、福岡、新潟、兵庫、岡山、愛知、德島、岐阜、三重等の爭議著しき地方に於て特に其の例多く其の輕減要求率は一割乃至三割を普通とする有様なり。更に最近大正十四年以來特に顯著なる現象とも見るべきは地主側より耕地返還を要求するもの著しく增加したることにして大正十三年度に於ては僅かに二十五件（總爭議件數の一分六厘强）なりしが大正十四年度は百七十二件（總爭議件數の七分八厘）を占め大正十五年（昭和元年）度に入りては更に增加し二百五十三件（次年一月十日迄に報告ありたる分總爭議件數の一割二分六厘）に上れる有様なり、斯くの如き土地返還の請求理由は小作料滯納を其の主なるものとす、自作の目的をもつてするものあるも、其の內實に於ては累年の小作爭議を嫌忌するの結果に出でたるものなきに非ざるなり、而して土地の返還は往々にして裁判上の手續に出ずるものあり、小作人は之に對して其の繼續を主張し或は小作權又は永小作權の確認を主張し若し返還を餘儀なくせらるゝときは地主に對し作離料等を要求するものあり而して此の種の爭議は福岡、三重、兵庫、大阪、新潟、山形等の諸府縣に於て之を見る。

小作爭議の手段及經過

小作人の要求方法は個人的懇願の態度より漸次團體的對抗の態度となり爭議紛糾せる場合に於ては暴行脅迫に依る一時的强要手段を執ることなきに非ざるに、近年は寧ろ小作料不納同盟、小作米共同保管、小作地不還の申合を爲し地主が訴訟を提起せる場合には各種の抗辯方法を講じ組合には顧問辯護士を置きて之に對抗する等持久的手段を選ぶに至り又多衆に依る示威運動小學校兒童同盟休校、消防組員辭職公租公課滯納申合等を爲し以て社會の輿論に訴へむとするもの尠なからざるなり。地主も亦團體を以て小作人に對抗するを例とするも地主側に於ては、土地所有段別に差異あるのみならず、在村地主と不在地主との別あり、又小作料を唯一の收入と爲すものと然らざるものとありて相互の間に利害一致し難きものあり、加之平素農業を自營するにあらざるの準備なき者等あるが爲同一の步調を以て行動を終始すること容易ならざるの事情にあり、從つて小作人組合に比し尙未だ强固なる團體の組織少なき有様なり。爭議の紛糾せる場合に於て地主側の手段としては、先づ小作料請求の催促狀を發し小作人之に應ぜざる時は、小作料請求訴訟を提起し之に伴ふ現物若くは稻立毛の假差押を執行し、又耕地返還請求訴訟を提起し土地立入禁止處分に附し以て飽迄も小作人に對抗せむとす。尙地主が小作人より引上又は返還を受けたる土地を自ら耕作する目的を以て組合又は會社を組織するもの愛知、岐阜、福岡、等の諸縣に漸く生じ比較的大規模なる共同經營を爲すものを見るに至れるが其の成績は未だ充分ならざるが如し。右の如き自營を目的とするものゝ外地主が個々の小作人に交渉するの煩を避くるが爲小作地の管理を目的とする組合又は會社を組織するもの相當あり、又地主と小作人との關係を一種

の勞務關係に變更するが如きことを試むるものなきに非ざるも其の例甚だ少なし。

爭議の結果

爭議の結末は爭議の未だ激甚ならざる地方或は餘り紛糾せざる事件に在りては當事者双方のみの直接交渉又は委員代表者等の折衝に依りて圓滿妥協するものありと雖も、調停法に依り或は仲介者に依りて調停せらるゝもの亦尠からず、即ち大正十四年度爭議件數二千二百六件の内解決件數千六百九十二件（十五年六月末日迄の報告に依る）にして右の内當事者双方の直接交渉により解決したもの六百三十三件（解決總件數に對する割合三割八分）を占め折衝の結果個人交渉に移りしもの五十六件（割合二分）にして其の他過半數千三件（割合、五割九分）は小作調停法に依り申立をなし或は仲介者主として、小作官、町村長、區長、又は部落總代、郡長、地方有志者、若は農村役員等の調停に依り解決せられたるものなり。然れども爭議の執拗なるものにありては、未解決の儘繼續せられ、其の件數亦相當多數に上るを見る、大正十五年の「未解決の割合」比較的多きは爭議發生後未だ時日を經過せざるが爲にして此等の中には未だ時日を經過せざるが爲にして此等の中には未だ調停の着手なきもの或は目下調停中のもの大部分を占む。時に爭議紛糾を極めたる事件或は前々年より本年に持越されたる事件の中には双方共に頑强にして各々自說を固執して讓らず數次の調停も遂に不調に終り事態頗る困難に陷り、解決の曙光今尙全く見出し難きものあり。斯の如き事情の下に爭議が往往繼續せらるゝときは双方持久的手段を講ずるに至り或は訴訟の提起となり、長時日と多額の費用を費し或は狂暴なる手段に出で陰險執拗なる方法を採り、事態益々紛糾し人心廢頽して農村は益々困憊を極め遂には町村の自治をも阻害するの場合なきにあらず、今最近三ケ年間に於ける爭議の結果を表示すれば左の如し但し大正十五年（昭和元年）は次年一月十日迄の報告を計上せり。

	大正十三年 件數	大正十三年 割合%	大正十四年 件數	大正十四年 割合%	大正十五年（昭和元年） 件數	大正十五年（昭和元年） 割合%
妥協	一、一四八	十四・九四	一、六三五	十三・六六	八六八	四三・二三
要求貫徹	五五	四・九〇	九三	四・三三	五七	二・八四
要求撤回	三三	二・〇九	二六	一・一八	七	〇・三五
耕地返還	一〇	〇・六五	三	〇・五四	三	〇・六〇
自然消滅	一四	〇・九一	一六	〇・七三	三	〇・一五
未解決	二五三	一六・五一	四三四	一九・六七	一、〇六二	五二・八五
計	一、五三二	一〇〇・〇〇	二、二〇六	一〇〇・〇〇	二、〇〇八	一〇〇・〇〇

右の内最も多きは「妥協」に依り解決せるものにして未解決の件數亦尠なからざるなり。更に右統計中大正十四年發生の爭議に付きて其の内容を觀るに、小作料減額要求率と決定率の明かなりしもの、千六十件中一時的減額要求の件數は、九百二十五件永久的減額要求の件數は二百三十五件なるが小作料一時的減額の要求は二割乃至六割（三割減要求を最多とす）の間に在るもの大部分（八六%）を占むるに對し其の決定は一割乃至三割（二割減を最多とす）の間に落着したるもの多し（七五%）右の中三割減を要求して二割減に決定したる例最も多く二割減を要求して一割五分減に

決定したるもの、三割減を要求して二割五分減に決定したるもの及び二割減を要求して一割減に決定したるもの之に亞ぐ。小作料永久減額の要求は二割乃至三割（三割を最多とす）の間に在るもの大部分（七三％）を占むるに對し其の結果は一時的減額に決定せるもの相當（四一％）あるも過半は（五九％）永久的減額の決定をなし其の中一割乃至二割の永久減をなしたるもの大部分を占む（永久減の決定をなせるもの八〇％にあたる。）

次に同じく十四度發生の小作地引上要求に因る小作爭議白九十五件（内二十三件は小作地引上が從たる原因として發生せる爭議を含む）に付て之が結果を見るに小作契約を繼續せるもの最も多く六十件（三割餘）を占め一部返地を爲せるもの三十九件（二割）及金錢賠償の上返地せるもの二十件（一割二分餘）之に亞ぎ無條件返地を爲せるものは僅か五件に過ぎざる有様なり。

第二節　特に主要なる小作爭議

大正十五（昭和元）年中に於ける小作爭議の注目すべきものの中のみを抽出し、その經過、及び結果の大要を叙述し、本年度に於ける爭議の大體の傾向を察知せんとするの資に供するであらう。

小坂煙害爭議――秋田縣鹿角郡小坂町を中心とする十ケ町村、大正十三年十一月七日發生未解決

日本農民組合小坂聯合會の發表によれば鹿角郡十ケ町村の田畑被害は八千百十九町歩に亘り損害高は約七十九万七千八餘圓を算出してゐる。この損害賠償要求に對し會社はあらゆる奸策を弄して之を拒んとするの勢を示して來たことは昨年度年鑑所報の通りである。本年一月十一日農民組合本部員川俣他三氏は鑛山側の被害調査案發表を要求したに對し鑛山側は從來の買收懐柔を事とせる姑息手段の弊に鑑み斷然該調査案を發表する旨回答した。然るに其發表を見れば組合側の調査とは餘りに多大の開きがあり、相方歩み寄りの交渉が容易に纒らなかつた。これを見て困窮のドン底にあつた、細越部落農民三百名の一團は突如鑛山事務所に押寄せ直に交渉を解決せしめんとした。鑛山側では之に對抗すべく傘ねて警戒夫と稱する暴力團を組織し爭議指導者の川俣氏他農民數名を亂打せしめ多數の負傷者を出した。これより交渉は更に紛糾し次の如き抗議書が發表された。

【抗議書】　鹿角北秋田一帶の農村を今日の如く壞敗せしめた一切の責任は貴鑛山にある。貴鑛山の營利獲得の前に犠牲にされた農民の當然の要求に對して貴鑛山が常に奸策を弄しつつある事は我等の等しく遺憾とする處であり、特に本年度に至りて農民の合法的運動に對するに警戒に名を借りて無智なる小數の勞働者を酒食を以て買收し暴力的組識によつて威嚇せんとするが如き行動は徒に此の煙害問題を惡化せしむる所以であると信ずる。斯の如き狀態を續け貴鑛山があくまで不誠意なる態度を示す事は、此の問題の全責任を貴鑛山が負はねばならんものである事を斷言する。我が勞働組合秋田縣協議會は農民組合の正當なる要求を支持するものであると共に、全力を傾注してこれが解決のために奮起する事を決議した。我等は藤田家及び鑛山事務所が此の問題の解決を遲延し、農民をして日增困窮のどん底

に墜らしめ徒に問題を紛糾せしめたる事に就いて此處に抗議し即時誠意を以て解決するやう通告する。勞働組合秋田縣協議會創立大會

以上に依て農民組合と全秋田勞働組合とがこの爭議に於て完全に提携し鑛山側の暴力警戒團に對抗する共同戰線を張つたことは本年度爭議上顯著なる特色と見られやう。尙農民組合側では次の三ケ條の要求を爲した。一、今回の暴動事件は全然鑛山側の責任なるを以て鑛山側は被害者に向つて謝罪すべき事。一、鑛山に於ては秋田市內發行の三新聞に右の謝罪廣告を出す事一、鑛山は穀價差額の賠償を引きはなして速に渡すべし之に對し三月八日鑛山側は、謝罪廣告の撤回を迫り米價差額分離支拂に付ては同意を表した。然るに八日夜突然工作課の職工七十餘名は賃銀三割增額要求の同盟罷業を敢行した、鑛山側は直に之等職工を馘首し、前記交渉を拒絕したこれが動機となつて爭議團と警戒夫の暴力團とは諸所に衝突負傷者多數を出し、鑛山側は三千ボルトの銅線を以て鐵條網を張り在鄕軍人團、御用組合交誠會坑夫、消防隊等約二百名を武裝せしめて熔鑛爐を守らしめた、さながら戒嚴令下の觀があつた。ここに於て小坂聯合會は更に又次の聲明書を發表した。

【聲明書】　鑛山側は差額賠償の協定を一蹴し去つた。彼等は例の手段によつて被害賠償額をゴマ化す爲に、あらゆる奸策を弄し、種々の流言を流布してゐる、けれども一度鑛山資本家が如何に慘虐な搾取をして居るか、又我農村を如何に壞敗せしめて居るかを來つて見る者にとつては、最近のそうした一部の逆宣傳は極めて如實に知るであらうと確信するものである、特に我々は去る三月六日に於て我農民組合の忍ぶべからざる暴力の忍從と寬大なる讓步によつて成立した穀價差額賠償の即時支拂の協約が既に經過すること二旬、鑛山は勞働爭議を犬糞的に腹いせすることと我等を極度に疲弊せしめて彼等に有利に僞瞞せんが爲めに既に組合外の被害民に支拂ひ乍ら遂に破約して我等には履行せざるものである、我等被害農民は今不安の斷崖に立ち困窮のドン底にあり乍ら罷業勞働者と一粒の糧食を分つて共同戰線を布き罷業團に微力を盡すに至りたるは傳統的鑛山の小策と僞瞞に對する當然の結果であつた。彼の巨萬の富を有する男爵藤田家の經營にかかる鑛業所は、加害者たる地位にありながら我等被害民を窮地に墜し、社會をあざむきつつある事を告げる。即ち會社の無策と悲慘な勞働條件が遂に今日の事態を釀したる事を忘れ、單に農民の煽動なりと評し、その責任を轉稼し恰も「ダヾツコ」の如く交渉打切を聲明するに至つた。而して彼等は被害民の切實な要求である處の「損害賠償請求交渉」を拒絕したのみならず、解決の時期にあらずと、との暴言の下に妥協の好機を失し、徒らに問題を紛糾せしめるに至つたものである。かく無責任極まる言辭を弄した事は一に小坂鑛業所員にありと雖もその責任は當然日吉副所長と藤田家が負ふべきものなることを確信する我々はかかる不都合なる協定を無視された穀價の差額を即時支拂はしめ、臨時被害の賠償問題を解決する爲めに組合員及びその家族は全力を盡して戰ふことを聲明する。

（大正十五年三月十六日日本農民組合小坂聯合會）

鑛山側亦二十六日に至て長文の聲明書を小坂町各戸に配布し騒擾は全く組合側にありと責任を轉嫁し寧ろ一種の挑戰狀に等しいものであつた。この鑛山側の態度に憤概せる罷業團及農民の一體は嚴重なる警戒線を突破し、精錬工場へ侵入しその原動力たる送風機を破壞して熔鑛爐の機能を杜絶した。かく混亂は停止する處を知らぬ險惡な情勢を示したので、工藤町長が一度は調停に立つたが効なく、次で佐藤小坂警察分署長が現れ煙害問題と切離し爭議團丈けの問題を解決する意味に於て妥協が成立した、その調停要項は次の如くである。

【調停書】 一、解雇職工は缺員補充のため十三名を除くの外復職せしむること。二、鑛山事務所は負傷者に對する見舞金として金五百圓を贈呈すること。三、鑛山事務所は調停者に對し金一封を提供し其處分に委すること。四、復職者は復職通知を受くると同時に出勤すること。五、復職せざるものにして鑛山長屋住者は調停者の適當と認むる期間内に長屋を引拂ふこと。六、調停成立後本調停案に關し疑義を生じたる時は異議なくその解釋を調停者の裁斷に一任すること。以上

（大正十五年四月七日調停者小坂警察分署長佐藤彌太郎）

かくして被害賠償問題は農民組合側と鑛山側との被害程度の見解の相違、調査の不一致等によつて交渉纏らずに年を越えるに至つた。

木崎村小作爭議——新潟縣北蒲原郡木崎村、大正十五年五月五日發生

木崎爭議の發端及經過に就ては日本農民組合新潟縣聯合會の發表に係る聲明書を掲げることが便利である。

【聲明書】——新潟縣北蒲原郡木崎村耕作禁止事件に於ける暴虐なる地主と無理解なる官憲の態度に就て我が日本農民組合新潟縣聯合會が縣下に呱々の聲を擧げてより正に五年その間一回の刑事々件もなく專ら合理合法の手段により、着々とその運動の成果をあげ來つたことは我等のひそかに誇りとする處である、然るに今回突然として去る四月二十八日新津事件を惹起し、更らに五月五日未曾有なる木崎事件を招來し前者は收監者十餘名後者は同じく三十名に近き刑事被告人を出すに至つた。而して急速なる農民運動の發展を快しとせざる地主などは機至れりとなし、事實の眞相を誣ひあらゆる逆宣傳をほしいまゝにしてゐる此の時に當り我等は事件の實狀を明かにすると共に、今後の運動方針を聲明し、我等の態度を明かにする必要を感ずる。抑々今回の刑事々件は事尙審理中に屬するものなるが故に、その内容の詳しきに亘つてこれを述ぶるの自由を有せないが新津事件の如きは昨年末組合を組織せる農民が込米廢止等の輕微なる要求をなせるに對し、直に假差押へをなし、更らに耕作禁止の假處分を屢々强行せる地主の挑戰的態度に加へその批判講演會を開催せんとすればみだりに之を禁遏する等の官憲の無理解なる態度と尙差押へ米の競賣處分に對しては殺人罪の前科を有する無賴漢を代理人として參加せしめて農民を威嚇し、しかも競落の爲めに來れる農民を豫め指示せる午前九時より午後二時迄放置する等言語同斷なる處置が、遂にかゝる騒擾事件を誘起せしめたと云ふの外はない。又木崎事件に至りては暴虐云ふに忍びざ

るものがある。事件は遠く大正十二年に發し、同年來木崎村七ケ字の小作人が封建時代の惡風たる込米の撤廢を要求せるに對し、新潟縣地主會長にして裁判所をすら頑迷を以て嗟嘆せしむる眞島桂次郎氏が翌十三年二月暴虐にも耕作禁止の假處分を約六十町歩に渉つて申請し、裁判所も亦無謀にもかゝる重大なる小作人の死活問題に關し一回の口頭辯論をも開かずして許可を與へ、爲に木崎組合長の切腹事件を惹起し殘雪を血に染めし悲痛なる殘虐史を以つて初まる。流石に裁判所もその影響の重大なると社會輿論の攻擊に鑑みて、その假處分は辯論によらずして引下を幹旋し土地は小作人に戻り本案訴訟のみ之を繼續して今日に及んだ。爾來多き十九回少なきも十三回の辯論を開き實地檢證三回に及び遂に去る四月十四日決審し、小作人側の敗訴に歸し、事件は第二審たる東京控訴院に移さるゝ事となつた然るに地主は保證を條件として耕地引上げの假執行を申請し、小作人側は事件を合法的に解決するの立場より、控訴院に假執行停止の申請をなした。斯くて數時間の後には停止命令の來る事明かなるにも關らず、地主側は頑として假執行延期を應諾せず、數百人の警官支援の下に假執行を完了した。爲めに六十八戸の小作人は耕地三十町歩を失ひ、四百五十餘人の家族は一朝にして飢餓に瀕せんとするに至つた。思へ、數百年來其の土地に生き今も亦既に田を打ち畦を切り苗を植え肥料をしこんで耕作にいそしんでゐる純朴なる農民が無慘にも耕地を失はんとする時、しかも數時間の後には假執行停止命令の來ること明らかなる時、執達吏に對しその執行延期を嘆願するも亦人情の自然ではないか。それにも關らず公務執行妨害騷擾の名の下に三十餘名は囹圄の人となつた。兇暴なる假執行の强行により三十人を囹圄の人となし、四百五十人を飢餓に陷らしめて、しかもその三十町歩を殆ど荒蕪地とするがための地主の要求に對し何等の手心を加ふ事なく恰も之と策應せるが如く殆ど不可思議に近き短時間中に假執行を着手せしめ更らに事件の根本的解決を圖らんとせる小作調停の申立をさへ却下せる裁判所の態度は小作人として合法的に爭ふの希望を放棄せしめ暴民の態度に出でしめんとするものなりと云ふも過言ではない。世人往々にして我新潟縣聯合會の運動を過激なりとし、越後の農民を矯激なりと批判するものあるも、當らざるの甚しきものである、現に我等に於て一つの刑事々件すらなき時一部地主側は貴族院或は司法內務農林省等に策動し無根の事實を捏造し、當局を動かして新潟縣下の小作運動を彈壓せしめんとした貴族院に於ける渡邊千冬氏等の言動はその一つの表現である。しかし乍ら今も尙封建貴族の如き矯慢なる態度を持し、數千人の番頭支配人を願使して小作人を農奴の如き窮狀に泣かしむるは越後の大地主である。その絕大なる權力は地方官憲等を動かすのみならず往々にして縣當局、裁判所にさへも及んでゐるかの如く世人をして疑はしめるものがある。越後の小作人の生活の悲慘なそね、新潟名物が女郎と三助と女工なりと云はれる言葉の雄辯に物語るが如く今日に於てすら尙小作人は最愛の子女を女郎や女工に賣つて小作料を支拂つてゐるが如き野蠻と非文明の中にある。農會昨年の統計によつても新潟の小作農民は一人一日二十二錢五厘の生

活をしながら、尙且つ一戸宛一年に四百五十圓以上の缺損を來してゐる。されば、縣下の農民運動は永く生ける屍のそれにもまさる屈辱の生活より醒めて活ける農民の人格權を獲得する運動である、かゝる已むにやまれぬ生活の悲慘より解放されんとする正しき我等の運動に對し無理解なる彈壓と時代錯誤なる地主の狂暴振りこそが事態を益々紛糾せしむるものにあらずして何ぞや。左にその一例を擧げるならば三月上旬東京及び縣下各新聞の報じたる、中頸城郡津有村の事件であるがこの津有の如き地主の壓迫により事實無根の不穩文書事件の名の下に全村の組合員を十二日間に亙り引致し、爲めに全村に深刻なる恐怖と不安を與へ、遂に組合幹部の或者は數回の自殺を圖り、小作人は屑米迄を賣り拂つて小作米として納入せる事實がある。又去る五月一日加茂町に於て勞働農民黨の宣傳に來越せる安部磯雄氏の講演會を禁止せるが如き、宛然封建時代の再現にして、言語同斷なる處置と言ふべく、人評して朝鮮に於ける社會運動取締に軌を一にすると嘲笑せるものあるも蓋し至言であると云ふの他はない。我等は最初に聲明したるが如く飽くまで合理合法なる手段により、我等の運動を進めんとするものであるがかゝる地主の態度と裁判所當局の處置は運動を必然に暴力化せしめ、不測の社會的禍亂を釀成せしむるものであつて、彼等こそその責任を負ふべきである。こゝに於て、我等は我等の力の凡てを盡して、社會のため小作人の耕地保全のために戰ふものである。我等は如何なる迫害があらふとも不當に奪はれたる木崎村四百五十人の生存權と耕作權とを擁護するため死を堵して奮戰せんことを誓ふ。尙我等はこの事件に關聯せる支配階級の暴壓に對し日本農民組合の全國の兄弟及び自由法曹團、東京辯護士協會その他全國の勞働組合勞働農民黨等の應援の下に飽く迄も社會正義の輿論に訴へて最後の勝利を獲得せんとするものである。右聲明す。大正十五年五月八日

日本農民組合新潟縣聯合會

以上によつて支配階級の如何に暴壓を試みたかの一斑を察知し得られる。かく爭議の惡化と共に土地を失つた家族の生活を支へんが爲めに、地主肖像入りの眞島パンと帆刈燒とを行商し「行商に關し廣く社會に訴ふ」のビラを配布して宣傳に力めた。更に五月十八日からは組合兒童七百名の一齊盟休と共に無產階級小學校建設の計畫が發表された卽ち取り敢へず六ケ所に分つて私塾の形を以て始業し、爭議應援の爲めに來越せる木村、大宅、富士氏及び野口訓導等を臨時講師とし舊來の敎育の型を破つた授業が行はれ爲めに警戒嚴重で林間學校か臨監學校かなど評された。六月二日に至つて官憲は終に右敎員に退去命令を發した、時遇々農繁期であつたので十四日まで休校することになつた。一方女房連は五月三十一日中央に於ける輿論喚起の爲め上京し、司法、農林、內務各省に次の決議文を手交した。

【決議】 一、我等は耕作權を確立し耕作禁止處分の絕滅を期す。

一、我等は新潟縣北蒲原郡木崎村に於ける耕地引上假執行に際して執れる裁判所並に官權の態度は公正を缺けること甚しきものと認め之が反省を促さんことを期す。

【理由】 耕作權の確立は農村を安定し、食糧生產を增加し、小

作人の生存權を確保し、農村社會の不安を除去する唯一無二の捷路である。然るに所有權偏重の現行民法によりて農村の實情を顧慮する處なく數百年來に亘り、耕作し土地を改良して、條理と慣習よりすれば牢固なる耕作權を保持すべき小作者に對し輕々しく土地返還を請求し、或は耕作禁止の假處分を許可するが如きは農村を不安の巷とし農民を驅つて暴徒となさんとする態度である。現に五月四日木崎村に起れる騷擾公務執行妨害等の大亂鬪は第一審に勝訴せる地主に對し殆んど不可思議に近き短時間に土地引上假執行を許し、小作者が控訴院に假執行停止の申請をするの暇無からしめたる不可解なる裁判所の態度が此の一大異變を惹起したりと云ふも過言では無い。爲めに六十八戸四百五十人の小作者は土地を失つて飢餓に彷徨し百五十人の小作者は三十名の主人を獄に奪れて泣いてゐる。此裁判所の態度を見て地主は更に益々土地の返還を又耕作禁止の假處分を申請し、目下我新潟縣聯合會にて耕作禁止假處分を申請されしもの三十八件三十三町七反七畝二十四歩、その小作戸數八十六戸、土地返還の請求に到りては百三十三町三段六畝一歩關係小作戸數百七十八戸に及んでゐる。加ふるに前掲木崎村六十八戸三十三町歩の假執行より、一層甚しきは北蒲原郡長浦村土地龜に於て百町歩餘の永小作權を主張し得べき地に對し、耕地整理を機として無慘にも組合小作人より土地を取り上げ、七十戸餘をして飢餓と憤激に導かんとして居る事實がある。斯くして上掲せる我が新潟縣聯合會の關係せる部分のみにて三百町歩餘の土地は引上げられんとし約二千五百人の小作人家族は父祖傳來の耕地を奪れ、轉業等の不可能なる結果は言葉通りに餓死せんとしてゐる。而して地主の取り上げたる三百町歩の土地は殆んど荒蕪して、例年米穀七千五百石を產して國民を糧せる美田も、草茫々たらんのみである。斯かる狀態を放任し置かば如何なる禍害を生ぜんやも豫知し得ない。之我等が決議して當局の顧慮反省を求めんとする所以である。五月二十八日

日本農民組合新潟縣聯合會支部長會議

休校を續けた無產階級小學校は東京に於ける有志の學校後援會成立と共に、新に六月十五日無產農民學校協會發會式が木崎村內島見長行寺其他四會場に擧行され、引續き爭議批判演說會が開催された。同月二十日より校舍建設の工事に着手したが二十六日に至り地主は校舍敷地に對し又々立入禁止の假處分をし、あらゆる壓迫の手を延ばした併し禁止處分は直に解除されると共に七月廿五日盛大なる上棟式次いで九月一日落成式を擧げ會集實に八千人と稱されてゐる。然るに官憲は之が開校に當つて許可せず、一方爭議に對する知事の調停申出があつたので、組合側は盟休兒童を復校せしむることに決し、併せて既設學校は組織を改め高等農民學校と爲すの計畫が企てられた。この後、無產農民學校解散式に當て在鄕軍人團員と稱する自警團の亂入暴行事件、組合非組合農民の亂鬪等幾多の曲折を經て十月一日無產高等農民學校（農民敎育協會）が開放されるに至つた。併し知事の調停容易に進捗せず、井上警察部長立案の調停案によつて微かに解決の曙光を呈したのみで未解決のまま歲末の幕を閉ぢるに至つた。

第三節　小作調停

大正十三年十二月一日より實施されたる小作調停法は今や滿二ケ年を經過した。司法省民事局の調査に係る該成績の發表（自大正十三年十二月至同十五年十一月）によれば調停申立受理件數四、一五八件にして新潟、岡山、三重、香川、德島、福岡、愛知、兵庫、大阪、京都、等の諸府縣はその件數及關係地面積等より觀て最も主要なる地方である。今兩年度に於ける申立件數及申立人別にその件數、割合を示せば次の如くである。

	大正十四年 件數	大正十四年 割合(%)	大正十五年 件數	大正十五年 割合(%)
地主申立	一、〇〇三	五四・〇四	九二一	四〇・〇一
小作人申立	八二一	四三・七〇	一、三三一	五三・六五
合意申立	四三	二・二六	一六三	七・三四
計	一、八五六	一〇〇・〇〇	二、三〇三	一〇〇・〇〇

備考　大正十四年（自大正十三年十二月至大正十四年十二月）
　　大正十五年（自一月至十一月）但シ昭和二年一月十二日マデ報告ノ分

即ち大正十四年度に於ては地主の申立件數は小作人のそれよりも其數稍大であつたが、本年に入つては却て小作人の申立件數は地主のそれを凌駕するに至つたことは注目すべき現象である。次に此等調停事件に關係したる土地の面積及參加人員を示せば左の如くである。

	大正十四年		大正十五年	
關係土地面積	八、四七五	町	八、三二六	町
參加人員　地主	五、〇三五	人	六、六一七	人
參加人員　小作人	一九、七二七		二〇、一五八	

更に其の結果を見れば

調停成立	一、一六〇	六三・五〇	一、一八六	四三・三五
調停不成立	一三	〇・七〇	一五	〇・五五
既濟　取下	二三六	一三・七二	四七九	一七・五〇
既濟　其他	三	〇・七〇	二	〇・七七
既濟　小計	一、四三二	七六・六二	一、七〇一	六二・一七
未濟	四三四	二三・三八	一、〇三五	三七・八三
合計	一、八五六	一〇〇・〇〇	二、七三六	一〇〇・〇〇

（此の件數中には前年度繰越數四三件を含む）

而して右の中取下をなしたるもの大正十四年度二三六件、同十五年四七九件である。民事局の説明によれば取下の中には地主小作人間に於て協議ならず、止むなく之が取下を爲したる事件なしとはしないが、其數は寧ろ僅少で大多數は當事者間の示談成立により取下に至つたものであると言はれてゐる。以下參考として農林省發表の「小作調停法に依る爭議調停の概況」を掲げやう。

小作調停法に依る爭議調停の概要

一、調停委員の選任

小作調停委員は調停法施行上重要なる役目を有するものにして同法第二十九條に依り地方裁判所長に於て選任するものなるも、實際の選任に當りては地方の實情に精通する小作官に打合はすべき方針なるを以て施行の初年度に於て農務局長より地方長官に通牒を發し之が候補者の調査選定に付特に愼重なる考慮を拂はしめ左記要領に依り毎年地方小作官より調停委員候補者名簿を調製し十一月末日迄に當該地方裁判所長に提出せしむることゝせり。

第一、調停委員候補者數は郡、島廳、支廳の區域毎に約二十名乃至三十名を市にありては十名乃至二十名を選定すること。第二、調停委員は調停に適當なる者に付選任指定せらるゝものなるを以て其の候補者は左記各號の種別に屬する者を適宜按配して選定すること、但し第二號及第三號に屬する者に付ては調停主任が委員會を開くに際し調停委員を指定する場合には各同數を選定することゝなるべきを以て其選擇の際に於て成可く各同數を選定し置くこと、一、地主小作人何れの側にも屬せざる純中立の者。二、地主側の信望ある者。三、小作人側の信望ある者。四、地主小作双方の信望ある者。前項各號に依り選定すべき者は何れも調停を爲さしむるに適當なる者たることを要す。第三、調停委員候補者名簿は前各項號の種別毎に口座を設け各人に付年齡、地主小作人の別、其の他職業、性行、經歷、資産、政黨關係大地主との親戚關係の有無又は地主及小作人の團體との關係を明記すること

而して地方廳に於ては郡長、市長村長、警察署長等に照會し、種々調査を重ねたる上調停委員候補者名簿を作製し、之を地方裁判所長に參考として送附したり、地方裁判所に於ても別に區裁判所登記官吏司法代書人其の他の方面に照會して取調べ前記小作官より提出したるものと愼重に照合調査し、人選の上全國に亘り一万三千餘人を夫々選任したり、爾後府縣に依りては一定の任期を定めたるものあるも別に任期を定めず繼續し居るものもあり、司法省民事局の大正十四年十二月十五日報告書到達現在の調査に依れば左の如し、

總員數　一府縣當平均員數

	人		人
地主	四、九八九	自作兼小作者	八三九　三
地主兼自作者	五五九　一三	小作者	一、八〇三　四四
地主兼小作者	七一　二	其の他	一、八二〇　四四
自作者	三、〇〇四　七三	合計	一三、〇八五　三二九

以上の如く地主自作者及小作者即ち農業關係者一万一千二百六十五人にして大部分を占め其の他としては郡長、郵便局長、町村長、小學校教員、大學教授、辯護士、醫師、神官、僧侶、新聞記者、商業者等各階級の者を網羅せる狀況なり、一の道府縣に於て選任したる調停委員數の多少は爭議の事情、爭議地域の分布、一般の民情其の他各種の事情に依り夫々其の選任方針を異にせるを見たるも其の普通なるは二百人乃至四百人にして千葉の千百五十八人、三重の八百六十六人、兵庫八百五十一人、福岡六百九十三人、廣島五百十人、大分四百六人、の如きは多數の部に屬し東京三十人、山口八十九人、山梨九十七人、熊本四十八人の如きは少數なるものに屬す。

二、調停委員の指定及活動

調停の申立ありたる事件にして調停委員會を開催すべきものと認めたるもの（大正十五年一月一日より昭和元年十二月末日迄の既濟事件六百四十八件中三百六十五件即ち既濟總件數の約五割六分は調停委員會に依れること後述の如し）に付ては調停主任は小作官の意見を聽き豫め選任したる者の中より指定せるを普通とするも其の爭議の實情に依りては其の時に臨み選任の上直ちに指定せる場合もあり調停委員會に於ける委員の員數は二人の場合最も多く三人の場合之に次ぎ四人、五人、の場合は漸次減少す、實際指定したる委員は爭議の狀況に應じ地主側、小作側の色彩稍明瞭なる者を双方より一人宛選定せるあり、更に之に中立者を加へ又全然中立的立場に在る者のみを指定せるあり、又縣下に於ける有數の德望家と爭議地附近の實情に精通せる者とを按配指定せるが如き相當苦心の跡顯著なるものあり。調停委員は、調停主任及小作官と協力し地主及小作人の間に立ちて斡旋盡力しつゝあるも未だ往々不馴の爲め充分なる能力を發揚し得ざるやの憾あるものなきに非ず。

三、調停主申立の狀況及件數

大正十五年一月一日より昭和元年十二月末日迄小作調停法に依り申立を爲したる總件數は二千二百七十二件（昭和二年一月十日報告到達現在）なるも調停申立の實情を見るに小作爭議として一事件のものも調停申立に當りては當事者の便宜又は事件の性質等に依り數件乃至十數件に分割申立つるものあるを以て之を一爭議單位に觀察して其の件數を擧ぐれば千四十三件となり申立總件數は約四割五分に當る（以下單に件數と云ふ場合は此の小作爭議單位の件數を指す）此の外大正十四年に於て調停を申立て大正十五年に繰越したる事件四百二十一件（爭議單位とすれば百二十一件）あり即ち大正十五年に於て實際取扱ひたる事件は合計千百六十四件（爭議單位）に達す。（以下調査の都合に依り此の繰越の事件は暫く別に取扱ひ主として大正十五年に入りての申立事件に就き述べん）而して其の申立時期につき之を觀るに最も多きは七月の百六十六件にして三月より六月に至る間は何れも大差なく各月とも百件内外に上り三月より七月迄の五ケ月間は五百八十七件にして總件數の五割六分餘に當り調停申立の盛時と見るを得べし。之を小作爭議發生の場合と比較するに小作爭議は收穫期乃至小作料支拂時期の前後に發生するもの最も多きも（十月、十一月、十二月、一月、二月、の五ケ月間に發生するもの最も多し）調停申立の盛時は之より四五ケ月後に來るものゝ如し、月別申立件數を示せば左の如し、

	件數	割合（%）					
大正十五年一月	六五	六・三	同	二月	七七	七・三八	
同 三月	一〇三	九・八八	同	四月	九八	九・四〇	
同 五月	一一三	一〇・八三	同	六月	一〇七	一〇・二六	
七月	一六六	一五・九一	八月	三一	二・九七		
九月	七六	七・二九	十月	九七	九・三〇		
十一月	八三	七・九六	十二月	二六	二・四九		
受理月日不明	一	〇・一〇					

次ぎに道府縣別申立狀況を見るに概して爭議激甚の地に申立多

く新潟の百六十四件（申立總件數六百八十二件）首位を鳥取の百四十件香川の百二十件福岡の百八件之に亞ぎ其の他、德島、岡山大阪、京都、島根、三重、奈良、岐阜、愛知、山梨、等は其の爭議單位件數關係耕地面積、關係人員等より觀察して主要なる地方なり、而して未だ申立を爲さざる地方は秋田、千葉、東京、長崎鹿兒島の五府縣（秋田、長崎、鹿兒島は大正十五年六月一日より新に施行されたる地なり）なるが此等の地方に於ても亦地方廳に特設したる小作官の直接間接の斡旋に依り爭議の圓滿なる解決を遂げたるもの少からず、調停の申立を爲す場所に付ては當事者が直接地方裁判所に對して爲せるもの最も多く二千六十七件（申立件數）を占め（申立總件數の九割餘にあたる）市町村長を經由せるものは百三十五件、郡長を經由せるものは二十八件なりとす（受理別不明のもの四十二件あり）而して其の申立は書面に依るもの大部分を占め二千二百五十件にして口頭の申立は僅か二十一件に過ぎず。

四、申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種あり其の種別件數（爭議單位）及割合を示せば左の如し

	件數	割合（%）
地主の申立	三三三	三〇・九七
小作人の申立	六五八	六三・〇九
地主小作人合意の申立	三〇	二・八九
双方申立	二九	二・七八
不明のもの	三	〇・二九

即ち總申立件數中地主の申立は三割小作人の申立は六割三分合意申立は二分を占め地主の申立に對し、小作人の申立は倍數に上る曩に本法制定の前後に亘り本法は地主擁護の法律にして小作人に不利益の制度なり、等種々誤解したる者もあり又實施の後に於ても或一部の小作人等は之に反對し居るものあるも事實に於ては漸次小作人の本法を了解するもの多きを加へ小作人の申立は增加するの傾向あるを認む事件別申立件數に依りて前年と比較するに大正十四年に於ては小作人の申立は四割二分なりしが大正十五年に至りては四割九分を占むるも、爭議單位件數に依りて之を觀れば前述の如く六割三分を占む。殊に鳥取、德島、島根、岡山、大阪、奈良、香川の諸府縣（北海道、山形、福島、茨城、埼玉、富山、靜岡、愛媛には地主の申立皆無なるも絕對件數少し）に於ては小作人の申立の割合多く地主申立が小作人の申立を凌駕するものは僅か、三重、京都、宮崎、高知、群馬の五府縣（滋賀、福井、神奈川には小作人の申立なきも絕對件數少なし）なりとす。

五、申立の要旨、

調停申立を爲すに付ては爭議の實情を明にして之を爲すべきもの（小作調停法第六條）なるを以て其の申立書及申立の調書に付き調査すれば大體に於て爭議の要點即ち申立の要旨を知ることを得べし。申立事件の要旨は多種多樣にして地主の申立たる場合と小作人の申立たる場合とに依り其の趣を異にするは勿論なりと雖各申立に通ずる爭議の點は小作料請求小作料減額要求等小作料に關するもの最も多く土地返還要求、小作權の確認又は永小作權の確認要求及小作人の小作契約繼續

の要求は小作料の請求及減額要求に附隨的に小作料の支拂を條件として申立てらるゝ場合又尠からず。即ち總件數千四十三件中小作料に關するもの（小作料請求、小作料請求並土地返還、小作料改定、小作料減額）七百六十八件に上り總件數の七割四分の大多數を示し之に關せざるものは僅に他の二割六分なり、今申立件數千四十三件に付申立の要旨別件數を示せば左の如し。

申立者別	要求事項	件數	割合（%）
地主	小作料請求	一七八	一七・〇七
	小作料請求並土地返還	四八	四・六〇
	土地返還	六五	六・二三
	小作料改定	三二	三・〇七
	小作料値上	一	〇・〇九
	其他	一三	一・二五
	計	三三七	三二・三二
小作人	小作料一時減額	三三二	三一・八三
	小作料永久減額	四六	四・四一
	小作料改定	二四	二・三〇
	小作料一時減並小作料改定	二九	二・七八
	小作料永久減並小作權確認	一六	一・五三
	小作契約維持及小作料減額	三五	三・三六
	小作契約繼續	九八	九・四〇
	小作權確認又は永小作權確認	五七	五・四六
	永小作地分割	八	〇・七七
	損害賠償請求	八	〇・七七
	土地賣渡	一〇	〇・九六
	其の他	三	一・二五
	計	六七五	六四・七二
合意	小作料減額	二	〇・一九
	小作料改定	二五	二・四〇
	其他	二	〇・一九
	計	二九	二・七八
要求不明		二	〇・一九
合計		一〇四三	一〇〇・〇〇

六、申立人の要求

（一）地主申立の場合　（イ）小作料請求　小作人が小作料の支拂を爲さざるを以て之を以て支拂ひする樣調停を求むるものにして之に該當するもの最も多し。

（ロ）土地返還　小作人が契約せる小作料の支拂を爲さゞるを以て相當の期間を定めて之が催告を爲し尙支拂を爲さゞる爲め小作契約を解除したるも小作人に於て土地を返還せざるに依り其の返還方に付調停を求むるものなり、此の土地返還を求むる調停申立の大多數は小作人が小作料の支拂を爲さゞるを以て之が支拂を督促する手段として地主より此の擧に出でたりと認めらるゝものなるも中には勞力の關係上眞に自作の必要に逼られたる小地主が土地返還を求むるもの及困憊せる小地主が小作料の納付問題に付毎年小作人と相爭ひ小作料の收得不確定となり此儘にて推移せんか到底生活の途を講ずる能はざるを慮り紛爭の根源を絶つため小作地の引上を敢行して自作せんとする切實なる事件もありとす、爭

議單位による申立件數は千四十三件中土地返還要求を爲すもの百十三件ありて總件數の一割八分を占む。

（八）小作料の改定　地主に於て小作人の要求を認め或は積極的に現行契約小作料の相當ならざることを認めて小作料を改定すべきことに對しては異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は小作料の一時的減免問題につき年々折衝をなす煩を避くるため相當額を永久に減免すべきことを認め之が改定の方法に付調停を申立つるものあれども中には地主、小作人間に於て小作料の改定に付既に事實上の協定を經たるものに對し地主が法律上の效力を有する確定的のものたらしめんと欲して調停を申立てたるものあり。

（ニ）其他　尙以上の外に從來の小作料を低率なりとして小作料の値上を望み、或は小作權不存在の確認、小作料納期確定、小作契約期間の決定、小作證書の差入等を要求して調停を申立てたるものあり。

（二）小作人申立の場合　（イ）小作料減額　1、一時的減額　小作料の一時的減免は小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なるものにして風水旱害其の他の災害に因る不作にて收穫物が豫期の收入なきに因るもの多きも格別不作と認められざるにも拘らず、不作を理由として或は農業の收支不償を理由として要求を爲すと認めらるゝものなきに非ず、爭議單位の申立件數千四十三件中小作料十時的減額を要求したるものは三百六十一件に上り總件數の三割五分を占む、2、小作料の改定、從來の小作契約上小作料額を過當なりとし、又は農業の收支不償を理由とし契約を改定して之が減額を爲さむことを求むるものにして此の要求を爲すものには態度强硬なるもの多きのみならず其の利害に關する所大なるを以て調停困難なるもの多し、之を爭議單位による申立件數千四十三件に付見るに小作料の永久減免及小作料の改定を要求するものは百十五件に上り總件數の一割一分を占む　3、奬勵米の支給又は增額、生産米檢査の施行に依り俵裝調製等のため小作人が從來より多額の勞費を投じたる結果之が補償を地主に求むるものなるが其の件數は多からず。

（ロ）小作契約の繼續　小作料未納のため地主より土地引上を申渡し又は地主が自作其の他の必要より小作地返還を要求したる場合に小作人より申立つるものにして地主の土地返還要求に基く爭議が增加するに連れて此種の小作人の要求は漸次多きを加へつゝあり、此の要求は大正十五年に於て百三十三件（內三十五件は小作料減額の要求と合併して申立つ）に上り總件數千四十三件に對し一割二分七厘に當る。

（八）小作權又は永小作權の確認及永小作地分割　地主より土地返還を要求されたる場合に小作人は之が對策として永小作權を主張し又は小作權あるを以て之を賠償するに非れば返還に應ずる能はずと主張して調停を申立つるものあり、又申立の當初に於ては小作契約の繼續を飽迄主張するも地主に於て强ひて土地の返還を要求する場合には小作權の賠償を以て之に對抗せむとするに至るもの相當あり尙永小作權を主張するものゝ外永小作人より永小作地の分割讓與方を要求するものあり之を表示すれば左の如し。

申立要旨	件數	一〇四三件に對する割合(%)
小作權及永小作權の確認	五七	五・四六
小作料永久減並小作權確認	一六	一・五三
永小作地分割	八	〇・七七
計	八一	七・七六

(二)土地賣渡　地主が小作地を他に賣却せむとする場合に於て小作人は之を探知して其の土地を小作人に賣渡さむ事を要求し或は既に小作地を買受けたる新地主が小作料の値上若くは小作地の返還を要求したる場合に小作地の賣渡を要求するものあり(十件)

(ホ)毛上、耕作費及土地改良費等に對する賠償　小作人が小作の繼續を希望するに拘らず土地返還の已むなきに至れる場合は收穫物が土地の上に存する場合は其の毛上に對し或は其の耕作費に對し收穫物なき場合に於ても小作人が其の土地に投じたる土地改良費に對して賠償を求むる事例存す。(調停申立の當初より此の要求を提出せるものにして申立事件名として上げられたるは八件に過ぎざるも小作契約繼續要求に附隨して此の要求を爲すに至れるものは稍多く調停成立件數四百四十三件中十五件に上る)

以上の外小作人が小作料を一時に支拂ふことを困難なりとして地主に對し年數間小作料の貸付を受け其の支拂を年賦償還の方法に依るべきことを要求するもの、小作地の返還につき代地の交付を求むるもの、小作契約繼續の一種として一定期間を限り小作を繼續することを要求するもの、地主の提起せる訴訟の取下を要求せるもの小作料改定又は統一要求の一方法として土地等級の改訂耕地反別の實測を要求するもの等あり。

(三)地主小作人合意申立の場合　地主小作人間に於て現行小作料は相當ならざることを認め小作料の改定を爲すべきことに付ては協定成りたるも、之が相當額の決定に付き協議調はざるため其の改定の方法に付調停を申立てたるもの大部分を占め(合意申立二十九件中二十五件は之に當る)小作料減免歩合に付地主小作の意見一致を見ず之が判定を求むるもの二件あり。申立ありし千四十三件は大正十四年度の小作料及大正十五年以後の契約に關するもの大部分を占むるも中には大正十二年十三年以來の滯納小作料に關する懸案事件の調停方を申立てたるもの各府縣に相當數に達するを見る、之れ小作爭議の解決が長年月に亘り困難を極むる事例の尠からざる證左なるべし。訴訟繫屬中の事件に付調停の申立ありたるものは各府縣に亘り相當多數に上るも(調停申立ありし事件にして地主側の提起せる訴訟に關係あるものは二百五十五件にして調停申立件數の二割四分餘にあたるも訴訟の關係せる範圍は爭議の範圍よりも小さく爭議の一小部分なる場合あり)調停を受くるの眞意なく故意に訴訟事件の進行を遲延せしむるのみの目的を以て調停の申立を爲したりと認めらるるものは尠く寧ろ訴訟に依る解決よりも調停に依る解決を希望して之が申立を爲したりと認むべきもの多く其の結果に於て圓滿なる調停の成立を見るに於ては之等は調停法本來の精神より觀て當初より豫期したる所なれば敢て訴訟妨害の行爲とのみ見るべきものに非ざるべし。

七、申立事件の範圍

本項の申立事件の範圍とは事件の關係人員及關係耕地面積を謂ふ。範圍は事件に依りて相同じからずと雖も普通の小作爭議の

範圍と比較するに小なる場合多し是調停の申立は爭議全部に亘りて爲さるゝ場合なきに非るも多くは爭議の一部のみ調停に申立てらる場合多きを以てなり故に直接調停には申立てざるも其の調停の結果に對し利害關係を有するものは多數なるを常とするものなるを以て其の調停の結果如何は同一爭議の他の部分の解決に影響する所多く實質に於ては此の調停事件の範圍は數字に現れたるものよりも大なるものと觀察せざる可からず（一一調停の他の小作關係に及ぼす影響の項參照）前記千四十三件の總關係人員は地主六千六百五十二人小作人二萬一千六百三人にして關係地面積は九千八十三町歩なり今之に依り一事件平均の範圍を求め之と大正十五年發生の小作爭議二千八件に付きて調査したる範圍と比較すれば左の如し。

種別	調停事件	小作爭議
一事件當平均關係地面積	八・七〇町	三・三〇町
一事件に對する小作人數	二〇・七人	五・八人
一事件に對する地主數	六・三	一四・一
地主一人に對する關係地面積	一・三六町	二・三六町
小作人一人に對する關係地面積	〇・四二	〇・六三
一地主に對する小作人數	三・二人	三・七人

是に依つて觀察せば調停申立事件に於ける爭議は地主六人小作人二十人にして其の關係耕地面積八町七反に亘り調停事件が團體的性質を帶ぶるものたること明かなり。殊に右調停事件は爭議の一部分のみ申立つること多き爲表面之に參加せざるも之と共同の利害關係を有する者多きは前述の如し。

八、事件の處理

裁判所に於て調停の申立を受理したるときは直に小作官に打合せ其の意見を徴して調停委員會を開くべきか、裁判所直接に調停すべきか等決定するも多くは法の精神に鑑み調停委員を指定し期日を定めて調停委員會を開くことゝなる、即ち調停既濟總件數六百四十八件中調停委員會を開きたるものは三百六十五件に上り總件數の五割六分を占め裁判所の調停は二百三十件（總件數の三割五分餘）を占む更に同一爭議にして一部は調停委員會に依り他の一部は裁判所直接の調停に依りたるもの十二件あり、尙以上の外勸解に附したるもの十一件あり、調停の場所は裁判所直接に調停を行ふ場合には裁判所構内に於て開き調停委員會の場合には隨時適當の場所に出張して開催しつゝあり、即ち便宜に從ひ裁判所（地方裁判所、同支部、區裁判所）郡役所、町村役場、寺院公會堂、小學校、調停主任又は小作官の宿泊する旅館等を選び又一事件に在りても四圍の事情及事件進行の狀況に應じ回を重ぬる毎に會場を變更するが如き場合もあり、當事者多數の場合は申立と同時に總代を選任し來ること多きも往々之を缺くことあるを以て此場合には裁判所より總代を選任せしむることあり、總代は調停の中途に於て變更增員する場合もあり又關係爭議の全部を圓滿に解決せしむるため申立當事者以外に村内の他の地主小作人の參加を求め又調停事件の當事者が有力なる小作組合に關係する場合に於ては組合幹部の意向を全然認めざるに於ては解決を困難ならしむる事情存する以て組合幹部を輔佐人とし、又は其の意見を徴する等凡

ゆる努力を拂ひ感情の融和を圖ることに苦心せり斯くして調停進行に當りては調停主任、小作官、調停委員等が合協力し殆ど寢食を忘れて熱心に奔走し、往々徹宵調停を繼續するが如き場合尠からず、殊に調停委員會を開催せざる裁判所直接の調停等に於ては小作官は調停委員の如き役目を勤め當事者間を斡旋し或は困難なる事實の調査を行ふ等其の辛勞想像するに餘りあり。

九、申立事件の結末

申立總件數千四十三件中既濟のもの六百四十八件未濟のもの三百九十五件なり、其の既濟事件の内譯を示せば左の如し。

	件數	割合(%)
調停成立したるもの	四三	六八・三六
調停不成立のもの	一八	二・七八
取下をなしたるもの	一八七	二八・八六
尙右の取下にかゝる百八十七件に付其の取下を爲したる事由を調査すれば左の如し。		
當事者間に示談成立したるに因るもの	七三件	
調停の見込なしと認め取下げたるもの	四四	
調停手續進行前取下げたるもの	三	
其の他	三八	

備考　調停手續進行前取下げたるものは多く當事者間に於て示談成立せるものにして「其の他」とあるは申立人の都合に依るもの及取下事由の不明なるものなりとす。

以上の結果に依れば既濟事件六百四十八件中明かに調停不成立となりたるもの（調停委員會の提出せる調停條項に異議を申立てたるもの及び調停の見込なしとして取下げたるもの等）合計七十二件（既濟件數の一割一分に當る）は爭議調停に至らず決裂せるものと謂ふを得べく（中には調停の見込なしとして取下げたるものを更に小作官に於て機を見て調停を行ひ成立せるもあり）次に調停成立したるものと法上の調停より取下げたるも事實上の和解成立せるものとの合計五百三十八件（八割三分）は圓滿に解決せる者にして調停の成績は良好なりと認めらる。次に調停成立したる四百四十三件に付事件を受理したる日より調停終了したる日迄の日數を調査するに一ケ月以内に解決せるもの二百七件にして調停成立總件數の四割六分餘を占め、之れに三ケ月以内のもの百六十二件（總件數の三割八分）を加ふれば成立總件數の大部分約八割五分は三ケ月以内に終了を見るの狀況なり（六ケ月以上に亘るものは僅かに二十二件にして總件數の三分に過ぎず）尙此日數中には當事者の呼出、利害關係人參加の呼出、其の他調停準備に要する日數も通算しありて當事者多數にして關係面積廣汎なるものに在りては斯かる手續に相當の日數を費すものなれば此の準備手續に要する日子を控除せば眞に調停成立迄に要したる日數は遙に短きものにして裁判に比すれば調停は遙に迅速に終了を告げるものと見るを得べし、調停成立せるものゝ受理したる日より調停終了したる日迄の期間別件數を示せば左の如し

期間	件數	成立總件數に對する割合(%)			
十日以内	九〇	二〇・三二	二十日以内	六四	一四・四五
一ケ月以内	五五	一二・九六	一ケ月半以内	六三	一三・九九
二ケ月以内	四五	一〇・一六	三ケ月以内	五五	一二・四二

四ケ月以内	三〇	四・五一	五ケ月以内	三	四・七四
六ケ月以内	八	一・八一	七ケ月以内	七	一・五八
八ケ月以内	三	〇・六八	八ケ月以上	四	〇・九〇
終極月日不明のもの	二	二・四八	計	四四三	一〇〇・〇〇

大正十四年申立の事件にして十五年に入りて解決せるものに就き之を見れば相當長期間に亘りて漸く成立を見たるもの多數にして七ケ月以上のもの二十三件ありて成立總件數四十八件に對し約四割八分に當る。次に之が調停回數につき見るに一回にて成立したるもの最も多く二百二十三件にして二回の九十件、三回の五十二件之に亞ぐ、如斯一回にて成立するもの〻割合多きは調停を申立つる以前に於て既に小作官の事實上の調停に依り或は其他の仲介者に依りて略協定成りたるものに付小作調停法上の効力を附與すべき目的にて調停の申立を爲すもの相當數あるに因るべし、されど爭議の關係廣汎複雜なるものにありては十數回の調停を重ねて苦心の結果漸く成立を見たるものも之なきに非ず、大阪の三十三回（十四年申立十五年解決）德島の十八回、愛知の十七回（十四年申立十五年解決）等は最も回數の多き事例に屬し其の繼續期間の長きは一年有餘に達するものあり、尙調停不成立及調停の見込なしとして取下したるものに就き之を見るに多くは二回三回以上の委員會を重ね中には七回以上も委員會を開きて種々折衝を重ねたるも遂に決裂を見るの已なきに至りしものあり。尙大正十四年申立の事件にして十五年に入りて解決せる事件に付き之を見るに調停成立せるものは委員會を開きたる回數五回以下のものと五回以上のものと殆んど相半し調停の不成立のものも四回以上の回數を重ねたるもの尠なからず。

一〇、調停條項の內容

調停の內容は爭議の內情が多種多樣なるに從ひ千差萬別なりと雖前述の如く爭議の中心をなすものは小作料の問題にして之に次ぐは小作契約繼續及土地返還の問題等なるを以て其の調停の內容に於ても其の主眼となるものは多くは是等の問題の解決にありとす、然れども調停は訴訟と其の趣を異にし手續も極めて自由なるを以て當初申立たる要旨の中に洩れたる事項も爭議解決上必要なる點は詳細に之を協定せしめ更に小作關係の將來に付きても問題となるべき點を廣く考慮して之が解決に努むるが爲調停條項作成の時に至れば當初申立たる以外の事項に亘る場合多し。

（一）小作料に關するもの　（イ）小作料の支拂　其の大部分は次に述ぶる小作料の一時的減額又は改定問題の落着したる而してその結果未納小作料を小作人より地主に支拂ふ場合なりと雖も更に土地返還小作契約の繼續、小作權の確認等に付爭ありて此が手段として小作料を納入せざりしものが調停の結果其の原因たる縣案の解決したるため之を納付するに至る場合も少からず、小作料支拂の時期は期限を協定して一回に決濟するもの多きも數年來の滯納小作料等に在りては年賦拂に依るものあり又極めて稀なるも期限を定めず小作人に於て返濟の能力生じたる時を以て返濟期とせし例あり、又爭議紛糾し小作人が小作米を賣却して換價保管せる場合或は既に現物を消費せる場合等には未納小作料の支拂を容易ならしむる爲に代金換算の單價を協定せる實例多しその價格は時價に依る場合多きが如し。

（ロ）小作料の一時的減額、小作人小作料を支拂はず地主之が仕拂を要求したるもの小作料の減額を要求したるものは大部分此の小作料の一時的減額に落着するも小作料の改定を要求したる事件に在りても結局一時的減額として解決せらるるものあり、又地主が土地返還を要求したる事件にして小作料を一時的に減額して契約を繼續せる事例あり。然れども其の最も普通なるは二割乃至六割を要求して一割乃至三割の減額に解決したる事例にして輕減率の小なるは五分乃至一割のものあり、又大なるは五割乃至七割にて成立せる例も稀に存す尙小作料の一時的減額問題の解決に當りては他に影響せんことを顧慮し減額率を低く裝ひ別に奬勵金品等の相當額を地主より小作人に交附するの條件を附する例もあり。

（ハ）小作料の改定　小作料の改定には（1）永久的に減額するもの。（2）一定期間內（三年乃至五年）減額するもの。（3）小作料の値上を爲すものあり（1）（2）は主として小作人の申立にかゝり（3）は僅か一件よりなし、此の小作料改定の問題は多く團體爭議の深刻化せるものにして小作人の結束並態度强硬にして地主も其の減額の影響する所大なるが故に容易に讓步せず協調甚だ困難なり、然れども調停條項中此の永久減及小作料の改定に關係せるもの百八十三件に達し成立總件數の四割を占む。小作人の永久減要求は二割乃至三割の減額を主張する例多く其の調停の結果は既定小作料の一割乃至二割輕減の程度にて協定成立するを普通とし、稀に三割以上の減額を認めたるものあり此の小作料の改定に當りては（1）現地に就き一筆毎の土質、收穫高、耕作の便否等を査定して新に土地の等級を作り別に一定の分配標準を協定し、之に基き小作料を算出せるものあり（2）現行土地臺帳の等級反別又は法定地價に依り改定するものあり、卽ち一等田何程二等田何程と改定小作料を協定し、又は地價百圓に付小作料何程と標準小作料を協定して改定を行ふ例あり尙（3）現行小作料の何割何分減と單純に協定する例もあり、されば（1）及（2）に在りては耕地全部を通ずれば舊小作料よりも相當減額を來すも一筆毎の土地に付ては計算上舊小作料よりも增額の結果を見るもの無きに非ず此點を救濟すべく改定小作料が舊小作料よりも高き場合には舊小作料に依ることを明記せる事例もありとす。

（ニ）凶作時に於ける減免率又は減免方法決定、減額改定したる小作料額の協定に付ても大體に於て從來の減免の慣行は存置して年の不作凶作の場合には更に作況に依り一定の方法を以て一時的減額を爲すことを約定して調停成立せる事例多數を占め、中には小作人が地主に對して減免を要求し得べき不作の程度を明記し（收穫が小作料額の倍額以下に相當する場合等）更に小作人に於て收穫前に檢見を申出づるに非ざればこの減額を認めざる旨を定め且其の檢見の方法を稍具體的に定めたるものあり（調停成立件數四百四十三件中此種の條項を定めたるもの五十四件に達す）

（ホ）金穀支給　小作料の改定の場合は勿論小作料一時減の場合に於ても其の減額の結果は土地價格其他に影響すること尠なからざるを以て地主は減額率を低く裝ひ奬勵金（米）其他の名目を以て相當額を小作人に交附するの條件を定むる事例あり、之等は表面小作料減額としては現れざるも實質に於て小作料を減額したると同一の結果と見るべきものなり（此種の條項を定めたるもの六

十三件あり）

（へ）小作米の品質俵裝等改正統一　從來小作料の品質俵裝等に關しては地主小作人間に協定あるを普通とするも其の確定せざりしもの又は約定あるも實行困難なりしものは爭議調停の際小作料の改定と共に小作米の品質等に就き之を明確に協定せる事例十七件程あり。

（二）小作契約繼續返還に關するもの　（イ）小作契約繼續地主より土地返還方を申立て又は地主の土地返還要求に對して小作人より小作契約繼續を申立てたる場合に於て之が調停の結果は其の大部分は小作人に於て舊の如く係爭地を小作する事に落着し同時に一部小作料を減免して未納小作料を地主に支拂ふ事を確保し又は小作料の値上を爲す事に調停を伴ふものとす。小作契約繼續の場合は將來に於ける小作料の收得を確保し其他小作關係を明確ならしむる爲め小作證書を差入るる事を約し又は小作料の納入に關し調停條項中に嚴格なる規定を設くるものあり證書を差入るる場合の契約期間は三年乃至五年に定めたるもの多きが如し。調停の成立せる事件の中地主が土地返還方を申立て小作人が小作契約の繼續又は小作權永小作權の確認を申立たる事件合計百五十三件に付其の調停の結果小作契約を繼續するに至りしものは百五件にして無條件にて土地返還を爲すに至れるものは僅か三件に過ぎず。

（ロ）小作地返還、地主が眞に自作を必要とし又は耕地を農業用以外に使用する場合に於て調停の結果已むなく小作地返還の條項を定むる場合に在りても小作地全部を即時に無條件にて返還せしむる事例は少なく地主が未納小作料を全免し、又は作離料其の他の補償を小作人に給與することを條件として小作地を返還せしむるが小作地の一部のみを返還せしめて他の一部は繼續小作せしむることとし又は小作地返還の時期を延期して一定期間（多くは一作期間）小作を繼續せしむる例多し、又係爭地が既に地主に於て自作し又は他の小作人に貸付したる後に於ては之が取戻は容易ならず而も小作人としては其の生活上小作地を必要とする切實なる事情あるを以て結局地主より代地として返還地に相當する反別の土地を交付せしむる事例は稀にあり。小作地返還の調停に當りては返還後に至り小作人の生活上に及ぼす影響の如何に付て深甚の注意を拂ふが故に調停成立後之が爲め紛糾を生ずる所は多からざれども稀には地主が眞に自作其の他の必要あり、返還せしめたるに非ずして地主の感情に依り返還せしめるが如き場合にありては調停の成立後小作人に於てこの事情を探知して調停條項の履行を拒み其の結果面白からざる狀態に陷りたるものなきに非ず。調停の成立せる事件の中地主が土地返還方を申立て小作人が小作契約の繼續又は小作權永小作權の確認を申立てたる事件の合計百五十三件に付其の調停の結果土地を返還せしむるに至りしものは四十八件にして其の中無條件にて返地せしめたるものは僅かに三件に過ぎず他は地主より相當額の補償金を給與せるもの十九件小作地の一部を返還せしめ他の一部は繼續小作せしめたるものは十五件あり、土地返還に伴ひ小作人は毛上耕作費土地改良費等の賠償を請求すること普通なるも調停の結果は之等の賠償と他の補償とを明確に區別する場合と一括して相當の金穀を給與する場合とあり、この毛上耕作費土地改良費等の賠償を區別して明確に條項中

に定めたるものは二十八件あり。

（八）将来に於ける土地返還の誓約　地主が土地返還の要求を爲すは眞に小作地を必要とする理由によるよりは寧ろ小作料の收得の不安定なるに因るものなれば地主が土地返還を要求せる事件に就て調停の結果小作契約の繼續を認むるに至りし場合に於て地主は將來に於ける小作料の收得を確實ならしめむがため、若し小作人が將來事由なくして小作料の怠納をなしたる場合には直に土地返還を爲すべき旨の誓約（何等訴訟其他の手續を經ることなくして土地引上をなすも異議なき旨明記するものあり）するもの三十一件あり。

（三）永小作權、小作權の確認及永小作地分割又は賣渡　永小作權及小作權の確認を主張せる調停事件は相當多數に上り小作權に付ては地主に於て之を買取り又は小作契約の繼續を認め其の存在を承認したる事例多きも永小作權に付きては其の影響する所大なるを以て地主側の承認する所とならず、併しながら永小作權としては認めざるも長期の賃貸借を締結し實質に於ては殆んど永小作權に近き權利を認めたる實例あり其他は多く永小作權の主張を地棄して賃貸借として小作契約を繼續するの狀況なり。永小作權の現存する土地又は既に永小作權の消滅期に迫りたる土地を永小作權と所有權との價格其の他の事情を斟酌して兩者間に土地の分割を行はむ事を小作人より申出でたるものは相當件數に上り其の協調頗る困難なりしが、各年毎の收量調、地力、土地改良費等の調査を精細に行ひ種々折衝の結果永小作人に時價の約四割餘の低價にて土地全部を一括賣却せる事例數件あり（何れも徳島縣の事例なりとす。）

（四）小作地賣却又は小作地先買權の附與　地主が小作地を賣却せむとする場合に於て小作人が之を知りて其の購入を申出でたる場合又は小作人が永小作及小作權の確認を要求したる場合等に於て調停の結果土地を賣渡したる事例あり（調停條項中此れを明記せるもの十件あり）又現實に土地を賣渡さざりしも今後小作地賣却の場合は先づ小作人をして之が買取の機會を與ふ可き旨の約定を爲せる事例七件あり。

（五）耕地整理地の換地交付に關するもの　耕地整理施行中の地區に於て小作料減免に付爭ありて小作料未納の爲地主は耕地整理組合より假換地交付ありたるも小作人に小作地を交付せざりしもの又は交付を爲したるも其の分配平等ならざりしため小作人より交付方法の變更を申立て或は小作人が耕地整理施行後には小作料値上及換地交付上の不分平を生ずかと疑懼の念を懷き爭議を起し小作料を納入せざるため地主より調停を申立て之が調停の結果適當に換地交付を行ひ未納小作料の支拂を爲したるものあり。

（六）其他調停事件にして訴訟繫屬中なりしものは調停成立と共に訴訟を取下ぐべきことを明記するもの多く（六十九件あり）訴訟又は調停の費用の支辨方法を定むるもの小作地の轉貸を禁止する旨を定むるもの等あり。

各種の調停事例に於て其の主眼とする契約を補充し之が履行を支障なからしむる爲調停條項中に記載せる各種の約款を擧ぐれば概ね左の如し。而して各事件の調停調書には共通の事項として爭議の目的たる土地一筆毎の地番、地目、面積の小作料額、種類、

數量、地主及小作人の住所氏名等を記載しありたり。

(一)小作契約の締結に關し定めたるもの　1.小作契約證書を差入るること　2.小作契約に付保證人を附すべきこと　3.小作契約の期間　イ、年期を定めたるもの　ロ、年限を定めざることを明記するもの　4.期間更新の場合。

(二)小作料納入に關し定めたるもの　1.小作料の數量品質、一俵の容量及俵裝　2.現物の納入困難なる場合の代金換算價格　3.代金納の單價決定の基準又は之を決定する機關の構成　4.未納小作料(其の年又は二三年來のもの)整理の爲其の割賦拂又は免除　5.納入の期日　6.納入の場所　7.奬勵米、補給米及俵裝料を交付する場合並其の額　8.凶作不作時の處置　イ、小作料の減額を行ふべき凶作又は減額の程度　ロ、小作料の減額査定方法(場所の選定、査定機關の構成)　9.滯納したる場合の處置

(三)小作權に關し定めたるもの、1.小作權の賣買又は轉貸の場合の手續　2.栽培作物の制限及地主の承諾を求むる場合　3.永小作權に非ずして賃貸借なることの明記　4.地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買權を認め又は自作農創定資金の貸付を受けたる場合には其の土地を低價にて小作人に賣却すべきこと。

(四)費用の負擔及辯償に關し定めたるもの　1.一旦返還したる土地を小作せしむるに當り既に使用せる勞賃及肥料代等の辨償　2.土地改良工事費又は灌漑設備費の負擔方法　3.公租公課諸掛の負擔方法。

(五)小作人の保護奬勵に關し定めたるもの　1.小作人保護の爲として金員又は米穀等の交付(爭議費用補助の性質のものあり)　2.小作料の納入を了したるとき慰勞金の交付　3.肥料代等を無利子にて貸付。

(六)小作契約解除の場合を定めたるもの。

(七)小作組合の處置に關し定めたるもの　1.抗爭的の地主組合小作組合を解散し兩者の協調的組合の設立　2.此の調停に關する限り組合規約に拘束されざることの明記。

(八)地主小作人互に情義を重んじ將來親睦を圖り爭議を起さざる樣留意すべきことを定めたるもの。

(九)調停費用の負擔に付定めたるもの。

(十)訴訟繫屬せる事件にして調停成立せる爲訴訟の取下を定めたるもの。

一一、調停の他の小作關係に及ぼす影響

調停の結果は上述の如く多數當事者關係して廣汎なる地積に亘るものなるが其調停成立に至る迄調停主任小作官は云ふ迄もなく調停委員に於ても深甚の考慮を拂ひて種々苦心の結果成立を見るに至りたるものなれば比較的公正なる規準を定むるもの多し故に同一町村内又は隣接町村に於て調停の申立を爲すものあるときは他の地主小作人は何れも之が成行に注目し、其の調停成立の結果は四隣に大なる影響を及ぼすもの多し、蓋し小作爭議は集合的性質を有し一爭議の一部を關係者が調停申立を爲したる場合に於ても近隣に調停關係當事者と共通の利害關係を有し諸般の事情を同うする者多數存在するが故に調停の結果は之等に對し一種の標準

を與ふることとなるが故なり、故に或事件にして圓滿に妥當なる調停成立を見るときには啻に當事者間の小作料其他の小作條件に付きて爭議の解決を見るのみならず他の地主小作人間に於ても亦該調停條項に準據して適當なる協定をなすもの多く之が爲特に發生せむとしたる爭議を抑制し或は既に發生せし爭議を解決して農村の平和を招來せし事例あり。調停成立の事例多き地方に於ては小作料減免方法、小作料改定方法、小作權の確認、賠償方法等に付地方的に公認せられたるが如き小作契約の成立を見つゝあり、殊に調停條項作成に當りては地主數人と小作人十數人乃至數十人とが同一の調書に於て集合的に小作契約を締結する事例多きは小作契約の新しき一形態として注目を要すべきものとす、尙調停法に依らざる小作官の事實上の調停多數に行はれ其の結果は殆んど調停法に依れるものと同樣の解決を見つつあり、更に小作官以外の官民の有志者等の調停も漸次調停法に依れる解決に準據して各其の成立を示しつつあることは看過すべからざる所なり。即ち調停法は夫れ自らの活用と之に對する社會的信頼の漸增に連れて之に依準せる他の事實上の調停を促進するに至りたるに依り小作爭議の解決及小作契約の改善上に大に效果を收めつつありと謂ふべし。

第三章　其他の勞働者の爭議

商業使用人、鹽田勞働者、人夫その他雜業勞働者はその業務の性質上團結の可能性少きため、共同的行爲に出ずるべき勞働爭議の數は依然、工、鑛勞働者等に比して頗る少數である。當研究所調査による大正十五年中爭議の概況次の如くである。

爭議件數と其範圍　大正十五年中の發生爭議は、その件數三四にしてこれを前年の二四件に比すれば一〇件の增加を示してゐる。これを累年比較すれば

年次	件
大正十二年	四四
同　十三年	六二
同　十四年	二四
同　十五年	三四

次に右三四件を業態別に分類すれば左表の如くである。

	件數	百分比
商業使用人	一	三%
鹽田勞働者	五	一五
艀人夫	六	一七
雜業勞働者	三	五五
計	三四	一〇〇

（乙統計表第四表（其一）參照）

爭議と月　最も爭議の多かりしは八月の七件にして、四月十二月の各四件之に亞ぎ、六・七・九月各一件にして最も少數である。（乙統計表第四表（其一）參照）

爭議の分布　大正十五年中に爭議を發生せしめた道府縣は一八にして、前年の一二に比して六道縣の增加を示してゐる。その中、北海道、兵庫、廣島は各四件にして最も多きを

占め、東京、和歌山の各三件これにつぐ。これを業態別について見るに、商業使用人爭議は東京のみにして（一件）鹽田勞働者は兵庫（二）廣島（二）德島（一）、艀人夫は北海道及兵庫各々二件、神奈川及愛知各一件あり、雜業勞働者爭議は和歌山の三件最高にして、北海道、福島、東京、廣島の各二件これに亞ぐ。（乙統計表第四表（其二）參照）

爭議原因　先づ之を受動的及能動的原因に二大別すれば、受動的原因によるもの一五件（四四％）にして能動的原因によるもの一九件（五六％）を占めてゐる、これを業態別について見ると各業態いづれも大體同樣である。更に受動的原因を細別すれば、値下反對九件にして最も多數をしめ賃銀不拂の二件これにつぐ、能動的原因にあつては賃銀値上要求壓倒的多數の一五件にして他は各一件づゝにすぎない。（乙統計表第四表（其三）參照）

爭議の經過　爭議三四件中、罷工によるもの三〇件にして壓倒的多數（八八％）を占めて居り、業主のこれに對する對抗策の主なるものは、解雇にして、その數は三件である。（乙統計表第四表（其四）參照）

爭議の結果　爭議結果の知り得たるもの二四件中妥協及業主に有利解決したるもの各々九件（三七・五％）にして、被傭者に有利解決したるもの六件（二五％）である。（詳細は乙統計表第四表（其五）參照）

今此等爭議中主なるものをあぐれば次の如くである。

使用人又は勞働者（職業種別）	（發年月）	（人員）	（關係勞働組合）
岡山市糞尿汲取人夫（岡山）	一月	二六	
大鹽鹽田勞働者（兵庫）	一月	九〇〇	
的形鹽田勞働者（兵庫）	一月	一五〇	
大正運輸艀船夫（兵庫）	二月	五〇〇	評議會神戸港內勞働組合
西尾組砂利採取人夫（東京）	二月	四〇	
小樽運送會社仲仕（北海道）	三月		評議會小樽總勞働組合
區劃整理局人夫（東京）	四月	二〇〇〇	
三菱倉庫艀ランチ從業員（兵庫）	七月	二〇〇	評議會神戸港內勞働組合
小樽大北艀部仲仕（北海道）	八月		
德島齋田鹽田勞働者（德島）	一〇月	四〇〇	評議會德島鹽田勞働者組合
撫養鹽田勞働者（德島）	一〇月		評議會撫養鹽田勞働者組合
北山村筏乘り（和歌山新宮）		三〇〇	
名古屋堀川運河仲仕（愛知）		六〇〇	

第四章　中間階級者の爭議

中間階級者、主として俸給生活者の爭議は、その數依然として少なく、未ださしたる重要さを有つてゐないものである。然し近年に至つて漸く濃厚になつて來たこれ等中間階級者の沒落と共に、この種の爭議も次第に增大して行くものと

考へられる。否、その萠芽は既に隨處に表はれてゐる。

爭議の件數と其範圍　今當研究所に於て知り得たところに依れば大正十五年中に發生した爭議の件數一四、其中最多數を占めてゐるのは會社員の六件(四二・九%)であつて、官公吏の五件(三五・七%)之に亞ぎ、自由業者の三件(二一・四%)最も少い。これを前年と比較すれば

	實數 大正一四年	實數 大正一五年	比例(全爭議百中) 大正一四年	比例(全爭議百中) 大正一五年
會社員	二	六	六四・七	四二・九
官公吏	一	五	五・九	三五・七
教員	二	—	一一・八	—
自由業者	三	三	一七・六	二一・四
計	一七	一四	一〇〇・〇	一〇〇・〇

前年に比し官公吏が著しく增加したのが注目される。(乙統計表第五表其一參照)

爭議と月　爭議を發生せしめた月は、二月と三月の四件(二八・六%)を以て最とし、七月の二件之に亞ぎ、全然爭議のなかつたのは四、六、九、十及十二月の五ケ月である。(乙統計表第七表其一參照)。

爭議の分布　中間階級者の爭議を見た府縣は合計七、大阪の六件(四二・九%)を以て最とし、東京の三件(二一・四%)之に亞ぎ、神奈川、埼玉、青森、滋賀、鳥取が各一件である。(乙統計表第五表其二參照)

爭議の原因　原因中受動的のもの八件(五七・一%)、能動的のもの六件(四二・九)である。更に原因を細別すれば、受動的原因にあつては解雇を中心としたもの六件(七五・〇%)であり、能動的原因にあつては待遇改善三件(五〇・〇%)が何れも最多のものである。昨年と比較すれば、本年は能動的原因よりも受動的原因のもの多く、受動的原因にあつては賃銀を中心としたものよりも、解雇を中心としたものに變り、能動的原因にあつては待遇改善が最多となり、賃銀値上要求が現はれたことである。(乙統計表第五表其三參照)これを各業態別に就いて觀察すれば、

	受動的原因 解雇	受動的原因 賃銀	受動的原因 其他	能動的原因 待遇改善	能動的原因 賃銀	能動的原因 感情	計
會社員	五〇・〇	—	—	三三・三	—	一六・七	一〇〇
官公吏	六〇・〇	—	—	—	二〇・〇	二〇・〇	一〇〇
自由業者	—	三三・三	三三・三	三三・三	—	—	一〇〇
計	四二・九	七・一	七・一	二一・四	七・一	一四・四	一〇〇

爭議の經過　被傭者側の運動は盟休怠業各四件(二八・五%)示威二件(一四・二%)其他は不明であつて、昨年一件もなかつた怠業が本年は二八・五%あつたことは注目すべきである。業主の對抗策は解雇三件で他は不明である。(乙統計表第

五表其五參照）

第五章　婦人勞働者及び職業婦人の爭議

婦人勞働者及び職業婦人に關する爭議は、近年頓に重要性を加へたるの感あるも、これを男子勞働者の爭議に比すれば殆んど問題にならない。工鑛業に從事する婦人勞働者、殊に染織工業に從事する女工の數の男子勞働者數を凌駕する實情に照して、牛歩遲々たるの感なきを得ない。

爭議の件數と其範圍　當研究所の知り得たところに依れば、大正十五年中に發生したこの種の爭議件數は六〇件、その中婦人勞働者――工、鑛業に從事する女工――三六件（六〇・〇％）職業婦人二四件（四〇・〇％）である（乙統計表第五表其一參照）。これを各業態別に觀察すれば左表の如くである。

	實數 大正一四年	實數 大正一五年	比例 大正一四年	比例 大正一五年
婦人勞働者	三	三六	六一・七	六〇・〇
職業婦人（藝娼妓、女給、看護婦）	七	一九	二〇・六	三一・七
計	六	五	一七・七	八・三
	三五	六〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

特に本年目につくのは藝娼妓の爭議件數の增加であるが、これは本年娼妓待遇改善が問題となつたためと考へられる。（「勞働施設」參照）

爭議と月　婦人勞働者の爭議は七月の八件（全爭議百中一三・三％）最も多く、二、五、九月の各四件　六・七％）之に亞ぎ、一月には皆無であつた。職業婦人の爭議は同樣に七月の七件（一一・六％）を最多とし十二月の四件（六・七％）之に亞ぐ。（乙統計表第五表其一參照）

爭議の分布　婦人勞働者の爭議の發生した府縣は二一、その中最高を占めるのは大阪の六件（二八・五％）であり、東京、長野の各四件　一九・〇％）、兵庫の三件（一四・二％）之に亞ぐ。

職業婦人の爭議の發生したのは一六府縣、福岡の四件（二五・〇％）を最高とし、東京、岐阜、兵庫、廣島、北海道の各二件（一二・五％）之に亞ぐ。（乙統計表第五表其二參照）。

爭議の原因　爭議中受動的原因によるもの婦人勞働者にあつては二六件（七二・二％）、職業婦人にあつては四件（一六・六％）であり、能動的原因は婦人勞働者にあつては一〇件（二七・七％）職業婦人にあつては二〇件（八三・三％）であるが、婦人勞働者に於ける受動的原因の能動的原因よりも甚だ多かつたことは昨年と著しい違ひである。受動的原因に就て內譯を見れば、婦人勞働者にあつては解雇問題の一二件（四六・一％）最も多く、賃銀問題は八件（三〇・七％）、職業婦人にあつては解雇、賃銀問題以外の問題が多かつた。また能動的原因に於ては、婦人勞働者にあつては賃銀問題四件（四〇・〇％）

感情的原因三件(三〇・〇%)の順序であり、職業婦人にあつては待遇改善問題一七件(八五・〇%)を最高とする。(乙統計表第五表其三參照)。

爭識の經過　被傭者の運動を各業態に分つて觀察すれば(尙、乙統計表第五表其四參照)

	實數			比例(各業態別百中)		
	盟休	怠業	示威運動	盟休	怠業	示威運動
婦人勞働者	一八	五	九	五〇・〇	一三・九	二五・〇
藝娼妓	七	二	一	八九・四	一〇・六	—
女給、看護婦	四	一	—	八〇・〇	二〇・〇	—

爭議の結果　婦人勞働者にあつては妥協一一件(三〇・五%)、被傭者に有利なる解決九件(二五・〇%)であり、藝娼妓に於ては妥協四件(二二・〇%)、被傭者に有利解決二件(一〇・五%)であり、其他の職業婦人にあつては業主に有利解決及被傭者に有利解決各一件(二〇・〇%)である、總じて昨年同樣に妥協が最も多いが、被傭者に有利なる解決一二件(二〇・〇%)あつたことは昨年と甚だ異なるところである。(乙統計表第五表其五參照)

第二篇　勞働運動

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業勞働者の運動は勞働運動の中樞的勢力である。從つてこれ等の運動の傾向を知るならば、以て勞働運動の全般的傾向を察知することが出來る。

大正十五年度に於ける勞働運動の全般的傾向に關しては、既に『概觀』の項に略述して置いた。これを概括して言へば、所謂經濟的鬪爭より政治的鬪爭への進出が益々顯著に表はれるに至つた事、それに伴つて思想的分解運動が一層深刻化した事である。言ひ得べくんば大正十五年度は、大正十二年末に端を發した所謂方向轉換の總決算期であつたのである。それは遂に勞働運動に確然たる分野を現出せしむるに至つた。

資本の攻勢は一般事業界の不振に伴つて連年その度を加へて來たが、本年度に於てその鋭鋒は一層露骨となつた。從つて、これに對抗して如何に戰ふべきかは勞働階級の死活の問題となつたのである。組合の內部的整理、產業別合同、總聯合、政治運動への轉換——これ等は全てかゝる努力の表はれである。

然し乍ら前年度に起つた總同盟の分裂以來、所謂、左右兩

翼の思想的對立は益々その度を加へ、現實運動に於ても漸く超ゆる可らざる溝渠を作り、屢々一致の行動を破壞するに至つた。意識的になつた資本の攻勢を前にして、全國的總聯合が成るべくして成らず、單一無產政黨が崩壞するに至つた所以である。かゝる階級戰線の混亂を通じて、顯著なる左翼の結成を見る時、これを以て直に運動の失敗だと斷ずることは出來ぬ。またかゝる混亂に依つて生じた勞働階級の抗爭力の爭ふ可らざる減退を見る時、直に運動の成功だと斷ずることは勿論出來ぬ。要はこゝ數年間に於ける實際運動の成敗に依つて決するものと言はねばならぬ。

兎も角も、本年度に於ける勞働運動は、過去數年來の運動の總決算であると共に、來るべき數年の運動の礎石を据ゑたものと言ふことが出來る。從つて本年鑑に於ても、その點に重要さを置き、思想的對立の最も明白に表はれた無產政黨運動に關して、特に詳細にその經過を記述することゝした。その章下の參照を望む。

以下大正十五年度中に行はれた勞働運動の主要なるものを選んでその狀況を概說しようと思ふ。

第一節　共通運動

本年度に於ける主要なる事件若しくは特殊なゝ事件にして、各個勞働團體の個別的運動に非ざる共通的性質を有するものを擧ぐれば、

1　全國總聯合運動
2　惡法反對運動
3　夜業禁止請願運動
4　國際勞働會議
5　メーデー
6　英國總罷業應援運動

である。以下これ等の各項目に就てその經過を略述しよう。

全國總聯合運動　前年來各地方に勞働組合會議、無產團體協議會等が開催せられてゐたが、本年に入りて漸く全國的勞働組合總聯合の計畫が進捗し、遂にそれが具體的に表はるゝに至つた。

一、全國勞農總聯合結成準備協議會

三月十一日大阪勞働組合會議は全國勞農總聯合の前提としての全國組合會議の提唱を決議し、左の如き勸誘狀を全國の各組合に發送した。

【全國組合會議勸誘狀（拔萃）】　全國の勞働組合を打つて一丸とする總聯合は、我國無產階級の永い間の希望であり切實なる要求である、我々は今日までこの總聯合がない爲め、どの位損失を重ねてゐるか解らない、資本の攻勢が益々激烈になつて來る今日、總聯合の形成は實に緊急切實なる問題である。今や資本家階級は彼等の沒落を防止せんが爲め意識的計畫的に凡ゆる勢力を動員してゐる見よ！彼等は昨議會に於て治安維持法を制定し今又勞働組合法、爭議調停法、暴威取締法の如き暴法を制定して自己の陣營の充實に勉めつゝある事を！　（中略）飜つて吾等無產階級の陣營を見るに以上の如き資本家階級の陣營に對抗

する何等の機關を持たない。昨年來の失業反對運動に依つて或は勞働立法對策、その他の必要に依つて、地方又は無產團體協議會の生れた事は吾等の陣營の全國的統一の必要からである。

（中略）以上の如き狀勢は明に吾等の陣營を統一し充實する事を緊急する必要事としてゐると同時にそれは全國的組織實現の基礎的條件の具備せる事をも物語つてゐる。我が大阪勞働組合會議は全國の同志諸君に對して吾等の多年熱望して止まざりし總聯合の準備として全國勞働組合會議促進の提唱をする（下略）

大阪勞働組合會議

この提唱に對して全國各組合の態度は容易に決定しなかつたので、五月十二日更に大阪勞働組合會議は全國三十九團體に對して勸誘狀を發し、一、全國協議會を開く場所（東京大阪の中一ヶ所）二、その日時（六月十三日と二十日の中一日）の二項に關して回答を求めた。かくて六月十二日までに全國の各團體が贊否を回答するに至つたので、六月二十日正午から大阪中之島中央公會堂で第一回創立協議會を開催することゝなつた。

當日の出席團體は、日本農民組合、官業勞働總同盟、製陶勞働同盟、大阪煙草勞働組合、關西勞働組合同盟、關西電氣從業員組合、自治會、三重無產團體協議會、横濱市電共和會、東京市電從業員組合、東京自由勞働者同盟、九州無產團體協議會、岡山無產團體協議會、朝鮮勞働同盟、俸給生活者組合、兵庫縣組合會議、日本勞働組合聯盟、大阪勞働者組合、日本勞働組合總聯合、自助會、日本勞働總同盟、關東自由聯合會、大阪勞働組合聯盟、京都地方無產團體協議會、日本勞働組合評議會、日本勞働組合聯合

勞働組合聯合

の二十六團體の代表者五十名で、總聯合の阪本孝三郎氏が開會の挨拶を述べ、大阪組合會議の辻井安太郎氏が經過を報告するや總同盟の本山氏が立つてこれに反對した理由を述べ早くも暗雲を見せた、次いで阪本氏を議長として協議會に入るや、劈頭先づ小委員設立問題で意見を異にし一と先づ休憩、再開後團體が組合會議設立の是非に關する意見を開陳することゝなり、各團體は大部分贊成準備機關設置說であつたが、官業勞働總同盟、日本製陶勞働同盟、東京市電自治會外二三團體は保留說、獨り日本勞働總同盟の西尾氏のみ、（一）評議會が今尙社會から共產黨の傀儡の如く見られ、（二）組合間にも軋轢があり、（三）農民勞働黨の失敗は成立を急ぎ過ぎたること、（四）他の十五六の團體の不參加なること等の理由を擧げて、强硬に時期尙早說を主張した。かくて大阪農民組合の提唱に依つて各團體一名の代表者を出して懇談會に入つたが總同盟の强硬なる中止說と評議會その他の即時準備機關設置說との一致を見ず、遂に協議會を斷然中止して、

我等は現下の狀勢に鑑み全國勞働組合、農民組合の總聯合の結成に向つて努力せんことを期す

との申合せ成立し、全員これを承認して午後八時散會した。かくて全國總聯合計畫は遂に一頓挫を來したのである。

二、右派總聯合計畫

大阪勞働組合會議提唱の全國勞働組合會議が失敗してから、日本勞働總同盟を中心として左翼を除外した勞働組合總聯合の計畫が進捗し、遂に十月四日總同盟の左の決議となつて表はれた。然し

具體的には何等の運動ともなつて現れなかつた。

【決議】　我國勞働組合の全國的結成を圖ることは我國勞働運動の發展上最も急務とする所であるけれども、我等はこの理想を達成するがためには最も健全にして且つ最も可能なる方法を採らなければならぬ。形式的なる大義名分に囚はれたる漫然たる組合總聯合又は全國的組合會議は、組合信義を無視して組合攪亂を公然と行ひつゝある評議會一派の存在する現在の狀勢に於ては徒に各組合の紛爭を繁くする結果のみを生ずることは、今日まで多くの經驗の實證する所である。故に我が總同盟は指導精神並に運動方法に於て大體傾向を同じうする友誼團體とのみの結成を圖り、且つその結成方法も現在の狀勢より見て最も妥當なるものを採らなければならぬ。

我等は右の方針に基いて、今後積極的に具體的運動に移るべきことを義務なりと信ずる。

三、日本勞農總聯合の結成運動

日本勞働組合總聯合、日本製陶勞働同盟、東京市電自治會、關東地方聯合會の代表者は十一月十九日相會して協議した結果、全國勞働組合中堅同盟を組織したが、日本勞農黨の旗上げ後十二月六日大阪に會して、一、日本勞農黨を支持する爲に先づ勞農總聯合の結成準備會を十二月八日東京に於て開催して日本勞農黨の結黨式を一日延期方を交渉すること二、日本勞農黨の結黨式には出來る丈け多數の中堅同盟のものを參加せしむることを申し合せ、十二月七日の日本勞農黨の創立準備會に計つて賛成を得、十二月八日勞農總聯合結成の第一回準備委員會を開、日本勞働組合同盟、日本農民組合健實派、中堅同盟の代表者五十六名が參集し、宣言綱領、規約の起草委員をあげ、十二月十日聲明書を發表した。

【聲明書】　いまや日本に於ける無產階級運動永遠の大道を闡明すべき秋は來た、日本勞農總聯合の結成即ちこれである。資本主義も現實的客觀的情勢の認識は左右兩翼の小兒病的盲動に頓著なく勞農無產大衆の階級的結合を熱望して已まない、而して我が勞農組合の大衆的組織の發達と階級意識の顯著なる成育とは遂に是等一切の障碍を突破して確固不拔の永久的基礎に立つた名實兼備せる『日本勞農總聯合』を確立せしむるに至つた。實に我が日本勞農總聯合の一切の主張と行動とは總て勞農大衆自らの純眞卒直なる意思に依りて決定せらる、即ち慘虐なる資本主義經濟組織の下に於て被搾取階級として不斷の貧困と抑壓と屈辱とを强ひられつゝある全無產階級の解放を目的として堅剛不拔の組織の下に徹底的鬪爭を期すると共に、又よく日本に於ける社會進化の現實的道程を把握して勞農無產大衆の日常生活の改善向上の爲に努力せんことを期す。吾等は吾等の經濟鬪爭と緊密の關係にある政治鬪爭の主體として日本勞農黨の創成に對し心からなる賛意と喜びとを以て極力之を支持せんとするものである。

四、統一運動同盟の組織

大阪に於ける全國總聯合協議會の挫折以來左翼の評議會を中心として大同團結運動が進められつゝあつたが、十月二日東京市從業員組合の大道憲二、俸給生活者組合の神道久三、關東木工組合の原澤武之助の三氏が主唱者となつて十月十九日大阪に開かれた議會

解散請願運動全國協議會に統一同盟の組織を提唱し、一、全國勞農會議の即時實現二、全國的單一無產政黨としての勞働農民黨の積極的支持とを當面の目的として統一戰線を張ることゝなつた。その組織は東京、中部、大阪に地方同盟を置き、各加盟組合はこの地方同盟に屬し、それを全國的に統轄せんとするものであるが、十一月十日芝公園協調會館に於て先づ關東地方同盟の大會が擧げられた。出席團體は、關東地方評議會、關東俸給生活者組合東京市從業員組合、薄田勞友會、關東木工組合、關東電氣勞働組合、全日本鐵道從業員組合、横濱サラリーマン組合同盟外勞働者組合、共和會等であつて代表約五十名、次の如き決議を可決した。

【決議】 私等は日本現下の社會的狀勢に鑑み全國的單一政黨であり勞働者と農民との共同戰線黨であり、日常政治的闘爭黨でなければならぬ勞働農民黨を積極的に支持し全國勞農大衆の要望と決意を負つて闘爭せんことを決議す。

尙統一運動同盟は十一月二十三日左の如く日本勞農黨反對の決議をした。

私等は麻生、望月、三宅、淺沼氏等に依つて計畫されつゝある新政黨『日本勞農黨』結成は日本無產階級の要求たる政治戰線の統一を破壞せんとするものなるを以て絶對に反對し全國單一政黨としての勞働農民黨を積極的に支持し日常政治闘爭を活潑に行はしめることに依つて發展せしめんとするものである

右決議す。統一運動關東地方同盟第三回常任委員會

五、地方に於ける無產團體の結合

前年度から引き續いて各地方に依て勞働組合會議、無產團體協議會が設立せられた、これは全國的總聯合計畫の前提をなすものであるが故に、便宜上こゝに一括し、その主要なるものを左に摘記しよう。

(イ)神戸勞働組合會議　一月二十日創立協議會、一月二十六日正式の會議を開いた惡法反對その他を協議した。

(ロ)無產團體奈良縣協議會　一月三十日農民組合奈良縣聯合會、水平社、瓦工聯合會を以て組織し、聲明書を發して各無產團體に參加を勸誘した、また三月六日再度の協議會を開いて惡法反對その他を決議した。

(ハ)東北勞働組合會議　二月一日青森公會堂に於て開催、仙臺印刷勞働、盛岡印刷勞働、福島印友會、秋田木材勞働、秋田製板工、秋田勞働、土崎勞働、盛岡勞働、青森合同、盛岡大工勞働等各組合の代表者參集、惡法反對、全國總聯合促進等を決議した。

(ニ)靜岡無產者團體　二月十一日靜岡市靜岡倶樂部に於て開催、濱松合同勞働、東部合同勞働、政研支部等十九團體五十六名參集、靜岡無產者團體を組織した。

(ホ)秋田縣無產者團體準備協議會　二月二十八日秋田市カフェー平和に於て開催。

(ヘ)四國無產團體協議會　六月二十日高松市農民組合香川縣聯合會に於て開催。

(ト)京濱勞働協議會　九月六日川崎市公會堂に於て發會。

惡法反對運動――第五十一議會に上程さるべき勞働爭議調停、暴威取締、勞働組合三法案に對する反對の氣勢は既に前年度

から擧げられてゐたが、一月八日關西勞働組合協議會が向上會の本部に開かれ二月七日を期して大示運動を行ふことを決議し、一、勞働組合暴壓法案を葬れ二、惡法贊成の代議士を次期から選出するな。三、惡法を暗から暗へのスローガンを可決した。次いで一月二十日神戸勞働組合會議も惡法反對示威運動を可決し同じく二十二日關東勞働組合會議も、二月七日大阪と呼應して示威運動を行ふことゝ議員訪問演說會の連續開催を決定し、『同時に該法案に贊成する議員に對しては私等は勞働階級の敵として永久に選出せざる事を期す』る旨の決議を可決した。これ等の決定に基いて次の如く惡法反對運動が行はれた。

一、演說會　▲一月二十三日、午前七時、大阪市港區九條市民殿▲一月三十日、午後六時、東京市神田キリスト教青年會館、各勞働團體連合主催、檢束十六名を出した。▲二月二日、午後五時、東京市外巢鴨會館、市電自治會主催。▲二月三日、午後七時、惡法反對勞働大會、大阪市天王寺公會堂、大阪勞働組合會議主催、檢束者八名を出し遂に解散を命ぜらる。▲二月十日午後七時、尼ヶ崎市圖書館樓上、惡法反對兵庫縣勞働者大會、總同盟尼ヶ崎聯合會主催。

二、示威運動　惡法反對示威運動は二月七日全國一齊に行はれた。

東京に於ては芝公園を集合地として午前十一時開會、司會者三浦盛正（官業）の開會の辭に次いで各團體の代表の演說終了後午後一時、官業勞働組合を先頭に日本勞働總同盟を殿りとして約五千名が上野公園まで示威運動を行ひ午後五時散會した、當日の檢束者百四十三名、以てその警戒の程度を知ることが出來る。

【決議】　政府が勞働組合運動を立法に依つて其の發達を助長せんと事するに對しては我等は必ずしも反對するものではない。然し乍ら今回閣議に於て決定し議會に提出されんとする勞働組合爭議調停の兩法案の要綱は明に今日まで合理的に發達して來た勞働組合を妨害壓迫する計畫に外ならぬ、私等はさきた社會局立案の法案をすらもなほ且つ修正の要ありと認めたるに拘らずより改惡されたる兩法案に對して我が關東勞働組合會議は絕對に反對するものであると同時に該法案に贊成する議員に對しては我等は勞働階級の敵として永久に選出せざることを期す。

右決議す

●●大阪に於ては中の島公園に參集、在大阪三十九勞働團體の組合員約六千名に依つて擧行。午後一時後藤田氏の開會の挨拶に引き續いて各勞働團體の代表者の演說後、勞働總同盟を先頭に勞働組合評議會を殿りとして天王寺公園まで示威運動を行ひ、午後四時解散した。當日の警戒は嚴重を極め警官約二千名と言はれる。檢束者十名を出した。

【決議】　勞働組合法は勞働者の利益を擁護する爲の法律であらねばならぬ。是の意味に於て內務省社會局の作製した法案は官製としては先づ上出來と言ふべきであつた。而して吾等はこれを自由主義、不干涉主義及び非賠償主義に値ひすることに依つてこの案の通過制定されんことを希望したのである。然るに政府當局は學者の入知惠に依る資本家の强き抗議に逢ふて逡巡な

す所を知らず、各省の次官以下を以て組織せる行政調査會に命じ之を審議せしめた。權勢阿附の常習者たる彼等屬僚に氣の利いた眞似の出來る筈がない。――中略――

抑もブルジョアの政府や議會に理想的な勞働立法の制定を注文するのが間違ひである吾等の利益は吾等の力に依つてのみ擁護せらるゝ。今や私等は全力を擧げてこれ等の惡法案を阻止する外に途はない。――中略――全國の兄弟姉妹諸君！吾等の死活問題は當さに目睫の間に迫つて來た。願くは吾等と共に大擧して是等の惡法案を一蹴し去らむことを、敢て檄す。

この外京都に於ては京都無產團體協議會の主催の下に約八百名、神戸に於ては神戸地方組合會議主催の下に約三百名、横濱に於ては約九百名の示威運動が行はれ、尙越えて十一日は野田に於ても同じく示威運動が行はれた。

尙議會及び各政黨訪問の爲に全國から代表者を上京せしめ、二月十二日決議文を作製して議會及び各政黨を暦訪せしめた。

夜業禁止請願運動――日本勞働總同盟と關東紡織勞働組合の主催で、婦人及び幼年勞働者の深夜業禁止請願運動を行ふことゝなり、全國の各勞働團體及び宗教團體の署名を求めた。これに對して總同盟では、人道上の見地、女性保護國民保健の爲め、勞働條件向上、風紀德操上の改善、國家產業政策上の見地の五項目から趣意を發表した。この署名は三月三日までに約五万人の署名者を得たので三月十二日淸瀨一郎、內ケ崎作三郎、有馬頼寧諸氏の紹介で衆議院請願委員會まで提出した。尙淸瀨一郎氏の提案になる女子幼年職工の夜業禁止實行を內容とする大正十二年法律第三十三號改正法律案は委員會附託のまゝ握り潰された。

國際勞働會議――國際勞働會議の代表顧問の選出は年中行事の一として三月十五日までに各團體から申請されたが何等の波瀾なく左の如く決定した

代表　櫓崎猪太郎（海員組合）、顧問　松岡駒吉（總同盟）、川島不二郎（横廠工支會長）、都竹要次郎（海員協會）、隨員赤崎寅藏（海員組合）

メーデー――年と共にメーデーは普遍化し、全國殆んどメーデーの祝祭せられざる所なき盛況を呈するに至つた。即ち本年は一道三府三十五縣を通じて六十八ケ所に於て擧行せられ、昨年に比して一道二十四縣の增加を示した。參加人員は約四万三千これまた前年に比して倍加してゐる。各地に於けるメーデーの總括的傾向をその標語に依つて示せば次の如くである。

惡法反對　一一
八時間勞働制　九
全國總聯合の促進　八
勞働農民黨（單一無產政黨）支持　六
勞働組合に加入せよ　二
軍備縮少　二
女子人身賣買禁止　一
軍事教育反對　一
職工稅撤廢　一
植民地の解放　二
海員不在投票の確立　二
義務教育費國庫支辨　二
失業救濟　五
耕作權の確立　四
臨時雇傭制度撤廢　四
自由勞働者傷害保險　三
最低賃銀法制定　三
人種差別撤廢　一

これに依つて略本年度に於ける勞働階級の一般的關心事が那邊

にあつたかを知ることが出來るであらう。全國に於ける主なる示威運動擧行地及び參加人員を表示すれば、

主催組合	參加團體數	參加人員
東京市　關東勞働組合會議	一七	八、三〇〇
大阪市　大阪勞働組合會議	一〇	五、四五〇
純向上會	一	一、五五〇
京都市　京都無產團體協議會	一〇	一、五〇〇
横濱市　横濱勞働組合會議	三	一、五〇〇
岡山市　岡山無產團體協議會	七	一、七〇〇
神戸市　神戸勞働組合會議	七	五〇〇
尼ヶ崎市尼崎聯合會	一	一、二〇〇
濱松市　濱松合同勞働組合	一	一、五〇〇
松阪市　日本農民組合、三重縣聯合會	一	一、三〇〇
名古屋市　中部地方評議會	五	四〇〇、
函館市　函館勞働組合會議	五	七五〇
小樽市　小樽勞働組合	五	五八〇
加古川町　誠和會	一	八九〇
高砂町　工友會	二	七〇〇

なほ右の中主なるものに就き左にその狀況の大略を述べよう。

(一)東京市　【人數】——八千三百名　【狀況】例年の如く芝公園集合上野公園解散。指揮者は關東勞働聯盟の北林大吉氏。午前十一時開會を宣し、望月源治氏宣言朗讀、唐澤氏決議文朗讀、各勞働團體代表者の演說（殆んど全部中止）があつて示威運動に移つた。當日の警戒は頗る嚴重で檢束者二百三十四名を出した。【標語】八時間勞働制の即時實施、惡法反對、臨時雇傭制度の撤廢、自由勞働者の傷害保障、全國總聯合の促進、失業防止の撤廢。

(二)大阪市　1大阪勞働組合會議側　【人數】約五千五百名。【狀況】正午公園グラウンド集合、天王寺公園解散、總指揮阪本孝三郎氏、總同盟の山内鐵吉氏以下四名の演說あり示威行列に移つた。當日の檢束者は七十一名。【標語】八時間勞働の即時實施失業者救濟、無產政黨の確立、無產階級防壓諸法令の撤廢、耕作權確立、居住權の確立。

2、純向上會側　【人數】千五百名　【狀況】午前十一時中島公園グラウンド集合、天王寺公園解散、指揮者八木信一氏八木氏以下三名の演說あつて示威行列に移る。【標語】移民の自由、產業立憲制樹立、國民教育の民衆化、勞働保險制の實施。

(三)京都市　【人數】約千五百名　【狀況】午前十時驛前廣場に集合、圓山公園解散、總指揮奥村甚之助氏。檢束者十八名。【標語】八時間勞働制の實施、耕作權の確立、勞農總聯合の結成、民族差別待遇の撤廢、惡法案撤廢、工場通に市電の割引

(四)横濱市　【人數】約千九百名。【狀況】横濱公園集合三ノ宮まで示威運動。

(五)岡山市　【人數】約千七百名。【狀況】岡山市旭河原集合、市内を一巡して集合地解散指揮者は農民組合の宮田周平氏左の決議をした。一、我等は全國的無產者團體の徹底的團結を期す。一、我等は無產階級を彈壓する一切の惡法の撤廢を期す

(六)神戸市　【人數】約五百名。【狀況】湊川公園參集、諏訪山公

國解散、氣勢があがらず寂しいメーデーであつた。決議。一無線電信法の即時實施を期す。一、失業防止の徹底を期す。一、勞働階級抑壓諸法令の撤廢を期す。一、總聯合の前提として全國組合會議の成立を期す。一、勞働農民黨の健全なる發達を期す。

(七)尼ケ崎市　【人數】約千二百名。【狀況】本部前に集合、市内を一巡して集合地に解散。指揮者根崎貞義氏。【標語】八時間勞働制即時斷行、最低賃銀法制定。

(八)濱松市　【人數】約千五百名。【狀況】市内龍禪寺境内集合、青物市場に於て解散。濱松樂器爭議中とて警戒嚴重であつたが無事散會した。【標語】職工稅の撤廢、八時間勞働制の即時斷行。

この外函館、小樽、松阪等に於て今年始めてメーデーが盛大に行はれたのは注目すべき現象である。

英國總罷業應援運動　本年五月擧行された英國の總罷業は我國の無産團體にも非常な衝擊を與へ、五月六日總同盟は應援電報を打ち、次いで五月七日關東勞働組合會議は市電自治會本部に會合し應援費用募集を決定した。これと呼應して五月十日大阪勞働組合會議も向上會本部に於て協議會を開き極力爭議基金の募集に努めることを決議した。尙これが刺戟となつて大阪勞働組合會議提唱の全國勞働組合協議會が開催せられる事となつた

第二節　勞働團體各個の運動

一　日本勞働總同盟の運動

各方面に就きその主なるものを擧ぐれば左の如くである。

1大會・總會・其他

大會總會及びその他の會合の主なるものを、その擧行の月日順にあぐれば、

▲神奈川縣聯合會發會式(三月七日)。▲大阪金屬勞働組合創立大會(四月四日)。▲英國總罷業對策本部委員會(五月六日)。▲大阪聯合會大會(五月三十日)。▲野田聯合會大會(六月十日)。▲中央委員會(八月一日、二日)。▲全國大會(十月三、四、五日)。▲中央委員會(十月六日)。▲緊急政治部會(十月二十三日)。▲中央委員會(十一月三、四日)。▲關東同盟執行委員會(十一月二十七日)▲中央委員會(十二月三日)。

であるが、右の中總同盟の運動方針と密接の關係のあるものを拔きだし、その狀況及び計畫を略記しよう。

神奈川聯合會發會――川崎市御幸館にて開催、出席者約四百名、議長に三木二郎氏を推した。決議の重なるものは(一)青年部設置、(二)爭議基金の積立、(三)勞働會館の建設等。

大阪金屬勞働組合創立大會――大阪市港區九條通三丁目青年會館に開催、代議員百二十一名。大阪機械勞働組合及び仲銅工組合の合同したもので産業別整理の一の表はれである。決議された主なるものは、(一)組合機關紙發行、(二)勞働問題講習會開催、(三)無産政黨から四團體を排斥等。

英國總罷業對策本部委員會――本部に開催、アムステルダムよりの電報に對して七日英國勞働組合會議(一)及びアムステルダムのウッドゲース氏(二)に宛てて左の電報を打つことを可決した

(一)、日本勞働總同盟は英國に於ける僚友の奮鬪を感謝し併せ

てその徹底的の勝利を祈る。

(二)、日本勞働總同盟は貴電に答ふる爲め直に會議を開き英國僚友の總罷業に對して極力精神的並に物質的の援助をなすことを決し直にその行動を開始した。

中央委員會——八月一日、二日本部に開催、總同盟十五年度大會準備、大會に提出すべき本部議案を可決した。

全國大會——大阪市天王寺公會堂に開催、出席代議員二百六十二名、本部員十二名。主なる議案左の如し。

一、青年訓練所廢止案(可決)。二、勞働組合法を制定實施せしむべき運動を起すの件(可決)。三、爭議統制に關する件(議論沸騰したが爭議の全國的統制の必要と產業別地方別の事情の考慮とを折衷して可決)。四、職業紹介機關の改造を促すの件(可決)。五、全國勞働組合會議及全國的總聯合に關する決議の件(總同盟と指導精神を同じうする右翼團體の大同團結に向つて進むべき趣旨の決議文を可決す)六、建康保險法中改正案提出の件(可決)。七、婦人部機關紙發行の件(可決)。八、勞働農民黨に對する件(一)總同盟の組合員は勞農黨第三回中央委員會の四團體排斥の決議を飽まで支持すること、(二)四團體に屬する人々の加入した支部は絕對に承認せざるやう本部政治部を通じて勞農黨第四回中央委員會に要求すること、(三)その後の對策に就ては本部中央委員會に一任すること)。九、總同盟運動方針聲明書作成の件(可決)。一〇、會費値上の件(委員附託)。一一、青年運動の全國的運動の件(可決)。一二、總同盟內に消費組合同盟設置の件(可決)。一三、改正工場法中附則全文を即時削除し並に同法中寄宿舍制度を監督すべき條文を追加する請願運動に關する件(可決)。一四、會計制度確立に關する件(可決)。一五、臨時雇傭制度中親方撤廢の件(可決)。

中央委員會——大阪勞働學校に於て開催、大會で中央委員一任となつた左の諸條件を片付けた。

一、勞働組合法の實現促進の件(大體內務省社會局の原案に由りそれを多少改正したものを社會に發表し政黨及び政府に迫る事。一、失業保險に關する件(大綱を本部で立案、政治部に實行を一任すること)。一、全國總聯合の件(主なる友誼團體の意嚮を組織部長が自ら非公式に尋ねて時期及び加盟團體を決定すること)。一、勞農黨に關する件(大會の決議に依つて積極的に支部を作り次期の勞農中央委員會に於て大會に決議を飽くまで支持すること)。

緊急政治部會——本部に開催、勞農黨第四回中央委員會を前にして勞働農民黨脫退を決議した。(政治運動の項參照)。

中央委員會——十一月三、四日本部開催、安部、吉野、堀江三博士提唱の無產政黨準備會を支持することを可決した。(政治運動の項參照)。

中央委員會——本部に開催、鈴木文治氏以下十四名の中央委員出席、日本勞農黨の旗上げをした個人十二名除名組合一、反省を求めた上除名組合二を決定した。

(尙本項5分裂の項參照)

2　示威運動

その主なるもの左の如し。

▲遞友同志會の大臣訪問（五月二十一日）。
▲勞働法案反對運動（野田聯合會、二月十一日）。▲事故防止宣傳（遞友同志會、五月二十三日）。

3　演說會・講演會・その他

其主なるもの左の如し。

▲高砂工友會總會（高砂工友會——兵庫縣高砂町公會堂——一月三日）。▲關東紡織勞働組合十五年度大會（關東紡織勞働組合——東京芝協調會館——一月二十六日）。▲郡山勞働組合第二回總會（郡山勞働組合——三月十四日）。▲玉造船勞働組合大會（玉造船勞働組合——三月二十一日）。▲勞働問題講演會（相生勞働組合——四月三日）。▲勞働問題演說會（東京鐵工組合——四月二十日）▲遞友同志會大會（神田松枝町松月——四月二十五日）▲勞働問題演說會（因島勞働組合——五月十七日）。▲宣傳演說會（神戸市二葉町西神六會堂——五月二十一日）。▲勞働問題演說會（和歌山製材製函勞働組合——五月二十四日）。▲勞働問題演說會（福岡合同勞働組合——五月二十六日）。▲消費組合講演會（セメント勞働組合——六月五日）▲關東醸造勞働組合總會（野田町共樂館——七月十一日）。▲電線工組合大會（西九條九條會館——七月三十日）。▲創立十五年記念會（總同盟本部——八月一日）。▲關東合同勞働組合大會（芝協調會館——八月十五日）。▲工友會記念演說會（高砂町公會堂——八月三十日）。▲東京鐵工組合大會（協調會館——九月五日）。▲全國大會記念演說會（兵庫縣聯合會——湊川勸業館——十月六日）▲工友會臨時大會（高砂町高砂座——十月三十一日）▲金屬勞働組合大會（大阪勞働學校——十一月十一日）。▲兵庫縣聯合會總會（尼崎市圖書館——十二月十日）。

4　雜

民衆新聞發刊（赤松克麿氏を主幹として六月一日より月二回發行）。

夏期講習會（八月一日より野田、神奈川、尼ケ崎、高砂、和歌山等に開催）。

5　總同盟の分裂

日本勞働總同盟は十一月三、四日に開かれた中央委員會に於て安部、吉野、堀江三博士提唱の新政黨運動を支持することゝなり、その準備會は十一月二十日に開かれたが、かねて總同盟の勞働農民黨に對する態度に慊ずとして內部的に抗爭を續けて來た麻生、望月、藤岡等の諸氏は日本農民組合の三宅、淺沼、須永の諸氏と提携して十一月二十三日『日本勞農黨』の旗上げをした。こゝに於て總同盟內部にあつてこの擧に參加した人々の進退が問題となる、二十四日とり敢えず次の如き聲明書を鈴木文治氏の名を以て發表した。

【聲明書】　二十三日發表された麻生氏らによる日本勞農黨の組織は十一月三、四日の中央委員會に於て滿場一致をもつて總同盟は安部、堀江、吉野三氏の提唱せる新政黨を支持することに決定したる決議に副はざるものであつて、吾人の衷心より遺憾とするところである、今回日本勞農黨に參加する二三の幹部は過般の中央委員會に列席して安部氏らの提唱する新政黨を支持し、且つ吾人もこれに協力することを贊同したのであつて、麻生氏等今回の

擧は吾人の甚だ諒解に苦むところである、しかれども我が總同盟の政治部の方針は過般の中央委員會の決議に從ひあくまで安部氏等の提唱する新政黨を支持し初期の目的に向つて勇往邁進するのみである、總同盟本部は今回の問題については至急適切なる方法に依つてその解決を講ずる決心である。

この間、大阪聯合會は二十五日聯合委員會を開き、麻生久、望月源治、加藤勘十、石山寅吉四氏は總同盟の統制を紊し、傳統的精神を無視して內訌の巨魁となつたものであるから除名すること、藤岡文六、安藝盛、山名義鶴三氏は尙考慮することを決議し、この決議を本部に迫ることゝなつた。次いで關東同盟會の理事會も二十七日に開かれ、(一)總同盟の既定政治方針を支持すること、(二)麻生氏等の新黨運動は總同盟の既定方針を躁躙するものと認め絕對反對すること、(三)紡績及び合同に對して態々變更を要求することを決議した。今十二月三日の中央委員會に至るまでの狀況を摘記すれば左の如くである。

▲十一月二十五日　大阪金屬勞働組合は麻生久、望月源治、加藤勘十、岩內善作等除名を決議した。

▲十一月二十八日　灘聯合會支部長會議は藤岡文六、笠島末吉兩氏の除名を決議。

▲十二月二日　大阪聯合會委員會は卽時除名を決議。

かくて十二月三日午後二時から本部に開かれた中央委員會は錄木、松岡、西尾、山本、中川、三木、小岩井、原、須永齋藤、今村、光吉、石山、關屋の十四氏出席の上善後策を議したが

第一案(今村案)　總同盟の政治方針を改めて加盟組合の政黨加入を自由とすること——否決。

第二案(松岡案)　日勞黨に參加した總同盟の組合幹部は自發的に脫會し、組合としては日本鑛夫組合と高砂工友會が希望するならばそれと二組合丈け脫會し、他の組合は全て總同盟の既定方針に從ふこと——否決。

第三案(鈴木案)　この際除名と云ふやうなことを避けて日勞黨參加者と總同盟中央委員會が諒解の上で平和に別れること——否決。

と何れの案も否決せられ、遂に左の十二名の組合員及び一組合を除名し、關東合同と關東紡織とは一應反省を求め、きかねば除名することゝした。

【除名された組合員】　岩內善作、望月源治、藤岡文六、笠島末吉、棚橋小虎、安藝盛、麻生久、關屋博、石山寅吉、高橋長太郎、加藤勘十、可兒義雄。

【除名された組合】　日本鑛夫組合、關東合同勞働組合、關東紡織勞働組合

これと同時に九州聯合會を代表した今村氏は十二月四日脫退を聲明して、退場し、更に十二月九日高砂工友會、灘羊毛組合、關西合同勞働組合も脫退を聲明した。かくて總同盟は再度の分裂を遂げ被除名組合及び脫退組合は日本勞働組合同

盟を組織し、會長に棚橋小虎氏を推した。

二　日本勞働組合評議會の運動

日本勞働組合評議會の運動は、或は議會解散請願運動として、或は統一同盟の運動として、或は全國總聯合の運動として、夫れ〳〵の項に述べられてあるから、こゝには簡單に本年度に於ける運動の概略を記すに止めてをく。

1　大會・總會・その他

本年度に於て開かれた中央委員會五回、中央常任委員會二十五回、全國及び地方評議會大會十回、その主なるものは

▲擴大中央委員會（一月二十三、四日）。▲北海道地方評議會發會（二月十三日）。▲擴大中央委員會（四月十一、十二、十三日）▲第二回全國大會（五月二日）。▲京都地方評議會第二回大會（五月十六日）。▲神戸地方評議會第二回大會（六月十三日）。▲大會後第三回中央委員會（八月廿八、九、卅日）。▲關東地方評議會大會（九月十九、二十日）。▲大阪地方評議會大會（十月三日）。▲中部地方評議員會（十月十五日）。

であるが、その中更に評議會の今年度の運動方針を語るものを左に摘錄して簡單に述べよう。

擴大中央委員會――協調會館開催、代議員五十二名。左の事項を決議した。

一、勞働組合法及び爭議調停法に反對すること。二、無產政黨運動に努力し、議會解散の場合には候補者を立てること。三、產業別合同及び總聯合を促進すること。四、次の如き運動方針を決議すること。イ、廣大なる未組織勞働者を組織する　ロ、個々の獨立せる組合を評議會に集中する　ハ、全國總聯合と產業別合同に努力する　ニ、全國的單一無產政黨の創立に全力を傾倒する　五、失業者の對策を講ずること。

第二回全國大會――東京芝協調會館に開催、出席代議員百八十九名、主なる議案左の如し。

一、規約改正に關する件（可決）。二、國際勞働組合統一に關する決議案（可決）。三、臨時雇傭制度撤廢に關する決議案（可決）四、婦人部設置の件（議論沸騰し一年延期）。五、勞働農民黨に對する決議案（積極的に働きかける決議を可決）。六、產業別合同、全國總聯合促進の件（可決）。七、政治部活動統一の件（可決）。八、勞働爭議調停法案撤廢運動に關する件（可決）。九、自由勞働者保護法に關する決議案（可決）。一〇、消費組合運動促進に關する決議案（可決）。

大會後第三回中央委員會――大阪印刷勞働組合事務所に於て開催主なる協議事項は次の如くである。

一、本部移轉期日延期の件（可決）。二、勞働農民黨對策の件（可決）。三、議會解散請願運動の件（可決）。四、總選擧及び地方自治體の選擧運動に關する件（可決）。五、全國勞働組合會議對策の件（可決）。六、組織方針に關する件（保留）。七、婦人部設置の件（撤回）。

關東地方評議會大會――芝協調會館に開催、出席代議員百四十五名、左の事項を協議した。

一、勞働農民黨對策の件（三團體排斥に反對する旨の聲明書を發することを可決）。二、ブルジョア議會對策の件（可決）。三、英國炭坑夫組合に激勵電報を發する件（可決）。四、未組織勞働者組織に關する件（可決）。五、組合運動統一に關する件（可決）

大阪地方評議會大會――大阪九條會館に開催、今後の方針として從前の方針を踏襲すること、勞働農民黨の三團體排斥に反對すること、評議會幹部は黨支部の幹部たることを遠慮するも組合員は黨に加入すべきことを議決した。

2　演說會・講演會・その他

▲京都地方評議會幹部會（一月八日）。▲倉敷支部講演會（一月十一日）。▲中國地方評議會第二回地方委員會（一月十九日）。▲京都地方評議會執行委員會（一月二十八日）。▲京都合同勞働組合總會（六盛倶樂部――二月二十三日）。▲横濱合同勞働組合大會（戸部倶樂部――三月七日）▲關東金屬勞働組合大會（協調會館――三月二十一日）。▲東京合同勞働組合大會（協調會館――三月二十八日）。▲大阪電氣勞働組合大會（協調會館――三月二十八日）。▲大阪金屬勞働者組合創立大會（中央公會堂中集會室――四月二日）。▲中部地方評議會演說會（四月十九日）。▲大阪印刷勞働組合大會（中央公會堂中集會室――四月四日）。▲京都地方評議會合同大會（山口佛教會館――四月二十五日）。▲芝浦勞働關東金屬勞働組合合同大會（協調會館――九月十五日）。▲中國地方評議會合同大會（岡山醫師會館――九月二十三日、解散を命ぜられた。）▲中國地方評議會合同大會（岡山醫師會館――十一月七日）。

三　組合聯合系組合の運動

これは必ずしも一個の統一ある組織に屬するものではない、唯歷史的の意味に於て從來多く一致の步調を採つて來たものをこの中に一括してその活動の概要を述べようとするに過ぎない。

1　勞働組合總聯合組合の運動

その主なるものは、

▲日本勞働組合總聯合創立準備會（大阪中央公會堂第五號室――一月二十三日）。▲關西勞働聯合會協議會（同會本部――二月三日）。▲日本勞働組合總聯合中央委員會（東京芝協調會館――二月六日）。▲機械聯合中央委員會（機械工組合本部――三月十二日）。▲東京機械工組合大會（麻布一橋倶樂部――五月十六日）。▲神戸地方聯合創立大會（神戸基督教青年會館――十月十一日）。▲關東聯合會大會（東京芝協調會館――十二月五日）。▲全國勞働組合政治部聯絡委員會（總聯合關西聯合事務所――十二月六日）。

であるが、中に就きて特に注目すべきものを摘出し、その經過を略述すること次の如し。

日本勞働組合總聯合中央委員會――機械聯合と日本勞働組合聯合が合して日本勞働組合總聯合を組織すべくかねてから計畫が進められてゐたが、その爲に一月二十日勞働組合聯合と純向上會とは袂を分ち、勞働組合總聯合の成立を機として組合聯合を解體することを決議し、それに基いて總聯合の規約、綱領等を協議する

爲の中央委員會が二月六日開かれたのである。この中央委員會には、關東から宇野、高山、田中、坪井、關西から坂本、末中、山本、今井の諸氏が出席し、會長布施氏外十二名の役員を詮衡した。

關西聯合大會――出席代議員八十一名、丸山春吉氏を議長として次の如き事項を協議した。

一、團體權を確認する爲勞働組合法を制定すること　（可決）。

二、爭議基金として一萬圓を組合の特別會計に積立てること（可決）。三、消費者同盟を組織すること（可決）。四、全國の勞働組合農民組合の總聯合實現に向つて突進する件（可決）。五、無產政黨に對する件（一般無產大衆を抱容する大衆的政黨を組織すること、組織的勞働者の政治的意思表示は全國勞働組合政治部聯絡委員會を以てすることを可決）。

關東聯合會大會――出席者四五〇名、次の如き綱領を採擇した。

【綱領】一、吾等は現實に即せる日本勞働組合主義に基き勞働階級の解放を期す。

二、吾人は團結の威力を以て勞働階級に對する公正なる分配の實現を期す。

三、吾人は利己心を拂ひ相愛扶助の信義を確立し以て新社會の建設を期す。

2　自由聯合系組合の運動

主なるもの左の如し。

▲横濱印刷工組合大會（横濱市若葉亭――二月十九日）。▲東京印刷工組合總會（神田松本亭――二月二十一日）。▲文藝思潮講演會（新聞聯盟主催――神田青年會館――三月十五日）。▲全國印刷工聯合會第三回大會（横濱市羽衣町幸友倶樂部――三月二十一日）▲關東勞働組合自由聯合會創立協議會（三月二十七日）。▲全國自由聯合會創立大會（東京淺草統一閣――五月二十四日）。▲關西勞働組合自由聯合會大會（大阪市港區九條會館――十一月二十一日）

右の中、その運動を窺ふ上に重要なるものを摘出して經過を略述しよう。

全國印刷工聯合會第三回大會――參會者約二百五十名、左の如き事項を決議した。

一、自由聯合組織宣傳の件（可決）。二、同一主張組合の全國的聯合の件（可決）。三、政治運動反對の件（可決）。

尙本大會は、經濟的行動を主張せる印刷工聯合會の過去の運動の誤らざりしこと、政治運動の排擊、自由聯合主義等を盛つた宣言を發表した。

全國自由聯合創立大會――次の如き綱領を審議可決した。

【綱領】一、吾等は階級鬪爭を以て勞働者小作人解放運動の基調とす。一、吾等は一切の政治運動を排斥し經濟的行動を主張する。一、吾等は產業別組織に依る自由聯合主義を提唱し中央集權主義を排擊する。一、吾等は帝國主義的侵略に反對し勞働者階級の國際的團結を標榜する。

關西勞働組合自由聯合會大會――代議員五十名、

一、無產政黨排擊の件（可決）。二、請負制度撤廢の件（可決）。三、青年訓練所反對の件（可決）。四、自由勞働者待遇改善の件（可決）。五、失業對策運動の件（可決）。

3　その他の組合の運動

▲大阪金屬工組合發會（大阪中央公會堂中集會室――一月十六日）。▲大阪組合聯盟發會（同所）。▲純向上會代議員會（同組合本部――一月二十九日）。▲立憲勞働黨大會（大阪中央公會堂中集會室――四月十八日）。▲純向上會十五年大會（大阪中央公會堂――十一月十四日）。

四　日本交通總聯盟系組合の運動

交通勞働者間に於ける組織の發達と一般組合運動間に於けるそれが重要性の增大とは、最近特に顯著なるものがある。今や交通勞働者の團結は、我が國勞働運動の上に一大勢力を結成せんとしつゝあるかに見える。而してこの自覺は、先に創立された日本交通總聯盟の充實に着目せしめ、幾度かその充實案が講ぜられ、漸くその內容を確立せんとしつゝあるは注目に値する。と同時に、これ等交通勞働者組合の內部に漸く左右兩翼の對立を釀成しつゝあることも看過することが出來ない、この交通勞働者の外部的發展と內部的危機とが如何に展開されて行かに、日本勞働運動全般が大きな影響を蒙るであらうと思はれる。

1　大會・總會・その他

その重なるものを擧ぐれば、

▲大阪市電自助會創立總會（大阪市築港教習所――一月十八日）

▲大阪市電自助會發會（大阪市天王寺公會堂――一月二十八日）。

▲全日本鐵道從業員組合創立大會（東京市芝協調會館――二月十一日）。▲大阪市電自助會中央委員會（同會本部――二月十七日）。▲大阪市電自助會中央委員會（同會本部――三月二日）。▲大阪市電自助會相談會（同會本部――三月七日）。▲橫濱市電共和會交通總聯盟加盟（三月十三日）。▲市電自助會第一回代議員總會（大阪市九條會館――三月二十九日）。▲東京市從業員組合大會（東京芝協調會館――四月三日）。▲橫濱市電共和會春季總會（橫濱市キネマ館――四月二十七日）。▲英國總罷業對策協議會（自治會本部――五月五日）▲自治會十五年度大會（東京芝協調會館――六月十一日。▲日本交通總聯盟確立協議會（芝浦工場自治會支部、三田支部共濟組合事務所――六月十二、三、四日）。▲日本交通總聯盟確立大會（大阪市九條青年會館――六月二十七日）。▲中部交通勞働組合第一回中央委員會（本部――七月十一日）。▲自治會中央委員會（本部――八月十四日）。▲東京市從業員組合中央委員會（同組合本部（八月十五日、八月二十二日）。▲自治會中央委員會（本部――八月二十一日）。▲自助會第二回大會（大阪九條青年會館――九月三十日）。▲東京市從業員組合十五年度大會（東京芝協調會館十月一日）。▲自治會中央委員會（本部――十月十一日。▲自治會執行委員會（本部――十月二十五日）。▲自治會第七回大會（本部十月二十九日）。▲自治會中央委員會（本部――同日）。▲全日本鐵道從業員組合第二回中央委員會（東京神田青年會館――十月三十一日）。東京市從業員組合擴大中央委員會（協調會館――十一月八日）。▲鐵道從業員組合東京地方聯合會創立大會（十一月十七日）▲自治會中央委員會（本部――十一月二十四日）。▲全日本鐵道從業

員組合九州聯合會創立大會（鹿兒島市鐵道倶樂部――十二月七日）であるが、その重要なるものに就て概要を左に述べよう。

大阪市電自助會發會――御用團體であつた自助會の勞働組合化して行く第一歩であつて、次の如き綱領を定めた。

【綱領】一、吾等は强固なる團結を以て勞働條件の維持改善及び福利の增進を期す。二、吾等は現代資本主義社會制度の弊害を改革し以て吾人の地位の伸張を期す。三、吾等は議會主義を是認す。四、吾等は交通勞働者の使命を完成し以てその權威の發揚を期す。

全日本鐵道從業員組合創立大會――出席組合員約二百名、國際勞働會議參加の件、全國中央現業委員會設置の件、退職賜金減額反對の件等を可決した。

自助會中央委員會――二月十七日の中央委員會に於て無產政黨に對する態度、交通總聯盟に對する態度等を議題に供し、各支部の持ち歸つて協議した結果に付き三月二日再び中央委員會を開き、無產政黨創立委員會に對する態度、機關紙發行、交通總聯盟に對する態度等を議した。

自助會相談會――大阪交通勞働組合、大阪市電從業員組合を解體し、中西、遠藤、中川の三氏を市電自助會の賛助員とすることに決定した。

自助會第一回代議員總會――出席代議員百四名、勞働農民黨支持

全國總聯合創設の件等を決議した。

共和會春季總會――出席代議員四十八名、左の如き綱領を發表した。

【綱領】一、自治訓練に依り人格の向上を計り一致團結の力を待つて福利の增進を期す。一、互助友愛を以て不合理なる社會組織の改造を期す。一、交通機關從業員としての社會的使命の完成を期す。

英國總同盟罷業對策協議會――次の如き電文を交通總聯盟の名を以て發送に決定した。

諸君の勝敗は世界の無產級の運命に影響する、吾等は諸君の勇敢なる行動と偉大なる勝利とを信じて疑はぬのである、吾等は諸君の鬪爭に對して微力を盡すの準備を有するものである。

自治會十五年度大會――出席代議員三百六十名、中央委員五十一名、主なる議案左の如し。

一、撒水車運轉促進の件（可決）。二、日給制確立の件（可決）三、自治會本部建設に關する件（延期）。四、全國勞働組合會議設置促進の件（可決）。五、勞働學校設置の件（可決）。六、國際勞働協約實施の件（可決）。七、勞働農民黨支持に關する決議案（可決）。八、二重貯金制度撤廢の件（可決）。

日本交通總聯盟確立協議會――自治會、自助會、共和會の代表十七名、中部交通の代表者一名傍聽。總聯盟の範圍を前記の外函館水電交誼會、山陰交通勞働組合に及ぼすことを可決し、宣言並に綱領の骨子を決定した。

【綱領】一、人類共存の本能に基き階級的團結の力に依り新興階級の歷史的使命を遂行し以て理想社會の建設を期す。一、交通產業の勞働者の社會的地位の向上と產業的使命の達成を期す。

日本交通總聯盟確立大會――自治會、共和會、自助會、交誼會の四組合出席、出席代議員十五名、協議會で決定した宣言綱領を承認し、大阪交通勞働組合、大阪市電從業員組合の解體聲明があり、中央委員（自治會九名、自助會六名、共和會三名、交誼會二名）を選任した。

東京市從業組合大會――勞働農民黨支持の件、八時間勞働制要求の件、同一主張の組合と提携又は聯合の件、青年闘士充實に關する件等を可決した。

自治會中央委員會――八月二十一日、昨年來左翼の自動車部と幹部派との間に本部會計に關する問題を中心とした紛爭が續けられて來たが、それを決濟すべき中央委員會は幾度か流血の慘を見て流會に終つて來たが、遂に本中央委員會に於て自動車部五支部約九百名を除名し、同時に自動車部と通諜したと云ふ理由を以て秋和松五郎、大塚信吉、室田嘉忠、横尾定吉及び北田一郎の五氏を除名することを決定した。除名されたものは分裂反對同盟を作つて幹部派に對抗した。

自治會中央委員會――十月十一日、内部に紛擾を有する際とて頗る注目されたが、依然先の大會に於て決せられた諸要求の提出に關して意見を異にし、三輪、大塚、早稻田三車庫の代表者が席を蹴つて退場するなどのことがあつたが、二重賃銀撤廢、車輛改善、共濟組合管理權獲得等の要求條項を決議し、實行委員をあげて市當局に迫ることゝなつた。

自治會合同問題中央委員會――十月二十九日、自治會が自動車部一千名を除名してより内部に左右の對立抗爭を生み、幹部派と被除名派の『分裂反對同盟』との間に抗爭を續けて來たが、全日本交通總同盟その他の斡旋に依つて（一）被除名派三輪、大塚、錦糸堀の支部は自治中心主義で進むこと、（二）自動車部個人除名者は滯納の會費を納入して新規入會を中央委員會の決議を經て承認すること、（三）島上氏の問題（雜の部參照）は總同盟に委任することの條件を以て合同した。同時に勞働農民黨脱退報告、政治部聯絡委員會に對する報告があつてその承認を經た。

全日本鐵道從業員組合第二回中央委員會――出席委員四十七名、（一）地方聯合會設置並に充實の件、（二）地域的活動委員會設置の件、（三）勞働農民黨支持の件等を可決した。

東京市從業員組合擴大中央委員會――勞農黨支持の件、議會解散請願運動に積極的に參加の件、統一運動同盟支持の件等を可決した。

鐵道從業員組合東京地方聯合會創立大會――代議員百五十名、政治運動に關する教育促進の件、全國統一運動同盟支持に關する件、本聯合會教育部充實に關する件等を可決した。

2　演說會・示威運動・その他

▲市電自治會京成支部發會（船橋町松川亭――一月十八日）。▲中部交通勞働組合委員會（同組合本部――一月二十八日）。▲全日本鐵道從業員濱松支部發會（濱松市ライオン館――四月十七日）。▲全日本鐵道從業員組合延岡支部發會（宮崎縣延岡町――四月二十四日）。▲全日本鐵道從業員組合宮崎支部發會（宮崎驛――四月二十三日）。▲全日本鐵道從業員組合函館支部（六月八日。▲日本

交通總聯盟演說會（大阪九條青年館――六月二十七日）。▲横濱市電共和會委員會（市電教習所――七月十九日）。▲自治會京濱支部確立大會（川崎市公會堂――八月九日）。▲横濱水道局從業員組合發會（横濱中央職業紹介所――九月五日）。▲名古屋市電從業員互助會創立（名古屋市東區原田町平田院――九月六日）。▲全日本鐵道從業員組合品川車庫支部發會（東京蒲田演藝館――九月二十二日）。▲中部交通青年同盟（九月二十七日）。

3 雜

市電占領事件――二月七日　本所出張所副支部長島上善五郎氏が惡法反對示威運動に參加すべき同志を送る爲め電車を故障車として占領したと云ふ廉で馘首された事件である。それに對して自治會はその復職を迫つたが當局の拒絶に會つたので島上氏を本部の常任書記とした。然るに偶々島上氏が左派であると云ふのでその任用に關して反對運動が起り、自治會内部の紛爭をおこした。

東京市從業員組合歎願書提出――八月七日

東京市水道局從業員歎願書提出――八月七日

自治會の内紛――昨年來自治會の内部に漸く左右兩派の對立を生み意見の衝突を來して來たが、島上氏の問題とからまつて更に激烈を加へた際、七月二十九日左翼の根據である新宿支部から共濟組合常務委員宮井昌吉氏排斥の決議文を本部に送つたので頓に惡化し、八月十四日の緊急中央委員會に於ては遂に流血の慘を演ずるに至つたのである。そこで八月二十一日の中央委員會は斷乎たる處置を採り、自動部約九百名を除名し、秋和大塚氏以下五名の個人除名を行つたのである。こゝに於て前記の被除名支部及個人は『分裂反對同盟』を作つて幹部派に對抗し、互に聲明書を出して相爭つたが、偶々交通總同盟に加盟せる互助會及び東京市電局長の斡旋があつたので、分裂抗爭二ケ月にして覆水盆にかへつて十月二十九日の中央委員會に於て『幹部派』と『分裂反對同盟』とが合同するに至つたのである。これに依つて自治會の内紛は一應收つたやうであるが、その内部に存する左右兩翼の對立は益々甚しく事毎に敏活なる活動が阻害せられる狀態にある。

第二部第二篇　勞働運動

五　官業勞働者の運動

官業勞働者の運動として特に見るべきものは本年度に於てなかつた。概して言へば沈滯である。唯鐵道從業員の間に漸く組合運動勃興の氣運が生れたが、それは便宜上日本交通總聯盟系の運動の項に入れたから就て參照せられむことを望む。

海軍聯盟は依然として横斷的運動の中に入つて來なかつた。官業勞働總同盟も見るべき發展をしなかつた。

今各方面に於ける重要なる出來事を選んで大要を左に記述しやう。

1　大會・總會・その他の會合

その主なるものを擧げれば、

△八幡同志會第七回大會（同會本部――一月十七日）。▲海軍聯盟第三回總會（廣島賀茂郡廣村公會堂――一月三十一日、二月一

日、二日)。▲海軍聯盟中央委員會(吳市カフエ・ブラジル――二月二日)。▲官業勞働九州同盟會第三回大會(小倉市古船場町安全寺――二月六日)。▲官業勞働總同盟第八回大會(大阪中央公會堂中集會所――二月十日、十一日)。▲共同研究會總會(八幡市友樂座――二月十七日)。▲海軍聯盟中央委員會(神戸市中央族館――三月三十一日)。▲官業總同盟臨時中央委員會(舞鶴市長崎館――九月二十五日)。▲全官業勞働組合協議會(舞鶴市舞鶴公會堂――九月二十五、六日)。▲官業勞働總同盟中央委員會(同盟本部――十一月十八日)。

であるが、右の中重要なるものを更に抽出してその經過を述べよう。

同志會第七回大會――代議員約百名、中田主事を議長として左の事項を協議した。

一、最低賃銀賃收入二圓五十錢を要求する件(可決)。二、解職手當内規の公表及公傷病手當に付ては特別手當を支給する樣要求する件(可決)。三、夜勤手當を要求するの件(可決)。四、晝勤者を八時間に短縮の件(可決)。五、肺結核を公傷に取扱ふの件(可決)。六、勞働組合法案及爭議調停法案に對する件(可決)。七、軍事教育反對の件(可決)。八、無產政黨問題態度決定の件(可決)。

【宣言】 未曾有の大震災を機として組合運動を轉換し、經濟的鬪爭に主力を注ぎたる職法は上層建築たる政治法律方面にも進展した、然し乍ら吾々は決して左傾したのではない、唯從來の運動が根源に溯つて大衆の階級意識を喚起しその戰線を擴大する爲に積極的に總ての政策を利用したに過ぎないのである。無產者政治行動はこの意味に依つてそれらの目的の爲に進まなければならない、殊に我國の如き支配階級の權力が瀰漫せる現代に於ては經濟行動と兩々相待つて進むことが無產大衆を階級的に成熟させて究極の目的を達する事の容易なる事を確信しての方面に向つて獻身的奮鬪を捧ぐべきことをこゝに宣言す。

海軍聯盟第三回總會――出席者四十二名、平谷伊德氏を議長に推して左の如き事項を協議した。

一、既往の國際勞働總會に於て採擇せる條約案實施促進に關する件(可決)。二、共濟組合の法人化及退職年限に關する規定の改正を促進する件(中央委員一任可決)。三、勞働組合法に關する件(反對の聲明書を出すことを可決)。四、政治教育機關設置の件(可決)。五、災害保障制度に關する件(委員附託)。六、巡回講座設置の件(可決)。七、最低賃銀制確立の件(可決)。八、團體交渉權獲得の件(可決)。九、八時間勞働實施の件(可決)。

官業勞働九州同盟會第三回大會――代議員二十八名出席、第八回官業勞働大會に提出すべき建議案を審議し、同志會の宣言と大同小異の宣言を可決した。

官業勞働總同盟第八回大會――本部員三名、代議員三十二名出席議長西浦宇吉氏、次の如き議案を審議した。

一、官業勞働組合規則改正の件(可決)。二、官業總同盟内教育方針統一の件(可決)。三、官業勞働者差別待遇撤廢の件(可決)。四、現業員に對する軍屬資格强要反對の件(可決)。五、機關紙發行の件(可決)。六、賃銀二重制度撤廢の件(可決)。七、未組

織勞働者組織促進の件(可決)。八、治安維持法撤廢の件(可決)。九、官業工場職工規則改正促進の件(可決)。十、共濟問題對策の件(可決)。十一、無產政黨對策の件(穩健着實なる政黨を組織すべき第二次無產政黨組織懇談會を支持し積極的に政黨組織に努力することを決議)。

全官業勞働組合協議會——出席團體及び代表者は、遞友同志會(鈴木文治)、官業勞働總同盟(川村)、大阪向上會(藤田)、名古屋向上會(西浦)、八幡同志會(樋口外一名)、東京官業勞働組合(渡邊、宮澤)、共同研究會(鴛田)、日本縫工組合(石塚)、淀橋煙草勞働組合(松浦)、大阪煙草勞働組合(辻井)、京都煙草勞働組合(下釜)、海軍聯盟(久能)、吳海大會(大江外一名)、佐世保勞愛會(久賀外二名)、工僚會(木下外二名)、共立會(島田外二名)、合計二十七名であつて、左の六議案を審議した。

(甲)一、共濟組合の管理に組合員を參加せしむる目的を以て法人とすること(可決)。二、出勤途中傷害に關する件(保留)。三、脫退給付金拂戻の原則を確立する件(可決)。

(乙)一、健康保險法實施に關する件(可決)。二、共濟組合に對する政府補助金增額の件(可決)。三、共濟組合より災害補償に關する條項を削除し政府これを負擔すべしとする件(保留)。

この會合は右翼の一大結成運動の序曲でありとして一般から非常な注目を以て見られた。

中央委員會——勞農黨脫退の承認、勞働組合法制定に關して、(一)組合組織に制限を加へざること、(二)組合を法人にすべく强要せざること、(三)組合の聯合體を認むること、(四)組合員の數を限定せざること、(五)官業勞働者にその適用を除外せざること等を決定して內務大臣に意見書を具申することゝした。

2 演說會・示威運動・その他

主なるもの左の如し

▲舞鶴共立會理事會(本部——一月十一日)。▲舞鶴共立會代議員會(工作部教習所——一月十五日)。▲勞愛會理事會(本部——一月十九日)。▲大阪煙草勞働組合大會(大阪日本橋五階クラブ——一月三十日)。▲共同研究會役員總員(八幡市金松堂跡——二月五日)。▲吳海工會委員會(本部——二月二十六日)。▲舞鶴共立會政治更新演說會(舞鶴町豐榮座——三月二十日)。▲東京官業勞働組合大會(東京小石川共働社——四月十七日)。▲廣廠廣僚會總會(廣村大黑座——八月二十三日)。▲京都煙草從業員大會(三條基督教青年會館——九月二十四日)。▲向上會幹部會(本部——十一月二日)。▲向上會大會(大阪市實業會館——十一月二十三日)。▲海工會常務員會(本部——十二月十三日)。

六 その他の組合及び勞働團體の運動

以上の類別に入らざる勞働組合及び勞働團體の運動を一括してその主なるものを左に掲錄する。

1 海員諸團體

▲海洋統一協會定期總會(門司市大駒座——四月四日)。▲日本海員組合大會(本部——四月二十五日)。▲神戸港內勞働組合總會(神戸市生田倶樂部——四月二十七日)。▲商船同志會臨時總會(神戸市長狹倶樂部——五月八日)。▲海員倶樂部設置宣傳演說會(廣

島縣土生町善行寺――七月九日)。▲日本司厨同盟第五回理事會(本部――八月二日)。▲日本海員組合第二回評議員會(本部――八月十四日)。▲海洋統一協會臨時總會(門司市楠町基督教青年會館――十月十五日)。▲海員組合海洋統一協會合同式(海員組合本部――十月二十八日)。日本海員組合大會――出席者三百五十名、濱田國太郎氏議長の下に(一)船員無料職業紹介の件、(二)勞働組合法の立案を促すの件、(三)船員保險法實施促進の件、(四)港内交通機關公營促進の件、(五)石炭夫及び火夫の最低年齢に關する件、(六)船内に於ける八時間勞働制度確立の件等を可決した。▲日本海員組合第二回評議員會――船員職業紹介及び海員刷新會に對する態度の決定等を討議し、海員救濟會の職業紹介及び海員ホーム經營を排撃すること、同一主義主張の勞働團體の共同戰線のみを認めること、海員刷新會を認めざる故調査の上除名することを決議した。

2　その他の諸團體

○

▲中部陶畫工組合役員會(同組合事務所――一月五日)。▲京都陶滋器工組合臨時幹部會(同組合事務所――二月九日)。▲日本製陶同盟名古屋聯合會の研究機關設置(同本部――三月二十二日)。▲京都陶磁器工組合代議員會(京都市熊野魚六樓――四月五日)。▲京都陶畫工組合執行委員會(本部――九月七日)▲製陶同盟京都陶磁工組合大會(京都市下京區金光院――十月三日)。▲製陶瀬戸陶畫工組合發會(愛知縣瀬戸町――十一月二日)。

○

▲南海同志會春季總會(濱寺公會堂――五月十日)。

○

▲日毛誠和會臨時大會(加古川公會堂――十月三日)。▲日毛誠和會大會(加古川公會堂――十一月二十八日)。▲日毛誠和會臨時大會――幹部の總辭聯を承認した。

○

▲函館工愛會發會(函館公會堂――三月七日)。▲福島電鐵從業員組合(同縣長岡村基督教會――三月八日)。▲九州鐵工組合小倉支部(小倉市外足立村大畑浴場――四月五日)。▲福井縣勞働同志會鯖江支部(鯖江町辨天座――四月十五日)。▲朝鮮勞働總同盟第二回大會(大阪土佐堀青年會館――四月十六日)。▲福井縣勞働同志會第二回總會(福井縣農會樓上――四月十八日)。▲全國海陸仲仕業組合聯合會總會(名古屋市南陽館――五月十六日)。▲履物工組合創立講演會(奈良縣葛城郡――六月六日)。▲北海勞働倶樂部大泊支部(大泊町龜の湯――六月十二日)。▲鹽田勞働者大會(德島縣撫養町――九月八日)。▲撫養鹽田勞働組合聯合大會(撫養町公會堂――九月二十七日)。▲大阪刷子工組合(十月四日)。▲朝鮮勞働總同盟第二回大會――出席者約七十名、池健弘氏議長の下に左の綱領及び主張を可決し、建議案を審議した。

【綱領】　一、吾人は大同團結の威力と合理的組織を以て經濟的絶對平等と大衆を本位とする知識の啓發を期す。二、吾人は斷乎たる勇氣と有效なる戰術を以て資本家階級の抑壓と迫害とに對し徹底的の抗爭を期す。三、吾人は勞働者と資本家階級との兩立し能はざるを確信し勞働組合の實力を以て勞働者階級の完全

なる解放と自由平等の新社會の建設を期す。

【主張】 一、八時間勞働及び一週四十八時間制度の實施。一、最低賃銀の設定。一、惡法反對。一、メーデーに一般的休業。一、經濟的行動の一致的協力。

第二章　農業勞働者の運動

本年度に於ける農民運動は內外兩面を通じて全く多事多端な年であつた。前年度以上に多く頻發せる小作爭議は益々深刻化し、一方地主階級は積極的攻勢に轉向し且つ全國的組織の結成に移り、他方日本農民組合は內部に紛擾分裂を生じ全日本農民組合の生誕となり、更に勞働農民黨、日本勞働農民黨、並に日本農民黨の樹立を中心として生起せる一波は萬波の波浪を卷き起した等見來れば送迎に遑なき事態の連續的展開であつた。

かかる目まぐるしい形勢の轉開は仰々何に基因するかの主なる理由は、從來の小作爭議における小作料輕減要求等を主とする所謂經濟鬪爭が全團體的に漸く一定の限界に到達し、舊來の法廷戰に行詰りを生じた事によつて必然的に方向轉換を餘儀なくせられ、且つその轉換の過程において種々の事件の勃發を見るに至つたこと、及び農民運動自體が單に農村における經濟運動に止ることなく汎く一般的無產階級運動の一部として意識し指導さるるに至つた結果、全無產階級運動の指導的勢力たる都市勞働者階級との協同の政治舞臺へと登場しつつある等の爲めである。

翻つて農民の組織方面を見れば年々遞增を示してゐることは事實であるも全體の組織農民は就ほ未だ貧弱であり加之戰線の不統一の憾みなきを得ぬ。が併し組織農民の雜然たる結合も近時次第に概して二大陣營に纏らんとしつつあることは注目すべきであらう。

第一節　日本農民組合の運動

1　大會及び其他の會合

(イ)聯合會大會及び議題概要

岡山縣聯合會第二回大會——一月九、十日岡山市物產館

議題、一、組合員教育の基礎機關として研究會開催の件(可決)一、無產政黨に關し決議文發送の件(可決)。一、產兒制限公認の件(可決)。一、町村會報告演說會開催の件(可決)。一、爭議資金積立に關する件(可決)。一、第五十一議會解散運動の件(可決)。一、本組合は今後メーデーに參加するの件(可決)。一、軍事教育反對の件(保留)。

山陰聯合會第四回大會——一月十日——米子町。

【議題】 一、無產政黨組織促進に關する件(可決)一、教育、產業、青年各部充實に關する件(可決)。

奈良縣聯合會大會——一月十七日——高田町曙座。

【議題】 一、組合運動犧牲者家族扶助の件(委員附託)。一、縣

下無產團體協議會設立の件(可決)。一、無產政黨組織に關する聲明書發表の件(可決)。一、軍事教育反對の件(可決)。一、横暴地主名簿作製の件(可決)。一、爭議裁判費補助に關する件(可決)。一、奈良縣會抗議の件(委員一任)。

香川縣聯合會第三回大會——一月二十日——琴平金陵座。

【議題】一、市町村會議員改選對策の件(可決)。一、土地不買同盟實行に關する件(可決)。一、無產政黨再組織に關する件(可決)。一、教育方針決定の件(可決)。

東播聯合會第三回大會——二月十五日——高砂町公會堂。

【議題】一、縣聯合會設立の件(可決)。一、消費組合設立の件(可決)。一、地主の土地賣逃に關する對策の件(可決)。一支部爭議の統制の件(可決)。(以下省略)。

福岡縣聯合會第三回大會——二月廿二日——福岡市記念館。

【可決議案】一、政治行動に關する件、一、爭議部、產業部充實の件　一、立入禁止立毛差押に關する件　一、都市糞尿無代汲取に關する件。

山形縣聯合會第一回大會——五月六日——酒田町公會堂。

【可決議案】一、舊稱(庄內耕作聯盟總會)改稱　一、土地不買同盟(本間家)　一、不合理なる小作證券は地主に提出せざる事

一、小作米組合管理(其他省略)。

山口縣聯合會臨時大會——五月九日——德山町德山座。

【可決議案】一、官憲の干涉壓迫に對し當局に抗議するの件

一、勞農黨加入　一、地方協議會設置　一、土地返還の反對　一、防長米同業組合俵裝反對の件　一、規約の改正(其他省略)。

群馬縣聯合會第四回大會——五月十六日——新田郡强戸村大和

【可決議案】一、本部移轉　一、規約改正　一、勞農黨支部促進。(其他省略)

岡山縣聯合會臨時大會——五月三十一日——岡山劇場。

【可決議案】一、立入禁止をなしたる地方裁判所に對し徹底的抗議をなす　一、立入禁止をなしたる地主に對し小作米を延納

一、農林司法兩大臣、控訴院長、岡山裁判所・小作係判事に決議文を送る件。

德島縣聯合會(舊阿南聯合)大會——六月廿五日——羽浦町改善閣

【可決議案】一、聯合會幹部禮金撤廢　一、各種集會飲酒禁止

一、勞農黨支部創立　一、夏期大學開催　一、規約改正、宣言發表。(其他省略)

西播聯合會第三回大會——八月廿五日——西谷村上野。

【可決議案】一、青年部よりも聯合會大會代表員選出の件一、地主品評會開催の件　一、基本金達成の件　一、規約改正。

北海道聯合會第二回大會——九月五日——旭川市錦座。

【可決議案】一、產米檢查改革に關する件　一、產米拔取反對の件　一、組合員相互助援の件　一、爭議統整の件　一、耕作權確立運動に關する件　一、永小作權確立の件　一、小作法案反對の件　一、自作農創定反對の件　一、勞農黨に關する件　一、小作收支決算作製の件　一、北海道無產團體協議會提唱の件　一、惡法反對の件。(其他省略)

新潟縣聯合會第三回大會——九月十三日——新潟市。

【可決議案】 一、縣下各地方組合擴大の講演會開催の件 一、水害地救濟に關する件 一、少年部、婦人部設置に關する件 一、農民黨、全日本農民同盟排撃の件 一、暴力行爲取締法撤廢に關する件 一、聯合會員は勞農黨に即時入黨する件 一、木崎事件處理の件 一、規約改正 一、集中主義を採用する件。

淡路聯合會第四回大會——九月十九日——三原郡公會堂。

【可決議案】 一、規約改正 一、宣言變更 一、立入禁止立毛差押反對耕作權確立 一、勞農黨支持 一、爭議基金積立 一、地主品評會。（其他省略）

香川縣聯合會臨時大會——十月十五日——高松市キネマ倶樂部。

【可決議案】 一、小作法反對の件 一、勞農黨に關する件 一、日本農民黨及民衆黨に對する件 一、爭議對策の件 一、共同作業訓練の件。（其他省略）

千葉縣聯合會第三回大會——十一月廿一日——成田町伊佐美座

【可決議案】 一、勞農黨支持の件 一、全日本同盟及日本農民黨撲滅の件 一、議會請願運動の件 一、組合員倍加運動の件 一、宣傳行商隊組織の件。（其他省略）

秋田縣聯合會創立大會——十二月十六日——大館町大館劇場。

【可決議案】 一、規約宣言作成 一、輸出米以外の產米檢査撤廢 一、營業以外の荷馬車稅の廢止 一、餘桝廢止 一、組合宣傳方針確立。（其他省略）

大阪府聯合會第三回大會——十二月十九日——岸和田市公會堂。

【可決議案】 一、規約改正の件 一、小作法獲得の件 一、勞農黨支持の件 一、吉田支部爭議見舞金百圓を贈るの件。（其他省略）

（ロ）全國大會

日本農民組合第五回全國大會——三月十日—十二日京都市岡崎公會堂に開催、代議員數三二六名（組合員一五〇名に對し一名）出席代議員二九〇名。議題及其結果は次の如くである。

一、規約改正の件（中央委員會）——可決。二、四月九日の農民デーをメデーに變更の件（香川縣聯合會）——可決。三、小作料金納制度制定の件（山陰聯合會）——保留。四、惡法制定に反對するの件（千葉縣聯合會）——可決。五、農民教育運動方針確立の件（新潟縣聯合會）——可決。六、農民組合の中傷又は默殺する新聞紙不賣同盟の件（三重縣聯合會）は同上新聞紙に對して警告を發することと修正可決——七、北海道農地特別處理法案反對の件（北海道聯合會）——可決。八、簡易保險に加入せざるの件（岡山縣聯合會）——可決。九、婦人部充實に關する件（同上）——可決。十、全國勞働組合農民組合總聯合組織準備協議會設置の件（山口縣聯合會）——撤回。十一、產業部組織確立の件（千葉縣聯合會）——保留。十二、總本部有給幹部失職者手當支給規定制定の件（奈良縣聯合會）——否決。十三、農民歌制定の件（山陰聯合會）——可決。十四、農村無產青年に對する軍事教育反對の件（京都滋賀聯合會）——可決。尙ほ、改正されたる綱領、主張及改正規約の要點を列擧すれば

【綱領】 一、組合の鬪爭に依つて農民の生活を改善し、生產者たる農民に合理的なる生活を保證するが如き小作條件、並に農業勞働條件の獲得を期す。

一、國民全體の食料の源泉たる土地を投機と利潤の目的に濫用すゝる弊害を排撃し實際の耕作者たる農民に、土地利用の完全なる權利を確保するが如き土地制度の制定を期す。

一、實際の耕作者たる農民をして、其成果を完全に享有せしむるが如き方法に依る土地の改良、農業技術並に農業經營方法の改善、促進を期す。

一、小作農、小作兼自作農並に農業勞働者を擁護なる組合に團結し、農業生産者の全國的組織を完成せんことを期す。

一、組合の組織と活動とを通じて農村無産大衆をして封建的、資本主義的隷屬思想より獨立せしめ、都市無産階級と協力して新文化建設の完成を期す。

【主張】一、耕地の社會化。一、耕地不買同盟。一、小作料の合理化。一、耕作權の確立を基調とする小作法の制定。一、農業勞働者の最低賃金及勞働時間の制定。一、販賣購賣機關の自治經營。一、地主及工業資本家の利益を擁護し、農民の生活を壓迫する租稅の廢止。一、無産農民教育制度の確立。一、治安維持法治安警察法並に農民運動を壓迫する府縣令の撤廢。一、全國的農民組合の完成。

規約改正の主なる點

一、組合長の名稱を廢止し中央委員長となす。一、中央委員及委員長は毎年大會に於て選擧す。一、中央委員の互選によつて中央常任委員を選出す。一、常任委員は政治、組織、爭議、教育、調査、財務六部門の各部長を擔當す。一、關東同盟及各郡聯合會を廢止す。一、本組合の中央委員及部員は他團體の執行機關並事務機關に參與するを許さず但し万止むを得ぬ場合は中央委員會の承諾を要す。一、組合内部の統制を保す爲めに新に除名、懲戒の罰則規程を設く。

●青年部創立大會——三月九日——京都市岡崎公會堂に於て開催。議題及其結果は左の如くである。

一、規約改正の件(本部)——可決。二、宣言綱領制定の件(同上)——可決——三、機關紙發行の件(山陰聯合、青)——可決——四、青年部徽章作製の件(香川縣聯合、青)——保留——五、青年部選出の日本農民組合中央委員を三名とせしむるの件(香川縣聯合、青)——保留——六、青年部歌作製の件(同上)——可決——七、國際無産青年デー實施の件(同上)——可決——八、教育方針決定の件(同上)——九、軍事教育反對同盟設立提唱の件(岡山縣聯合、青)——(可決)——十、各部門設置の件(教育、情報、調査、組織部)(山陰聯合、青)——可決——可決されたる青年部綱領を掲ぐれば

日本農民組合青年部綱領

一、青年團及び在郷軍人會の自治及び無産階級化。一、十七歳以上男女の選擧權及び被選擧權の獲得。一、十七歳以上の男女の集會、結社、出版其他政治上の自由の獲得。一、十七歳以上の男女の結婚の自由。一、補習教育の無産階級化。一、町村無料圖書館の設置。一、一年兵制の實施、一年志願兵制の撤廢。一、義務教育必需品と午食の給與。

（八）中央委員會

●第一回中央委會——三月十三日——京都市六盛倶樂部

【議案】一、豫算作成　一、中央常任委員決定報告　一、部長

任命　一、書記長、書記、部員任命　一、惡法反對委員會よりの機宜の方法を採ることの一任承認　一、關東同盟廢止による整理の件

一、山梨福岡縣聯合會退場に就き中央委員出張の件

第二回中央委員會――七月廿八、九日――總本部

一、中央常任委員會報告　一、勞農黨に關する報告　一、總本部改革の件　一、會費徵收に關する件　一、全日本農民組合同盟に關する對策　一、日本農民黨組織に關する對策　一、組織部特別活動委員會設置の件　一、聯合會組織統一に關する件　一、小作法制定に關する對策　一、農民團體全國協議會開催の件　一、全國總聯合に關する件　一、教育方針制定に關する件

擴大中央委員會――十月廿、廿一日――總本部

一、日本農民黨排擊に關する件　決定(1)排擊を徹底的に行ふため、更に農民黨の本據である全日本農民組合同盟(山梨一派)の排滅抗爭のために、而して未組織地方宣傳、勞農黨支持のため、「特別活動委員會」を組織部統制の下に設置すること。(2)聲明書發表。二、民衆黨に反對す。及びその他群少地方政黨を排擊すること。三、勞農黨門戸開放に關する件、(1)門戸開放すること(2)勞農黨第四回中央執行委員會に於て門戸開放を要求すること四、全國請願運動に對する方針、(1)本組合は全國的請願運動を起すこと　(2)全國勞働組合農民組合其他無產團體等凡ゆる團體を包含したる大運動となすやう努力すること　(3)十月十九日組織された議會解散請願運動全國協議會とも協力すること　(4)勞農黨本部へも要求すること。五、大會代議員の選出資格と會計に關する件。六、組合費未納に關する件。

第三回中央委員會――十二月五、六、七日――總本部

決議事項一、杉山中央委員長の辭任は大會まで保留し一般組合員にただすこと。二、行政、莊原の二中央委員の辭職は之を承認すること。三、稻村中央常任委員の辭職は之を承認す、中央委員は辭職せず。四、新中央常任委員を五名左の如く任命す、山上武雄、松本積善、西光万吉、今井一郎、花田重郎。五、書記長安藤書記仁科、西納、河合の辭職は之を承認す。六、政黨に關する態度―勞働農民黨と日本勞農黨との合同に飽くまで努力す合同ならざる間は原則として勞農黨を支持す事情ある地方は日勞黨に限り入黨を本部に屆出で承認を求むること。日本農民黨、社會民衆黨は絶對排斥。

右合同に關し組合選出の黨役員は左の條件で合同に努めることとし新常任委員に總てを一任す。【合同條件】一、黨名は勞働農民黨たること　二、團體排斥は絶對になさざること　三、合同後の黨は社會民衆黨、日本農民黨を排斥すること　四、如何なる團體に屬する者と雖も極左翼小兒病は排斥すること　五、兩黨は結黨式及大會に於て合同の意志を表示すること　六、兩黨は同數の合同委員を出し合同委員會をつくること　七、合同委員會に於て資格審査を爲すこと。

【組合內部統制上の申合せ】　過去の過失は之を問はず今後總本部は嚴重なる統制をなす。一、如何なる者と雖も農民組合の統制を破りたる者は之を處分す。二、統一同盟並に勞農總聯合に對しては第六回全國大會までは絶對に參加せぬこと。三、請願運動に對する當局の壓迫に對しては嚴重に抗議すべきやう勞農黨に要求

す（以下略）

2　政治部の運動

一、政黨問題、勞農黨第二回中央執行委員會に於て開放された門戸は第三回に至て再び鎖されたので、八月一日鹿兒島縣聯合會を先頭に、同十六日室蘭支部、同二十二日京都滋賀聯合會、同二十九日香川縣聯合會及日本組合青年部同三十日福岡縣聯合會より續々として門戸閉鎖撤回の要求があつた。總本部ではこの重大案を決する爲めに十月廿一、廿二兩日未曾有の擴大中央委員會を招集して第四回勞働農民黨中央執行委員會に門戸開放を要求することに滿場一致可決した。而して十月廿四、廿五日の勞農黨第四回中央執行委員會は開會劈頭總同盟一派の脫退となり引續いて社會民衆黨の創立、日本勞農黨の出現となり、組合内に於て之が爲め多少の動搖を免れなかつた。即ち中央委員の須永氏、新潟聯合會主事三宅氏等及びその一派は日勞黨との合同を提唱し後日勞黨に走るに至つた。かく一時混亂に陷つた組合も右合同案が不成立に歸するや斷乎として勞農黨支持の聲明を發し政黨的色彩を明確ならしめた。（詳細は「政治運動」の項參照）

二、日本農民黨對策

三月の全國大會に於て脫退せる舊山梨縣聯合會は「日本農民黨」を創立した。これは農民と都市プロレタリアートを切り離さうとするもの、フアスシストへ行く反動政黨であるとの見解の下に第二回中央委員會に於て排擊の聲明書を發表し、機會ある毎に之を排擊することが決議された。

三、小作立法對策全國農民團體協議會

八月十日附を以て政治部は小作法に對する全國農民組合協議會開催に關する提議を左の各團體になした。

全日本農民組合同盟、中部日本農民組合、島根縣小作聯合會、廣島縣神田農民同盟、而して八月三十一日第一回協議會を大阪中之島公會堂に擧行し、前記各團體の參加の下に對策協議機關設置を可決し、全國農民團體小作立法對策協議會の設立を可決するに至つた。而して對策の根本方針として議せられた處の大要を略記すれば

一、小作權の確立　二、爭議權の確立　三、生產物及耕地强制處分の制限　四、耕地返還と賠償を小作法の骨子たらしむべく聲明書を發し、諸種の宣傳、運動を開始する等である。

四、請願運動

十月二十、二十一日の擴大委員會は一、日本農民組合は全國的請願運動を起すこと　二、全國勞働農民組合其他無產團體等凡ゆる團體を包含したる大運動となすやう努力すること　三、十月十九日組織された議會解散請願運動全國協議會とも協力すること等を決議した。第一回請願デーは十二月一日禁止命令のあつたにも拘らず、耕作權確立、團結權、言論集會結社の自由獲得のスローガンの下に各地で擧行された。

3　教育部の活動

七月十六、十七兩日總本部に於て教育部員會を開催し劃期

的教育方針樹立の協議を爲し、七月廿八、九日の中央委員會は教育方針の決定を見、これが發表された。

教育方針の原則としては、農民の解放運動は資本主義と戰ひつつあるプロレタリアートとの共同戰線によつてのみ勝ち得ることを意識せしめることである。即ち農民の意識を無産階級意識化すると共に全無産階級運動と共力せしめる、といふ事にかゝつてゐる。即ちこの原則に從つて從來の自然發生に委ねられたものを統一し組織し目的付けてゆかんとするのである。

【方針の大綱】（1）物知りを作らぬこと。即ち農民組合の教育運動は、知慧を集めること即ち物知りを作るためでは斷じてない。我等農民の解放のために勇敢に地主資本家階級と闘爭し、この闘爭を暴壓する政治的壓迫に對して意識的に抗爭するためである。教育することによりて闘爭を避けるような邪道に導いてはならない。（2）理論と實際とは實踐によつて統一されること。「理屈と實際は違ふ、理屈通りにはならん」と云ふ事をよく聞くが、これは農民組合の教育運動を理解しない所から來てゐる。吾等の教育運動は、理論は現實によつて把握され、その理論は實行して初めて實際的に現實を改造してゆくのである。だから理論のない運動は毫も現實を改造し得ないで自然の成行きに從ふのみである。此では運動する必要がない。故に教育運動を有效に行ふ事によつて、理論を把握し、その理論は運動を指導し以てこの農民を苦しめ、地主の榮華を保つてゐる現實を改造し得るのである。「理屈と實際は一致しない」など云ふ人々の理屈はブルジョアの云ふ理屈だ。吾々の教育により得たる理屈は必然に吾々は勇氣を以て實行することによつて、實際と統一してこの世の中は變革されるのだ卑怯者を作るのではない。――闘爭するための教育とはこの事を理解して初めて分るであらう。（3）行動を通じて團體的訓練すること吾々の教育は地主や金持の子供に行ふ現在の所謂『學校教育』とは全然相違したものである。即ち『理屈張つて短兵急に注入するのではない』組合員の日常の闘爭を通じて、その得たる體驗をハツキリと意識させ意識を體系づける教育である。であるから組合の段階組織そのものに伴ふ教育事業と云ふように、即ちブルジョア社會に於て小學、中學、高等、大學の如く段階的に進むと云ふような考へ方は禁物であつて、組合員の行動が組合員の自發的教養となるものであつて、組合の段階組織に應ずる組合員の行爲そのものが相違することによつて、教育の内容及教材の選定を異にするのである。（4）沒落に瀕せる地主階級が自己の地位を永からしめんがために、沒落を轉換し、支配階級の凡ゆる力を以て吾々に攻撃して來た今日、農民運動の方向轉換によつて、彼等支配階級と戰ひ勝利を得るために、農民教育運動は重要なる吾々の運動の一つである。組合教育部は組織部、爭議部と密接に交渉し、政治部調査部と協力して教材を選定し凡ゆる組合の集會に於て、更に、教育部主催の講習會を開催して盛に組合員を教育しなければならない。一定の方針の下に、全國的統制のもとに!!

この方針を實行する爲めに中央農民學校を大阪市に設置すること、聯合會に於て地方農民學校を設置する場合は總本部教育部の

統制に從ふこと、巡回講座を設置すること、夏期農民學校の統一等が決定された。

次に本年度各地に開催されたる教育運動を列擧すれば左の如くである。但し對外的講演會、演說會等は隨時隨所に開催され到底枚擧に遑まなくここに之を除く。

『農民講習會』――三月十五日より二週間、東京協調會館――講習者二六名。課目――地方稅制、經濟學、產業組合論、勞働組合論、社會問題概論、農村法律問題、農業政策、地方行政。課外――組合簿記日本經濟の實際知識、政黨問題、國際運動、農村社會史、日本歷史、明治維新史、

『組合學講習會』――八月廿三日より七日間、大阪市江戸堀大阪キリスト教青年會――講習者三〇名――總本部教育部主催。講師演題――日本農民組合教育方針（教育部長）　唯物史觀（水谷）　消費組合論（杉山）　組織の任務（組織部長）　全日本の無產階級運動の現勢（產勞）　唯物史觀より見たる教育（森戸）　組織者の任務（西光）　農村と青年運動　青年部長）　農民運動の現勢（莊原）　政治運動（稻村）　支配階級の陣營の解剖（仁科）　爭議戰術の一（山田）　その二（西納）　その三（細迫）　聯總合を如何に促進すべきか（長尾）　農民運動の現勢（須永）　勞農黨と本組合との關係（莊原）

『科學講習會』――九月廿四日より五日間、奈良縣公會堂――奈良縣聯合會主催。課目　マルクス經濟學　社會史　唯物史觀　政治研究　農村問題　水平問題　國際運動

其他、香川縣聯合會に於ける農民大學、山形縣聯合會に於ける無產農民夏期大學、木島農民學校に於ける夏期講習會、德島縣聯合會に於ける講習會は各々數日に亘り講義演習が行はれたのであるが講師、演題及時日等の確報を得なかつたので詳述し得ないのを遺憾とする。終りに岡山縣聯合會は勞農學校を、山口縣聯合會は社會問題研究所を設置する決議が爲されてゐることを附記して置く。

4　青年部の運動

本年度に於ける青年部の主なる活動としては

一、組織運動――創立大會當時に既に組織されて居た府縣は三重、岡山、山陰、新潟、大阪、鹿兒島等であつたが、一九二六年末に於ては更に香川、佐賀、奈良、群馬、山形等が加り約四千の會員を得た。

二、青少年訓練所對策――昨年七月以來創始された、官製青少年訓練所に對しては、之を拒絕すべしとする說と入所して之を曝露し克服すべしとの消極、積極各論に分れ、事實上入所せる地方と然らざる地方とがあり青年部の統制上の缺陷を曝露したが遂に積極活動に移ることを決議した。

三、無產青年團體聯盟設立――無產青年團體共同戰線の提議は創立大會に可決されたが、この決議に基き十月十四日十一月十二日の二回に亘つて協議會を開き青年部主唱の下に全日本無產青年同盟、九州水平社青年同盟、中部日本農民組合青年部、市電自治會青年部等によつて全國無產青年團體聯盟の結成を見た。

以上の他か組合の爭議其他に於ける前衞隊としての任務に就き創立第一年の活躍としては多大な成果を擧げたものといふべきであらう。

5　全國一齊示威運動デー

第五回全國大會の決議に基き惡法反對、耕作權確立示威運動は九月二十八日全國一齊に擧行することとなつた。併し官憲は之を頗る不穩の擧となし暴壓至らざるなく、遂に示威運動を不可能ならしめた。左にその情勢の一般を列擧しよう。

愛媛縣聯合會―九月廿八日小松驛頭に組合員八百三十名及び應援の非組合を合し千六百人數町の長蛇を作て西條裁判所に至り五名の請願委員を擧げ文書を提出して散會。幹部三名檢束、請願書を押收された。

岡山縣聯合會―九月二十八日、吉備津神社境内に蝟集し午前十時約一千名の組合員は、農民歌を合唱、會旗を押立て高松稻荷神社に至り午後二時散會。

群馬縣聯合會―九月二十八日養蠶繁忙のため示威運動を中止し青年部出動の下にビラ散きを擧行し、夜は座談會を擧行した。

奈良縣聯合會―九月二十八日北葛城、高市、南葛城、宇智、生駒、磯城各郡別に盛大なる示威運動を爲した。

西播聯合會―九月二十八日各自辨當携帶で午前九時閑賀河原に集合須行名倶樂部にて散會の示威運動は不許可となり演說會開催

山陰聯合會―九月二十八日午前八時組合員三千名は米子町公設グラウンドに集合、沖川近藏氏總指揮の下に米子町目貫の大通りを行進し正午解散、此日全組合員の小學兒童は一齊に休校した。

香川縣聯合會―九月二十八日組合會組合員三萬人集合の豫定であつたが、その前日二十七日香川縣警察は示威運動禁止の警告文を全縣下に配布し同時に縣本部、出張所、各支部の幹部は悉く檢束してこれを阻止し且つ當日は警官三百名を以て高松の周圍を守り金藏寺より高松に至る國道は三十間に一名の割で警官を配置し物々しく堅めたが、尙ほこれに屈せざる綾歌郡の組合員は暗夜に乘じて高松市西入口鄕東川に至り警官隊と衝突し、又阪本富熊栗熊土器の組合員六百名は新宮を經て川の堤防に一寢入りし午前四時高松に入らんとして警官隊が自動車を群集中に乘入れて解散せしめた。

新潟縣聯合會―九月二十八日未明組合總動員で一體一千餘人は新發田に押寄せ、他は八百餘名は中蒲原郡南部村松に集合したが官憲は直に幹部檢束を開始し未曾有の暴壓を示した。而して全縣に亘る小學兒童の盟休三千名に及び佐藤、井伊兩辯護士は地方裁判所に決議文を交付した。

山口縣聯合會―九月二十八日豫定の聲明計劃を俄に變更して總本部の命令一下各支部へ傳令を飛ばし、周東地方は自轉車で周西は徒步で德山町權現の森へ集合した。警戒の裏をかいた形になつたので一行は無事德山區裁判所に至り抗議書を提出し日本農民組合万歲を三唱して解散した。

京都府聯合會―九月二十八日示威運動不許可の爲め岡崎公會堂で演說會開催。

德島縣聯合會―九月二十八日組合員約千名羽之浦町改善閣に集合支部旗をやモツトー大書の長旗押立て、竹治豐氏指揮の下に農民歌を高唱しながら小松島町を經て大京原に至り午後四時無事解散した。

大阪府聯合會―九月二十八日示威運動絕對不許可、中央委員長幹部以下七十餘名の一齊檢擧が行はれ、峻烈なる壓迫が加へられ

た當夜天王寺公會堂に於て農村問題批判惡立法反對演說會を開催したが中止を重ね極度の暴壓に終始した。

6　日本農民組合の分裂

日本農民組合の分裂は組合創立以來の最大事件の一であり農民組合が階級的政治運動への進出に當面して不可避的過程の必要であつたとも觀られる。その分裂理由に付ては各々の聲明書を掲げ、かつそれに對する批評は參考資料を指摘することに止め、ここには分裂に至つた經緯の概要を叙述するに止めるであらう。

第五回日本農民組合全國大會第二日（三月十一日）の會議に於て千葉縣聯合會の實川氏は農民勞働黨に關する質問に入り「農民組合の交渉委員中本組合の統制を破りしものありと聞く、果して然らばそは何人であつたか」と口火を切りしに始まり質問屢出したに對し、前川政治部長は言を左右にして確答を避けたが避くれば從つて攻め、追求甚だ急にして遁辭に窮したる結果終にそれが平野、岡部兩氏であつたことを明言した。茲に於て未曾有の査問會を設け兩氏を之に附し釋明せしむるに一決した。ここに至つて山梨縣の代議員は收らず平野氏の命令一下連袂旗を卷いて退場したのである。

この山梨縣聯合會の擧に呼應して福岡縣聯合會にも多少の動搖はあつたが、併しこれは同聯合會の聲明書によれば善後策を講じたのみで、分裂の意志は全然なかつたのであると。併し總本部中央委員會の聲明によつても福岡縣聯合會幹部の策動は事實であつた、だがこれ亦少數者にして組合大衆は依然として分裂反對であり飽まで農民組合支持を聲明してゐるのである。結局この分裂は農民組合內には只僅かに一聯合會の脫退に終り、他の聯合會には大して影響を及ぼさなかつたことが事實であらう。次に山梨縣聯合會の脫退に對する聲明書を擧ぐれば、

【日本農民組合より脫退に關する宣言】　今や日本の全社會運動が混亂狀態に陷つてゐると共に、農民運動も憂ふべき重大時期に立つてゐる農民運動が正道を踏むか邪道に陷るか、今將に岐路に立ちつゝある、我が山梨縣聯合會は、日本農民運動の正道を確立する爲め、本大會に於て、其の所信を批歷し我等の正當なりと信ずる道へ向つて勇敢に邁進すべきことを茲に宣言す。日本の農民運動は日本農村の現實に卽して行はざるべからざることは、我等の終始一貫したる運動方針である。かの日本農村の現實に卽せざる繼譯的理論に依つて農民運動を指導するが如きは、我等の絕對に反對する所である。殊に眞に農民の生活狀態に立脚せずして、徒らに嬌激なる空論を弄ぶ極左傾青年分子が、如何に我が農民運動を毒しつゝあるかは、我等の痛嘆に堪えざる所にして、我等は日本農民運動を本道に復する爲め、斯くの如き青年分子に對し絕對に排擊の斧鉞を揮はんとするものである。抑々日本農民組合は最初現實主義に依つて創立された。我等は其の精神に共鳴し、今日に至るまで其の傘下の一縣聯合會として奮鬪を續け來つたものなるが、近來農民組合內部に現實に卽せざる左傾分子の擡頭し來り、

就中農民大衆の要求と離れて徒らに革命的理論を弄ぶ極左傾青年分子の妄動甚だしきを加へ、それが爲めに農民組合は最初の創立精神を失はんとしつゝある。過般の第五回全國大會に於ける彼等青年分子の妄動の如き、その惡弊を最も露骨に曝露したのである。我等は從來まで現實主義の態度を以て一貫し、農民組合の根本精神を誤らざらんことに努めて來たものである。今や今日になつては、我等は組合内部に於て、我等の主張を貫徹することに絶望を禁じ得ざるに至つたのである。茲に於て我等は、涙を振つて同志と袂を分ち、新しき道程を進むべき決意を爲したものである。我等は尙ほ日本農民組合内部に於て、我等と根本精神を同じうする多くの同志のあることを知る。我等の排擊するものは、極左傾青年分子であつて、多くの健全分子と袂を分つは我等の忍び能はざる所であるけれども、我等は現狀のままで長く組合内部にあつて、極左傾青年一派と紛爭を續けるよりはむしろ新天地に出でて正々堂々現實主義の主張を提げ、勇敢に正道に邁進することが、日本農民運動の立て直しのために、効果大なりと信じ、遂に意を決して、日本農民組合より脱退するに至つたものである。繰返して宣明す。我等は飽迄日本農村の現實に立脚し、日本農民大衆の眞の意志を表現する運動を行はんとするものである。我等は理論のために理論を弄び、鬪爭のために鬪爭を行はんとする態度を取らない。我等は最も健實にして合理的なる態度を以て、暗憺たる日本農村問題の根本的解決に當らんとするものである。我等の主張と方針とは、必ずや全國農民大衆の要望に合致すべきことを確信して疑はざるものである。

右宣言す。大正十五年三月廿八日　山梨縣聯合會大會

更に日本農民組合の聲明書に依れば

【聲明書】　我が日本農民組合旗の下に全國の同志と共に永く生死を與にして來た山梨縣聯合會は脱退後、福岡縣聯合會の幹部を動かし、その他一、二支部及び、北日本農民組合、大和農民組合能義八東農民組合等を糾合して新に全日本農民組合同盟を組織して抗爭して來た、全日本農民組合同盟の創立大會に於て發表せる宣言を見るに、我が日本農民組合の宣言と殆ど同じきもので殊更に別に新團體を組織して我が日本農民組合と對抗する所以を知るに苦しむ底のものである。然し乍らその組合の内容に至つては全然協調的組合であり、御用組合と何等選ぶ所がないのである。吾等は組合利己主義に立つて行動するものではない。それが眞に無産農民の解放運動の爲めであるならば如何なる組合と雖も相提携して共同戰線を設くるものであるが、全日本農民組合同盟の創立の根底は眞の無産農民の利益を代表する我が日本農民組合を分裂動搖せしめ、沒落期の支配階級の分割支配に迎合し農民を地主に賣る者である。吾等は斷じてかゝる僞瞞と譎詐とに依つて日本の農民運動を攪亂し延いては全無起階級運動を混亂に導くに等しい朦朧組合に對しては斷乎として鬪爭する事を宣明す。

我が日本農民組合旗の下に全國の同志は一層結束を鞏固にし流言蜚語に迷はず勇敢に無産農民の利益のために鬪爭せん事を期す

大正十五年四月二十一日　日本農民組合中央常任委員會

以上の如くである。

要するに山梨縣脱退宣言に從へばその要點は「近來組合内

部に現實に即せざる左傾分子の擡頭し來り、就中農民大衆の要求と離れて徒らに革命的理論を弄ぶ極左傾分子の妄動甚だしきを加へ、それが爲めに農民組合は最初の精神を失はんとしつつある」といふに歸するであらう。之に對し農民組合本部主腦幹部はS生の名を以て「山梨縣の脫退は山梨特有の獨善的利己主義の結果である、右でも左でもない其は彼等の口實に過ぎないものである」(土地と自由五〇號)と駁されてゐる。

この相反せる見解に立つ兩聲明に對する究明及び平野、岡部兩氏が何故農合統制を紊すに至つたかの個人的並に社會的原因等に就ては、雜誌マルクス主義(十五年十一月號)、社會思想(第五卷第五號)無產者新聞(本年四月十七日號)無產階級(第三卷第一號)等を參照されたい。尙ほ日本農民組合の前記聲明書の外これと略同樣の趣旨を以て脫退糾彈聲明書が左記農民組合聯合會から夫々發表された。大阪府聯合會(十五年四月七日)　新潟縣聯合會(同四月一日)　群馬縣聯合會(同、四月六日)　千葉縣聯合會(同、四月七日)　三重縣聯合會(同四月四日)　山陰聯合會(同、四月十四日)　福岡縣聯合會(同、四月二十六日)

7　其　他

產業部の運動としては餘り多く報告されてゐない、只香川縣聯合會が各町村支部に消費組合設置を協議し、福岡縣聯合會に於て產業組合運動を起すことが提唱され、新潟縣木崎村に於ける信用組合獲得の運動があつた程度である。併し他の運動に比しその性質が地味なる爲め、往々報告が閑却されがちであつて事實は相當の發展を逐げつつあり、更に經濟運動の一部門として今後飛躍展開が見られる狀勢にあるといふことは認めざるを得ないであらう

第二節　小作組合とその運動

日本農民組合以外に各地方に於て組織されてゐる小作人組合又はその聯合會の運動として見らるべき會合並に決議等の主なるもののみを擧ぐれば次の如くである。

1　全日本農民組合同盟

日本農民組合より脫退せる舊山梨縣聯合會を中心となし日本農民組合福岡縣聯合會員の一部を加へて四月十一日東京芝協調會館に於て創立大會を開き、ここに新に全日本農民組合同盟の誕生を見るに至つた。十月十八日その第一回全國大會が開催され左記議案を可決し、その宣言を發表した。

全日本農民組合同盟創立宣言

(一)玆に我が全日本農民組合同盟の創立せらるゝに際し、我等の根本的立場と運動方法とを大膽卒直に宣明する事は獨り我が現下の混沌たる農民運動の上に、正しき指導精神を與ふる爲めのみならず、惹いて日本社會運動全體の上に重大なる意義あるべきを確信する。抑歐洲大戰後の我國社會運動の傾向を見るに、歐米の高度に發達せる勞働運動と無產階級勃興の世界的氣運に刺戟せられて我國の無產階級運動は極めて鮮明なる階級意識と濃厚なる戰鬪的色彩とも多分に帶びて來た。是れに依つて我等は我が國社會

運動が一般的に純化せられ、其の戰鬪分子をして無產階級解放運動の眞の使命と職分とを自覺せしめたる効果の甚大なるを確信するものである。併し乍ら歐米の社會的經濟的事情に立脚して築かれたる解放運動の原理と實際的方策とは、我が國資本主義發展の過程に適應せしむるに當り、當然適當なる修正を必要とせざるを得ない。殊に我が農村の諸事情を觀る時、直譯的思想と運動方針との漫然たる適用が重大なる危險を伴ふべきは多言を要しない處である。然るに我國の農民運動は近來稍もすれば農民の實際生活を無視して鬪爭の爲めの鬪爭、理論の爲めの理論に走り、强て農村生來の氣風を破壞し、農民の眞の利害を度外して、之れを單に革命運動の手先に利用せんとするの風潮あり、殊に最近一部急進的青年の農村に侵入して農民運動を攪亂するは、我等の斷じて排擊せんとする處である。圖らずも今回、日本農民組合が其の第五回大會に於て左右兩派の大分裂を見たるは、一派の極左急進的農民運動の指導精神が我國眞の農民の意志に反するものなるを立證したものである。

（二）素より近代農業の疲弊は資本主義發展の必然の結果にして農村の振興と農民の解放とは一に係つて資本主義經濟組織の改造に在るは勿論なれども、わが國社會進化の過程は政治上並に經濟上變則的發展をなせるものにして、殊にその農業は、技術、經營の兩方面に於て歐米諸國に比し特殊なる事情を有し、農民の階級的構成も亦極めて複雜多樣である。此の間に處して眞にわが農村の諸問題を解決し、農民の眞の社會的地位の向上を圖るためには、單純なる直譯的運動を排し、わが國農村の現實を直視し以て之れに適合する秩序的、合理的諸方策を確立するの必要を痛感する。顧みるに今や日本農民運動は混沌として岐路に立ち、徒に全農民をして歸趨に迷はしむるものがある。我等は一面に於て極左的農民指導精神を斷じて排擊すると同時に亦農民組合が地方的封建的に分立するは全農民解放運動の途上に暗影を投ずるものなるを懼るるものである。玆に於てか我等はこの際敢然として立ち、われ等が宿年抱懷せる所の健實にして、合理的指導精神の旗しよくを掲げ中央に於て日本農民大衆の眞の意志を代表せる方策を宣明して、全國的農民組合を創立するの必要を痛感し、今その實現を見たるは限りなき欣快とする處である。

（三）惟ふに農民組合本來の職分は、土地を單なる營利手段と見て土地所有の搾取に依り、無爲徒食する地主階級の横暴に對抗し公正なる小作料の改定、合理的耕作權の確立を期すと同時に、商工資本の搾取を排除すべく、且つ又新しく農村の建設的事業として生產、消費、購買、販賣等の共同經營に依る產業組合運動促進のために熱意ある努力を拂ふべきである、且つ又組合は唯に斯くの如く農民の經濟的運動機關たるに止まらず　農民の健實なる教育機關たり、頽廢せんとする農村に新道德を樹立する人格陶冶の道場たる職分をも有すべきである。組合は又我等にとりて、階級戰士の兵營であり、農民教育の學校であり、農村文化の孵卵場であり、農民娛樂の倶樂部であり、新しき意味の寺院であり、教會でなければならぬ。飜へつて我が國の社會狀態を見るに人口は益々過剩し、財界は行詰り、生活不安は日に濃厚の度を加へつゝある。此の時に當り、支配階級は各種の惡法を制定して社會運動を彈壓する

と共に、一方普通選擧を制定し、勞働立法社會政策を高唱しつゝあるが彼等は表に人氣取り政策を高調すると雖も其の實質に於ては見るべきもの至つて乏しく、實に彼等は羊頭を掲げ狗肉を賣るものである。殊に農業政策に於ては申譯的自作制定を立案して、無自覺なる農民の甘心を買ひ之れを懷柔せんとしつゝある。

（四）此の難局に際して我等が具體的に採らんとする方策は一、地主階級の抑壓及び欺瞞的懷柔策に抗爭し、更に小作權を公正ならしめ、合理的耕作權確立の爲めに奮鬪すると同時に、獨り小作農のみに止まらず、農村に於ける爾餘の無産分子例へば小自作農の如き者とも協同して、農民の農村に於ける社會的政治的經濟的地位の向上を圖る事。二、組合の事業として協同組合を重視し共同耕作等を試み以て積極的に農村の經濟的福利を圖る事。三、立法問題に於ては産業組合法、中央金庫法、小作調停法等農業關係法規の適正なる運用を要求し、合理的小作立法を促進し、且又各種の社會運動取締法規の改廢、殊に農民運動取締縣令の撤廢を期さなければならぬ。而して近時頻々として妄りに耕作禁止、立毛差押へを行ひ農民の生活基礎を脅かすこと甚大なるものがあるが、我等は之れに關し司法官に對して時代の進展に伴ふ公正なる態度を要求する事、四、政治運動の領域に於ては、從來一部有産階級の手に獨占せられた町村會及び縣會に農民並に農村に於ける進歩的分子の完全なる代表を送り、直接に大衆の意志を反映せしむる事を要する。更に無産政黨問題に關しては、我等と指導精神を同じうする健實なる政黨の存在するものあらば、我等は喜んで此れに加盟するを躊躇せざるものであるが、過般成立せる勞働農民黨に對し、今直ちに之れに參加することは妥當ならずと思惟するが故に、我等は無産政黨問題に關しては今暫らく愼重なる態度を以て形勢の推移を觀望するものである。

五、組合内部の政策としては、（イ）各地の連絡を完全にし眞に統制ある組織の完全を期し、（ロ）組合の財政的基礎を確立し、事務機關を整備して、機敏にして、適確なる活動をなす事。（ハ）健實なる教育を普及し、技術的、社會的教養を高めるため各種の施設を講ずる事。（ニ）組合員間の互助施設を興し、相愛扶助の精神を涵養すると同時に、各種の娯樂機關を設け組合員相互の親睦を圖ること。（ホ）農村の青年運働は、其の正しき立場と職分とを守り、徒に空想矯激に走ることなく、組合全體の統制を紊さゞる範圍に於て之が健全なる發達を圖ること、（ヘ）組合員の宣傳、及び組織は地方的事情を十分考慮する事、（ト）組合員の道德の向上を圖り、人格的結合を促し、殊に幹部をして村の中堅としての信望と期待とに添はしむる事。

（五）是れを要するに、我等の運働は農村當面の經濟的不安を除去し、將來の理想的新農村建設の爲めに着々其の準備を進め、徒らに空理、空論に走る事なく、秩序的、合理的諸方策を掲げ、以て漸次われ等の地歩を確實に把握せんとするものである。斯くの如くにして我等は、われ等の階級的地位を向上し、更に進んで現下の農業組織の根本的地位を改造するにあらずんば、到底我が國今後の農業生産力を增大し、依つて以て眞の國家的見地より、食糧問題の徹底的解決を見る事の不可能なるを斷言するものである。今や我農村に於ける小作團體數は全國に亘りて四千を越え、其の

人員四十万に近く、而も從來全國的に結合せられたるものは其の十分の一にも充ぬ有様である、更らにこれを小作農並に自作兼小作農總戸數三百七十八万戸、自作農を加算して五百四十四万戸に比すればなほ開拓の餘地の廣大なるを痛感する。われ等は今五万の陣容を提げて新しき進路に就かんとするに當り廣く天下の同志と語らひ全力を傾倒して眞の大衆的運動たらんが爲めに、一大決心を以て万難を排し猛進せんことを誓ふ。

右宣言す　　大正十五年四月十一日　　全日本農民組合同盟

【綱領】　一、我等農民は知識を養ひ技術を研き德性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の完成を期す。

二、我等は相愛扶助の力により相信じ相依り農村生活の向上を期す。

三、我等農民は隱健着實合理合法なる方法を以て共同の理想に到達せんことを期す。

全日本農民組合同盟山梨縣青年部創立總會――甲府大和座可決せる宣言綱領

一、吾等農民は知識を養ひ技術を磨き德性を涵養し農村生活を享樂し農村文化の達成を期す。二、吾等は相愛扶助の力により相信じ相助け農民生活の向上を期す。三、吾等農民は穩健著實合理的なる方法を以て共同の理想に達成せんことを期す。

2　中部日本農民組合

中部日本農民組合第三回大會――三月十七日、岐阜市松竹座前會長横田氏の後任として中澤辨次郎氏を推し次の宣言綱領を可決した。

【宣言】　我が中部日本農民組合は設立後僅に二ケ年にして非常な發達を爲したると同時に全線に亘り重大なる爭議に當面した。然るに内部の組織未だ完きに至らずして外は强大なる力と戰ひ内は前組合長の重病に次ぐに死を以てし其内部の混亂等慘憺たる内憂外患に當面し、而も克く堅忍組合の結合を維持し爰に一陽來復の此大會を迎ふることを得たるは以て天下の耳目を聳動せしむるに足るであらう。國家社會の淨化合理化を目標として起る吾等重圍の苦戰中に吾等の内部を大改革することに成功した此偉大なる力の大部分は今後專ら外敵にのみ勝得ることは出來ぬのである。吾等の前途は程遠く吾等の任務は重大であるとは謂へ、此結束の力で爲し得ないことは無いはずであらうが、正義は力なり而して吾等の有する所のものである。確乎磐嶽の決心精進勇猛の信念、我が農村に光を與ふる所のものは吾々の外には無いことを斷言して憚らないものである。

【綱領】　一、我等農民は日本の國情に鑑み輕擧妄動を避け、穩健中正なる耕作農民として忠良なる國情の構成分子たらん事を期す。一、我等は農村社會の健全なる發達の爲め農業制度の合理的改革を期す。一、我等は互助相愛の經濟的機關を整備し新時代に於ける農民生活の基礎を確立し其の歴史的使命を果さん事を期す

中部日本農民組合臨時大會――六月九日、岐阜市神田町電氣館大會決議として全日本農民組合同盟に對し左の聲明書を發した。

【聲明書】　中部日本農民組合は尊王愛國の大義を奉じ同組合法を以て農民の經濟的福利を增進し社會的地位の向上を圖らんとするものにして飽まで矯激なる運動方針を排し穩健着實なる態度を

以て進むにおいては創立以來何等組合の方針に變化あることなし然るに日本農民組合第一回大會において山梨縣聯合會が脱退してより所謂右傾農民組合が計畫せられ全日本農民組合同盟と稱する事に決定したるが、中部日本農民組合は提唱者の懇願により一時其協議に携りたるも其構成組合を點檢する時は一面に右傾を標榜するも他面において墮落的態度を有するもの多く、兼ねて之等構成組合を以て組織せられたる全日本農民組合同盟は眞に農民階級の意思を代表するものにあらずして何れかの時期においては必ず や墮落組合の本質を曝露するに至らんか是全日本農民組合同盟の中心人物は組合道德を無視し黨中黨を作り恬然たるのみならず、時に右傾を標榜して墮落的行動を以て進まんとする傾向あり、我中部農民組合は斯の如き農民組合同盟には今後斷じて參加せず而して又他の何れの組合にも加盟せず飽まで獨立の永き歷史を保持する立場において農民階級の利害を代表する健實なる組合として發達せんことを期す。

右聲明す　大正十五年六月十日　中部日本農民組合

●農民夏期大學！八月七日より五日間岐阜、名古屋、豐橋、靜岡の四ヶ所。課目講師—民衆政黨問題（安部磯雄）　經濟學（富士辰馬）政治學（三輪壽壯）　法律學（片山哲）　農政學（小野武夫）婦人問題（市川房枝）　財政學（松下芳施）　消費組合（岡本利吉）　職業婦人研究（奥むめを）

3　日本小作人總同盟會

●群馬縣小作組合聯合會代議會—八月一日、群馬縣太田町城見館【可決議題】一、旱魃被害報告の件（水引手間は八時間に付金一圓五十錢宛の事と議定を求む）　二、小作組合奬勵規定設置請願の件（代表者選定の運動の件）　三、縣當局に教育上警告を發する件（委員付託の事）　四、農民運動今後の方法に關する件（小作權確立を中心としてあらゆる經濟運動に猛進する事）　五、用水路完成統一運動の件（水路關係組合聯合會運動に關する事）　六、小作法に關する件（組合側主張宣明の事）　七、小作料合理化の件（公定小作料標準徹底の事）

●日本小作人總同盟協議會—八月十三日、足利郡三重村林屋決議事項一、公定小作料普及の件一、要水路農道改修の件一、諸團體と共同戰線の事一、小作組合奬勵規定請願の件一、小作組合村營の件一、小作組合法設定請願の件

●日本小作人總同盟會—十月十四日—山田郡毛利田村覺音寺

【宣言】　一、我々は共同組織經濟生活發展のため努力す。二、我我は共同生活の知識技能啓發のため努力す。三、我々は共同團結大義のために斷乎として奮鬪を辭せざるものとす。【綱領】一、小作組合の村營　二、農村經濟藝術の確立　三、農村勞働の全國的協力

4　島根縣小作聯合會

●第一回島根縣小作聯合會總會—八日三十日能茂郡安來町快樂座。

【宣言】　惟ふに近時益々顯著ならんとする農村の疲弊は農村に於ける從食搾取階級の横暴跋扈と共に日を追ふて酸鼻を極むるの域に入らんとす。之が振興策は只だ農村の大部分を占むる吾等勤勞階級をして彼等搾取階級の横暴搾取の鐵鎖より溫健着實合理合法の手段を以て解放の道に進むより外に道なきは勿論なりとす我

等は此の根本的理想に立脚し地方農村の實狀と我が國の現狀に鑑み一歩より一歩と之に向つて勇往邁進せんとするものである。而して我等の採らんとする具體的方策は　(一)吾等の生存權を確認する爲めに耕作權の確立と小作條件の改善を期し之を妨害する一切の階級と徹底的に抗爭し。(二)新組織の基礎工事の爲め吾等が外部より購入する總ての物品は生産者より直接之を求め更に進んで共同の力によりて自ら消費する物は自ら生産せんが爲に努力し之を妨害する者を絶對に排斥す。(三)新組織實現の第一手段として一切産業の共同經營と生活共同を期し之に關連する一切の舊慣を破壞して改造の一路に突貫す。(四)政治的には議會行動を積極的に是認し吾等勤勞階級代表の議會占領と農民大衆の示威運動により理想的政治の出現を期す。(五)吾等は農民大衆の教育的向上の爲めに各種の運動による實際教育と講習講話及び出版物とにより教育に全力を傾注し以て農民大衆各自の人格的完成を期す。以上の具體的政策を實行する爲に玆に不斷の努力と熱愛とを捧げて新しき陣容の下に農民解放の途に立たんとす。犧牲は吾等が目的を達するまでの唯一の彈丸である。團結は吾等が使命を守る砲壘である。しかし乍ら壓迫迫害の毒矢僞瞞誘惑の陷井は吾等が進まんとする農村の隨所に吾等を待つ、嗚呼農民よ目覺めよ團結せよ御身等が一人前の人間としての意義に目覺め犧牲と熱愛との表徵なる燃ゆる紅の聯合會旗のもとに鐵の如き團結を結ぶ日こそ眞に吾等農民が解放さるゝ日であらふ。

【綱領】　一、我等は共同一致の力により農民生活を改善し、よりよき小作條件の獲得を期す。一、耕作權の確立を基調とする小作法の設定を期す　一、眞の村農振興の原理に基づく土地改良、農業經營及技術の改善促進を期す　一、我等は溫健着實合理合法公明正大の手段を以て階級闘爭の絶滅を期す

【可決議案】　一、自作農創定法反對の件、一、他團體と協力して本秋一齊に土地立入禁止法處分反對示威運動實行の件　一、全國農民團體合同促進の件　一、協調農事組合縣費補助反對の件　一、メーデー示威運動參加の件　一、小作權の確立を基礎とする小作組合促進を期するの件

5　大和農民組合

大和農民組合創立大會—四月十三日岐阜市神田町電氣館。

【宣言】　大和農民組合は全員一致して吾等勞働農民の結合によりその自助運動の機關として組織したもので將來我國體の精華を發揚し日本の名譽ある皇室を中心とし吾等農民は國家の中堅となりて進むべきものである國家社會に必要なる生産は國家社會は一日も之れを廢止させる事は出來ぬものである。故に吾等農民はこの國家社會に最も必要なる食料生産の大任を負へる限り吾等が有する耕作の權利は絶對に安全に保障せられなければならぬ。されば吾等農民を永久に土地の奴隷となし、實際上の權利無しと見るが如き思想習慣及び法律等の存在は吾等勞働農民の斷じて忍ぶ能はざる所である。玆に於てか吾等農民の多年の希望と目的貫徹を期せんが爲め穩健にして中正を得たる大和農民組合を組織しこの團結を通じてのみ初めて吾等の有利なる途ある事を斷言し得る。この運動こそは眞に愛國的道義に終始する救國運動であることを誇り得る。しかして斯の如き吾等の信念と行動とは之を事實に徹

底せしむるに躊躇せぬものである。吾等は如何に多數の團體を欲すると雖も我國體を紊る暴力を是認するが如き吾等と相容れざる分子を包含せる團體とは絶對に提携するものではない。右宣言す。

【決議】　一、小作農並に小作組合法の制定を期す　二、農業警察令の撤廢を期す三、農村より左傾分子の排擊を期す。

第三節　農民の政治運動

一　無產政黨運動

日本農民組合の無產政黨對策としては幾多の曲折を經たが結局勞働農民黨を支持することに歸結した。この點に關しては本章第一節「2政治部の運動」の項に略述した。從つてこの節では日本農民組合以外の農民の政治運動の主なるもののみに付てその概要を記述するに止める。尙ほ無產政黨の全體に亙る詳細記述は本編第六章「政治運動」にあるを以て玆には省略することとする。

日本農民黨結黨―十月十七日東京市芝、協調會館に於て結黨式擧行。日本農民黨は全日本農民組合同盟員が主として之を支持し山梨、新潟、岐阜、福岡、群馬、石川等の同盟員代表者が出席して左の宣言、綱領、政策を可決した。

【宣言】　三千年の日本歷史に光彩を放つべく、日本農民黨は生れ陰慘なりし我農民史は、今や榮光赫耀たる第一歩を大地の上に力强く印した。回顧すれば久しき封建時代を通じて、我等の祖先は暴虐なる壓制に堪えかね、時に一揆暴動を起したが、結局は默々營々として、苛斂誅求に忍從せねばならなかつた。四民平等を標榜せる明治の改革も遂にこの悲慘なる現實を覆すことは出來なかつた。併しながら我等はこの久しい苦難の間に困苦缺乏と闘ひつゝ團結的實力を養ひ得たのである。而してこの力こそ普通選擧實施を機會として、今や政治的に一大革新の機運を作興したのである。蓋し政治の要諦は國民生活の安定にある。然るに國民の大多數を占むる我等は、經濟的にも精神的にも安定を缺き、貧富の懸隔益々甚しくして、勤勞するものその堵に安んぜざるの現狀である。而してこの事實は全世界共通の惱みにしてこれが解決の爲めに社會改造の諸種の理論と行動はそれぞれ特殊事情に應じて生れた。即ちドイツに社會民衆黨發達し、イギリスに勞働黨勢力を得ロシヤに於てボルシエビキの獨裁行はるゝが如きは各國それぞれ特殊事情の存在するが故である。而して我日本は過去三千年の傳統を持し、世界諸民族興亡の跡を俯瞰しつゝ、日本人たるの正しき誇りを持つて東亜の一隅天惠妙き自然の裡に、農を立國の大本とし大多數の農民を擁して發展し來つたのである。こゝに我等は日本の國情に照して日本農民黨發生の必然と、その發展の妥當性とを見るのである。翻つて日本の政界を見るに、現實的政治勢力を掌握する既成政黨は、一部特權階級の利害のみを代表し、黨利黨略に膠着して多數國民の休戚並に國家の前途を顧みざること久しく、今やその黨派の何たるを問はず悉く國民多數の信望を全然失墜するに至つた。一方新興階級の興望を負ふて起てりと稱せらるゝ勞働農民黨は、矯激なる直譯的共產的黨色彩濃厚にして之亦大衆の信賴を克ち得るに足らず。一千萬民衆は新たなる參政權を

擁して實に歸趨に迷はざるを得ぬのである。かくの如くんば國家國民の前途誠に深憂すべきである。此の混迷の間に我等は一大抱負と經綸を携げて日本農民黨の旗を擧げたのである。眞に國を愛し、國民の前途を憂ふるものは來つて我等が宿昔より遂げ得ざりし理想を行はんが爲め我が日本農民黨の綱領政策の實現に協力すべきを確信する。連綿三千年默々として培ひ來りし我等の日本を甦生伸展せしむべく我等は今こそ小異を捨てゝ大同に就き一切の障害を排して行詰れる我が政局を打開し正義の支配する新社會の建設の爲めに全力を傾注して猛進することを誓ふ。右宣言す。

【綱領】 我等は人類の平和幸福を目標とし、天地の公道に則り世界の大勢に順應して合理的新社會の建設を期し、以て次の諸項を遂行す。

1、社會正義の實現。我等は不公正なる政治の弊害を打破し、全勤勞階級共同の理想たる社會正義の實現を期す。

2、日本國本の振起。我等は知識を世界に求めて純眞なる我が國本を振起し、日本民族の繁榮と日本文化の發達を計り、以て世界文化の向上に貢獻せんことを期す。

3、議會政治の改革。我等は議會政策に即して、一切の不合理不自然なる制度組織習慣を排し、合理的新日本の建設を期す。

4、產業國策の確立。我等は特異なる日本國情の現實に立脚して、產業の振興、分配の公平を計り、以て國民生活の安定並に向上に力む。

5、農村文化の樹立。我等は都會中心の不健全なる文化を否定し、健實なる地方的新文化の完成を期す。

【政策】 (一)政治。一、普通選擧の徹底 二、貴族院の改革 三、無產階級運動取締に關する諸法令の改廢 四、國防軍備の整理 五、兵役義務者の給與增額及待遇改善、六、一般並に地方行政費、行政事務、行政區劃の整理と自治制度の改革、七、國民外交の確立、八、移民政策の確立 九、財產稅の高率累進賦課と關稅及び消費稅の改廢等の稅制の根本的改革、十、恩給制度の改正

(二)經濟一、耕作權の確立、二、土地制度の改革、三、產業振興策の確立並に我が天然資源開發と生產力增進の爲めの體系的國立調査研究機關の設立、四、重要農產物專賣制實施、五、農村金融機關の改善及擴張、六、肥料の國營、七、農業保護施設の國家的經營、八、團結權、罷業權、團體契約權の確立、九、少年婦人勞働の保護制限、十、工場法の改善及最底賃銀制度の實施、十一、水力電氣の國營、十二、交通機關の整理、並に地方普及。

(三)社會。一、教育制度の改善、二、義務教育費國庫負擔、三、國民保健の徹底、四、病院、醫藥の國營、五、生命、養老、災害失業、疾病保險の國營、六、女子人身賣買の禁止、七、農村文化施設の普及。

立憲農民黨結黨—三月廿四日新潟市古町通二番町如來寺に於て須貝氏の北日本農民聯合組合を主とする立憲農民黨の結黨式が擧げられ、左の如き主義、宣言、綱領が可決された。

【主義】 一、我黨は尊皇愛國の大義を奉ず。【綱領】 一、立憲政治の完成を期す。一、農業立國の精神を發揚し農村の振興を期す。【宣言】 一、我黨は皇室中心にして農村國家中堅主義なり。一、黨員の人格を尊重し苟も其の行動を制肘せず相互の理解によ

り協力一致以て系統的組織の下に鞏固なる結束をなし正義の公道を歩む。是れ我黨の本領なり。一、農業者の政治的權威を確保し政局を監視す。是れ我黨の本領なり。一、農業立國の基礎に立ち農村の振興を計る。是れ我黨の本領なり。一、純農民を主とし農村の各種階級は勿論苟も農業に理解あるの士は其の職業の如何を問はず悉く之を網羅し大同團結により農村文化の建設を期す。是れ我黨の本領なり。一、産業の隆昌を計り國家經濟の魁たるを期す。是れ我黨の本領なり。

右敢て天下に宣す。

立憲農民黨

二　市町村會議員選擧運動

本年は市町村會議員改選期でなく補缺選擧のあつた二三地方を除いては何等この種の運動はないのであるが、昨年五月に於ける改選の結果を清算する意味で協調會農村課の該調査を左に掲げよう。

町村會議員立候補者數（大正十五年七月二日までに回答されたもの）

	實數	地主又は小作人立候補者を一〇〇とせる割合	立候補者總數を一〇〇とせる割合
一、立候補者總數	四七、六七九人		
二、小作人候補者數	六、六八三	一〇〇	一四・〇三
a日本農民組合員	四〇八	六・一一	
b（a）以外の小作組合員	六〇三	九・〇三	
c（a）（b）以外の小作人	五、六七二	八四・八七	
三、地主候補者數	四〇、八一五	二三〇	
a地主組合員	一、四三	一〇〇	八五・六〇
b（a）以外の地主	三九、三九三	三・四八 九六・五二	
四、地主組合、小作組合を背景とせざる立候補者數	一八一	〇・三八	

即ち立候補總數中最も多きは地主候補者にして總數の八割五分を超え、小作人候補者は一割四分、地主組合並に小作人組合を背景とせるものは僅に三厘八毛に過ぎぬ。

更に小作人立候補者總數中、日本農民組合側は六分強にして、それ以外の組織小作人は九分に過ぎず。地主組合の割合に至つては僅々三分五厘弱にして、九割六分以上は組合に屬せざる地主である。次に當選者の實數並に割合を見れば、

當選者議員數

	當選者總數	割合
	三七、七三人	一〇〇
（イ）地主當選者數	三、一四五	八五・二〇
（ロ）小作人當選者數	五、四六二	一四・四八
（ハ）地主並小作組合員數を背景とせる議員數	一三四	〇・三三

即ち地主當選者は當選總數の八割五分を超へ、小作人之に次いで一割四分強、組合を背景とせる地主、小作人は僅に三厘強に過ぎない。終りに小作人當選者を細別すれば

小作人當選者數

	實數	割合
	五、四六二人	一〇〇・〇〇

(a)日本農民組合員	三三九	六・二	
(b)(a)以外の小作組合員	四〇九	七・四九	
(c)(a)(b)に屬せざる小作人	四、七一四	八六・三	

右の如くその大半即ち八割六分以上は未組織小作人である事が知られる。併し假令僅少と雖も從來町村議員として一顧をも與へられなかつた抗爭的小作組合より選出されたことは頗る注目に價するであらう。

第三章　其他の勞働者の運動

商業使用人、漁業勞働者及びその他の勞働者の間にも勞働運動と目すべきものが次第に勃興しつゝあるのは事實である。然しそれ等の運動も多く工・鑛・交通業の勞働者の運動と連絡しつゝなされたものが多いので、こゝには特にとりたて述べることはないと思ふ。

○生口島鹽田從業者勞友會春季例會(一月五日)○自由勞働者失業救濟の爲市長に談判(一月十一日)○自由勞働者組合大會(一月二十四日)漁民騷擾事件、一月二十八日廣島市觀音町)○瓦工組合總會(王寺町金星倶樂部六月一日)○鹽田勞働者大會(德島縣撫養町九月八日)

第四章　中間階級者の運動

中間階級の沒落、失業の不安に應じて、中間階級者の運動も著しく活氣を帶びて來た。一般勞働運動に比すれば尙微々たるを失はないが、然し充分注意すべき現象でなければならぬ

第一節　教員の運動

その主なるものを擧げれば

○日本全國教員大會——京都府立第一高等女學校——四月二十一二十二、二十三日

○帝國教育會大會——東京帝國教育會本部——五月二十九、三十日

○全國小學校教員大會——帝國教育會主催、青山師範學校十一月十三日、十四日、

であるが、その會合に於て議せられた主なるものは次の如くである。

日本全國教員大會——代表百二名出席し、主なる協議事項は、

一、小學校教員加俸令の改正建議(可決)二、一年現役の入營期を年二期にせること(可決)三、議員の言動取締を各黨首に建言するの件(可決)

帝國教育會大會——全國小學校教員互助會設立の件(委員附託)

中等教員俸給値上げ案等を可決した。

第二節　その他の俸給生活者の運動

○シンガーミシン爭議――大正十四年末から大正十五年一月三十日までかゝつて解決、シンガーミシン會社本部と大阪分店との爭議で、大阪派筋肉勞働組合が應援したり、總監督を袋叩きにしたり、かなり深刻な爭議であつた。

○活辯樂手の同盟罷業――門司和布館――二月十六日

○大阪取引所代理人の怠業――二月二十五日

○十全病院の紛擾――横濱市十全病院――二月十日から二月二十日まで

○鶴橋劇場の俳優爭議――三月七日から十日まで

○東亜キネマ俳優罷業――三月十日

○看守罷業――大津市外膳所町滋賀刑務所――五月八日

○東京市電衞生道路從業員の待遇改善運動――一月以來續けられたが五月十七日解答があつて解決

○東京市電同志會の待遇改善運動――七月十四日帝大キリスト教會館に於て待遇改善要求提出を決し七月十九日に大道電氣局長に提出した。その解答は二ケ月後の九月に至るまで與へられなかつたので、同志會では積極的の運動を續けることゝなり爾來二ケ月に渡つて對峙して來たが十一月三日當局は首謀者六名を馘首したので同志會側は十一月六日を期して總罷業をなすべきことを宣言したが、實行に至らずして止むだ。

○八千代生命爭議――七月二十一日――七月二十七日

○帝キネ小阪俳優の爭議――八月

●全國●俸●給●生●活●者●組●合●第●二●回●協●議●會――五月二日、神戸市中山手青年會館に開催、大阪派筋肉勞働組合、神戸、S・M・U、關東無產俸給者組合の代議員が出席して(一)日本俸給生活者組合聯盟を組織すること。(二)機關紙俸給生活者を發行すること、(三)勞働農民黨を支持援助すること、(四)俸給生活者を勞働組合法の範圍に入れること等を協議可決した。

●關●東●無●產●俸●給●生●活●者●組●合●第●二●回●大●會――六月六日、東京市芝區協調會館に開催、代議員三十五名、菅茂人氏議長の下に左の通り可決した。

一、全國組合會議支持の件(可決)二、俸給生活者失業對策の件(可決)三、機關紙發行促進の件(可決)四、消費組合と提携の件(可決)五、組合長に上村進氏を推すの件(可決)

○横濱サラリーメン・ユニオン――發會八月二十五日、横濱公園前キリスト教青年會報

○工●人●倶●樂●部●社●會●民●衆●黨●加●盟●――技師の團體たる工人倶樂部は進んで社會民衆黨に加盟し、同時に俸給生活者組合としての立場を聲明した。

第五章　婦人勞働者及職業婦人の運動

寥々たるこの方面の運動中から、比較的重要なものを左に摘錄するに留める。

第一節　女教員の運動

北海道聯合女教員會組織運動――昨年十月札幌市に於ける第三回北海道女教員研究大會開催の際、次の目的を有する女教員會組織が決議され、その準備運動が開始された。女教員會の目的――(一)女教員の協同團結に依り自覺を促がすこと、(二)教育上の研究調査をなすこと、(三)女教員の地位の向上を圖ること。

全國聯合女子教育大會――二月十九日より東京市に開催、次の聲明書を發表した。【聲明書】――從來我國の高等教育は主として男子のみに限られ女子には殆んどその門戸を閉されて居る、かくの如きは極めて不合理不權衡の甚しきもので啻に我々女子の權利を無視せるのみでなく我國文化の發達を阻害し産業の振興、生活の改善政治外交の進展等あらゆる方面に多大の障害を與へつゝあるのである我が大會はこの不合理と不權衡とを矯正することを最も急務なりと信じ國家は速やかに各種の女子高等教育機關を創設すると同時に既設の諸機關を解放して女子の入學を許すやう法規を改正するを以て適當と認め誓つて其實現を期すると共に廣く一般世人に向つて私立女子高等教育機關の擴張創設に多大の同情を寄せられんことを切望する。

第二回大阪府下女教員聯合大會――五月八日堺市に開催、重要議案「近時女教員の歡迎せられざる聞えあり此が對策如何」に對する委員會の「決議」は、(一)我等女教員は益々研讃向上を計り時代に順應せんことを期し、以つて女教員の本領を益々發揮するやう努むること、(二)女教員産前産後の休養の際は適當の方法を講ぜられんことを當局に願ひ出ること、(三)待遇上性的差別を撤廢せられんことをその筋に要望すること。

全國小學校女教員大會――六月五日より東京市に開催、出席者六百四十名、澤柳政太郎氏を議長として文部省諮問案其他九事項を議した、特に「小學校女教員に對し部分勤務の制を設くる可否及其實行方策如何」の議案は家庭と職業とに板ばさみになつてゐる職業婦人にとつて重要なる議案であるが、議論沸騰して今後の問題として殘された。

第二節　職業婦人の運動

職業婦人聯盟第一回大會――二月十一日大阪市に於て、尙ほ第一回の事業として七月十九日から約一ケ月半夏期修養會開催。

關西女給總同盟組織運動――二月、廣島市にて市内の女給を中心に失業者救濟、其他自衛的手段をとるため組合組織の運動開始。

神戸女給革新會――三月、神戸三宮警察の風紀革新その他の目的を以てする女給取締に對し決議文を提出した、即ち斯る取締は女給の生活を脅かすもので、「我等は團結の力に依つてかゝる不自然な政策に反對する」といふのである。

病院看護婦同盟組織運動――八月、全東京の病院看護婦はその勞動條件改善のため組合組織運動を起す。

勞働總同盟婦人部――十一月國際勞働協會の應援で東京市に婦人幼年勞働の夜業禁止請願運動をなす。

第六章　勞働者教育運動

一般勞働運動の進展につれて勞働教育の普及も目覺しいものがある。殊に組織その他の經營に依る短期長期の講習會は至る所で開催された。今勞働教育運動の一斑を左に摘出すれば

▲野田勞働學校第二回開講（二月三日）▲神奈川縣主催勞働講座、（横濱社會會）三月十五日より二ケ月經濟思想史、政治思想史、社會思想史、產業組織、勞働法制（高橋慶大教授、河合帝大教授、鹽澤早大教授等）▲中央勞働學院第七回卒業式（三月二十八日）▲深川勞働學校創立（四月一開講）▲日本勞働學校第六回開講（四月五日、講師安部赤松、北澤、上條、片山の諸氏）▲東京勞働學校第六期開講（四月十日）▲大崎勞働學校第六期開講（四月十二日）▲帝大セツツルメント勞働學校（四月十五日）▲公開勞働講座東京勞働學校（五月八日）▲神戸勞働學校第四期開講（五月十四日）▲全國勞働者學校（六月一日）▲東京勞働學校第七期開講（七月十二日）▲夏期講習會總同盟（七月十五日より）▲關東勞働學校聯盟創立總會（七月十七日）芝協調會館、出席日本勞働學校、中央勞働學院、第一、第二市民勞働學院、帝大セツツルメント勞働學院、日本勞働學院、野田勞働學院の代表者十九名。▲野田勞働學校落成式（八月十四日）▲神戸勞働學校開講（九月十日）

である。尙次に勞働教育機關一覽表を掲げてをく。

勞働者教育機關一覽表

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町。大正一〇・九開校、勞働者教育協會經營、【學科】經濟學、政治學、社會學、法律學、經濟史、社會運動史、勞働運動史、勞働組合論【授業】月水金の午後六時乃至九時、一ケ年修了、月謝一圓【生徒】——

日本勞働學院　東京市下谷區竹町二九。大正一三・四・一、開校、大正一五・七閉校。日本勞働學院維持員會經營。【學科】——政治運動勞働經濟學、社會思想史、勞働組合論、社會主義解說等。【授業】——月水金土の午後六時半乃至九時半、三ケ月一期二期卒業、月謝五十錢

東京帝國大學セツツルメント勞働學校　東京市本所區柳町元町四。大正一三・九・一〇開校。帝大セツツルメント經營、【學科】勞働法制、經濟學、組合論、勞働運動論。【授業】月水金午後七時乃至九時半、一期三ケ月二期修了、月謝五十錢【生徒】四〇名。

王子學院　東京府王子町榎町王子隣保館內。大正一三・一〇・一開校。東京社會事業協會經營。【學科】英語、數學、漢文、政治經濟等。【授業】毎日三時間、一ケ年修了、授業料八十錢【生徒】三九名（八二名）

信愛學院　東京市淺草區橋場町六四。大正八・九・二〇創立。信愛學院後援會。【學科】一般法規、經濟史、勞働問題、數學等。【授業】毎日午後六時半乃至九時、三ケ年修了。月謝一圓。【生徒】一年三五名、二年二二名、三年一三名（一三五名）

愛隣公民講座　東京府下日暮里町金杉一五〇二。愛隣團大正一五・四、開校。ピ・ツ・プラクス經營。【授業】中等夜學は毎夜、公民講

座毎土曜七時乃至九時【學科】哲學概論(吉川)、普選問題(正津)等【生徒】五一名。

中央勞働學院　東京市本郷區元町二ノ四七。大正九・六・四開校。福原俊丸個人經營。【授業】月水金の午後六時より九時、一ヶ年修了、授業料七十錢。【學科】勞働問題(栗野)、勞働組合(栗野)、社會主義解說(藤井)、政治學(小林)、經濟學(佐倉)等。【生徒】二三名(一、五九一名)。

東京勞働學校　東京市淺草區松清町三九。大正一四・一・一五創立。東京勞働教育會經營。【授業】月水金の午後六時より九時、三ヶ月修了、授業料一ヶ月五十錢、二級制度。【學科】法學通論、社會學、社會思想史、經濟學。【生徒】四〇名(一六二名)。

神戸勞働學校　神戸市相生町一ノ二七。大正十三年三月創立。久留弘三經營。【授業】月水金の午後六時より九時、六ヶ月修了、授業料一ヶ月五十錢。【學科】經濟學(松澤)、政治學(大石)、財政學(河上)、社會學(中澤)等。【生徒】三〇名(八〇名)。

野田勞働學校　千葉縣野田町。大正一四・六・一創立。野田勞働教育會經營。【授業】毎水曜二時間、六ヶ月修了、授業料五十錢。【學科】社會學(重廣)、經濟學(松下)、運動史(上條)、組合論(赤松)、法制(片山)等。【生徒】七五名(一四八名)。

第一市民勞働學院　東京市神田區美土代町基督教青年會館。第二市民勞働學院　大正一四・五創立。東京市經營。【授業】月水金六時半より九時、無料。【學科】經濟原論、勞働運動史、社會學、社會政策、英語等。【生徒】本科三七名、豫科三八名(一九三名)。

勞働學院　大阪市淀川區南長柄一二八鶴滿寺内。大正一一・九・二開校。協調會大阪支所經營。【學科】社會學、生物學、勞働法規、經濟思想史、政治思想史等。【授業】本科月水金午後六時半乃至九時、研究科火木午後七時乃至九時。【生徒】本科四七名、研究六名(四二名)。

大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六。大正一一・六開校。勞働學校後援會經營。校長賀川豐彦。【學科】經濟學(山村、松澤)唯物史觀(森戸)、勞働組合論(山村、河野)等。【授業】月水金午後七時乃至九時、三ヶ月修了、月謝一圓。【生徒】四〇名(四二九名)。

九條勞働學校　大正一五・五・一開校、大阪市勞働共濟會。【授業】月金、二時間、無料。【學科】經濟、法律、工業。

廣島勞働講習所　廣島縣縣廳社會課内。【學科】哲學、經濟學、社會學、行政學等。【授業】月水金午後六時——九時、一ヶ年修了。【生徒】三四名。

盛岡勞働學校　盛岡市大澤川原一〇。大正一五・五・一開校。メソヂスト教會牧師仁木喜九市經營。【授業】火木土、二時間、三ヶ月修了、無料。【學科】法律(樋口)、政治(仁木)、經濟(阿部、一條)生物學(沼宮)、社會學(仁木)等。【生徒】三〇名。

新潟高等農民學校。大正一五・一〇・一開校。新潟縣北蒲原郡木崎村。日本無產農民學校協會經營。【授業】毎月、十日修了、月謝五十錢。【學科】國語、化學、日本經濟史、社會思想史、農民運動史、肥料學等。

第三篇　無產政黨

概況

前年度に引き續いて本大正十五年度に於ても、無產階級解放運動の中心點は政治運動であつた。農民勞働黨の禁止以後、その禁止の理由に鑑み、新に日本農民組合及び官業勞働總同盟が共同主催者となつて、所謂左傾團體を排除した第三次無產政黨組織運動が開始せられたのは大正十四年末であつたが、（本年鑑大正十五年版二六四頁參照）、その成果は本年三月勞働農民黨の結黨となつて表はれた。この政黨は幸に禁止を免れ、全國的單一無產政黨として健全なる前途の發展を豫想された。然るに結黨後間もなく、先に排除した所謂左傾團體を參加せしむべきか否かに關して爭ひを生じ、爾來半歲に亘り勞働農民黨の經過は、實にこの問題を中心とする左右兩派の抗爭史であつたのである。その間地方支部に於ては所謂左傾派の進出が目覺しく、中央の命令は行はれず、遂に本年十月に至つて、勞働農民黨はその結黨の眼目たる全國的單一無產政黨の標語に反して、分裂の暗礁に乘り上げて了つたのである。

勞働農民黨の分裂以後、一派は社會民衆黨を組織し、一派は別に日本勞農黨を組織し、これに日本農民組合の一角から別れた日本農民黨を加へて、無產階級の陣營に一躍四個の全國的政黨が對立することゝなつた。即ち全國的單一無產政黨の叫び聲を以て始められた無產政黨組織運動は、四個の全國的政黨の對立を以て本年度の幕を閉ぢたのである。

全國的無產政黨が抗爭と分裂を重ねる間に、前年度に組織された地方的政黨は、夫れ〳〵獨自の立場を採つて運動を續けてゐた。然かもその間新に地方的政黨の組織せらるゝあり、各全國的政黨の地方支部組織運動と相待つて、地方に於ける無產政黨運動も極度の混亂と複雜とを極めた。

本年鑑に於ては、無產政黨運動を全國的政黨の運動と地方的政黨の運動とに分ち、前者にあつては、全國的單一無產政黨としての勞働農民黨の結黨からそれが分裂するに至る經過を叙し、それが分裂に依つて生じたる社會民衆黨、日本勞農黨及び日本農民黨等に各全國的無產政黨の結黨及び運動を述べ、後者にあつては專ら地方的無產政黨の結黨及び運動を述べやうと思ふ。自ら前者に詳細であつて後者に粗略であるのは止むを得ないであらう。

第一章　全國的政黨

これを勞働農民黨、日本農民黨、社會民衆黨及び日本勞農黨の各項に分つて說明することゝする。最初に本年度に於ける無產政黨組織運動を瞰する爲め、各無產政黨の設立を左

に示してをく。

勞働農民黨――大正十五年三月五日
日本農民黨――大正十五年十月十七日
社會民衆黨――大正十五年十二月五日
日本勞農黨――大正十五年十二月九日

第一節　勞働農民黨

一　結黨式まで

農民勞働黨の禁止後、日本農民組合の山上武雄氏、官業勞働總同盟の川村保太郎氏を世話人として、無產政黨の再起を計畫し、前回の禁止に鑑みて所謂左傾團體（政治研究會、無產青年同盟、水平社青年同盟、評議會の四團體）を排除して組織運動を進めることゝなつたのは大正十四年末であつた（本年鑑大正十五年度版二六四頁）。而してその第一回懇談會は大正十五年一月十三日大阪中島中央公會堂に於て開かれた。

第一回懇談會　總同盟の參加、評議會の除外が問題となつて定刻の午前十時に開會が出來ず、午後一時十分に至つて漸く開會。出席した各團體の代表者は、

日本勞働總同盟（赤松克麿、山名義鶴）、日本司厨同盟（井上淺次郎、早川秀之助）、日本農民組合（三宅正一、山上武雄）、官業勞働總同盟（川村保太郎、辻井安太郎）、日本勞働組合聯合（阪本孝三郎）、日本製陶勞働同盟（荒谷宗治、西甚左衛門）。

であつた。山上氏が司會者となり一場の挨拶を述べて直に休憩、二時間の懇談を遂げて午後三時十分再開、川村保太郎氏を議長に推し、當日の協議事項第一の綱領及び同前文の起草第二項規約の起草、第四項結黨準備諸事項の協議は次回まで保留することゝし、左の申し合はせに各代表が署名した。

【申し合せ】　我等は無產政黨樹立のため隔意なき諒解の下に共同一致努力せんことを期す。

續て協議第三項であり準備會の暗礁である參加勸誘團體の選擇に入つた。當日勸誘して缺席した自治會、自助會、機械聯合、中部農民組合の外、海員組合、海軍聯盟の二大勢力に對する勸誘は滿場一致を以て可決したが、この時製陶勞働同盟の西甚左衛門氏から評議會を勸誘しては如何との動議が出でたので、評議會の問題にぶつかつて會議は再度行き惱みとなつた。この提案に對して投票に依つて議を決すべしとするものと、懇談をなすべしとするものとの二說出でたが、結局懇談說が勝を制し、再び別室で協議した。然るにこの協議會に對して評議會の中村、鍋山の二氏が農民組合の三宅氏を通じて勸誘辭退をなしたので協議會は案外すら〳〵とまとまり午後四時半再開、三宅氏から改めて評議會辭退の報告があり、各團體が手分けした上に決定した諸團體を勸誘することゝなり、午後五時散會した。

この第一回懇談會に於て、かくも內部的に波瀾を極めたの

は、評議會を參加せしむべきか否かの問題が延ひて總同盟の參加不參加に影響し、且つ總同盟がこの懇談會に對して頗る消極的の態度を持してゐたからである。それはこの懇談會後總同盟が懇談會に參加した赤松、山名二氏の越權行爲を問責した事實に依つても知ることが出來るが、更に一月二十三日の關東勞働同盟會の左の如き決議に依つて一層よく知ることが出來る。

無産政黨組織運動の現狀に鑑み總同盟本部の政治部は反共産黨の立場を固く守り明快の態度を以て積極的に健全なる勞働階級の政黨組織の爲め努力せられんことを要求す。

この間農民組合は各團體間をまとめることに努力し、一月二十九日にはまた製陶同盟の荒谷宗治氏の肝入りで、東京市芝區金杉町自治會芝浦支部に於て、非公式の懇談會が開かれ總同盟松岡、赤松、農民組合淺沼、機械聯合坪井、自治會濱田、石毛、製陶同盟荒谷の諸氏が出席して意思の疏通を計つた。かくて一時險惡を傳へられた總同盟と農民組合との間も融和し、第二回準備懇談會が開かれるに至つた。

第二回準備懇談會　二月十三日午後二時から東京五反田玉姫倶樂部に於て開催。參加團體及び代表者は、

日本勞働總同盟（麻生、赤松）、東京市自治會（濱田、吉田）、日本勞働組合總聯合（阪本、坪井）、日本製陶勞働同盟（荒谷、面）、日本農民組合（山上、三宅）、官業勞働總同盟（川村、日淺）、日本司厨同盟（森脇、井上）。

農民組合の山上氏開會を宣し、製陶の荒谷氏を議長に推し、左の事項を決定して午後五時半散會した。

一、新政黨は全然共産系を排して現實的な政黨組織を以て進むこと、無産政黨の創立を困難に導く組合は積極的には拒絶し消極的には遠慮して貰ふこと。

一、政黨組織に至るまでは第一回並に第二回の懇談會に代表者を出席せしめた團體を構成の範圍とし政黨組織後は農民勞働黨が禁止となつた前例もあるから飽くまで個人單位を以て構成すること。

一、來る三月三、四の兩日大阪に於て第一次創立委員會を開き趣意書の起草をなし綱領規約は大阪側で豫め草案を作製して創立委員會に附議決定すること（河村、阪本、濱田三氏を委員にあぐ。）

一、創立委員會に信頼すべき個人を參加せしむること。（これは別室で懇談の結果安部磯雄、賀川豐彦、堀江歸一、高野岩三郎の四氏を推薦することに決定）

一、第一回懇談會に出席せる市電自治會、中部農民組合等の參加及び海軍聯盟、日本海員組合等の新參加を勸誘すること。

一、結黨までの事務所を大阪の官業勞働本部とすること。

この懇談會に於て總同盟は、別に爭議の爲に政治部會を開くことが出來なかつたと云ふ名目の下に終始沈默を守つたので、總同盟の嚮背は頗る疑問とせられたが、二月二十七、八日に政治部會を開催し、二十八日午後八日麻生、赤松、松岡

西尾、山名の五氏を委員に選んで正式に參加を決定すると共に左の如き決議をなした。

【決議】 日本勞働總同盟は從來もしかりし如く今後も友誼團體と協力して健全なる無產政黨を成立せしむべく努力す、但し總同盟は共產系排除の態度をもつて創立委員會に臨む。

然るに總同盟のこの決議末段に關しては他組合にかなりの動搖を與へ、且つ總同盟參加の條件に關して揣摩憶測を生んだので、總同盟は更に三月一日左の如き聲明書を發した。

【聲明書】 一、無產政黨の性質は反共產黨たることを要すること。二、評議會、政治研究會、無產青年同盟、水平社無產者同盟に屬するものを一切政黨の構成分子より除外すること。三、如何なる團體たると個人たるとを問はず共產系と目せられたるものを政黨の構成分子より除外すること。尙世上に於て政黨の黨首その他の事項について獨占的要求を持してゐるものゝ如く傳へられてゐるがこれ全く事實に反するものである、要するに我等は從來と同じく今後と雖もまた友誼團體と協力し誠意を以て健全なる無產政黨の樹立に努力せんとするものである。

第三回懇談會——創立準備委員會 第一日、三月三日午前十一時より大阪中の島中央公會堂に於て開催。參加各團體及びその代表者は、

日本勞働總同盟(麻生、西尾、松岡、赤松、山名)、日本勞民組合(莊原、山上、安藤、三宅、森)、日本勞働組合總聯合(阪本、坪井)、日本製陶勞働同盟(大野、林)、官業勞働總同盟(辻井、川村)、東京市電自治會(濱田、北島)、日本司厨同盟(井上、村松)の諸氏であつた。(別に大阪市電自治會 代表者傍聽として出席)川村氏が第二回懇談會以來の經過を報告し、農民組合の山上氏を議長として協議に入つたが、勞頭總同盟の麻生氏から三月一日に發した聲明書に關して釋明する所あり、『如何なる團體たると個人たるとを問はず共產系と目されてゐる者を政黨の構成分子より排除すること』の條件に就て誤解されてゐる點があり、それに就て辯明の必要があるから正式協議會の前に今一度別室に於て懇談會を開催して貰ひたいと要求した。之に對して農民組合の三宅、莊原兩氏から、總同盟代表の權限、總同盟の發表した聲明書が決定的なものかの二點について質問が出たが、麻生氏は、聲明書は決定的のものではないまた總同盟代表はある點まで權限を附與されてゐると答へたので、代表者一同は別室に退いて協議することゝなつた。この秘密懇談會は午后零時十五分から午后四時に至る大略三時間に及んだが總同盟の讓步に依つて意見の一致を見、午后四時再開後はすら〳〵と議事を進めることが出來た。即ち綱領規約に關しては各組合一名——森脇(司厨)、阪本(總聯合)、三宅(農民組合)、赤松(總同盟)、林(製陶)、川村(官勞)、濱田(自治會)——を選出して同夜審議會を開くことに決し、三宅氏の提議にかゝる五日結黨式を擧げようと云ふ動議を滿場一致を以て可決した。尙綱領規約審査委員會は同夜大

阪勞働學校に於て開催し、翌日の午前二時まで審議した。

第二日。三月四日午后一時十分中央公會堂に於て開會。山上氏議長となり前夜の小委員會決定の綱領規約を議題に供し、一時間半休憩、更に別室に於て役員の詮衡に致つたが書記長に推された麻生氏が辭退した爲めこゝに役員問題で行き惱みを生じ漸く午後五時に致つて再開、先に議題に供した綱領規約を可決し、黨名を勞働農民黨と決定し、創立大會までの費用の醵出、宣言書作成、委員の任命中央委員の創立その他事務的の事項を決定した。かくて結黨の諸般の準備は備へられた。

結黨式　三月五日午后二時大阪西區土佐堀青年會館に於て擧行。阪本孝三郎氏開會の挨拶を述べ、議長に川村保太郎氏を推し、山上武雄氏が經過を報告した。かくて午后三時議事に入る、別項の如き宣言、規約、綱領と異議なく可決し、中央執行委員長に杉山元次郎氏を推し、書記長は正式に決定するまで莊原達氏が事務を採ることゝなり、各中央執行委員の選出を見、行政長藏氏の發聲で萬歲を三唱して無事結黨式を終つた。

【中央執行委員長】　杉山元次郎氏。【中央執行委員】　▲農民組合(山上武雄、莊原達、三宅正一、高崎正戸、前川正一、須永好、西光萬吉)　▲日本勞働總同盟(麻生久、松岡駒吉、西尾末廣、光吉悅心)　▲製陶同盟(木村愛次郎、林鶴之助)　▲官業勞働(村田宗次郎、川村保太郎、福田山太郎)　▲自治會(佐々木專次、濱田藤次郎)、▲日本勞働組合總聯合(坂本孝三郎、坪井專次郎)、▲日本司厨同盟(井上淺次郎、入舟愼吾)、▲賀川豐彥、安部磯雄。

なほ新に結黨せられた勞働農民黨の綱領、政策、規約、宣言は次の如くである。

【綱　領】

一、我等は、我國の國情に即し、無產階級の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。

二、我等は、合法的手段に依り、不公正なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。

三、我等は、特權階級のみの利害を代表する既成政黨を打破し議會の徹底的改造を期す。

【政　策】

【政治】　一、普通選擧の徹底　二、無產階級運動抑壓諸法令の改廢　三、植民地に於ける差別の撤廢　四、軍備の縮少と兵卒待遇の改善　五、戰死、廢兵、徵兵に依る本人並に家族の窮乏に對する國家扶養の實施　六、稅制の根本的改革、特に日用品の消費稅及關稅の撤廢と財產稅の高率累進賦課　七、國民外交の確立。

【經濟】　八、團結權、罷業權、團體契約權の確立　九、耕作權の確立　一〇、最低賃銀法の制定　一一、少年及婦人の夜間勞働坑內勞働及危險作業の禁止　一二、八時間勞働制の確立　一三、工場法、鑛業法、海員法等の改正。

【社會】　一四、女子の公法上及私法上に於ける差別の撤廢　一五、女子人身賣買の禁止　一六、女子教育及職業に關する一切の制限の撤廢　一七、失業、疾病、養老、災害保險制度の制定　一八、冤罪並に不當拘束に對する國家の賠償　一九、義務教育及職

業教育期間に於ける一切の費用の國庫支辨　二〇、居住權の確立

【規　約】

第一章　名　稱

第一條　本黨は勞働農民黨と稱し、本部を東京に置く。

第二章　目　的

第二條　本黨は黨の綱領、宣言及び決議を貫徹するを以て目的とす。

第三章　構　成

第三條　本黨は黨の綱領規約を遵守する個人を以て構成す。

第四章　機　關

第一節　黨　大　會

第四條　黨大會は黨の最高決議機關にして、大會代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す。

第五條　黨大會は毎年一回中央執行委員會之を召集し議長及副議長は大會に於て選擧す。但し中央執行委員會は黨員三分の一以上の要求ありたる時、又は中央執行委員三分の二以上必要ありと認めたる時は臨時大會を召集することを得。

第六條　黨大會の代議員は地方支部聯合會より選出するものとし其の選出比率は別表の定むる所に依る。

第七條　黨大會は代議員三分の一以上出席するに非ざれば議決する事を得ず。

第八條　黨大會の議事は出席代議員の過半數を以て決す。可否同數なる時は議長これを決す。

第九條　黨大會は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名を選出するものとす。

第二節　中央執行委員會

第十條　中央執行委員會は次期大會に至る迄の最高執行機關にして大會に對し責任を負ふものとす。

第十一條　中央執行委員會は書記長及會計各一名を選任す。

第十二條　中央執行委員會は必要に應じ組織、宣傳、教育、調査産業、國際、財政、機關紙編輯、議會對策等の部門を設くる事を得。

第十三條　各部門は中央執行委員會の統制を受く。

第十四條　各部門は部長一名、部員若干名を以て構成し、中央執行委員會之を任免す。

第五章　本部役員

第十五條　本部に左の役員を置く

一、中央執行委員長一名。二、書記長一名。三、會計一名。四、部長若干名。

第十六條　中央執行委員長は黨を代表し黨務を總轄す。

第十七條　書記長は中央執行委員長を補佐し黨務を處理す。

第十八條　會計は黨の會計事務を處理す。

第十九條　各部長は當該部門の活動を統轄す。

第二十條　黨役員の任期は一ケ年とす。但し再選を妨げず。

第六章　地方支部

第一節　府縣並に特別都市支部聯合會

第廿一條　各府縣又は特別都市に於て二個以上の支部ある場合は

支部聯合會を組織するものとす。

第廿二條　支部聯合會には左の機關を設くるものとす。

一、大會　二、執行委員會

第廿三條　支部聯合會の大會代議員は支部より選出するものとし其の選出比率は別表の定むる所に依る。

第廿四條　支部聯合會の規約は、中央執行委員會の承認を得る事を要す。

第二節　支部

第廿五條　支部は中央執行委員會の承認を經て地理的區劃により黨員五十名以上を以て組織するものとす。但し必要ある場合は中央執行委員會の承認を經て適宜之を組織することを得。

第廿六條　支部には左の機關を置くものとす。

一、總會　二、幹部會

第七章　黨費及會計

第廿七條　黨費は黨員一名に付年額金六拾錢とす。

第廿八條　黨員納入の黨費は一切これを返還せず。

第廿九條　黨費は本部及地方支部に配分す。

第三十條　黨經費の豫算は中央執行委員會に於て原案を作製し大會の協賛を經るを要す。

第卅一條　黨經費の決算は大會の承認を經るを要す。

第卅二條　黨機關紙の會計は獨立會計とす。

第卅三條　黨は會計監査若干名を置き會計の監査に任ず會計監査は大會に於てこれを選任す。

第卅四條　黨會計年度は毎年拾月壹日より翌年九月三十日迄とす

第八章　罰則

第卅五條　黨員にして左の一に該當するものは中央執行委員會又は大會に於て除名することを得。

一、黨の主義、綱領に違背したる者。二、黨の面目を毀損したる者。三、黨の統制を亂したる者。

第卅六條　前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す。

第九章　附則

第卅七條　黨の綱領及規約は黨大會出席代議員三分の二以上の贊成を得るに非ざれば變更加除することを得ず。

（別表第一）　黨大會出席代議員選出比率。支部聯合三百名迄は一名、以上三百名未滿を增す毎に一名。支部員五十名迄は一名以上、末滿を增す毎に一名。

（別表第二）　支部聯合會大會出席代議員選出比率。支部員五十名迄は一名以上、末滿を增す毎に一名。

【宣言】　普通選擧の實施は我國の政治に一大革新の機會をもたらした。それは、たゞに少數特權階級の手に獨占せられたる政治を多數民衆の前に解放したのみでなく實に多年鬱積せる政治的經濟的弊害の爲に特に悲むべき一大破綻の暴露をもさけがたきを憂へしめたる我が國民の社會生活に貴ぶべき合法的手段に依る希望を與へ、健全なる國民生活の樹立の爲に讃ふべき新時代の黎光を豫示するものである。我等無產階級はこの千載一遇の重大なる時期に當面して與へられたる我等の國民的責務に就きて深く省察すると共に特に現代社會に於ける我黨の歷史的使命を自覺し、新に獲得したる我黨の參政權を最大限度にまで有效に行使して、國家

の隆昌、社會生活の改造、人類文化の向上進歩の爲に寄與する所があらねばならぬ。これ實に我等無產階級が自ら救ふ最善の道であると共に、また實に我等の國民的義務である。惟ふに現時の我が國民生活に於て最も憂ふべき現象は、貧富の懸隔日に益々甚しくして國民の最大多數を占むる我等無產階級則ち勞働者、小作農民を初めとして、幾百萬の小農、小商工業者、下給俸給生活者等の生活が全く經濟的並に精神的に安定を失ひつゝあることである。實に現在の國民生活の基底を憂しつゝある一切の社會的苦悶はこの經濟的精神的生活の不安動搖のうちより醸生され、延いては人類文化の前途にぬぐふ可らざる暗影を漂はしめつゝあるのである。かくの如きは資本主義經濟組織の發達に依る資本の蓄積集中に伴ふ必然の結果であつて、現代の全世界に共通する社會的一大疾患であると共に、我等が敢て我が政治經濟の根本的整正、社會生活の改造を必要なりと主張する所以である。眞に國家を愛するもの民衆を念ふもの人類永遠の文化と平和とに光輝あらしめんことを希ふものは、何人と雖も我等と思念を同じうして一日も速かに富の生產分配の公正を確立せんことを希求しつゝあることを信ずるものである。ざれば我が勞働農民黨はその立黨の根本精神を第一に我無產階級の生活權の確立に置き、力をつくして國民大多數の生活の安定をはかると共に、よつて以て我が國運の無窮の隆昌と社會文化の無限の向上發達とに貢獻せんことを期するものである。然してその手段としてはあくまで公明正大なる言論と合法的政治の運用、卽ち議會政策によつて邁進せんとするものである。近時我が國の議會は腐敗墮落その極に達し、議員の言論は毫末の權威なく、醜態百出して面を向るに忍びざるものあるが爲に國民の多數は漸く議會に對する信頼を喪失したるとは言へ、かくの如きは全く特權階級のみによつて作られたる既成政黨の罪であつて必ずしも議會制度そのものゝ罪ではない、これを普通選擧によつて新に參政權を獲得したる我等無產階級は、我等の純潔なる參政權をあくまで公明正大に行使して先づ議會を廓清し、眞に我が光輝ある議政の府たらしむることに依りて必ず我等の主張を貫徹せしめ得べきを信ずるものである、無產階級解放の爲には理論としてはた行動として幾多の方便がある、我等の主張するが如き議會政策はもとより唯一の道程ではない、然しながら彼の徒に外國の理論又は行動を直譯して三千年の長き歷史と特殊の文化とを有する我國情を顧みざるが如き一部論者の矯激なる主張の如きは我等の絶對に賛し能はざるものである、よつて我等はこゝに我黨の綱領政策を定めて主義主張を天下に宣明すると共に、廣く我全無產階級の同志諸君の直に來りてともに協同せんことを熱望して止まざるものである。

大正十五年三月五日　　勞働農民黨

二、分裂までの活動

第一回中央執行委員會　勞働農民黨第一回中央委員會は三月六日午後三時から開かれ左の通り役員を選定した後左の決議をなした。

書記長事務取扱　莊原達、會計事務取扱　坪井專次郎。

【決議】　本黨は勿論一般大衆の參加を熱望するものなるも黨將

來の健全なる發達を圖る爲此際次期執行委員會開催迄は左の團體に屬する個人のみを勸誘するものとす。

日本農民組合、日本勞働總同盟、東京市電自治會、司厨同盟、日本勞働組合聯合、製陶同盟、日本海員組合、官業勞働總同盟大阪市電自助會。

この第一回中央執行委員會に於て入黨者の勸誘範圍を右翼團體の組合員のみに限定し個人加入を勸誘し出したが、これは勿論決定的のものでなく、四月二十日前後に開かるべき第二回中央執行委員會までの暫定的のものであつたのである。そこで加入者の範圍に關して各組合の間に次第に意見の疎隔を來すに至つた。先づ總同盟の關東同盟では三月二十日の理事會に於て對勞働農民黨の態度を協議した結果、關東同盟加盟の組合支部員はその承認を得て勞農黨に入黨し、支部、班、協議會を組織することを得、但し日本勞働組合評議會、舊政治研究會、水平社青年同盟、無產者新聞、產業勞働調査所、無產青年同盟以上六團體並にいはゆる共產黨に好意を有すると認め得らるゝ者と共に作ることを得ず」と決し、また四月十六日に開かれた中央委員會に於ても同樣の決議を繰返し、この問題に對する態度を判り者明した。かくて四月十八日の第二回中央執行委員會は開かれたのである。

第二回中央執行委員會　四月十八日午後一時五十分より東京市芝區協調會館に於て開催。出席者は杉山委員長、麻生、西尾、齋藤(總同盟)、阪本、坪井(組合聯合)、川村(官業)、濱田、佐々木(自治會)、須永、三宅、莊原、山上、前川、酉光(農民組合)、木村、林(製陶)、入船(司厨)の十八氏、杉山氏を議長として直に議事に入る。

一、書記長選任の件　山上、林、川村、西尾、濱田、坪井、入船の七氏を詮衡委員にあげて協議した結果、三輪壽壯、加藤勘十、莊原達の三氏を候補者に選任し、その三氏に至急交渉を遂げた。その何れか一人を書記長とすることに決定、交渉委員として濱田、麻生、坪井の三氏を擧ぐ。二、會計選任の件　新任の書記長と杉山委員長が協議決定することゝす。三、事務所選定の件　書記長及び會計決定の上委員長と合議して決定することゝす。

かくて『加入範圍に關する件』と云ふ當日第一の難問の審議に入つたが『共產系の色彩あるものを全部除外してその加入を絕對に許さない』と云ふ硬論と、『立黨精神に基いて勇往邁進し個人的に共產系の色彩云々を問はない』と云ふ軟論とが對立し、夜に入るも何等の決定を見なかつたので改めて翌日續行することゝして一ト先散會した。

第二日は十九日午後二時から神田日芳館に於て續行、前日から持越しの黨員加入の範圍に就に協議したが總同盟側の意見と農民組合側の意見とが一致せず、遂に左の二案に就て採決することゝなつた。

一、川村案(總同盟側案)　1.我々は一般に門戸を開放す。2.玉姫倶樂部の申合せを具體化する方法としてこの政策の基礎が確立

するまで四團體員の入黨を拒絶すること。

二、坂本案(農民組合側案) 1.我々は一般に門戸を開放す。2.玉姫倶樂部の申合せに基き正當の各機關に於て入黨の資格を充分に審査すること、3.右方法は先づ各支部に於て決す、若し決せざる時は左の順序による。イ、府縣支部聯合會 ロ、中央執行委員會。長、書記長、會計 ハ、中央執行委員會。

而して採決の結果川村案八票 總同盟三票、自治會二票、製陶二票、官業一票)、阪本案九票(農民組合六票、總聯合二票、司厨一票)、即ち阪本案が一票の差を以て通過し原則として門戸開放に決した。かくて黨費を議し、一人年額六十錢とし、その中半額を支部及び聯合會に半額を本部に分納することゝし、午後七時半散會した。尙書記長は五月八日正式に三輪壽壯氏の就任を見た。

第三回中央執行委員會 門戸解放の問題は第二回中央執行委員會に於て決定を見、表面上解決したるが如くであつたが、事實上は少しも解決せず、殊に勞働農民黨が活動期に入り地方支部の設立を所在に見ると共に、所謂評議會、無產青年同盟等の活躍も漸く表面に表れ、農民組合とこれ等分子との共同行動に基く支部設立運動が顯著になつて來た。そこで門戸解放問題は再び蒸し返され、先づ五月三十日總同盟大阪聯合會の大會は四團體排斥の決議をなしてそれが實行を本部に迫り、總同盟の勞働農民黨に對する活動も頗る不活潑になつた。こゝに於て七月二十六、七の兩日に開かれた第三回中央執行委員會は支部承認の件を中心としてこの問題をまた蒸し返すに至つた。

第一日は七月二十六日正午から大阪中央公會堂に於て開催出席代表者は、入舟(司厨)、川村 官勞)、佐々木、高橋(自治會)、阪本、坪井(總聯合)、林、木村(製陶)、山上、前川、西光、莊原、須永、鶴 農民組合)、光吉、西尾、齋藤 總同盟)、安部磯雄、賀川豐彦、杉山委員長、三輪書記長の二十一名、左の順序に依つて議事を進めた。

一、黨務報告——三輪書記長、五月一日より設立せられたる支部及び黨員數(六千名內會費完納三千名)報告。

二、支部設置方針の件、劃一的に決定するのは困難であるが、原則として支部は一町村を單位とし、聯合會は一府縣とすることを決定。尙支部組織に就ては本部の承認を得ること、その認められたる支部を綜合して組合會を組織すること等を決議。

三、黨員加入資格の件。

これは勞働農民黨立黨以來の難關であるが、こゝに再び蒸し返された譯である。劈頭賀川豐彦氏より共產黨分子排斥の提案があり、總同盟その他から前中央委員會に於て一票の差を以て否決された四團體排斥案が再び提出された。然しこの問題は重要問題であるので翌日の委員會に附議することにして午後九時一ト先づ散會。

第二日は午前十一時半から開會、前日來の懸案の審議に入つたが、その前に賀川氏は立つて、玉姫倶樂部の申合せでは

勞働農民黨が共産主義排斥の趣旨が明白でないからと、共産主義の定議を左の如く示して斷然それを排斥する決議をしたいと提案した。

共産主義とは、(一)無産階級の獨裁專制を主張し、(二)言論の自由を暴力に依つて拘束し、(三)少數の意見を重ぜず、(四)議會政策を否認するもので、この四項の思想を抱くと認めらるゝものは斷然入黨を拒むこと。

滿場異議なくこの提案を可決正午休憩。午后四時再開、かなり議論が沸騰したが結局四月十九日の中央執行委員會に於て否決された川村案が復活し、黨の基礎が確立するまで、當分日本勞働組合評議會、大衆教育同盟、無産者青年同盟の團體員は入黨を拒絶し、水平社無産者同盟員に對しては考慮することを申し合せ、全く全委員會と反對の決議をするに至つた。次いで支部承認の件を議題に供し、今日直に決定するのは不可能であるが故に次期委員會に於て細査の上決定する、但し內容判明したものに對しては委員長書記長で假承諾を與ふることゝし尙左の決議をなして午後九時散會した。

【決議】　日本の無產階級解放の爲都市と農村の勞働者は共同戰線を張る必然あるとき、一部農民運動者間に農民のみの政黨組織を企つるものあるを悲しみ極力反對す。

所謂門戶開放門戶閉鎖の爭は、第三回中央執行委員會の決議に依つて一ト先づ表面上は解決したるも、實質に於ては更に問題を深刻化し、次第に分裂の形勢を內部的に醸成して行つた。今第三回中央執行委員會から第四回中央執行委員會に至るまでの、所謂左右兩派に依る門戶開放門戶閉鎖の爭ひを一瞥するならば、

門戶閉鎖派　○九月二十一日、總同盟大阪聯合會門戶閉鎖を決議。○十月三、四、五日、總同盟大會は門戶閉鎖勞農黨支持を決議。○十月二十三日、總同盟緊急政治部會は勞働農民黨脫退を決議。

門戶開放派　○八月二十九日、日本農民組合青年部、門戶開放の聲明書を發表。○九月二十日、評議會大正十五年度全國大會は三團體排斥支部承認運動を起すことを決議。○十月十九日、議會解散請願全國協議會門戶開放を決議。○十月二十日、日本農民組合擴大中央委員會門戶開放を決議。

この間にあつて勞農黨本部は十月十二日左の如き指令を發した。

さきに勞働農民黨第三回中央執行委員會に於て支部組織方を決定しましたがその後各地に組織される支部準備會を見るに黨の方針と相反するのが甚だ多いやうであります、支部組織方針に相反した支部は遺憾ながら當中央執行委員會に於て承認されない結果になる譯ですからこゝに念の爲支部組織方針を明記して組織準備の參考に供します。

加入範圍及び支部組織に關する件。一、黨の基礎確立まで當分の間日本勞働組合評議會、大衆教育同盟、無產青年同盟の三團體の入黨を拒絶す。二、支部の範圍は二府縣に跨ることを得ない。

三、一府縣を一支部とすることを得ない。四、支部の範圍は一町村より衆議院議員の選擧區までの間の地域を適宜選ぶこと。五、支部の出來ない中に支部聯合を作るのは適當でない。六、支部及び支部聯合を組織するには豫め本部の諒解を得ること。七、支部聯合は中央執行委員會に於て承認す。

第四回中央執行委員會　かゝる門戸開放問題を中心とする左右兩派の爭ひと、これに對して施す術なき本部の窮狀その間に、第四回中央執行委員會は十月二十四日午后三時から協調會館に開かれた。杉山委員長以下各委員出席（製陶一名、官勞二名欠席）先づ三輪書記長から黨勢及び會計の報告があつて議事に入らんとするや、突如自治會、總聯合、司厨同盟三團體から脫退の申込があり、阪本孝三郎氏から『左右兩翼の對立抗爭の爲に脫退する』と云ふ脫退理由を說明した。續いて官業勞働總同盟の渡邊氏は同樣の理由を述べて脫退を聲明し、總同盟の西尾氏も『指道精神を異にする農民組合と同一政黨に留るのは無意味であらう』と述べて總同盟一同退席續いて安部磯雄氏三輪書記長も辭職し、開會僅かに二十分にして總聯合、自治會、司厨同盟、官業總同盟、勞働總同盟及び安部、賀川の兩氏、三輪書記長等相次いで退席し、殘るは僅に農民組合と製陶同盟の委員のみとなつて了つた。かくて午后三時休憩、秘密會に移つて協議したが何等決せず、更に會場を神田日芳館に移つて協議した結果、

一、根本方針として陣容を立て直して猛進すること。

二、三輪書記長の辭任を認め、後任としては細迫兼光氏を推擧すること。

三、細迫氏の上京を待つた上門戸開放支部承認等を決すること。などを決定して午后八時散會したが、同時に聲明書を發して勇往邁進すべきことを聲明した。

續いて翌二十五日勞働農民黨中央執行委員會は杉山委員長細迫書記長以下の出席を以て同黨本部に開かれ、祕密會として次の議事を進めた。

一、聲明書發表に關する件（別項の如き聲明書發表）。一、役員補充に關する件　全國水平社の加盟を認め四名の中央執行委員を同社より選出し、別に中央執行委員として上村進、細野三千雄、大山郁夫氏を推薦。一、支部承認の件　既設支部に就ては嚴重なる構成黨員の資格審査をしたる上にて差支なきものは委員長及び書記長にて承認すること、他は黨大會に於て決定。一、門戸開放に關する件、第三回中央執行委員會の決議を暫定的に認め、委員會に於てこれに關する決議を避け來る大會に於て大衆の意嚮に依つて公然と決定すること。一、總選擧に對する對策の件は來るべき議會の解散を見越して總選擧對策を各地方に於て詳細に考究する事。一、資金充實に關する件。

【聲明書】　我が勞働農民黨は第四回中央委員會に際し總同盟その他の團體選出中央委員の辭任を見たるもその團體に屬する支部にして全然我が黨を支持すべき態度を表明したるもの尠からず、尙大局より觀るに之等の團體に依つて組織せられたる支部は僅に現在屆出支部の約一割に充たず、これが爲に我黨の基礎は毫も動

搖することなし、我黨は右の事情に徵し何等既定の方針に變更を來す必要を感ずる事なし、即ち黨の目標は飽く迄無產階級の單一政黨にありて一部中央委員の辭任は毫も此性質に影響することなし、而して黨の組織は團體に關係なく個人單位なるを以て、支部承認等に付資格を審査するに當りても勿論極端に矯激なるものを排すべき事は黨の既定方針にしてこれはこの際毫も變更することなし、我黨は右の如き態度を持するものなるを以て辭任したる中央委員の態度は甚だ輕卒なるものにして合一するの日の近からんことを切望すると共に無產階級諸團體の組合員諸君は組合幹部の意嚮如何に拘らず必ず無產階級の單一政黨たる我が勞働農民黨を支持せられることは勿論、汎く全無產階級の加入と支持を得ることを確信する、我黨は斷乎として以上述ぶるが如き方針に基き倍舊の努力を拂つて無產階級の爲に邁進するものなることを茲に聲明する。

この勞働農民黨の分裂に對して各派は夫れ〳〵聲明書を發して自らの立場を明かにした、今その要旨を摘錄しよう。

一、日本勞働總同盟　同組合は二十四日の勞働農民黨中央執行委員會に於て脫退を通告すると共に、同組合本部に於て左の如き聲明書を發した。

抑も勞働農民黨はその創立の當初に於て共產系勢力を抑制すべきことを申合せた、これ共產系勢力と事を共にするのは黨の堅實なる發達を計る所以でないことが創立委員の間に確信されたからである、而して去る七月二十六日の第三回中央委員會に於ては黨の基礎の確立するまでは共產系四團體の勢力を一切排除すべきことが滿場一致を以て可決されたのである、然るにその後農民組合は右の決議に反して該四團體に屬するものと共に黨支部を組織し且つ黨本部がその中止を勸告したにも拘らず共產派の提唱したる議會解散請願運動に參加し少しも黨の規律を守らず、更に去る十月二十日及び二十一日の同組合の擴大中央委員會は右四團體に門戸開放を決議し共產系排除の誠意なき事が明瞭になつた、即ち黨構成の重要分子たる我が總同盟と農民組合とは共產派排斥と云ふ根本的重大なる問題に就てその意見を異にすることが明瞭となり、從つて協力一致して黨の健全なる發達を圖る望みなき事が明白になつたので吾が總同盟關係の中央執行委員はここに斷然脫退するに至つたのである。（後略）

日本勞働總同盟會長　鈴木文治　同政治部長　西尾末廣

二、自治會、勞働總聯合、司厨同盟　この三團體は勞働農民黨脫退後二十五日午後一時より芝烏森の交通總聯盟の本部に參集し協議の結果その立場を闡明する爲に左の如き聲明書を發した。

我等は無產階級の政治鬪爭をして飽く迄單一無產政黨たらしむべく願つて止まぬ、故に勞働農民黨に對しても不斷の努力を拂ひ我等獨特の意思を忍びて黨內部に於ける左右兩派の意見の調和に努めたのである、然るに我等はもはや意見の調和を試みるの無用なるを知ると共に寧ろ彼等當事者の積極的正面衝突乃至は自己反省に依つて眞の階級的協力の招來せん事を願ふものである、玆に於て我等は斷乎として勞働農民黨の脫退を決意し同時に全國勞働組合政治部連絡委員會を構成し組織勞働者の政治行動を統制すると共に進んで一般大衆と共に政治的結合をなし袂別したる僚友團

體とも力强き結合の下に資本の攻勢に對し徹底的に抗爭する日の一日も早からむことを切望するものである。

三、評議會　日本勞働組合評議會關東地方評議會は二十五日午後六時より擴大委員會を開催、次の事項を決定した、

一、勞働黨は今回の分裂に於て門戸開放可否の論は實質的に片付きたるものと看做し得るを以て評議會としては會員をして黨支部に入黨させると共に黨支部組織方針に關しては今夏中央執行委員會より各附屬組合に指令したる方針を更に緩和したるものを以て進み大衆的單一無產政黨の實現に向て邁進する事。

一、從來より以上に總同盟その他の右翼派に對して積極的抗爭を爲しその方法として大衆的宣傳方法を以て徹底的に糺彈する事

三　分裂後の活動

分裂後陣容を立て直した勞働農民黨は、先づ議會解散請願運動を認め、十月二十六日附を以て『黨支部は宜しく日本農民組合が着手せんとしつゝある議會解散請願運動全國協議會の計畫に參同して以てその目的に邁進せられたし』と云ふ指令を發した。次で十一月九日承認した支部及び支部員數を次の如く發表した。

△新潟縣　新潟市五三、西蒲原郡五五、南蒲原郡一七〇、中蒲原郡二四一、北蒲原郡二三七　△奈良縣　生駒郡五〇、北葛城郡一二〇、高市郡五二　△香川縣　阪本五〇、枌所五〇、長尾五〇　富田五〇、平井五〇、瀧宮五〇　△秋田縣　南秋田二八五、雄平二五四　△兵庫縣　西幡三一九、但馬一〇二　△京都府　城南一〇五、洛西五五、丹波五〇　△東京府　荏原郡一、〇二五、城西一八七、東京中部八一、東京北町六〇、北東六一九、城南五八〇、城東一四八　△千葉縣　夷隅六〇、千葉八三　△その他　足尾七〇〇、强戸二三〇、此花區一〇〇、西淀川區一〇〇、北攝五〇、南信一一〇　△合計六、五八一。

尙第一回黨大會は十二月十二日開催すべきことを發表し、超えて十二月一日大會議案を、翌二日黨の決算を發表した。

大正十五年度決算

歲入　一金二千四百八十八圓三十錢也　　收入總高

歲出　一金二千三百三十九圓五十四錢也　　支出總高

歲出入差引金百四十八圓七十六錢也　　後期繰越金

歲入之部

黨費	九七八・七〇	事務所費	八八八・五九
負擔金	五六三・四三	人件費	二九三・〇〇
寄附金	六〇四・六一	旅費	一九九・九二
雜收入	二一・五六	需要費	六二三・一三
借入金	三二〇・〇〇	印刷費	二三四・一〇
合計	二、四八八・三〇	料金及利子	二・三三
		臨時費	九八・四七
		合計	二、三三九・五四

中央執行委員會　大會の議案審議の中央執行員會は十二月

十日午后二時半から黨本部に開催、最も議論の焦點となつたのは前日結黨式を擧げた日本勞農黨（日本勞農黨の項參照）との合同問題であつて、合同の條件として農民組合に於て採擇された。

一、合同後の黨は右翼たる社會民衆黨及び日本農民黨と飽く迄戰ふ事。二、極左翼小兒病を排除する事。三、兩黨が黨大會に於て合同し團結する意思の表示をなす事。四、合同協定に際して兩黨より合同交渉委員を選出する事。五、資格審査は合同交渉委員會に一任する事。六、團體入黨を排除せざる事。七、合同後の黨名は勞働農民黨とする事。

を擧げ、細迫書記長より詳細に說明する所があつた、各中央委員は合同には贊意を表したが條件に就て意見を異にし、殊に第二項は『黨の發展を阻害するものは之を排除する事』に改正され、『合同後も請願運動を積極的に行ふこと』附加せんとの說も出たが否決された、かくて右の事件の下に合同を提唱することに決定して午后五時散會した。かくて同夜卽刻勞農黨の前川正一氏等は日本勞農黨本部に三輪壽壯氏を訪ひ合同の交渉をなし、翌十二月十一日午后五時半再び勞農黨より細迫書記長益田調査部長が日本勞農黨本部を訪ひ合同交渉をなしたが、日本勞農黨側は斷然交渉に應ぜず、懇談數十分にして遂に物別れとなり、勞働農民黨提唱の合同案は不調に終つた。同時に日本勞農黨は聲明書を發し（日本勞農黨の項參照）、合同交渉は一頓挫を來したが當勞農黨幹部は飽く迄合同論を提げて同大會に臨むことゝした。

第一回大會　十二月十二日午前十一時より芝公園內協調會館に開催、出席代議員百二十四名、細迫書記長開會を宣し、杉山委員長を議長とし、左の順序に從つて議事を進めた。

一、中央執行委員會報告（前川正一氏）。二、一般情勢報告（細迫書記長）。三、各地情勢報告。四、議案審議　イ、規約改正に關する件（法規委員附託）。ロ、『人間差別觀念に對する糺彈權の確立』を政策中に加へる件（可決）、ハ、議會對策の件、請願運動を主として輿論喚起により解散機運を作ること（可決）、ニ、總選擧對策に關する件（可決）、ホ、候補者公認に關する決議案（可決）、ヘ、衆議院議員歲費に關する決議案（可決）、ト、完全なる勞働組合法獲得に關する件（可決）、チ、健康保險法改正に關する件（可決）。

この時爾餘の議案の審議を翌日に延期するの動議が出でゝ異議なく可決、審議未了のまゝ午後九時半散會した。尙同夜同黨本部に緊急中央執行委員會を開き、『虛心坦懷日本勞働黨との合同を期する』旨の決議案を作製し、これに基いて大會に臨むことを申合せた。

大會の第二日は十三日午後一時半から續行、次の順序で前日未了の議案の審議を進めた、先づ、

リ、在ブラジル邦人移民に關し外務大臣に抗議書を提出する件（可決）、ヌ、第五十二議會に對し勞働農民黨の主張を請願する件（可決）、ル、海事協同會反對の件（可決）、ヲ、社會民衆黨日本農民黨排擊の件（可決）の諸案を議了し、かくて當日の大問題たる　ワ、日本勞農黨に對する態度の件。

を議題に供した。鶴中央執行委員が『合同すべし』と云ふ本部案の提案理由を説明し、細迫書記長交渉經過を報告して討論に入り秋和、神田、藤田、棚橋の諸氏反對論を主張し、田中、下阪の諸氏は賛成論を唱へ議論沸騰したので一時休憩して懇談に入り、再開後本部案は少數で否決され、秋和、神田兩氏提出の左の如き合同反對決議案が大多數を以て通過した。

【決議】 一、勞働農民黨と日本勞働黨との合同に關しては、日本勞働黨現在の指導精神にして變更せざる限り絶對に反對す、但し日本勞働黨より合同の提議ありたる場合はこれに對し十分なる誠意を有す。二、今後合同が可能となる場合の合同條件に關しては本大會の精神を失はざる範圍において中央執行委員會に一任す。三、社會民衆黨、日本農民黨の排擊に關し、共同戰線を張るべく日本勞働黨に對し共同委員會の設置を提議す。

右終つて宣言を可決し役員詮衡委員會開催の爲三十分休憩六時三十分再開、杉山委員長より辭任の挨拶あり、新中央執行委員長に大山郁夫氏を推薦することに滿場一致可決し、午后七時十五分無事大會を終了した。

【宣言(要旨)】 我黨はその本質に於て代議士中心の既成政黨とその軌を一にするものではない、我黨は大衆の利害を代表し全無産階級の政治的、經濟的、社會解放を達成せんとするものである、我黨は、頃者簇出した無産政黨を僭稱する群少の政黨を排擊すると共に、日本勞農黨に對しては全國的單一無産政黨主義の大方針に基いて合同せんことを努力する。

【新任役員】 ○中央執行委員長 大山郁夫、○書記長兼會計 細迫兼光、○會計監査 大西鎌太郎、林田哲夫、○中央委員 村上吉藏、竹田角次郎、長尾有、堀芳二郎、棚橋定雄、松田松太郎 鶴一雄、大橋幸一、若槻浩作、阪本清一郎、新津辰藏、高野精一 近内金光、前川正一、秋和松五郎、岡崎一夫、大道憲二、久保田勇一、福山正次、宮向國平、上村進、布施辰治、松本治一郎。

中央執行委員會 勞働農民黨大會後最初の中央執行委員會は十二月二十三日午後一時十五分より本部に開催、新に中央執行委員長たることを決議した大山郁夫氏を始め中央執行委員十四名出席、議決したる重要なるもの左の如し。

一、政策の追加修正の件 (イ)封建的賤視觀念に對する糺彈の達成、(ロ)官公吏雇員傭人及下級俸給生活者の最低賃金の制定、失業の防止、團結權確立を共調とする服務規定の制定改廢(ハ)交通事故特別裁判機關の設置、(ニ)議員選擧費用の國庫、道府縣市町村負擔、(ホ)失業、疾病、災害保險並に無産養老年金制の制定。

一、選擧對策委員會の組織並に候補者配分會議召集の件。

一、機關紙發行の件『勞働農民新聞』として月二回發行。

一、日本勞農黨と共同委員會設置の爲め三名の委員をあげて交渉すること。

一、農民組合に於て日本勞農黨支持に關する全國協議會を開くことに對する對策として勞農黨は聲明書を出し且つ勞農黨支持の辯護士團を組織すること。

一、常任中央執行委員の選定 大道憲二、秋和松五郎、上村進、

前川正一、松田松太郎。

四　議會解散請願運動

勞働農民黨の別働隊として全國的連絡を有しながら活潑に活動して來た議會解散請願全國協議會の運動は、便宜上勞働農民黨の項に入れて、をく。

勞働農民黨が第七回中央執行委員會に於て門戸閉鎖を決議してから、本部の行動を生溫しとして勞働農民黨近畿支部協議會が九月十五日午后零時二十分から大阪中央公會堂に開かれ農民組合系の十二支部及び準備會から二十四名の代表者を出し、山本宣治氏を議長として近畿協議會の請願運動に對する態度を決定し、(一)十月一日を請願デーとすること、(二)全國請願運動近畿地方連絡委員會を設置すること、(三)近畿協議會主催で請願運動全國協議會を開催すべきことを決定した請願運動の項目は之も差押反對、立入禁止反對、議會解散普選即行等であつて、次の如き請願書を議決した。

【請願書】一、近來農村で頻發する土地立入禁止の假處分並に立毛差押處分を絶對に禁止し、耕作權確立の爲に小作法を制定せられたし。二、無産者の團結權を確立する爲組合法を制定せられたし。三、憲法第二章第二十九條に保證されたる國民の言論著作印行集會及び結社の自由を事實上確認されたし。四、かゝる一般無産大衆の要求を審議すべく舊選擧法に依る現議會はあまりに不適當であるから新選擧法による新議會で審議せられたく即時議會を解散せられたし。

第一回の請願デーと定められた十月一日には近畿地方の各地に於て請願の示威運動及び演說會が開催されたが更にこれを全國的にする爲の先の決議に基て請願運動全國協議會を十月十九日大阪市九條市民殿に於て開催することゝなつた。これに先つて勞働農民黨の本部では、これは黨の統制を紊すものであるとして十月十二日豫め、『(一)京都滋賀支部が先に全國無産階級に飛撒して請願運動全國協議會開催を提案したること、(二)支部として黨に屆出且つ承認を求めたるものが未だ何等黨として交渉なき支部準備會と共に決議し行動すること、(三)更に十月中旬全國協議會を勞働農民黨近畿地方協議會の名により召集されんとすること』に對してこれが責任を求めその運動の中止を命じた。がこの本部の命令にも拘らず全國協議會は所定の日に開催せられ全國の代表者五十九名出席し、山本宣治氏を議長として請願運動に對する態度その他を議した。

その總ての協議會とは別個に、日本農民組合が主唱者となりて、十一月十四日午前十一時四十分から大阪勞働學校に於いて『議會解散請願運動全國協議會』が開催された、出席代議員は、評議會、南海同志會、勞働農民黨本部、議會解散全國協議會、俸給生活者同盟、東京市電從業員組合、大衆教育同盟、沖繩無産青年同盟、九州勞働組合聯合會、高麗無産青

年同盟、東京市電自治會分裂反對同盟、水平社勞農黨支持聯盟、關西電氣從業員組合、農民組合、全國無產青年同盟の十五團體の代表者三十名。農民組合の荻原氏が開會の挨拶を述べ行政長藏氏を議長として議事を進めた。先づ先に勞農黨の近畿支部主催で組織した全國協議會はこれを解體することゝし、新に『請願運動全國協議會』を組織し、事務所を關西電氣從業員組合の事務所におき、七名の實行委員を選び、十二月一日を請願デーとして全國一齊に運動を起すことを申合はせ散會した。

超えて十二月一日、全國一齊の請願デーは各地に於て行はれたが當初の目的たる街頭署名は禁止せられ、唯演說會の開催に止つた。各地の模樣の一斑は、

大阪市　九條青年會館、土佐堀青年會館、鯰江辨天クラブに演說會が開催されたが何れも氣勢があがらなかつた。

横濱市　總ての運動が禁止されて氣勢擧らず。

名古屋市　午前十一時から二万枚のビラを撒き、夜二個所に於て演說會を開催した。

五　地方支部

勞働農民黨の地方支部の設立及び、この活動の主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

▲新潟縣支部聯合會　五月一日、新潟市西厩町演藝場、聽衆七〇〇。▲群馬縣强戸支部組織　五月一日、群馬縣新田郡强戸村。

▲三重縣支部聯合會　五月九日、松阪町松阪座。▲京滋支部　五月十六日、京都市三條青年會館、來會者約二百名。▲奈良縣支部　六月五日、北葛城郡高田町高田劇場。▲神戸支部　六月六日、神戸平野五郎池共益倶樂部。▲足尾支部　六月十八、九日、足尾町赤澤金田座及び間藤城崎座。▲愛知支部設立準備委員會、六月十九日。▲香川支部　七月三日、高松市公會堂。▲岡山支部　七月十八日、岡山市岡山劇場、來會者一五〇。▲東京荏原支部　七月二十二日、五反田玉姫倶樂部。▲大阪北花支部、西淀川支部　七月二十四日、西九條青年會館及び傳法町永樂座。▲兵庫縣西橋支部　七月二十五日、宍粟郡山崎町新富座。▲倶馬支部、七月二十八日城崎郡豐岡町。▲福岡縣支部聯合會　八月一日、福岡市記念館、創立大會に反對の宣傳をするものあり、設立後も內紛あり。▲淡路支部　八月二十一日、洲本町公會堂。▲奈良縣生駒支部　八月二十三日、法隆寺村並松商業倶樂部。▲山陰支部聯合會　八月二十六日、米子町御幸座。▲秋田支部　九月三日、秋田記念館。▲大阪東成支部　九月五日。▲北海道支部聯合會　九月六日、札幌市大平館。▲泉州支部　九月二十六日、岸和田市公會堂。▲仙臺支部　十月三日、仙臺市公會堂。▲北攝支部　十月八日、三島郡吹田町朝日座。▲東大阪支部　十月十五日。▲北河內支部　十月十八日。▲南信支部　十月廿日、下伊那郡飯田町若松座。▲東京支部聯合會創立大會　十月二十三日、神田明治會館、門戸開放、黨大會要求等を決議。▲靜岡支部　十月下旬秘密裡に創立。▲盛岡支部　十月三十日、盛岡市藤澤座。▲久留米支部　十一月五日久留米市九州合同勞働組合本部。▲飯訪支部　十一月十二日。▲

愛知支部設立準備會　七月二十四日演說會を開催して氣勢をあげ爾來悉く準備を進めて來たが、中央動搖の餘波を受けて構成分子で意見を異にし、十一月中旬勞農黨支持派と非支持派とに分裂した。▲大阪座聯合會　十一月十五日、中央公會堂。▲中國四國七聯會評議會、十一月十九日、岡山縣聯合會本部開催、勞農黨積極支持を可決。▲横濱支部　十一月二十一日、横濱市富士見館。▲福島支部　十一月二十一日、福島市大福座。▲濱松支部　十一月二十五日。▲川崎支部　十一月二十六日、川崎市公會堂。▲八幡支部　十一月二十六日、八幡市有樂座。▲東京城南支部大會　十一月二十八日、芝協調會館。▲香川縣聯合會大會　十二月三日、高松市公會堂。▲靜岡縣支部聯合會發會　十二月五日、靜岡市明治館。▲攝陽支部　十二月七日、兩宮市公會堂。▲熊本支部　十二月八日、熊本市公會堂。▲東播支部　十二月十九日、加古川公會堂。

六　選擧運動

なほ本年度に於ける勞働農民黨の活動として特筆すべきはその選擧運動への進出である。殊に濱松及び北海道六市の如く、普通選擧に依つて行はれたる市議戰に於て、勞働農民黨の候補者が異常の好成績を以て當選したのは注目に値する事實でなければならぬ。尙本年度に行はれたる選擧戰の主要なるものを左に摘錄しやう。

一、六月四日行はれた東京市四谷區の市會議員選擧（舊選擧法に依る）に東京市電自治會の篠田八十八氏が立候補し、勞働農民黨がこれを應援したが、得票一七八票で落選した。

二、我が國最初の普通選擧法に依る市會議員選擧が九月三日濱松市に行はれたが、鐵道從業員組合から推された山口直彌氏、勞働農民黨濱松準備委員會から推された加藤七郎氏は、三三七票及び二一四票を以て當選し、同じく勞農黨から推された石津貞利氏は落選したが一二〇票を得た。なほ勞農黨の候補者が選擧の目標として掲げたものは次の如くである。

【我等の共同目標】　一、戶數割の輕減　一、低廉市營住宅の設置　一、無料診療所の設置　一、公會堂の解放　一、借地借家法の實施　一、自轉車稅の輕減　一、無料宿泊所の設置

三、普選に依る第二回目の選擧である北海道六市の市會議員選擧は十月三日から五日にかけて一齊に行はれたが、之に對して勞働農民黨は八名の候補者を立て、中六名の當選を見た。即ちその結果は次の通りである。

	候補者	當選者	得票數	旭川市	一	一	二五二
函館市	三	二	八三二	室蘭市	一	〇	一五〇
小樽市	一	一	六七七	釧路市	一	一	一〇五
札幌市	一	一	四九〇	計	八	六	二、五三四

尙函館を除く五都市に於ける市議戰の結果に就て內務當局の調査したる所を摘錄すれば左の如くである。

	當選者數	候補者數	候補ニ對スル當選率	定員ニ對スル當選率
憲政	七六	一三四	六三%	四五%
政友	三六	五九	六一	三

本黨	三五	四一	五	六二	一九	
中立	三	五六	八〇	一三		
勞農黨	四			二		

殊に小樽市の如き、勞農黨の境一雄氏が六七一票を得て最高點であつたのは注目すべき現象であつた。

第二節　社會民衆黨

社會民衆黨の結黨及び運動を述べるには、溯つて『獨立勞働協議會』のことを述べなければならない。或る意味で社會民衆黨は『獨立勞働協會』の延長とも見得るのだから。

一　獨立勞働協會

既に前頃に述べたる如く、『農民勞働黨』の禁止後各無產團體はその再起に努力しつゝあつたが、その間總同盟の鈴木文治氏を中心とする一派は、知識階級の一部と策應して別個の政黨を樹立する計畫を進めつゝあつた。これは安部磯雄氏、吉野作造氏、賀川豐彦氏等穩健なる知識階級と、政治研究會の右派島中雄三氏、總同盟の赤松克麿氏等を中心とするものであつて、其第一回協議會は一月二十日神田キリスト教青年會館に開かれ、第二回協議會は二月六日午后七時から神田三崎町の三崎會館に於て開かれた。當日出席した主なる人々は

安部磯雄、賀川豐彦、島中雄三、吉野作造、高橋龜吉、藤井悌、中澤辨次郎、片山哲、谷藤五郎、宮崎龍介、澤田謙

の諸氏であつて、名稱を『獨立勞働協會』とし、理事長に安部磯雄氏を推した、その目的は『無產政黨の組織を外部から促進すること』、『無產政黨に必要な調査研究を行ふこと』等であつたが、全國的單一無產政黨が稍もすれば左翼派の手に歸せんとするに對して、右翼の立場からこれを牽制し、機會あらば別個獨立の政黨を組織せんとする準備行動であつたことは勿論である。超えて二月十五日神田青年會館に特別委員會を開き左の如き綱領を決定した。

【綱領】一、我等は國民生活のあらゆる方面に於て社會的正義の實現を目標とす。一、我等は日本自體の政治的經濟的諸事情に鑑み、常に現實に立脚し穩健中正を旨として無產階級運動の發展に助力す。一、我等は政治運動に就ては議會政策に卽して暴力革命を排し經濟運動に關しては各種組合の完成に努力す。一、我等は無產階級並に準無產階級の經濟的利益を伸張し、その經濟的勢力を結成し、勞働組合運動と相俟つて日本政治の根本的改革を期す。

更に三月一日理事會を開いて同協會の事業を議し、同協會の中心人物たる安部磯雄氏、賀川豐彦氏が勞働農民黨の中央委員に推されて後も獨立に運動を續け、殊に第二回中央委員會後勞農黨に左翼の進出猛烈となつてからは、これに對抗して運動を續け、七月五日には勞農黨に對する態度を決定してこれに合同を申込んだが、七月十六日の大隈會館に開かれた理事會に於ては民衆政黨の樹立を決議し、民衆政黨樹立準備委員會を組織して勞働農民黨及び總同盟の諒解を得て政黨組

織運動に一歩を進めるに至つた。

二　社會民衆黨の結黨

十月二十四日は勞農黨の第四回中央委員會の席上同黨よりの脱退を聲明した日本勞働總同盟は、二十六日本部に會合を開いて『現實主義の下に新黨を組織すること』を決定したので、かねて一種の默契を有してゐた獨立勞働協會との提携はこゝに表面に表はれ、兩者の提携の下に新政黨組織運動が進められるゝに至つた。

超えて十一月四日總同盟本部に開かれた中央委員會は政黨問題に對する對策の件を議題に供し、安部、堀江、吉野三氏に依り新黨促進會を組織しその新政黨に加入することを決定して次の如く決議文を發表した。

安部磯雄、堀江歸一、吉野作造三氏は現下の狀勢に鑑み新政黨創立につき豫て寄て協議中のところ鈴木會長に對して協力を求められしに對し中央委員會は審議の結果これを承認するに決し今後總同盟は積極的に新黨を支持し、其成立に協力すると同時に可及的速に該黨の支部組織に努力す。

但し地方の事情に依り本部政治部の諒解を得て政黨を組織する事を得。

これと呼應して同じく十一月四日午後四時、安部磯雄、堀江歸一、吉野作造三氏は新政黨樹立促進會を作り、三氏の名を以て聲明書を發し、來る十一月二十日各方面の人々を招待して新黨組織の相談會を開くことゝなつた。

【聲明書】　普通選擧は實施せられた、既成政黨は國民の信望を失つてゐる、今や民衆を基礎とする健實なる新政黨の出現は當然の歸趨なりと考へる。しかして今日既に無產政黨を標榜するもの所在にこれ無きに非ずと雖も、吾人は之を以て眞に健實なる基礎に立つ大衆の結成と認むることは出來ない。而も吾人と志を同じうするものは天下到る處に澤山あり且つひそかに皆新大政黨の出現を待ち望んでゐる。吾人は自ら各々その業務を異にし餘生を擧げて純政治運動に依すべきや否やに就き必ずしも共同の意圖を有せざるも、この絶好の機運に生じ理想的新政黨の誕生の產婆役として聊か犬馬の勞を取るは國家社會の爲無用の業に非るべしと信ずる。それ敢て廣く天下の同志に檄しその賛同を乞ふ所以である。

安部磯雄、堀江歸一、吉野作造

新政黨促進會は事務所を東京麹町有樂町一ノ三片山哲氏方に置き各右翼團體及び文藝家、教授等の個人に對して招待狀を發した。

新黨組織準備會　十一月二十日午後二時東京芝公園協調會館に開催。當日の出席者は安部、吉野、堀江三氏の外、總同盟から鈴木、西尾、松岡、獨立勞働協會から馬場、島中、宮崎、片山、工人倶樂部から小池、小山等、その他個人として永井、北澤、白柳、水野、木村の諸氏。安部氏を議長に推し、吉野氏經過を報告した。議事に入るや直にこれを新政黨組織準備會にすべしとの動議が出たが、これには團體の事情で直に加入出來ないものもあるので一旦休憩し、組織準備會に加

入し得るものは書記まで通告することゝなつた。この結果再開後は三十七名を以て組織準備會を開催、綱領政策及び黨則起草委員を擧げて綱領政策及黨則の原案を作つてそれを可決し、十二月五日結黨式を擧げることにして午後六時四十分散會した。

この後組織準備會で選ばれた特別委員の手に依つて着々結黨の準備が整へられたが、その間に日本勞農黨の旗上げがあり（別項參照）、總同盟は再度の分裂を餘儀なくせられ、極度の動搖を見たが、豫定の如く結黨式を擧げるに至つた。

結黨式　總同盟動搖の間に新政黨は黨名を『社會民衆黨』と決定、十二月五日午前十時半から芝公園協調會館に於て結黨式準備委員會を開いて宣言、綱領、黨則、役員詮衡等の結黨式に關する一切の準備を決定して後、午後二時から結黨式を擧げることゝなつた。先づ司會者として安部磯雄氏の挨拶があり、鈴木文治氏を議長に推し、綱領政策黨則の審議に入り二三の字句の修正を以て準備會案を可決し、左の如き役員を決定して午後五時散會した。

【黨役員】　△中央執行委員（中央執行委員會議長）安部磯雄、鈴木文治、島中雄三。△書記長片山哲、△中央委員安部磯雄、鈴木文治、島中雄三、賀川豐彦、中澤辨次郎、白柳秀湖、鳥藤五郎、宮崎龍介、片山哲、赤松克麿、小池四郎、松永義雄、西尾末廣、松岡駒吉、三木次郎、渡邊善壽、染谷儀右衞門、小山壽夫、田中利勝、村井小之助、小山淀三。

【宣言】　我等は前に我國國民の大多數を占むる勞働者農民俸給生活者小資商人及び自由業者等の利害を代表し過去半世紀に亘り日本の政權を壟斷したる貴族閥族地主資本家及び是等特權階級の傀儡たる一切の既成政黨に對して生存權確立の戰ひを宣するものである。我等は現政界に於ける一切の醜狀陋態を以て同一特權階級の間に於ける朋黨の利權爭奪にありとし大多數勤勞階級の利害を代表する無產政黨の樹立を以て之を匡救すべき唯一の方法なりと信ずる、今や國民多年の希望は貫徹し普通選擧の實施は眼前に迫りつゝある。國民の大多數を占める勤勞無產階級が奮起して多數特權階級の手から政治を解放し國家の主要成分であり社會の原動力である。民衆自身の政治を確立すべき時は來た。我等は國法により一切の手段を盡して社會的貧困の根本原因である惡弊秕政を改革し以て社會的正義の觀念に基き健全なる國民政治の樹立に依つて勇往邁進せんとする。之れ我等が汎く天下に檄し一切の勤勞無產階級を糾合して一大政黨を結成せんとする所以である。今や我國の勤勞無產階級は都市町村を通じて一齊に覺醒し大多數國民の利福を以て其調とした公明正大なる政治の樹立を翹望しつゝある、此秋に際し我等は時勢の要求に應じ玆に社會民衆黨を組織し一切の勤勞無產階級に對して門戶を開放する。苟も我等と志を同うし希望を共にするものは其職業境遇の如何に拘はらず、誓つて我等と共に此劃時代的運動の大成に協力せよ敢て宣す。

【綱領】　一、我等は勤勞階級本位の政治經濟制度を建設することを以て健全なる國民生活を樹立する事と確信し、之が實現を期

す。一、我等は資本主義の生産並に分配方法は健全なる國民生活を阻碍する者ありと認め、合理的手段に依りて之が改革を期す。一、我等は特權階級を代表する既成政黨並に社會進化の過程を無視する急進主義の政黨を排す。

【政策】一、普通選擧制の徹底　二、議員制度の改革　三、言論集會結社の自由を抑壓する諸法令の改廢（イ）治安維持法（ロ）治安警察法（ハ）新聞紙法出版法其他　四、軍制の改革　五、財政及び稅制の根本改革（イ）財産稅所得稅高率賦課（ロ）金融機關の民衆化　六、行政機關の改革（イ）地方行政の改革（ロ）衞生行政の改革　七、教育制度の根本的改革（イ）義務教育普通教育公費制の徹底（ロ）高等教育機關の民衆化（ハ）劃一的教育の打破　八、重要産業の社會化　九、土地制度の改革　十、勞働立法の完成（イ）團體權罷業權の確立（ロ）最低賃銀法の制定（ハ）工場法鑛業法海員法の改正（ニ）國際勞働條約の實施（ホ）土工建築工業の保護法の制定　十一、小作立法の完成（イ）小作權の確立（ロ）小作料の合理化　十二、俸給生活者保護法の制定　十三、女子に對する法律的經濟差別の撤廢　十四、社會的施設の徹底（イ）保險制度の完成（ロ）醫藥救療機關の民衆化（ハ）住宅其他生活設備の完成。

【構成】本黨は黨の綱領に贊同し黨則を遵守する個人を以て構成す。

【機關】一、大會（イ）大會は黨の最高機關黨の最高決議機關にして大會代議員中央委員及び本部員を以て構成す。（ロ）大會は毎年一回十二月中央委員會之を召集す。（ハ）大會は左の方法に依る推薦に基き中央委員若干名を選任す、半數は別表に掲げられたる選擧區より推薦、半數は中央委員會より推薦。二、中央委員會、中央委員會は次期大會に至る迄の決議機關にして必要に應じ中央執行委員會之を召集す。三、中央執行委員會（イ）中央執行委員會は次期大會に至る迄の執行機關にして黨を代表し大會並に中央委員會に對し責任を負ふものとす。（ロ）中央執行委員會は必要に應じ速記部、宣傳部教育部、出版部、調査部、事業部、國際部の各部制を設くることを得。

三　結黨式以後の活動

第一回中央委員會　結黨式の翌日十二月六日協調會館に開催、左の如き事項を決定した。

一、支部準則は特別委員附託　一、新有權者大會を一月十六日東京に開催　一、全國宣傳遊説の件可決　一、部長任命、組織部長宮崎龍介、宣傳部長小山壽夫、出版兼教育部長赤松克麿。

この外結黨以來年末に至るまでの活動の主なるものは次の如くである。

▲川崎支部發會式　十二月十一日午後七時川崎公會堂。

▲西巢鴨町會選擧　十二月二十日に行はれた東京府下最初の普選西巢鴨町會の選擧に爲藤五郎氏が出馬し、二九六票を以て當選した。

▲第一回中央執行委員會　十二月二十一日安部氏私宅に開催、左の件を可決した。

一、機關紙發行の件　民衆新聞を黨の機關紙として社會民衆新聞と改題　一、部長詮衡　事業部長小山壽夫、出版部長小池

四郎、宣傳部長赤松克麿、機關紙部長山崎一雄氏。

第三節　日本勞農黨

勞働農民黨を挾んで、總同盟一派の右翼と、評議會を盟主とする左翼との鬪爭が漸く熾烈になつた頃から、總同盟の內部にも次第に總同盟幹部の對勞農黨政策に慊らずとする一派が生ずるに至つた。それと同時に日本農民組合の內部にも、同組合が單一無產政黨提唱の發起人であり勞働農民黨の產婆役であるにも拘らず、稍もすれば評議會一派の進出を是認し延いて勞働農民黨の健全な發展に暗翳を投ずる傾向のあるのを憂慮する一派が生ずるに至つた。この兩派は、勞働農民黨の健實なる發達と云ふ點に於てその希望を一にしたので次第に接近して行き、殊に十月二十四日の勞働農民黨の大分裂以後は急速に接近して行つた。總同盟の勞働農民黨脫退に關しては總同盟內部にも不平があり、既に足尾支部、神奈川聯合會の一部から脫退反對の叫び聲が擧つたほどであつたが、總同盟が愈々社會民衆黨の結黨を聲明すると共にこの不平は勃發し、十一月二十三日日本勞農黨の旗上げとなつて表はれるに至つた。

一　日本勞農黨の結黨

十一月二十二日總同盟の麻生久、藤岡文六、石山寅吉氏等は日本農民組合の三宅正一、淺沼稻次郎、須永好、吉田賢一諸氏と提携し、これに三輪壽壯、細野三千雄諸氏を加へて神田日芳館に新黨樹立の計畫を進め、翌二十三日午後一時から協調會館談話室に於て『日本勞農黨發起委員會』を開き立黨趣意書を左の如く發表した。

【創立趣意書】　顧れば過去一年有半われ等はわれ等の政黨を結成せんが爲に心血を注ぎ來れり、然るに我等の心血に成れる農民勞働黨は一瞬にして禁止の厄に會ひ漸くにして成れる勞働農民黨は內紛止む時なく遂に分裂を遂ぐ。斯くの如くして今われ等の手に殘れるものは何ぞ。行き詰れる勞働農民黨と階級意識さへもうろうたる日本農民黨と極右翼政黨の計畫あるのみ。不安と動搖と絕望と墮落とは深くも無產大衆の胸に暗影を投じ、たゞひとり雀躍しつゝある者は支配階級のみに非ずや。斯くの如きは果して如何なる原因によるか。顧れば昨年夏われ等無產政黨組織運動が企てられて以來所謂左右兩翼は口に大衆的無產政黨組織の必要を叫びながら毫も大衆の願望を顧ず、徒に觀念的鬪爭に沒頭して未だ結成を見ざる政黨を或は取らんとし或は破壞せんとして狂奔す。彼等は果して眞正の左翼か？　否々、彼等は無產階級運動を毒する小兒病的左翼のみ、見よ、彼等の妄動は全無產大衆の要望した る單一政黨の實を失はしめたるに非ずや。彼等は眞正純眞なる現實派か？　否々、彼等もまた小兒病的右翼のみ。見よ彼等のなすところは徒に名士に依頼し、現實主義の美名に捉はれて階級的正道を誤らんとしつゝあるにあらずや。今や、眞に無產大衆が自己の純眞眞實なる意思を以て起つべき秋は來れり、その私黨的、私慾的、小兒病的運動を排し眞に階級的立場を嚴守してなほ眞に日

本の社會的現實を把握せる堅實純眞なる無產階級運動の正道を確立すべき秋は來れり。われ等は今志を同じうするもの相集りこゝに無產階級運動の正道を確立し、旗色を明にし眞に無產大衆の純眞なる意思に基く無產政黨を組織せんとす(下略)。

農民組合　須永好、今井一郎、小柳作一、三宅正一、坂長治、小島小八郎、石橋源四郎、荒岡庄太郎

總同盟　棚橋小虎、藤岡無六、安藝盛、笠島末吉、山名義鶴、望月源治、細谷松太、山根權三郎、佐藤清三郎、村山金之助、立川嘉之次、岩內善作、麻生久、關屋博、加藤勘十、石山寅吉、高橋長太郎、可兒義雄、廣瀨貞、佐藤義次、栗橋金平、小杉市太郎、三輪壽壯、細野三千雄、阪本勝、河野寅

かくて創立までの事務所を三輪氏方に置き、十二月八日第一回準備委員會をあげ、同日午後結黨式をあげることに決定した。

この日本勞農黨の旗上げは各方面に少なからぬ刺衝を與へ勞働農民黨は十一月二十三日附を以て『我等は單一無產政黨を志すものであるが故に、今同じ趣旨の下に旗上げされた日本勞農黨と合同を辭しないのであるが、今暫く新計畫者の意思を見て徐ろに態度を決しても遲くないと信ずる』旨の檄を出し、總同盟は十一月二十四日鈴木文治氏の名を以て『日本勞農黨問題に關し一般組合員に告ぐ』と云ふ聲明書を出して『麻生久氏等の行動は陰謀である』と一般組合員に訴へた。その間日本農民組合、近畿地方協議會、水平社勞農黨支持聯盟は相共に日本勞農黨排擊勞働農民黨支持を決議し、日本勞働總同盟は『社會民衆黨派』と『日本勞農黨派』に、日本農民組合は『勞働農民黨派』と『日本勞農黨派』とに分れ、組合の戰線は極度に混亂を呈した。この結果十一月三日總同盟本部に開かれた中央委員會は遂に日本勞農黨支持者の脫退を見、新に日本勞働組合同盟が組織され、總同盟は再度の分裂を經驗した。次いで十一月五日六日の兩日に跨つて開かれた日本農民組合の擴大中央委員會は、『日本勞農黨と勞働農民黨の合同』と云ふ妥協點に於て纔に分裂を免れた。(各組合運動の項參照)

かゝる間に日本勞農黨の結黨準備は着々と進捗し、十二月七日日本勞農黨創立準備協議會が協議會館に開かれたが、勞頭日本勞働組合總聯合の高山久藏氏から、『六日大阪で中堅聯盟の會合を開いた結果日本勞農黨參加に決し、日本勞農總聯合を作つて日本勞農黨を支持したいから結黨式を一日延ばして欲しい』と云ふ提案があり滿場異議なく可決、八日は午後一時から勞農總聯合設立協議會を開くことゝなり、結黨式は九日に延期された。

結黨式　十二月九日午後一時より芝公園協調會館に開催、前日結成を見たる日本勞農總聯合の參加團體たる日本勞働組合聯合、日本勞働組合同盟、日本司厨同盟、東京市電自治會有志、日本農民組合有志約百名の出席の下に擧行せられた。

農民組合の三宅正一氏開會の辭を述べ、議長に麻生久氏、副議長に須永、宮本兩氏を擧げ、綱領、規約、宣言を可決し黨役員の詮衡を終つて萬歳を三唱して午後五時散會した、黨役員及び宣言、綱領、規約は左の如し、

【黨役員】　△中央委員　牧長治、須永好、三宅正一、石橋源四郎、吉田賢一、寺島宗一郎、宮本宮治、尾崎清吉、藤岡文六、棚橋小虎、井上淺治郎、村松信太郎、久留弘三、堀川孝仁、麻生久、望月源治、山根權三郎、岩内善作、石山寅吉、今村等、關屋博

△書記長　三輪壽壯　△會計　細野三千雄　△會計監督　松谷與次郎、山崎今朝彌。

【宣言】　親愛なる同志諸君！　我々はこゝに眞の勞働者と農民の政黨、眞の無產大衆の政黨を作つた。日本勞働黨これである。顧みれば、普通選擧の實施は無產階級の陣營に一大衝擊を與へた政治運動の機運は到る處に擡頭した。既成政黨は新有權者一千万を獲得するためその看板の上にもつともらしい『欺瞞』を塗り立て一二野心家は此の虚に乘ずるに腐心した。我々が一日も早く大衆的無產階級政黨を組織せんとしたのは總べて此の機運の認識に基く。併し過去一年有半に亘る政黨組織運動は、果して我々の要望に添うたであらうか？　曰く否たゞ空漠なる理論と、この理論を以て現實を律せんとする左翼、徒らに左翼排擊に狂奔して次第に反動化して行く右翼、その鬪爭以外に何物が殘つたであらうか？親愛なる同志諸君！　お互に、左右兩翼の戰には飽き〳〵した。大衆の要求や氣持を無視したこんな爭ひのために、我々は過去一年有半進擊どころか却つて退却に退却を續けて來たではないか！

我々は徒なる觀念的鬪爭のために否定的になつた運動の指導者を知つてゐる。我々は唾棄すべき個人的排擊のために反動化した大衆を知つてゐる。過去の運動は煩鎖であり、陰欝であり、利己的であつた。我々はかゝる現狀打破のためにどれ程陰忍し、どれ程大きな犧牲を拂つたことか。併しすべて無駄だつた。ヒステリーの樣になつて唾み合つてゐる左右兩翼は、我々の正論に耳をすら傾け樣とはしない。我々はもう我慢が出來なくなつたのだ。我々は潔く左右兩翼を切斷して、無產階級運動の正道を樹立する時期に到着したのだ。親愛なる同志諸君！　我々の運動は此の行詰つた解放運動の狀勢を根底的に建て直さんとするものだ！　我々の運動は陰欝な空氣を排して階級道德の光明を投入するものだ！大衆の現實的な要求を掲げ、以て大衆の解放に達せんとするのが我黨の本領だ。現實の利害のために目的を忘れるもの、目的のために現實を見失うもの、共に我等の與せぬ所だ。階級意識に基く現實政策こそ我等の確立せんとする公道である。親愛なる同志諸君！　我等の政黨こそは諸君の眞實の政黨である。我等の政黨こそ眞に諸君と共に進むことが出來る。工場の奥に呻吟する勞働者よ、炭坑の底に苦惱する坑夫よ、農村に鋤鍬とる農民よ、諸君は來つて我等と共に此の政黨の發達に努力しなければならばならない。俸給生活者よ、下級官吏よ、商業使用人よ、諸君の利害は無產階級によつてのみ擁護される。諸君も來つて我々の政黨に投じなければならない。我々の政黨こそ諸君の安住すべき政黨である。親愛なる同志諸君！　手を擧げやうではないか。今こそ我々は階級運動の公道を濶步することが出來るのだ。我々は政治運動のため

に組合運動を破壞するものではない。否むしろ眞の組合運動を確立することが我々の任務である。堅實なる組合の發達の故にこそ我々の政黨は生れたのだ。我々の政黨を支持することが眞の階級運動に參加することであり、眞の解放運動に協力する所以である。親愛なる同志諸君よ！　諸君は我等と共に進まなければならない。

綱領

一、我等は、我國の國情に卽し、無產階級の政治的、經濟的、社會的解放の實現を期す。

二、我等は、合法的手段に依り、不合理なる土地、生產、分配に關する制度の改革を期す。

三、我等は、無產階級の利害を代表し、特權階級の壟斷する議會の徹底的改造を期す。

政策

一、政治　一、普通選擧の徹底　二、無產階級運動抑壓諸法令の改廢　三、軍備の縮少と兵卒の待遇改善　四、學生の軍事教育青年訓練所等民衆を軍國主義化する一切の政策の排除　五、職死、廢兵、徵兵に依る本人並に家族の窮乏に對する國家扶養の實施　六、植民地に於ける差別撤廢　七、地方自治權の確立

二、財政　一、生活必需品の消費稅及び關稅の撤廢　二、財產稅所得稅、相續稅の高率累進賦課

三、經濟　一、罷業權の確立　二、耕作權の確立　三、團結權の禁止　四、八時間勞働制の確立　五、婦人及び滿十六歲以下の少年の夜間勞働、船內勞働、坑內作業、危險作業の禁止　六、工場法、鑛業法、船員關係法規等の改正並に土木建築工その他自由勞働者保護法の制定　七、郵便貯金制度及び產業組合制度の改正、その他無產階級的金融制度の確立　八、主要食料品の價格公定制度の確立　九、原料生產の保護

四、社會　一、女子人身賣買の禁止　二、不當なる差別待遇の撤廢　三、職業紹介制度の民衆化　四、失業、疾病、老廢、災害保險制度の確立　五、冤罪並に不當拘留に對する國家の賠償及び無產者訴訟費用の國庫支辨制度の確立　六、教育制度の改善　七、居住權の確立　八、診療機關の公有化

規約

第一章　名稱

第一條　本黨は日本勞農黨と稱し本部を東京に置く

第二章　目的

第二條　本黨は黨の綱領及政策を實現することを目的とす

第三章　構成

第三條　本黨は黨の綱領に贊成し規約を遵守する個人を以て構成す

第四章　機關

第一節　黨大會

第四條　黨大會は黨の最高決議機關にして大會代議員、中央委員及本部役員を以て構成す。

第五條　黨大會は毎年一回中央執行委員會之を招集す。黨員三分の二以上の要求ありたるとき、又は中央委員三分の二以上の要求ありたるとき其他緊急の必要ありと認

めたるときは中央執行委員會は臨時大會を招集することを得。

第六條　黨大會の議長及副議長は大會に於て選擧す

第七條　黨大會の代議員は支部聯合會より選出するものとす但し中央執行委員會の承認ありたるときは支部より選出することを得　代議員の選出比率は別表に定むる所に依る

第八條　黨大會は代議員二分の一以上出席するに非らざれば議決することを得ず

第九條　黨大會の議事は出席代議員の過半數を以て之を決す、贊否同數なるときは議長之を決す

第十條　黨大會は中央委員長一名及中央委員若干名を選出するものとす

第二節　中央委員會

第十一條　中央委員會は次期大會迄の決議機關にして大會に對して責任を負ふものとす

第十二條　中央委員會は中央委員長、中央委員及本部役員を以て構成し必要に應じて中央委員長之を招集す但し中央委員の三分の一以上の要求ありたるときは直ちに之を招集することを要す

第十三條　中央委員會の議事は中央委員二分の一以上の出席を得過半數を以て決するものとす、各部長は發言權を有するも議決權を有せず

第十四條　中央委員會は中央委員若干名を互選し書記長及會計一名を選任す

第三節　中央執行委員會

第十五條　中央執行委員會は次期大會に至る迄の最高執行機關にして大會及中央委員會に對して責任を負ふものとす

第十六條　中央執行委員會は中央委員長、中央執行委員、書記長及會計を以て構成す、中央執行委員會は中央委員長を議長とす

第十七條　各部長は擔任事務に付必要あるときは出席して發言することを得るも票決權を有せず

中央執行委員會は必要に應じて組織、宣傳、教育、出版、調査、財政、機關紙編輯の部門を設くることを得各部門は中央執行委員會の統制を受け部長は中央委員會之を任免す

第五章　本部役員

第十八條　黨本部に左の役員を置く

一、中央委員長（中央執行委員會議長）　一名
二、中央執行委員　若干名
三、書記長　一名
四、會計　一名
五、部長　若干名

第十九條　中央委員長は黨を代表し、黨務を總轄す

第二十條　書記長は中部委員長を補佐して黨務を處理す

第二十一條　會計は黨の會計を管理す

第二十二條　部長は擔任部門の活動を統轄す

第二十三條　役員の任期は一ケ年とす　但し再選を妨げず

第六章　地方支部

第一節　支部

第二十四條　支部は郡、市又は之れに準ずる地域毎に黨員百名以上を以て之を組織するものとす

第二十五條　支部を新に設置する場合は黨員の名簿、役員の住所氏名及び支部規約に本部費一ケ年分を添へ聯合會を經て又は直ちに本部に提出して中央執行委員會の承認を得ることを要す　但し從前よりの黨員のみを以て組織する場合は別に本部費を添へるを要せず

第二十六條　支部規約は黨の支部規約準則に據ることを要す

第二十七條　支部に左の機關を置く

一、總會　二、幹部會

支部總會及び幹部會等の規程は支部規約に於て之を定む

第二節　支部聯合會

第二十八條　支部聯合會は一府縣内に於ける二以上の支部を以て之を組織す　但し中央執行委員會の承認ありたるときは二府縣に跨り又は一府縣内の一地域に於て之を組織することを得

第二十九條　支部聯合會に左の機關を置く

一、大會　二、執行委員會

第三十條　支部聯合會の大會代議員は支部より選出するものとし其比率は別表に定むる所に依る

第三十一條　支部聯合會の規約は中央執行委員會の承認を得ることを要す

第七章　黨費及會計

第三十二條　黨費は黨員一名に付年額金五拾錢とし分納を許さず

第三十三條　新入黨者は入黨金五拾錢を納入するものとす、但し入黨金は初年度の黨費に充當す

第三十四條　黨費、入黨金、寄附金等は一切之を返戻せず

第三十五條　黨の會計年度は毎年十月一日より翌年九月三十日迄とし大會に於て決算報告を爲し承認を得るを要す

第三十六條　黨の豫算は大會に於て協贊を得ることを要す

第三十七條　黨の會計事務を監督せしむる爲會計監督三名を大會に於て選出す

第三十八條　黨機關紙の會計は獨立會計とす

第八章　加入及脫退

第三十九條　本黨に加入せんとするものは中央執行委員會の承認を得るを要す

第四十條　本黨を脫退せんとする者は其理由を附して黨本部に屆出づることを要す

第九章　罰則

第四十一條　黨員にして左の一に該當するものは中央委員會又は大會に於て除名す

一、黨の主義綱領に違背したるもの

二、黨の面目を毀損したるもの

三、黨の統制を紊したるもの

第四十二條　前條の規定は支部及支部聯合會に之を準用す

第十章　附　則

第四十三條　黨の綱領及規約は大會の出席代議員の三分の二以上の贊成あるに非らざれば之を變更することを得ず

第四十四條　本規約に基く施行細則、別表、支部、規約準則等は中央委員會に之を制定す

別　表

一、大會代議員選出比率　黨員二百名未滿は一名、以上二百名未滿を增す毎に一名

二、支部聯合會代議員選出比率　支部黨員十名毎に一名

二　結黨後の活動

日本勞農黨が結黨せらるゝや勞働農民黨内の農民組合側の人々は合同問題を提げてこれに臨むことゝなり、十二月十日第一回の會見をなし、翌十一日第二回の會見をなしたが日本勞農黨側から正式に拒絶し、同時に左の如き聲明書を發表した。

【聲明書】一、我等は單一無產政黨の結成に對しては十分の誠意を有するも、我等が別に日本勞農黨を結黨したる精神は斷じて滅却するを得ず、故に勞働農民黨が自ら黨内の左翼小兒病者を排除整理して來らざる限り、しかして社會も我等も整理後の勞働農民黨が、我が日本勞働黨の立黨の精神と全然同一なるを認むるに至るまでは斷じて合同せず

一、從つて今直に兩黨より合同委員を出すが如きは我等の夢想だもせざるところとす

社會の誤解を考へ右特に聲明す

日本勞農黨の結黨後　聖上の御不例、諒闇に會したので運動は中絶の姿となり、唯次の如きものを數へらるゝに過ぎず

關西本部組織　十二月二十七日吉田賢一氏の事務所にて關西本部創立協議會を開き、山名義鶴氏を主任として關西の運動を統括することゝした。

第四節　日本農民黨

大正十五年三月日本農民組合の大會に於て意見の衝突から脫退するに至つた同組合の右翼派山梨縣聯合會及び福岡縣聯合會は、四月全日本農民組合同盟を組織したが、七月五日第二回の臨時會は日本農民黨組織の計畫を立てその準備に着手し、同時に政策綱領を發表して全國の農民團體に挨拶狀を發送した。

超えて八月二十五日第二回日本農民黨準備委員會を開き綱領政策の審議を進め、十月十七日結黨式をあげる運びに至つた。

結黨式　十月十七日午前十一時より芝公園協調會館に於て開催、全國各地から列席した代議員四百四十八名、平野力三氏開會の挨拶を述べ、須貝快天氏を議長に推し、宣言綱領規約の起草委員を擧げ一旦休憩、午後宣言、綱領、規約を委員會の草案通り可決し役員の詮衡を終つて午後三時半結黨式を終了した。

【役員】　△總理（缺員）　△總務　須貝、森、阿部、飯沼　△幹事長　平野力三　△會計　三和一男。

【宣言（要旨）】　日本農民黨は三千年の日本歴史に光彩を放つべく生れた、封建時代を通じて苛檢誅求に忍從せしめられてゐた我等農民は、今こそ團結的實力に依つて一大革新の機運を作興せんとするのである。政治の要諦は國民生活の安定にある、然るに國民の大多數を占むる我等は經濟的にも精神的にも安定を缺き貧富の懸隔は益々甚しくして勤勞するものその途に安んぜざるの現狀である。それは世界共通の惱みであるが、三千年來の傳統を持して來た日本、天惠少なき所に農民を擁して發展し來つた日本に於ては、日本農民黨の發生は眞に必然である。我等は眞に日本の前途を憂ふるものゝ來つて我黨に投ぜん事を確信する。云々

【綱領】　我等は人類の平和幸福を目標とし天地の公道に則り世界の大勢に順應して合理的新社會の建設を期しもつて次の諸項を遂行す。

一、社會正義の實現
　我等は特權階級による政治的支配を排除し全勤勞階級共同の理想たる社會的正義の實現を期す。

二、日本國本の振起
　我等は知識を世界に求めて純眞なる我が國本を振起し日本民族の繁榮と日本文化の發達を計りもつて世界文化の向上に貢獻せんことを期す。

三、議會政治の改革
　我等は議會政策に即して一切の不合理不自然なる制度組織習慣を排し合理的新日本の建設を期す。

四、産業國策の確立
　我等は特異なる日本國情の現實に立脚して産業の振興分配の公平を計りもつて國民生活の安定並に向上に力む。

五、農村文化の樹立
　我等は都會中心の不健全なる文化を否定し健實なる地方的新文化の完成を期す。

【政策】　一、政治（一）普通選擧の徹底（二）貴族院の改革（三）無産階級運動取締に關する諸法令の改廢（四）國防軍備の整理（五）兵役義務者の給與增額および待遇改善　（六）一般並に地方行政費、行政事務、行政區畫の整理と自治制度の改革（七）國民外交の確立（八）移民政策の確立（九）財産稅の高率累進賦課と關稅および消費稅の改廢等の稅制の根本的改革（十）恩給制度の改正。

二、經濟（一）耕作權の確立（二）土地制度の改革（三）産業振興策の確立並にわが天然資源開發と生産力增進のための體系的國立調査研究機關の設立（四）重要農産物專賣制實施（五）農村金融機關の改善および擴張、（六）肥料の國營（七）農業保護施設の國家的經營（八）團結權、罷業權、團體契約權の確立（九）少年婦人勞働の保護制限（十）工場法の改善および最低賃銀制度の實施（十一）水力電氣の國營（十二）交通機關の整理、並に地方普及（

三、社會（一）教育制度の改善（二）義務教育費國庫負擔（三）國民保健の徹底（四）病院、醫藥の國營（五）生命、養老、災害、失業、疾病保險の國營（六）女子人身賣買の禁止（七）農村文化施設の普及。

【規約要項】　一、名稱　日本農民黨

一、機關　大會および中央委員會、大會は黨の最高決議機關にして總理、總務委員、大會代議員幹事長、幹事、會計、中央委員をもつて構成する。

中央委員會は黨の最高執行機關にして總理、總務委員、中央委員幹事長會計をもつて構成す。

(一)役員、總理、總務委員、幹事長、幹事、會計、會計監督

中央委員、各部長、顧問。

一、組織　本黨は同盟會、聯合會支部および班をもつて組織す。

一、黨費　一名一ケ年金十錢。

日本農民黨結黨式以後の活動の重なるものを摘記すれば次の如くである。

總務委員會　十一月五日午後二時から本部に開催、主として小作法に對する對策を議し、小作制度調査會を通過した小作法要綱は地主擁護の案であるからとして絶對反對を聲明し、極力成立を阻止することに決定した。

總選擧對策委員會　十一月十六日午後一時から本部に開催、總選擧に對する對策を議題に供し、左の七項を當面の政策として決定した。

一、公正なる小作法制定、二、肥料國營、三、農村金融及稅制改善、四、兵役義務者給與增額待遇改善、五、國民保險の徹底、六、義務教育費國庫負擔增額、七、政治の地方分權主義實現。

日本農民黨關東同盟大會　十一月二十日結城町柳川座に於て。

日本農民黨北陸同盟發會　十一月二十三日金澤市元市會議事堂に於て。七大重要政策(前掲參照)の承認を決議した。

富山縣聯合大會　十一月二十五、六日。

新潟縣聯合會結黨　十二月十日新潟市新潟劇場に於て。

北海道同盟發會　十二月十六日午後二時より旭川商業會議所樓上に於て。

第二章　地方的政黨

全國的政黨が單一政黨から諸政黨の對立に分化して行く間に地方的政黨も所在に生れ、各地方の無產政黨運動は頗る複雜な樣相を呈した。勿論その中には全國的政黨の何れかに合流したものもあるが、新に生れたものもある。今その主なるものに就て運動の概況を略述しよう。

千葉民政黨――總同盟系地方的政黨の一である。その本年度に於ける主なる活動は次の通りである。

五月二十日行德町娯樂館に於て行德支部發會。九月十二日野田町共樂館に於て本年度大會を擧行。岡野實氏を議長として縣稅雜種稅改正の件、勞働農民黨對策の件(執行委員一任)等を議した。九月二十二日本部に執行委員會を開き縣稅改正その他の運動方針を議した。

九州民憲黨――九州民憲黨の活動の主なるものをあげれば次の如し。

▲二月二十一日第三回大會を八幡市有樂座に開催、淺原健三氏を議長に推し市長選擧に對する民憲黨出身市會議員の態度その他を議した。▲五月十一日植木町日吉館で筑豐支部發會式を擧行、

八月二十六日水道敷設問題市民大會を枝光ニ〳〵座に於て開催新開市長排斥を決議した。

その後中央に於ける勞農黨分裂の餘波を受けて民憲黨にも屢々内紛を生じたが、その歸趨は未だ明かでなかつた。

獨立民衆黨――二月二十六日吳市會の紛糾に對して市會解散を内務大臣に申請せんとしたが當局の禁壓にあつて中止した、尙十二月十九日創立一週年記念大會を開催の豫定の所、聖上の御不例に依つて次年度に延期した。

關西民衆黨――九月二十三日純向上會では代議員會を開き獨立に政黨組織を決議し、超えて十月十七日午後一時より中島中央公會堂で「關西民衆黨」の結黨式をあげた。執行委員長に八木信一氏、書記長二川政行氏をあげ、今井嘉幸、日野國明、久留弘三氏等の演說があつて午後四時結黨式を終つた

【綱領】一、吾等は國民生活を基礎としたる社會政策の徹底を期す。二、吾等は國體の精華を發揚すべき議會政治の根本的改造を期す。三、吾等は階級鬪爭を助長する現行諸制度の合理的改革を期す。

【主張】(一)普通選擧制度の擴充(二)大選擧區比例代表制の實施(三)言論及集會の自由を抑壓すべき諸法規の改廢(四)財產並に不勞利得に對する高率累進稅の賦課(五)生活必需品に對する消費稅の改廢(六)團結權、團體協約權、罷業權の確立(七)八時間勞働制の實施(八)最低賃金制の確立(九)少年及婦人の夜間勞働及危險作業の禁止(十)工場法其他勞働者保護を目的とする諸法規の改正(十一)義務教育費、職業教育費の國庫支辨(十二)失業、疾病、養老、災害保險制度の擴充及制定、十三)居住權の確立(十四)植民地制度の合理的改革(十五)國民外交の確立。

尙同黨の第一回中央執行委員會は十月二十五日に開かれ勞農黨、右翼團體の何れにも屬せず獨立の運動を起すことゝなつた。これに反して日本農民組合の擴大中央委員會(十月二十一日開催)は民衆黨排擊を決議した。

勞農民衆黨組織準備會――製陶同盟、官業勞働名古屋向上會、名古屋市電互助會では中部地方の右傾勞働組合を糾合して地方的政黨を組織する計畫を立て、十一月二十八日荒谷宗治(製陶)、西浦宇吉(向上會)、鈴木楯夫(互助會)の名に於て各地の勞働團體に勸誘狀を發し、十二月一日午後一時から製陶同盟の本部に於て協議會を開催した。定刻鈴木氏開會の辭を述べ、西浦氏を議長に推し、協議會を改めて新政黨組織準備會とし、綱領、政策を可決し、結黨に至るまでの一切を荒谷氏外十五名の特別委員に附議した。

【政綱】一、社會は資本主義の政治經濟組織を以て健全なる國民生活の進步發達を阻害するものと認め合法的手段に依り之が改革を期す。一、我等は土地、生產、分配等に關する不合理なる諸制度を改革して無產階級の生活權を確立せんことを期す。一、我等は特權階級のみの利害を代表する既成政黨を打破して議會政治の徹底的改造を期す。

同時に黨名を『勞農民衆黨』と定めて聲明書を發表し、越タて十二月十四日特別委員會を製陶同盟の本部に開催し明年一月八日を以て結黨式を擧げることに定めた。

立憲民政黨組織準備會――勞農黨の福岡縣支部聯合會を脱退した八幡同志會は、同じく製鐵所の共同研究會と提携して獨立の無産政黨運動を起し、十二月一日共同研究會本部に於て第一回準備委員會を開催、第二回は同じく十五日午後六時から八幡倶樂部に開催、政黨の名を立憲民政黨と定め、十九日結黨式をあぐる筈であつたが御不例に依り明年に延期した。

◎主要無産政黨一覽表（當研究所調査）

無産政黨名	事務所々在地	結黨年月日	支持スル主要勞働團體	黨員數	幹部氏名	機關紙	黨費
勞働農民黨	東京市芝區今入町一五和合クラブ	大一五・三・五	日本農民組合評議會統一同盟	二十三支部聯合會	委員長大山郁夫、書記細迫兼光、政治部上村進、組織宣傳部秋田松五郎、原正夫、調査教育部大道恵二、益田豐彦、機關編輯部難波英夫、細迫兼光、財政部松田松太郎、黒田壽男	半月刊勞働農民新聞	六〇錢
日本勞農黨	東京市芝區芝公園五ノ四	大一五・一二・九	勞農總聯合會自治會		書記長三輪壽壯、會計細野三千雄、組織部山名義鶴、宣傳部石山寅吉、調査部河野密、出版部木村毅、教育部上條愛一、機關紙平野學	半月刊日本勞農新聞	五〇錢
社會民衆黨	東京市芝區新堀町三一	大一五・一二・五	勞働總同盟向上會工人クラブ獨立勞働協會		委員會議長安部磯雄、書記長片山哲、組織部宮崎龍介、宣傳部小山壽夫、教育部赤松克麿	半月刊社會民衆新聞	五〇錢
日本農民黨	東京市赤坂區傳馬町一ノ一	大一五・一〇・一七	全日本農民組合同盟		總理（缺員）、總務須貝快天外三名、幹事長平野力三、會計三和一男	旬刊日本農民新聞	一〇錢

勞農民衆黨	名古屋市中區上前津二	昭二・一・二五	製陶勞働向上會中部農民	委員長 中澤辨次郎、書記長 鈴木楯夫、組織部 大野金吾、宣傳部 清水石松、教育部 中澤辨次郎、調査部 鈴木楯夫、事業部 林鶴之助、出版部 長瀨繁太郎	二聯合會一五、一六六名	昭和二・七現在
關西民衆黨	大阪市此花區相生町六三	大一五・一〇・一七	純向上會	委員長 八木信一、書記長 二川政行		
獨立民衆黨	吳市本通七丁目一六	大一四・一二・二〇	海工會工僚會	久能寅夫、久保千代一、野村隆一、林助一、小田隆嘉、山本龍二、山下五六、前田榮之助、宮崎繁一	五、〇〇〇	民衆 昭和二・七現在
民憲黨	八幡市大阪町二丁目	大一四・四・六	九州聯合會農民組合	委員長 小屋原總三郎、副村田宗次郎、書記長 川內保		月刊民憲新聞
社會民政黨	八幡市春日野町五丁目	昭二・一・一六	同志會研究會	委員長 小屋原惣三郎、副村田宗次郎、書記長 川內保		

第四篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通勞働者の組合

意識的な資本の攻勢は勞働者の團結行動を刺衝し、勞働組合は著しく發展した。勞働組合內に於ける思想的對立が屢々勞働組合の分裂崩壞を結果するにも拘らず、尙全般的に見ては、以て時代の趨向を察知するに足るであらう。殊に勞働組合未開拓の地に勞働組合の續出を見たのは注目すべき現象である。

勞働組合相互間の關係は、思想的對立の線に從つて橫斷的分野の漸く顯著に表はれ來つたこと、勞働組合內部の整理が漸くその緖につき、產業別合同の機運の濃厚になつて來たこと等、本年度の傾向として注目すべき現象であらう。但しこ

の思想的分野の確立と共に、所謂全國總聯合運動は當分不可能となつたと言はねばならぬ。全國勞働組合會議の提唱が評議會を中心として叫ばれたにも拘らず失敗に歸し、却つて右翼、中央、左翼と、夫れ〳〵の聯合運動を刺衝する結果になつたのもこの理由に基く。

勞働組合が著しく政治的に進出したのも本年度の特質である。その結果勞働組合固有の運動よりも、政治的色彩を帶びた運動が勞働組合の中心運動となつた。然しこの傾向は政黨運動の健全な發展と共にやがて整理されるであらうと思はれる。

勞働組合の運動に關しては既に勞働運動の項に詳述してあるが故に、こゝには勞働組合の內部的整理を中心とし、他は附錄の別表を參照せられむことを望む。

第一節　日本勞働總同盟

1　內部整理

大阪金屬勞働組合成立——產業別合同の趣旨に則り大阪機械勞働組合と大阪伸銅工組合とが合して大阪金屬勞働組合を組織した。

會費値上げ——全國大會に於て從來の三十錢を五十錢に、本部費の六錢を九錢に値上げを可決した。

金屬勞働組合全國聯合——產業別合同の趣旨に基いて十月三日全國大會の第一日に金屬勞働組合の全國聯合を組織した。

2　運動方針

全國大會の決議——十月三・四・五日に開かれた全國大會の決議中重要なものは左の如くである。

一、爭議統制に關する件(可決)　一、改正工場法中附則全文を即時削除し並に同法中寄宿舍制度を監督すべき條文を追加する請願運動を起すの件(可決)一、青年運動の全國的連絡の件(可決)　一、同主張の團體と全國的連絡を計るの件(可決)　一、四團體排斥勞働農民黨支持の件(可決)　一、消費組合同盟設置の件(可決)(尙勞働運動の項參照)。

3　人事移動

神奈川聯合會——會長三木二郎氏、主事德永正報氏——三月七日本部——會長留任、主事兼會計松岡駒吉氏、中央委員今村等、本山茂貞、中川重吉、西尾末廣、藤岡文六、高橋長大郎、關谷博光吉悅心、小岩井相助、望月源治、齋藤健一、三木二郎、岩內善作の諸氏——十月五日。

4　新設組合及び支部

其主なるもの左の如し

▲宇都宮勞働組合　宇都宮市三桝座に於て發會、人力車夫を以て組織——一月十九日　▲東京電氣從業員組合　川崎市御幸館——一月二十七日　▲セメント勞働組合　川崎市田島町田島常設館に於て發會、一月四日　▲大里勞働組合　埼玉縣大里郡新井靑物市場、二月七日　▲神奈川鐵工組合　川崎市田島町觀音劇場にて發會、日本鋼管株式會社の職工を以て組織、二月七日　▲神奈川

聯合會製糖製菓支部——二月十四日　▲神奈川石油勞働組合　鶴見町末廣館——二月二十一日　▲大阪紡織勞働組合——大阪此花區勞働學校——二月二十八日　▲神奈川合同勞働組合　製菓支部——三月四日　▲神奈川石油勞働組合日石支部——三月六日　▲神奈川聯合會創立大會——川崎市御幸館——三月七日　▲信州運搬勞働組合——松本市女烏羽座、三月十二日　▲岩手縣合同勞働組合——盛岡市に於て發會、三月二十一日　▲神奈川製鋼勞働組合——三月二十一日　▲横須賀勞働組合——三月二十一日　▲製鋼勞働横濱支部——神奈川町松竹館、東京製鋼横濱工場の職工にて組織、四月十八日　▲土砂船勞働組合——尼ケ崎市城内倶樂部土砂採集者にて組織、五月八日　▲製鋼勞働組合小倉支部——五月十六日　▲製鋼勞働組合製鋼支部——六月十三日　▲長崎合同勞働組合——七月十七日　▲鑛夫組合茨城支部——八月十五日　▲三井炭坑支部——十一月七日

5　脫退並に除名組合及び支部

▲日光人力車組合——五月末脫退　▲日本鑛夫組合——十二月三日除名　▲關東合同勞働組合——同▲關東紡織勞働組合——同▲九州聯合會——十二月四日脫退　▲高砂工友會——十二月九日脫退　▲神戸金屬勞働組合——同▲淡路向上會——同▲灘羊毛組合——同

第二節　日本勞働組合評議會

1　內部整理

擴大中央委員會設置——大會に代るべき機關として設置、その第一回を一月二十三、四日の兩日に開いた、（その模樣に關しては勞働運動の項參照）

大阪金屬勞働者組合發會——產業別整理の前提として金屬產業に屬する組合を整理したのである。

中央常任委員會——四月十一、二、三日の大會直後選任野田律太中村義明、本澤榮次、國領五一郎、鍋山貞親の諸氏。

2　運動方針

擴大中央委員會の決議——一月二十三、四日に開かれた擴大中央委員會は次の如き運動方針を決議した。

イ、廣大なる未組織勞働者を組織する　ロ、個々の獨立せる組合を評議會に集中する　ハ、全國總聯合と產業別合同に努力する　ニ、全國的單一無產政黨の創立に努力する

第二回全國大會の決議——四月十一、十二、十三の三日間に亙つて東京に開かれたる全國大會は次の如き決議をした。

一、國際勞働組合統一に關する件（可決）　二、勞働農民黨に對して積極的に働きかける件（可決）　三、產業別合同、全國總聯合促進の件（可決）

第三回中央委員會——八月二十八、九、三十日の三日間に亘つて開かれた中央委員會は、次の如き決議をした。

一、勞働農民黨對策の件（可決）　二、議會解散請願運動の件（可決）　三、全國勞働組合會議對策の件（可決）　四、總選擧及び地方自治體の選擧運動に關する件（可決）

3 人事移動

本部——中央委員長野田律太、中央委員松尾、本澤、德田、奥村、小關(金屬)大田、中尾、高田(出版)、松田、奥田、南、高村(一般)長壁(木材)鈴木、藤沼、木村、寄田、國領、平藤(地方)——四月十三日

常任中央委員——野田律太、中村義明、本澤兼次、國領五一郎、鍋山貞親の諸氏

4 新設組合及び支部

其主なるもの次の如し

▲札幌合同勞働組合——一月二日 ▲廣島合同大竹支部——三月一日 ▲新宮勞働組合——三月十三日 ▲能美合同勞働組合——四月十七日 ▲室蘭合同勞働組合——四月十八日 ▲埼玉足袋勞働組合——四月十八日 ▲仙臺一般勞働組合——六月六日

なほ第三回全國大會の報告に依れば、一九二六年三月から一九二七年二月までに評議會の組合異動は左の通りである參考に掲げる。

新加盟組合	二六	脫退組合	一五
新設加盟	一〇	他團體產業別整理	二
既設加盟	八	評議會內整理	二
內整理加盟	八	自然消滅	二
他組合合併加盟	八		

第三節 組合聯合系の組合

1 日本勞働組合總聯合

關西聯合會大會の決議——十一月七日開かれた大會は次の如き決議をした

一、團體權を確認する爲め勞働組合法を制定する件(可決)二、爭議基金として一万圓を組合の特別會計に積立てる件 可決)三、全國の勞働總聯合に向つて突進するの件(可決) 四、大衆的無產政黨の實現をし、政治部聯絡委員會を組織する件(可決)

關東聯合會大會の決議——十二月五日に開かれた同大會は次の如き綱領を定めた——『吾等は現實に即せる日本勞働組合主義に基き勞働階級の解放を期す』

2 印刷工聯合會

全國印刷工聯合會第三回大會の決議——三月二十一日左の如き決議をした。

一、自由聯合主義宣傳の件(可決)二、政治運動反對の件(可決)三、新設支部

▲川崎勞働組合大師支部——六月六日 ▲金庫工組合——十月二日 ▲西宮支部——十一月十五日 ▲綱島支部——十一月十九日

第四節 日本交通總聯盟系の組合

日本交通總聯盟創立大會——次の如き宣言を發表した

『本聯盟は今一方に產業的特殊事情の下にをかれ一面に國際的

資本主義の一大攻勢の前に立つ、而して猶一方により多くの未組織交通勞働者の存在するを看る。斯くの如き場合最も妥當なる方策に依つて進まなければならないことを痛感する』

一、全國勞働組合會議設置促進の件(可決)　二、勞働農民黨支持の件(可決)

東京市從業員組合擴大中央委員會――次の如き決議をした

一、勞農黨支持の件(可決)　二、議會解散請願運動に積極的參加の件(可決)　三、統一運動同盟支持の件(可決)

▲自治會京成支部――一月十八日　▲自治會目黑支部――一月十八日　▲自治會京濱支部――三月一日　▲自治會鍛冶橋支部――三月十五日　▲自治會京王支部――八月十二日

第五節　官業勞働者の組合

1　官業勞働總同盟

官業勞働總同盟第八回大會の決議――二月十一、二日の同大會は次の如き決議をした。

一、官業勞働者に對する軍屬資格强要反對の件(可決)　二、治安維持法撤廢の件(可決)　三、共濟問題對策の爲め全國的協議會開催の件(可決)四、穩健着實なる無產政黨組織と無產政黨組織準備懇談會支持の件(可決)　五、官營工場職工規則改正促進の件(可決)

芝煙草支部發會――三月二十日

2　海軍聯盟

海軍聯盟第三回總會の決議――一月三十一日から三日間に亙つて開かれた海軍聯盟の第三回總會は次の如き決議をした。

一、共濟組合の法人化及退職年限に關する規定の改正を促進する件(可決)　二、勞働組合法案に反對の聲明書を出す件(可決)　三、團體交渉權獲得の件(可決)　四、政治教育機關設置の件(可決)　五、八時間勞働制、最低賃銀法制定の件(可決)

海工會內訌――四月二十日事業部員の連袂辭職に續いて久能會長もその責任を負ふて五月十一日辭表を出したので問題が複雜化し十四、十五日の委員會に於て久能氏の留任を決議し久能氏も承諾して落着した。

勞愛會の市議戰進出――六月十日の市議戰に三名の公認候補者を立てゝ市議戰を爭つた。この市議戰を中心にして內訌問題が持ち上つたが大事に至らずして落着した。

吳海工會產業會社――產業部を改造して資本金三十萬圓の產業株式會社とし十一月二十三日から開業した。

第六節　その他の勞働組合

以上の外本年度に於て創立せられた組合の主なるもの次の如し。

▲秀英社組合――一月十七日　▲石川合同勞働組合――二月十一日　▲三多摩勞働組合――二月二十一日　▲小田原電鐵從業員

組合――三月一日　▲木材工勞働組合――三月六日　▲仙臺印刷工勞働組合――三月二十一日　▲三多摩勞働組合八王子支部　三月二十八日　▲大阪市電愛友會――四月三日　▲新聞販賣從業員組合――四月三日――岡山市音樂館　▲北海勞働倶樂部――四月十六日　▲東京電燈從業員大會――四月十六日――協調會館　▲小樽海上共働組合――五月一日　▲日本石油製油所職工組合二葉會――五月九日　▲札幌勞働組合――七月十六日　▲鞄工自助會八月二十四日　▲神戸純勞働者組合――九月一日　▲東京市電氣局傭員聯盟――十月十一日　▲金山勞働組合――十月十五日　▲勞働向上會――十一月十五日　▲日本厨夫協同會――十一月二十一日　▲石卷勞働組合――十二月三日　▲自治勞働組合設立計畫――十二月

第二章　農業勞働者の組合

農業勞働者卽ち小作人の組織せる小作團體に就て社會局の調査（大正十五年十一月二十日現在）に從へば、本邦小作人團體は四、〇六五にして團體員數は三六八、四二四人である。この中大正十五年中に組織されたる團體數は四九〇にしてその團體員數は二六、一六四人である。これ以外に地主小作人協同團體は八七五、團體員數一一二、八二七人が計上されてゐる。今この協同團體を除き組織小作人一万以上を有する府縣は新潟、香川、山梨、兵庫、岡山、岐阜、群馬、埼玉、愛知、福岡、德島等であり、本年中小作人團體の組織せられたるものは岐阜、新潟、奈良、香川の諸縣に最も多く、北海道愛媛、兵庫、秋田、德島、福岡等これに次いでゐる。而して協同團體の多き地方は新潟、山梨、岐阜、島根、富山、愛知北海道、群馬、三重、岡山、香川等である。

かゝる組織小作人團體中組合の質に於ても量に於ても最も優位を占むるものは日本農民組合であらう。同組合が創立以來苦鬪五ケ年にして獲得したる組合員は大正十五年八月末現在にて正に八万餘人を算してゐる。蓋し我國農民運動史上特筆すべき盛況たらざるを得ない。

以下昭和元年十二月末現在の日本農民組合及び其他の主なる小作組合の概況を摘記するであらう。

尙ほ參考にまで農林省の大正十五年（昭和元年）度「小作爭議概要」中より「地主及小作人の團體」の一節を抽出して掲上しよう。

概要。地主小作人の紛議に於ては從來と雖も各一時的團結を爲して交渉せしものなるが、近年小作爭議の瀕發するに及び稍永久的組織的なる小作人組合、地主組合各地に設立せられ相對抗するに至り別に又兩者の融和親善を目的とする協調組合をも設立せらるゝに至れり、今昭和元年末日現在（同年末日までに報告ありたるもの）の各組合の數及組合員數を示せば次の如し。

種別	組合數	組合員數
小作人組合	三、九二六	三四六、六九三
地主組合	六〇五	四一、四二五

協調組合

一、小作人組合。現存小作組合に付て見るに、小作爭議の漸く顯著となりし大正七年迄に設立せられたるものは二百四十一に過ぎざりしが、昭和元年末日現在に於ては三千九百二十六の多數に上り其の殆ど全部は地主に對抗して小作人の利益を維持增進せんとする對抗的組合なり、而して分布區域は沖繩を除けば全國に亘り、其の特に多き地方は新潟、山梨、香川、岐阜、岡山、兵庫、群馬、奈良、愛知、福岡、島根、德島、大阪、埼玉、京都、の諸府縣なりとす。之が組合運動に付ては小作料の減免運動其の他小作條件の維持改善に關するものゝ外最近の傾向として注意すべきは聯合運動、政治運動、產業組合運動の三者なり。其の中、聯合運動に在りては組合が他の組合を加へて聯合會を組織し聯合會は更に他の聯合會を加へて組合團結の範圍を益々擴大し小作運動に對する組織機關の完備に努め顧問辯護士を置きて各地の小作運動を援助する等の手段法を講じ以て運動の効果を大ならしめ彼等の經濟的及社會的地位の向上を圖らんとするものにして、最近一部の脫退を見たりと雖も全國を區域とし組合員數の多き點に於て第一位を占むる日本農民組合が更に擴大委員會を設けて組合の擴張に努めつゝあるが如き、日本農民組合を脫退したる山梨縣聯合會が中心となり、北日本農民組合（新潟）大和農民組合（岐阜）日本農民組合福岡縣聯合會の一部等が聯合して全日本農民組合同盟を組織したるが如き群馬、栃木、兩縣の一部小作人が組合聯合して日本小作人總同盟を組織したるが如きは其の顯著なる例なりと云ふべし、今現存する聯合團體の主なるものを示せば左の如し。

組合名	組合員數
日本農民組合	二七六
全日本農民組合同盟	七四、〇三〇
中部日本農民組合	二六、三一七
日本小作人總同盟	四、三八〇
島根縣小作聯合會	二、三四二
	一、八六八

然れども之が反面には組合の擴大と共に內部の統一統制を缺き大聯合會分裂の傾向あるを認む、卽ち最近日本農民組合より山梨縣聯合會、福岡聯合會の一部が脫退したるが如き、中部農民組合が分裂し其の一部が大和農民組合を組織するに至れるが如き其の顯著なる例なりといふべし。

二、地主組合。地主組合は主として小作問題勃發以前に於て米穀檢査の施行、農事の改良發達等を目的として設立せられ、現在殆んど活動を休止せるもの多く是等を加算すれば其の數相當多數に上る可しと雖も玆には現在活動しつあるものにして其の目的中に小作關係に於ける地主の利益保護增進に關する事項を包含すると認めらるゝものゝみに付き記述すべし。右の內大正七年末迄に設立せられたる數は二百二十四に過ぎざるも昭和元年十二月末日現在に於ては六百五の多數に上り、其の多くは對抗的性質を有し此の種の組合の最近特に多く設立せられつつあるを見る。其の分布區域は一道三府三十五縣に亘り其の特に多き地方は、岡山、兵庫、愛知、岐阜、香川、三重、埼玉、島根、大阪の諸縣にして其の組合運動に付き注意すべきは、小作人組合と同樣に聯合運動及會社組織の傾向なりとす。

其の一　聯合運動　聯合運動の程度に於ては小作人組合の如く著しからず、聯合會三を有するに過ぎざるも今後益々增加するの傾向あり、現在數府縣を區域とするもの一、一縣を區域とするもの二あり。其の內最も注目すべきは大阪府に事務所を有する大日本地主協會にして支部組合數一三、組合員數約五千人を有し現在は事實上數府縣を區域とするに過ぎざるも今後其の區域は益益擴張せらるべし。

其の二會社組織　會社組織による地主組合の簇設せられんとする傾向は最近に至りて特に著しく其の目的は會社を組織し結束を固くし且つ資力を大ならしめ小作料の取立、小作關係の法律問題其の他各種の問題を研究し專門家に依賴して地主の利益の增進を圖らんとするにあるが如く、現在既に十九地主の會社あり、其の多き地方は岡山、香川、愛知、奈良の諸縣なりとす。

三、協調組合。地主及小作人の組織する協調組合は大正七年迄に設立せられたる數は七十五に過ぎざりしが、昭和元年十二月末日現在に於ては千四百九十一の多數に上り、一道二府三十五縣に分布し其の特に多き地方は群馬、千葉、岐阜、香川、兵庫、新潟、岡山、山梨、愛知、島根の諸縣なりとす、而して此の種の組合は近年小作爭議の激發に鑑み地主小作人が相協力して相互の親善融和及農業の改良發達等を圖り、爭議を未然に防止せんとし、又一度爭議の發生せし地方に於ては其の解決及再發防止の目的を以て地方當局又は地方の自發的努力に依りて設立せられたるもの多く其の內組合內部に於て地主と小作人とが對等の地位にあり、委員會制度に依るものの中には之を以て小作料其の他小作條件の改定爭議の調停、立毛の檢見等を行ひて成績の相當見るべきものあり、從ひて最近此の種の組合の增加せんとする傾向あるを認む。

第一節　日本農民組合

【創立】　大正十一年四月九日　【事務所】大阪市北區堂島濱通三丁目一八　【聯合會】二八、內本年度創立されたる聯合會は1,愛媛縣聯合會　2,佐賀縣聯合會(舊三養基聯合會の改稱)3,宮崎縣聯合會　4,廣島縣聯合會　島根、鳥取聯合會(舊山陰聯合會の分離獨立)6,岐阜縣聯合會7,秋田縣聯合會【組合員數(但し會費完納者數)】五三、九八〇　【代表者】　杉山元次郎氏　【構成分子】小作、小作兼自作及農業勞働者　【機關紙】土地と自由(月刊)　【沿革】創立當時は可なり微溫的綱領を揭げてゐたが第五回全國大會に至つて從來の綱領、主張、規約を改正し、又新に宣言を發して組合の組織を變更し且つ其の目的、運動方針等の確立を見、組合運動上重要なる一轉機を劃した。この點に就ては農民組合の諸運動と共に一括して「本篇第二章第一節」を參照されたし。

本年度特に注目すべきものは第五回大會場に於ける山梨縣聯合會及び福岡縣聯合會の一部が脫退して端なくも强固を以て任じてゐた本組合に龜裂を生ぜしめたことである。(本篇第二章第一節參照)

本部には爭議部(部長行政長藏)　組織部(部長前川正一)財務部(部長吉岡八十一)　教育部(部長山上武雄)　政治部(部

長須永好）調査部（部長森英吉）の六部門に分ち部長に中央常任委員（中央委員）を以て宛て、之を中央常任委員長（杉山元次郎氏）が統轄するのである。又産業部、青年部、婦人部の獨立部門が置かれてゐる。

第二節　其他の主なる農民組合

一　中部日本農民組合

【創立】大正十三年四月九日　【事務所】岐阜市高野町七丁目　【支部數】二五〇　【組合員數】一五、〇〇〇　【代表者】中澤辨次郎氏　【構成分子】日傭農、小作農、自作兼小作農、自作及本組合の承認する者。【機關紙】中部日本農民新聞（月刊）【支持政黨】社會民衆黨　【沿革】前組合長横田秀夫氏の死後會長問題其他で組合に内訌を生じたが本年三月組合大會に於て現會長を推し綱領、規約を改正し、組合内部の改造を行ひ一先づ内訌も治つた。併し其後一部は遂に組合より分裂し須貝氏を會長として大和農民組合を作り全日本農民組合同盟に投じた。因に改正綱領は左の如くである。

一、我等農民は日本の國情に鑑み輕擧妄動を避け穩健中正なる農民として忠良なる國情の構成分子たらんことを期す。

一、我等は農村社會の健全なる發達の爲の農業制度の合理的改革を期す。

一、我等は互助相愛の經濟的機關を整備し新時代に於ける農民生活の基礎を確立し其の歴史的使命を果さんことを期す。

二　全日本農民組合同盟

【創立】大正十五年四月十一日　【事務所】東京市赤坂區傳馬町一ノ一　【支部數】北日本同盟（新潟）　甲信同盟（山梨）　九州同盟（福岡）　東海同盟（岐阜）　關東同盟（群馬）【組合員數】二六、二一七　【代表者】北澤新次郎氏　【構成分子】小作、小作兼自作、日傭農　【機關紙】農民組合（月刊）　【支持政黨】日本農民黨　【沿革】大正十五年三月日本農民組合第五回大會に於て退場を決行したる山梨縣聯合會及福岡縣聯合會の一部が各主腦者相呼應して全國各地の有力な農民團體を糾合し本年四月十、十一兩日東京に於て新農民組合組織準備協議會を開催し參加せる團體中、山梨縣聯合會、福岡縣聯合會の一部、北日本小作組合聯合會（新潟）　大和農民組合（岐阜）及群馬縣下のある小作組合は一丸となつて四月十一日本同盟を創立するに至つた。而して宣言綱領及び本同盟の加盟組合員を主なる黨員とす。日本農民黨（本年十月十七日結黨式擧行）に關しては第二部第二篇第二章第二節及第三節の該項參照。

三　島根縣小作聯合會

【創立】大正十五年八月　【事務所】島根縣能義郡母里村　【支部數】一〇七　【組合員數】二、二〇〇　【代表者】山崎豐定氏　【構成分子】自作、小作　【機關紙】小作人（月刊）　【支持政黨】日本勞働農民黨　【沿革】山崎聯合會長は本縣能義郡内に於ける小作組合を糾合し大正十二年に能義郡小作聯合會を組織し

てゐたが大正十四年組織區域を更に八束郡へ擴張して能義八束小作組合會と改稱、本年八月島根縣小作聯合會と改め安來町に於てその發會式を擧げた。宣言綱領は第二部第二篇第二章第二節小作組合とその運動中、當聯合會の項參照。

四　庄內耕作聯盟

【創立】大正十五年九月　【事務所】山形縣飽海郡酒田町　【支部數】二二　【組合員數】一、七八五　【代表者】庄司柳藏氏　【構成分子】自作、小作【機關紙】兩羽農民新聞（日刊）　【支持政黨】未定　【沿革】庄司會長首唱の下に大正十三年山形縣下に飽海郡耕作人組合聯盟なる組合を組織してゐたが、同十四年十二月日本農民組合に加盟し庄內耕作聯盟と改め後日本農民組合山形縣聯合會と改稱した。然るに加盟後組合に內訌を生じ會長の率ひる一派は縣聯合會を脫會し同十五年九月舊の庄內耕作聯合聯盟を組織するに至つた。本聯盟の綱領は日本農民組合最初の綱領を其儘踏襲してゐる。

五　日本小作人總同盟

【創立】大正十五年十月　【事務所】群馬縣山田郡毛里田村　【支部數】三六　【組合員數】一、〇三〇　【代表者】阪本利鄕氏　【構成分子】自作兼小作、小作人、日雇人　【機關紙】未刊　【支持政黨】未定　【沿革】阪本氏首唱の下に群馬、栃木兩縣下の同志組合を聯合して組織され、本年十一月右事務所々在地に於て發會式を擧行した。宣言綱領は第二部第　篇第二章第二節該項參照。

六　農民自治會

【創立】大正十四年十一月　【事務所】東京市芝區三田四國町二の四　【自治會（支部と稱せず）】一四六　【組合員數】五、三〇〇　【代表者】中西伊之助氏　【構成分子】小作、小作兼自作、自作及其他自治主義に贊する非農民　【機關紙】自治農民（月刊）　【支持政黨】なし　【沿革】創立に先きだち中西、下中澁谷の諸氏によつて豫ねて久しい以前から自治運動に着手されてゐたが大正十四年十一月に至つて機熟し、東京に於て創立發會式を擧げるに至つた。

第三章　中間階級者の組合

中間階級者の組合は、本年度に於ては六組合が創立され、その運動も次第に促進の傾向を生じて來た。併し未だその基礎鞏固なりとは謂ひ難い。昨年末に成立した全國協議會が、本年になつて更に一歩を進めて全國的聯盟となり、尙大會が開催されたことは特筆すべき事項である。本年度に設立された組合及全國大會は次の通りである。

一　一般俸給生活者結合

札幌サラリーマン・ユニオン——二月創立

日本俸給生活者組合聯盟——五月二日創立、俸給生活者組合運動

相互連絡の必要上、昨年十一月全國俸給生活者組合協議會が成立したのであつたが、既設組合の發展並に新組合の創立等に依つて組合の全國的聯合體の組織の必要に迫られ、本年五月神戸に開かれた全國協議會に於て成立した。本年末現在加盟團體七組合。

【綱領】一、近代社會の發達に伴ひ俸給生活者の勤勞は雇傭關係によつて支配せらるるところの純然たる雇傭勞働の一形態たる性質を有するに至つたものである。故に吾等は斯の如き明白なる意識の上に立ち、自主的努力によつて雇傭條件を維持改善し、生活の安定と向上を計り合理公正なる社會生活を實現せんことを期す。二、因襲的心理と屈從的態度と小ブルジョア的個人主義と利己主義とは俸給生活者の雇傭條件を低下せしめ、その生活狀態を墮落せしめるものである。故に吾等は是等の弊風を一掃し協同の努力と團體的精神とによつて共通の利害を擁護し共同の目的を達成せん事を期す。三、現代社會の中には俸給生活者と同一の社會階級に屬し若しくは俸給生活者と共通の利害關係を有する多くの要素がある、故に俸給生活者の組合は、狹隘なる職業的偏見と空虛なる自負心とに捉はれず、廣く是等の要素と提携協力して共通の利害を促進し、共同の目標に向つて努力せん事を期す。

横濱サラリーマン・ユニオン――八月二十八日創立

大阪俸給生活者組合――十月十六日創立（大阪非筋肉勞働組合は十月一日解散）

京都サラリーマン・ユニオン――十月二十四日創立

川崎サラリーマン・ユニオン――十一月十日

工人倶樂部の聲明――十二月五日左の如き聲明をなした。

『近頃往々我が工人倶樂部を指して高級技術者の集團なりとし階級戰線に立つ資格なしとする妄言をきく……我が日本工人倶樂部は技術に與れるものゝ横斷的トレード・ユニオンにして社會正義の確立とその擁護を以て綱領となし社會の合理的改革を以てその目標としてゐる、我が會員の殆んど全部が下級技術者で勞働者なりと云ふ自覺が會の基調であつて、頭腦勞働者としての工人の利益を代表すると言ふのがその眼目である』

日本俸給生活者組合聯盟第一回全國大會――十二月十一日、東京に於て開催、加盟七團體より出席代議員五十七名、宣言草案、勞農黨支持等十九の議題を可決、中央委員長上村氏を選任した。

二　特種組合

三重映畫說明者協會――二月、三重縣下活動寫眞常設館所屬の映畫說明者により組織され、「相互の親睦、經營者對說明者間の協調」を目的とし津市に事務所を置く。

第四章　職業婦人の組合

婦人勞働者の組合に就ては既に第一篇勞働者狀態中に述べた通りであるが、其他職業婦人の組合に就ては未だ特に記すべきものに接しない。強いて本年中組織されたものを摘錄すれば次の如きものである。

一　職業婦人の組合

神戸女給革新會――一月、事業は勞資協調、職業紹介等。
關西女給總同盟――三月、廣島市に發會し、事業は前同。
鶯友會――六月、大阪市立市民病院内、看護婦の修養機關として
紫苑會――十月一日、大阪市勞働共濟會の信用及健康共濟に加入せる婦人を以て組織し、修養及親睦を目的とする。

◎主要勞働組合一覽表（昭和元年末現在）

組合名	組合事務所々在地	設立年月日	組合所屬工場又は職業種類	組員數	加盟組合數	幹部氏名		機關紙	備考
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二ノ四	大一・八・一		三〇、〇〇〇		會長	鈴木文治	月刊勞働	社會民衆黨
關東勞働同盟會	同右	大一〇・三・一三		一八、三〇〇	二聯合會二十二組合	主事	松岡駒吉		昭和二年四月現在
						主事	齋藤健一		
東京聯合會	同右	昭二・三・三		七、八七七	東京鐵工中央合同遞友同志出版印刷東京革工日本縫工八王子勞働、東京紡織、自動車勞働	主事	小原源一		
						主事	中濱藤治		
東京鐵工組合	同右	大一三・三・六	日本電氣、櫻田鐵工所、東京亞鉛	二、五〇〇		組合長	内田虎七		
						主事	原田一		
中央合同勞働組合	同右		東京製帽、日東製氷	五八一		組合長	中濱藤治		
						主事	池善次		

二　女教員の組合

聽業婦人協會――十一月、東京にて、職業婦人の思想的覺醒並に精神的向上のために。
山門（福岡縣）郡女教員會――一月
兵庫縣聯合女教員會――十一月
小樽女教員會――十二月

遞友同志會	同右	大一四・九・三〇	郵便集配人	八六一	會長	赤松克麿
東京革工組合	東京府下北千住町二ノ六二四	大一四・四・二六	日本皮革、東京製靴、明治製革	四九七	主事	石塚幸次郎
日本縫工組合	東京府下大井町三ッ又三五一二	大一三・三・二九	鐵道被服廠	四六〇(二三〇〇)	組合長	小原源一
東京紡織勞働組合	東京市芝三田四國町	昭二・一	東京毛斯、東洋毛斯	二、五七四	副	中村平八郎
						大越半忠
						早速柳次
神奈川聯合會	川崎市新川通五九	大一五・三・七		五、九〇六	會長	三木次郎
神奈川鐵工組合	川崎市田島町二五三八	大一五・二・七	日本銅管、淺野造船	一、一九三	組合長	本杉近藤
セメント勞働組合	川崎市外田島町大島二七二一	大一五・二・四	淺野セメント、三河セメント	八三〇	組合長	濱吉武男
石油勞働組合	神奈川縣鶴見町潮町本町三ノ一九二〇	大一五・二・二	ライジングサン、日本石油	六二八		士井直作
東京電氣從業員組合	川崎市南河原九四九小林方	大一五・一・二七	東京電氣會社	七〇五		篠原儀平
神奈川紡織勞働組合	聯合會內	大一四・一一・	富士紡川崎工場	六五七		德永正報
製鋼勞働組合	川崎市新川通五九	大一五・三・	東京製鋼	一、一三〇	主事	和田遠藤秀雄
關東釀造勞働組合	千葉縣野田町中ノ臺一九四	大一〇・三・一五	釀造工	三・二五〇	組合長主事	德永正報
						工藤永正
						斧次報
						岡野五郎
						小岩井相實助
						木村

時々會報發行ス

關東紡織ヨリ分離

信州交通勞働組合	長野縣上伊那郡赤穗村鳥崎方	大一五・三・一三	伊那電鐵	六五〇	組合長 伊藤幸一	産勞調
名古屋勞働組合	名古屋市南區熱田東町横田二二	昭二・二・一	大同鑄造	三〇五	主事 鳥崎条治	
尙關東勞働同盟會所屬組合埼玉勞働組合、岩手合同勞働組合アリ					組合長 清水石松	
關西勞働同盟會	大阪市此花區江成町一一〇	大八・四・一五	大阪金屬工、大阪電線合同、大阪印刷、大阪紡織、大阪、摂津勞働	八、七〇〇	主事 塚本鐵吉	
大阪聯合會	同右	大六・六			會長 塚本山内	
大阪金屬勞働組合	同右	大一五・四・四	住友鑄鋼、豐田織機汽車會社、久保田鐵工		重藏	
大阪電線工組合	大阪市此花區春日出町一ノ四八	大一〇・八	住友電線	七三一	西尾末廣	
大阪合同勞働組合	大阪市此花區江成町二九二	大一〇・七・一	瓦斯會社、德永カラス、摂津製油	一、七六六	藤川要太郎 本山茂定	
大阪紡織勞働組合	大阪市此花區四貫島町梅ヶ香町	大一五・二・二八	東洋紡績、日本紡績、岸和田紡績	八〇〇（六〇〇）	三木豐	
尼崎聯合會	尼崎市開明橋東			一・三〇〇	尼崎金屬、尼崎合同、土砂船勞働、尼崎硝子	田中根崎 貞義勳
灘聯合會	兵庫縣御影町上東	大一三・二・二四		一、〇〇〇	灘樽工、灘竹工、灘合同	小林

中國聯合會	廣島縣御調郡因島土生町	大一四・六・二八	大阪鐵工因島工場、三井玉造船	九五〇	因島労働會玉造船	會長 村上武一	光平
尙關西労働同盟所屬組合ニ和歌山製函製材労働組合、徳島縣労働組合アリ							
日本労働組合評議會	東京市芝區三田四國町二ノ五	大一四・五・一四		三五・〇八八	八地方評議會五十九組合	委員長 野田律太 委員 杉浦啓一外二十一名	半月刊 労働新聞 昭二・三現在 労農黨
關東地方評議會	同右	大一四・六・一三		一三、〇〇〇	關東金屬、東京出版、東京合同、東京ゴム、横濱合同、關東化學、小田原合同、京濱木工、同盛、青森、岡山合同、一般、松本合同、仙臺一般、福島合同	湊 七郎	
關東労働組合	同右	大一四・八・三一	石川造船、芝浦製作、横濱地方鐵工	五、五〇〇	十四支部	松尾直義	産労調
關東労働組合	三五五番地天神町	大一四・八・三〇	日清、三協、東京日々、印刷局	一、二九〇（二四〇）	六支部	大島秀夫 大木黎二	
東京労働組合	東京市太平町二ノ二〇三	大一三・二・二三		五〇〇（一〇〇）	十支部	藤沼暸一 唐澤清八	
東京ゴム組合	東京府千住町地方橋場一三〇	大一五・四・一八	羽田ベルト、東京ゴム	五〇（三〇）		湯淺七郎 木村節夫	月報 昭二・一現在 東京合同ヨリ獨立

靜岡地方評議會準備會	濱松市常盤町二七六	大一五・一〇・三	機械、製材染織工場等	一、〇〇〇	濱松合同 清水合同 靜岡合同 島田合同 富士合同	望月森之 堀田博
北海道地方評議會	小樽市稻穗町西三丁目	大一五・二・一三		二、七〇〇	小樽合同 函館木工、造船同 函館合同鐵工、函館合同 札幌合同 釧路合同 旭川合同 室蘭合同	鈴木源重
小樽合同勞働組合	同右	大一四・八・三一		七五〇	七支部	境一雄
函館勞働組合	函館市松風町二六六	大一四・三・五	北海道製鋼、自由勞働			中村善太郎 寺島親三
札幌勞働組合	札幌市北三條東六丁目	大一五・七・一四		六〇〇	中部合同	中村善太郎
中部地方評議會	名古屋市中區御器町字圓上	大一四・六・		九〇〇	名古屋機械技工、三重合同	長谷川民之助
名古屋機械技工組合	同右	大一三・三・二〇		四三五（六〇）		小澤健一
京都地方評議會	京都市下京區坊城通島原大門上ル二丁目	大七・一〇		一、一〇〇	京都金屬 京都染物 京都合同 京都木材 大阪電氣 大阪印刷 大阪金屬	奥村甚之助 森田五郎

大阪地方評議會	大阪市此花區玉川町四ノ三八〇	大一四・六・九		二、〇〇〇	大阪木材、大阪紡織、大阪一般、堺金屬、堺合同、泉州織物	德田英二、中村義明
大阪金屬勞働者組合	大阪市港區中泉尾町三ノ一二	大一五・四・四	藤永田造船、大阪鐵工所	二、四三四	十三支部	野田律太、長谷川壽松
大阪電氣勞働組合	大阪市此花區玉川町四ノ三八〇	大九・三・二一	大阪市電氣局	一、三〇〇		木村孝次郎
大阪印刷勞働組合	大阪市此花區玉川町四ノ五三中川方	大一一・二	大朝、大每、日本製版	一、一〇〇（一三〇）	八支部	太田博、中川哲秋
大阪木材勞働組合	大阪市港區泉尾町中通二丁目十二	大一四・一・一	大林、秋田、竹中等六十五工場	二、一〇〇（三〇〇）	組合長、主事、組合長	飯石豐市、百津弘
大阪一般勞働者組合	大阪市浪速區鷗町二ノ七八	大一四・一・一		一、七一〇		松葉清繼
神戸地方評議會	神戸市下澤通一丁目一五七	大一四・七・二		一、三〇〇	神戸金屬、神戸印刷、神戸港內、神戸合同、神戸化學工業	奥田宗太郎、藤原榮太郎
中國地方評議會	岡山市七軒町二二			六〇〇	岡山合同、廣島鐵工	橋本朝一郎
九州勞働組合聯合會	八幡市通町六丁目			一、七九〇	九州鐵工、九州合同	塚本龜造
尙評議會所屬組合に香川縣鹽田勞働組合、德島撫養鹽田勞働組合、南齊田鹽田勞働組合、全秋田合同勞働組合、						
日本勞働組合同盟	東京市芝區芝公園五ノ四	大一五・一二・一〇		二〇、一五〇（六八九〇）	會長、主事	棚橋小虎、望月源治
關東紡織勞働組合	東京市外吾嬬町請地四一〇	大六・五・二〇	東洋モスリン、モスリン	一〇、〇六六（八〇〇〇）	八支部、組合長、主事	山根權三郎、岩內善作

産勞調

昭二・一現在

大化一五・二化學ト合同

昭二・加盟

石川合同勞働組合あり

月刊工場ト鑛山　昭二・一・現在日本勞農黨

月刊正義の光　昭二・三・現在

關東合同勞働組合	本部内	大一四・七・一九	二、八〇〇	高砂工友會、尼崎勞働組合、神戸勞働組合、關西合同、灘合同、勞働向上會	組合長	細谷松太郎 望月源治	
兵庫縣聯合會	尼崎市田町五五一	大一五・一三				藤岡文六 棚橋小虎	
高砂工友會	兵庫縣加古郡高砂町農人町	大一三・一〇・三一	八〇〇	高砂製紙		萩原哲郎 中谷延三	
關西合同勞働組合	尼崎市田町五五一	昭二・一・		尼崎、大阪ノ鐵工、印刷工、刷子工		鬼入虎太郎 國領巳三郎	
日本鑛夫組合	東京市芝區芝公園五ノ四	大九・一〇・八	約六、〇〇〇	尾尼、阿仁、別子、小坂高越、磐城等十茨城支部		麻生加藤 勘十久	
日本勞働組合總聯合	東京市芝區新櫻田町一六	大一五・一・一七	七、三六三（四八八）	三地方聯合會、十五組合	月刊組合總聯合	布施辰次 坪井專次郎	大一五・一二・一部分裂ス
關東地方勞働組合聯合會	同右	大一五・五・一六		東京機械工、日本精技會、關東メリヤス、日本勞技會、川崎勞働、京濱勞働技友會	産勞調	高山久藏	

東京機械工組合	東京市芝區東芝町一六	大一四・五・四	一、二〇〇（五〇〇）	三十二支部		福田道之助	昭二・二現
日本勞技會	東京府下隅田町四五九	大九・七・一五	一、四七七（七五）	十一支部	常任書記	宇野信次郎	
京濱勞働技友會	東京府下入新井町不入斗八九二	大一三・四・一六	九〇〇（五〇）	四支部		原野多之助	昭二・二現在
						岩本新次	
						八城竹太	
關西聯合會	大阪市東淀川區十三西之町二六	大一三・一二・一五		大阪鐵工、硝子工、電機技工、纖維勞働、泉州一般、共勞働、金庫工、神戸船員、神戸一般		阪本孝三郎	昭二・六現在
						末中勘三郎	
大阪鐵工組合	同右	大八・五・一八		汽車會社大阪鐵工、內外電熱		阪本孝三郎	昭一・三現在
大阪硝子工組合	同右	大一五・四・二五	八五〇			阪本孝三郎	
神戸地方聯合會	神戸市湊町四ノ七八	大一五・一〇・一七	七二・（四七）	三菱、川崎造船機械工・自由勞働者	神戸造船會主事長	三吉良太	
					神戸一般	佐野好男	
關東勞働組合協議會	東京市外一八二〇巢鴨町宮下	大一五・一二・九	一、三〇九（三八）	關東地方合同木材		上杉富士森	勞働階級
關東地方合同勞働組合	同右	大一五・二	九三三（三八）	十三分會		森繁	
關東木材勞働組合	東京市深川區西平井町九五	大一五・四・四		四支部		大河內明	大一五・一二豐島合同ヲ改造ス
						近野正雄	大一五・四東京木材ヨリ分離ス
全國勞働組合自由聯合會	東京市小石川區西丸町一九	大一五・五・二四	八、三七二（八一）	四聯合會		和田榮太郎	月刊自由聯合
						水沼辰夫	

關東勞働組合自由聯合會	同右	大一三・九・二一	四、七〇三	中央自由勞働者、千住自由勞働者、自由勞働相互會、横濱自由勞働者、朝鮮自由勞働者、	水沼	黒旗
關東自由勞働者組合聯合	東京市本所區三笠町七四	大一五・四			山上房吉 山本勘助	
東京印刷工組合	東京市京橋區木挽町二ノ一〇	大一三・一一・三	四、〇〇〇	印刷、製版工	和田榮太郎	
日立從業員組合	東京府下龜戸町四ノ八五	大一五・六・六	五〇五(三二)	日立製作所	高橋光吉 武田伊三郎	昭二・二現在
東京製菓工組合	東京市外龜戸町八ノ十三高橋方	大一三・七	四六〇(三五)	森永、今村製菓工場		
尙、機械技工組合、東京一般勞働組合、新聞勞働聯盟、東京瓦斯工組合、横濱印刷工組合、上毛三山會(前橋)、札幌印刷工組合、函館印刷工組合、靜岡合成勞働聯盟、埼玉縣小作人組合等あり				三支部		
關西勞働組合自由聯合	大阪市浪速區大國町三丁目二三		一、七一〇(一五〇)	大阪印刷工、機械技工、大阪神戸働者、京都印刷工、京都一般勞働者、大阪合成勞働	日野正義	神戸ヨリ「極東平民」刊行ス 昭二・六現在
				岡山縣金屬工、岡山縣ゴム		

中國勞働組合	岡山市下石井二一八	大一三・三・二五	七〇(四〇)	岡山純勞働者、岡山縣紡績勞働	高木精市	月刊中國評論	昭二・三現在
自由聯合會							
廣島勞働組合	廣島市南竹屋町二九		一、一一〇	廣島勞働者、廣島純勞働者、自由勞働者、印刷工	加藤昇	月刊自由	
自由聯合會					上野富用		
自由勞働同盟	東京府下吾嬬町請地三七八	大一三・八・一三	二、三七七(一三)	E・L・U革匠會皮革製靴從業者、自由勞働者、鐵筋勞働者	原一郎	月刊工信會報	
武相勞働聯盟	横濱市內田町七ノ三一	大一四・五・一	四、六三三(六三)	工信會工愛會	原一郎		
横濱工信會	同右	大一三・四・一	二、四五〇(六三)		石井庄太郎		
工愛會	神奈川縣浦賀町犬ケ谷一八三	大一〇・四・三	二、一〇〇		林鶴之助	製陶勞働界	昭二・五日本窯業總同盟ニ分裂ス
日本製陶勞働同盟	名古屋市東區長塀町四ノ六	大一四・一・一五	四、六三七(四〇三)	三聯合會十五組合	荒谷宗治		昭二・三現在勞農民衆黨
名古屋聯合會	同右	大一四・九		中部陶畫工、九谷畫工	武馬文左衞門		
				駄知陶工駄知疆彩			

東濃聯合會	岐阜縣馱知町	大一四・九・一五	岐阜陶工、肥田村陶工、瀬戸陶畫、上田陶畫、下石陶友、瀧呂製陶工、阿庄陶工、泉支部	二、〇〇〇(八〇〇)	土岐津、	
東春聯合會						
京都陶器工組合	京都市下京區鹽小路東山線	大一一・六・二	瀬戸陶工、瀬戸陶畫、上野畫工、陶工、品野陶工、水野陶工	一、三二	日本土工、日本左官工、大工、日本鐵筋、日本車輛	
日本勞働組合聯合	大阪市港區夕凪町二ノ一〇	大一四・五		六、〇二四(三〇八)	關西鐵筋、大阪造船、西部通信、關西仲仕、大阪合同	
大阪勞働組合聯盟	大阪市西成區長橋通四ノ六九三	大一五・一・一六		六七〇	大阪金屬工、大阪鑄造工	
關西勞働組合同盟	大四市東成區東小橋町五五	大一三・二		一、一六九	大阪工、大阪足袋印刷工、大阪浪速合同	
塚本孝之助						
山口庄三郎						
木村愛次郎						
後藤田正毅						
生野益太郎						
宮本純一						
	勞農黨					昭和二・七現在

日本勞働組合聯盟	大阪市天王寺區眞法院町二一植松方	大一四・八・一三	一、〇三五	鐵工勞働、關西鏡加工、ゴム加工、西セルロイド	植松一三	警鐘	昭二・五現在
全國皮革工組合總聯盟	大阪市東成區猪飼野町一二四六	昭二・二・二〇	五三〇	大阪皮革工自助會、大阪鞄囊加工	小山留吉、生野益太郎	皮革公論	
日本交通勞働總聯盟	東京市芝區烏森一	大一五・六・二七	一九、〇〇〇	自治會、共和會、中部交通自助會	佐々木專治	月刊交通勞働	勞農黨、日勞黨
東京市從業員組合自治會	同右	大一三・五・一	一三、六七一（五〇〇）	東京市電、京成、玉川、王子、京濱各鐵乘合自動車	佐々木專治		產勞調
大阪電車從業員組合自助會	大阪市港區八幡屋町松ノ町二ノ一〇	大一三・一一・二〇	三、三〇〇	大阪市電	菅忠正	自助會々報	大一五・一改造ス
横濱市電共和會	横濱市瀧頭町岩瀨二九九	大一三・四・一三	九三一	市電、通船、乘合自動車	阪本佳治	月刊共和	昭二・二現在勞農黨
官業勞働總同盟	大阪市東區越中島町八六〇	大一三・二・九	一三、八一六（七二四）	二同盟會六組合	西浦宇吉、川村保太郎	月刊官業勞働新聞	社會民衆黨、勞農民衆黨、社會民政黨
東京官業勞働組合	東京市小石川區諏訪町三七	大一四・一	六九八（一八〇）	六支部	渡邊善壽、林武一	組合長主事	昭二・二現在
關西同盟會	大阪市東區越中島町八六〇	大一三・七・三〇	四、六〇〇	陸軍大阪工廠、名古屋工廠、專賣局	西浦宇吉、辻井安太郎	會大阪煙草名古屋向上會	大阪向上
大阪向上會	同右	大八・一一・九	二、八〇〇	大阪工廠陸軍被服廠	辻井安太郎		社會民衆黨

名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町字横田	大一〇・四・三〇	名古屋工廠專賣局	一、三七（九八）	三支部	會長	西浦宇吉	勞農民衆黨
九州同盟會	八幡市春日野町五	大一三・七・七	八幡製鐵所小倉工廠	八、五一八（七〇）	同志會小倉革正會	主事	村田宗次郎 大平嘉三郎	社會民政黨
勞働組合同志會	同右	大八・一〇・二五	八幡製鐵所	八、三六（四八）			村田宗次郎	産勞調
海軍勞働組合聯盟	吳市堺川通四丁目	大一三・三・一六	海軍工廠	四二、六七七（六四〇）	海工會、工廠會、工友會、共立會、勞愛會、燃工會	常任主事	久能寅夫 川島不二郎 山本龍二	月刊九州の勞働 昭二・三現在 海聯時報
吳海軍勞働會	吳市本通七丁目	大一三・三・一六	吳工廠	二〇、〇〇〇			久能寅夫	獨立民衆黨
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡廣村	大一三・三・三	廣工廠	一三、〇〇〇			平谷伊德 中本憲一	月刊工僚タイムス 海研時報
德山燃工會	山口縣德山町寺町	大一五・一〇・二三	德山燃科廠	六五〇			森光方祐 野村熊彦	德山版
横廠工友會	横須賀市山王町四八	明四〇・五・二七	横須賀工廠	一〇、五六〇		會長	川島不二郎 増田靜衛	月刊工友時報
舞鶴共立會	京都府中舞鶴町上中町三丁目	大一三・三・一〇	舞鶴工作所	三、二〇（九五）		副會長	島田良藏 安久藏太郎	月刊共立時報
佐廠勞愛會	佐世保市松浦町	大一三・三・八	佐世保工廠	七、五四三（一五八）		會長主事	古賀德一 藤松ヂ雄	月刊勞愛時報

閥東俸給生活者、横濱サラリーマン、川崎サラリーマン、ユニオンニオンユニオン

日本俸給生活者組合聯盟	東京市芝區南佐久間町二ノ一八	大一五・六	俸給生活者	八〇〇(六〇〇)	名古屋サラリーマン・ユニオン	委員長	上村進	俸給生活者組合
關東俸給生活者組合	東京市芝區南佐久間町一ノ三	大一四・一一・二九		二七〇(四二〇)	俸給者生活者ユニオン			
大阪俸給生活者組合	大阪市天王寺區大道三ノ六二	大一五・一〇・一六		一三三(一三〇)	大阪俸給生活者ユニオン			
京都俸給生活者組合	京都市油小路中立賣上ル小田方	大一五・一〇・二四		一三五(一五〇)	京都俸給生活者ユニオン			
日本司厨同盟	神戸市海岸通二丁目	大一四・八・一九		一〇、八五八(八二〇)	商船同志會、郵船同友會、司厨船員同志會	理事長	井上淺次郎	月刊同盟
郵船同友會	同右	明四二・三、三二	郵船會社司厨部員	三、四五二(八二〇)	一支部	主事	森脇甚一	昭二・三現在日勞黨
商船同志會	同右	大七・一〇・二	大阪商船司厨部員	二、一九一	一支部			
大日本船舶司厨同志會	大阪市西區三條通三ノ二九	大一三・一・三	社外船司厨部員	五、二四	二支部			
日本海員組合	神戸市海岸通三ノ廿六	大一〇・五・七	海員(甲機部員)	六一、〇〇〇	十二支部	會長	櫛崎猪太郎	月刊海員
社團法人海員協會	神戸市下山手八丁目	明二九・一・二五	高級船員	一〇、二八〇	四出張所	副會長	濱田國太郎	月刊會報
全日本鐵道從業員組合	東京市芝區濱松町一ノ一五	大一五・二・一一	鐵道省現業員	六、〇七二	三十六支部		藤村重道	月刊鐵道勞働
							都竹要次郎	昭二・一現在
							品川榮治	昭二・六現在勞農黨
							薄政太郎	

東京市從業員組合	東京市芝區南佐久間町一ノ二	大一三・五・二〇	市土木局保健局	三、六四〇	二十六支部	大道二	月刊	昭二・三現在
蒲田勞友會	東京府下蒲田町新宿二五九	大一四・一〇・一	新潟鐵工所	五〇〇	理事長	山我	徳一	勞農黨
芝浦勞働組合	東京市芝區金杉町新濱町三八	大九・四	芝浦製作所	一、二五〇(五〇)		九町	盛徳	昭二・三現在
秀英勞働組合	東京市牛込區二十騎町一	大一五・一・一七	秀英社印刷所	四〇〇	同	小山	政信	勞友
日書從業員組合	東京市小石川區久堅町一〇八	大一五・四・六	日本書籍會社	三〇〇		川村	幸造	昭二・三現在
友信共愛會	東京市本所區二ノ二〇七	大一三・六・一五	汽車會社	三八七(一七)	一支部	福田竹次郎		大一五・一〇現在出版勞働ヨリ獨立ス
帝國勞働組合共愛會	横濱市神明町二一七	大一三・四	建築職工	五〇〇	會長 主事	吉田	月刊	大一五・一〇現在出版勞働ヨリ獨立ス
横濱港仲仕共濟會	横濱市壽町三ノ一二	大九・四・八	沖仲仕	一、八〇〇	組合長	原田中谷	國藏榮吉	昭二・三現在
純向上會	大阪市此花區六三	大一一・一一・三〇	大阪工廠、名古屋工廠、川北電氣	四、八五〇	名古屋聯合會、城東聯合會	八木河村	信一政次	月刊純向上新聞
南海鐵道同志會	大阪市西成區粉濱町三六〇	大一三・六・一八	南海鐵道	三、〇〇〇		桐原牧井元	豐一郎	月刊南海公論
京阪同友交通勞働組合	大阪府北河內郡牧方町	大一三・六・二五	京阪電車	六五〇	二支部	西口清水	末吉豐吉	同友
日本美術友禪工組合	大阪市東淀川區南濱町一九四	大八・一一・一五	大阪、兵庫ノ友禪工場	二・〇六五(二三五)	九支部	永田幾次郎荒川三次郎	半月刊日本友禪新聞	昭二・三現在
日本木材就働者組合	大阪市此花區北四ノ五五	大一一・二	日本木煉瓦	四一〇	七支部	小野堂前孫七郎三郎		昭二・六現在

關西電氣從業員組合	大阪市此花區春日出町二ノ四	大一三・七	大同電氣	四八五	七支部		兼島景毅 村上兼吉	昭二・六現在 勞農黨
大阪市電受友會	大阪市港區九條南通一	大一三・九・二二	大阪市電工場	一、六〇〇	三支部	副會長	管田政次郎 佐藤專之助	月刊會報 大正一五・四改造ス
日本左官工友會	大阪市北區天滿橋筋三丁目六	大一五・六・一	左官	一、〇〇五	八支部	主事	清瀨常夫 矢崎保定	曉鐘 昭二・三現在
大阪統一勞働者組合	大阪市南區大寶寺町東丁七	大一五・二・一六	河野鞄、高田アルミ	六四〇	四支部	委員長	井上勝 健部豐次	昭二・六現在 勞農黨
神戸市電從業員同思會	神戸市四番町七ノ八	大一三・五・二八	市電乘務及工場	三五八	二支部	委員長 主事	桑田喜三郎 辰己猪之助	昭二・三現在
ダンロップゴム組合	神戸市筒井町五二ノ四二	大一〇・八	ダンロップゴム工場	一、一四〇（四一五）		理事長 書記	竹內鶴喜 垣內清吉	大一五・一二現在 在日勞黨
日毛工誠和會	兵庫縣加古郡加古川町	大一三・四・一三	日本毛織	六、六〇〇			本林樣	月刊纖維勞働新聞 解放ニヨル
關西瓦工聯合	和歌山縣壺坂驛前小島方	大一五・九・三	和歌山縣奈良縣瓦工		二十三支部		藤本信誠	
北海道勞働組合旭川合同勞働組合	旭川市七條通八丁目	大一五・九・一四	木工場自由勞働	一、九七五（四四五）		委員長 主事	木下源吾 山本作二	月刊北海勞働新聞 昭二・二現在
北海勞働クラブ	小樽市色內町五一三二	大一五・四・二六	自由勞働	一、三三	二支部	會長	合田久市	旬刊北海勞働新報 昭二・一現在 社會民衆黨
北海道勞働組合自由聯合會	札幌市豐平町三條一丁目				函館、工、小樽、一般勞働者、旭川一般勞働者、札幌一般勞働組合			
札幌勞働組合	同右	大一五・七	帝國ビール、帝國製麻	三五〇			西山六郎 寺澤進	昭二・七現在

足尾銅山鑛職夫總聯合會	栃木縣足尾町	大一四・一・二一	足尾銅山	三、四九二	七組合五十七組	月番幹事谷口岩次郎外十三名	昭二・三現在撫養鹽田ヨリ獨立ス	
本齊田勞働組合	德島縣撫養町	大一五・一一・一五	鹽田勞働者		五支部			
共同研究會	八幡市立町三丁目	大九・六・二〇	八幡製鐵所	二、七三三(三〇%)	十二支部	會長小屋原總三郎 木村鉦太郎	月刊研究時報	昭二・二現在社會民政黨
坑夫組合九州聯合會	福岡縣鞍手郡直方翁町	大一五・九・二八	坑夫	六、二五〇(二三%)	七支部	委員長奥村俊一郎 高木敬次郎	鑛山運動	昭二・一現在勞農黨
在日本朝鮮勞働總同盟	東京市外中野町中野六〇二	大一四・二・二三			朝鮮勞働同盟會、大阪、京都、神戸、朝鮮勞働同盟會			
日本農民組合	大阪市北區堂島濱通三ノ一八	大二・四・九	一道二府三十五縣ニ亘ル小作農民	五二、五六三		中央委員長山上武雄 委員松本積善 外二十一名	月刊土地ト自由	昭二・二分裂前ノ組合側ノ發表ニヨル
全日本農民組合	大阪市此花區上福島二丁目	昭二・三・一	三府二十一縣ニ亘ル小作農民	三四、三七四	十三聯合會八十八直屬市部	杉山元治郎 三宅正一	月刊全日本農民	昭二・三日本農民組合ヨリ分離ス 昭二・七現在
全日本農民組合同盟	東京市赤坂區傳馬町一ノ一	大一五・四・二				會主長北澤新次郎 事平野力三	月刊農民組合	大一五・四日本農民組合ヨリ分離ス
日本農民組合總同盟	東京市芝區新堀町三一	昭二・三・六				會副長鈴木文次 片山哲		
中部日本農民組合	岐阜市高野町七丁目	大一三・四	岐阜、愛知縣下農民	八、〇〇〇		中澤辨次郎 大野金吾	中部日本農民新聞	大一五・六全日本農民組合同盟ヨリ獨立ス

大和農民組合　岐阜市縣廳前　大一四・三・三　岐阜縣下農民會　會長　須貝快天　書記　森儀一　大一五・二　現在

備考　備考欄に明記なきものは大正十五年十月の現在狀勢を示す。

第五篇　産業組合及勞働者の自立運動

第一章　産業組合

一　産業組合一般狀況

明治三十三年産業組合法制定されて以來著しい發展を遂げた我國産業組合運動は其外觀の澎大さに於ては、歐米各國に比して遜色なく産業組合數、組合員數ともにその普及の狀況は著しいものである。

農林省農務局調査によれば

年度末現在	組合數	調査組合數	同上組合員數
大正九年末	一三、四四二	一三、一八九	二、二九〇、三三五
大正十年末	一三、七七二	一三、五三九	二、五一八、七四六
大正十一年末	一四、〇四七	一三、六九〇	二、七三四、六九五
大正十二年末	一四、二六〇	一三、九一九	三、〇三〇、一五七
大正十三年末	一四、四四四	一三、二一九	三、三一五、二八三
大正十四年末	一四、五一七	—	—

大正十三年に於ける資金

組合數	一三、三一九組合
組合員數	三、三一五、二八三人
拂込濟出資金	一三三、三四四、五七八圓
積立金	五三、〇三八、五六五圓
借入金	七四、〇四八、〇四三圓
貯金	五三五、二八三、〇一九圓
合計（運轉資金）七七三、七〇四、二〇四圓	
信用組合貯金總高（年度末現在）	五三五、二八三、〇一九圓
同　貸付高（年度末現在）	四五三、八四二、九七七圓
販賣組合販賣高	一九四、八八八、六六八圓
購買組合購買品賣却高	一五三、七一三、八五二圓
利用組合利用料	二、九五九、一四九圓

産業組合員と全國戶數との比較

産業組合員數	三、三一五、二八三人	農業組合員數	二、四六八、六七七人
全國總戶數	一〇、九六〇、九六八戶	農業戶數	五、五三二、四二九戶
組合員一人當戶數割合	三・三戶	農業組合員一人當農家戶數割合	二・二戶

組合數と市町村數との累年比較表

	組合數	市町村數	一市町村當
明治三十三年	二	一四、〇六九	〇・一
明治四十三年	七、三〇八	一三、三九三	五九・〇
大正九年	一三、四四二	一三、一九五	一〇・二
大正十二年	一四、二六〇	一三、〇九二	一一七・九
大正十三年	一四、四四四	一三、〇四七	一一九・九
大正十四年	一四、五一七	一三、一〇九	一一九・八

（大正十五年二月末）

しかしその量の澎大なるにも拘らず、その實質を見るにその大部分は民衆が自發的に自己の生活狀態に目醒めて作つたものではなくて、その反對に自覺せざる民衆の中へ府縣役人或は政府要路の大官によつて、所謂「天降り的」に植え付けられたものにすぎない、而して我國に於ては產業組合（信用、購買、販賣、利用）は、無產階級の協同運動たる消費組合の性質を有するもの極めて少く、（次章消費組合參照）、農村主として地主及自作農を組合員とせる組合がその最も多きを占めて居り、且それは半政府直接機關の如き觀がある。この點は例へば產業組合の總元締たる產業組合中央會の役員及び中央金庫の出資狀態のみ見ても一目瞭然である。

【產業組合中央會役員】 ▲會頭　志村源太郎▲副會頭、岡田良平　▲理事、若槻禮次郎、古在由直、志立鐵次郎、岡　實

產業組合中央金庫拂込濟出資金については、中央金庫の項を參照せられたい。

しかし乍ら一方農民運動の發展とともに大正十三年以來山形縣飽海郡の產業組合設立運動、新潟縣木崎村の地主と小作人側との競願、日本農民組合の代理事業等小作人間に產業組合運動着々進展し、爲に農林省當局は深く憂慮し、壓迫してこの階級的對立の積極的防止方策確立を考慮中である。

尙產業組合に關する諸統計は乙統計表第六表第一乃至其五として別掲されてゐる、又產業組合關係法については附錄「勞働法規」を參照せられたい。

二　產業組合の事業及運動

1　產業組合中央會

產業組合中央會は、產業組合數一四、五一七（但大正一四年末中、一一、三三五（但大正一五年七月末）をその加盟組合とし、四十七支會に分ち、これを指導し統制してゐる。大正十五年中におけるその活動は、各府縣支會に於て幾多の地方講習會、地方協議會の開催せられたる外、その主なるものを列擧すれば次の如くである。

▲產業組合中央會附屬產業組合學校開設――四月一日より活動人物養成のため修業年限一ヶ年、入學資格、中等學校卒業收容人員三十名

▲購買組合聯合會協議會（五月二十六日）――中央會主催中央會事務所にて、▲第四回九州沖繩各縣產業組合關係者協議會（七月十五日――十八日）那覇市　▲第二十六回支會役員協議會（八月五日）札幌市、中央會主催產業組合法發布二十五週年記念事業

▲北海道產業組合長協議會（八月六日）札幌市、中

▲第二十二回全國產業組合大會、八月七日八日の二日間北海道札幌大通小學校に於て開催。志村會頭以下役員出席、會衆道內千五百、內地三千五百、計五千。第三日より五日乃至十日間三班に分つて北海道視察。協議事項四十六中重要決議次の如くである。【重要決議】一、信用組合ガ市町村金庫事務ヲ取扱得ル樣關係法規ノ改正ヲソノ筋ヘ要求スルコト（香川丸龜市部會）二、

産業組合ニ對スル印紙税ヲ免除セラル、樣ソノ筋ヘ建議スルノ件（和歌山）　三、簡易保險積立金ヲ直接産業組合ヘ融通ノ件ヲ速ニ採擇セラル、樣ソノ筋ヘ建議ノ件（滋賀縣愛知郡部會）四、産業組合及農業倉庫事業助長ニ關スル低利資金ヲ可成多額且普遍的ニ供給セラル、樣ソノ筋ヘ建議スルコト（同右）　五、市街地ニオケル消費的購買組合ノ發達ヲ期スル爲左記事項ノ實施ヲソノ筋ヘ建議ノ件

運轉資金ニ對シテモ低利資金ヲ供給セラル、樣産業組合資金取扱順序ヲ改正セラレ且之ガ資金ヲ特別ニ配當セラレ度コト（東京支會）

六、産業組合中央金庫ニ於テ長期貸付ヲナシ得ル樣法律ヲ改正シ併セテ政府低利資金ヲ全部中央金庫及府縣聯合會ヲシテ取扱ハシムル樣ソノ筋ヘ建議ノ件（千葉支會）　七、産業組合中央金庫ニ對シ長期年賦ノ貸付ヲナシ得ル樣法律改正ノ件（東京二十七組合、大阪支會）八、國費ヲ以テ各地方廳ニ産業組合ノ監督官ヲ設置シ一層産業組合ノ監督ヲ徹底セラル、樣ソノ筋ヘ建議スルコト（福井支會）　九、産業組合中央會ノ地方支會事業費ニ對シ國庫ヨリ補助金ヲ交付セラルル事ヲ要求スル事（兵庫支會、千葉支會、鳥取支會）十、産業組合ニ煙草小賣方指定ノ件（香川縣産業組合長會）十一、産業組合類似法律統一ヲ政府ニ建議スルノ件

▲北海道及東北各縣産業組合支會協議會（八月二十四日）福島市に於て　▲第六回産業組合婦人講習會（八月二十六日――三十日）長野縣上田市に於て　▲第十四回産業組合長期講習會（九月十日――十二月九日）中央會事務所に於て、七十二名修了　▲第三回全國生絲販賣組合大會（十月二十三、四日）産業組合中央會埼玉支會主催熊谷町にて開催　▲産業組合文献並に宣傳ポスター展覽會（十一月二十一、二、三日）中央會事務所に於て　▲第三回教育者産業組合講習會（十二月二十一日――二十五日）中央會事務所に於て

2　産業組合中央金庫

中央金庫業務の活動範圍擴張に應ずべくかねて計畫中の大阪支所は大正十五年十一月一日設置せられ、十一日より一般業務を開始して京都滋賀三重以西の業務を擔當することになつた。

本年度に於て中央金庫は資金調達のため第二回産業債券（三十万圓日銀全部引受）を發行したる外、甲第一回産業債券（短期、四百万圓、大藏省預金部引受）甲第二回債券（同上、二百万圓）を發行、内甲第一回債券は全部償還した。

次に中央金庫の昭和元年十二月末日現在の狀況の概略は、

	出資者數	拂込濟出資金
政府	一	一五、〇〇〇、〇〇〇圓
聯合會	一五二	六、一四七、六二四
組合	二、四七七	三、一四七、六二四
計	二、六三〇	五七、六五七、三六一圓

累計貸出高

尙第三年度末貸借對照表は次の如くである。

産業組合中央金庫貸借對照表（圓以下切捨）

（大正十五年三月三十一日）

借方		貸方	
政府以外出資者未拂込出資金	二、〇七一、八〇〇	政府出資金	一五、〇〇〇、〇〇〇
定期貸付	二、六三三、七〇三	政府以外出資者出資金	一五、七〇〇、〇〇〇
短期貸付	六、〇〇〇	準備金	一三七、七七〇
手形割引	五、四〇九、四四九	特別積立金	二六三、一〇〇
當座預金貸越	九七五、七三三	退職給與基金	六、〇〇〇
銀行預ケ金	八、二三八、七一六	前年度繰越金	五六、七二七
郵便預ケ金	七、〇〇九	產業債券發行高	六〇〇、〇〇〇
有價證券	五、三三二、五九五	定期預リ金	六三二、六六七
代理所基金	二七二、七四九	當座預リ金	二三、七四一
備品	一九、三八七	特別當座預リ金	一九七、一七八
假拂金	八、一六一	通知預リ金	三九五、四四四
銀行金	二七、二〇九	別段預リ金	三三、八三一
		假受金	七七、七七九
		未經過割引料及未拂利息	八〇、五四九
		本年度損益金	七七七、六二九
計	三三、九九二、四一五	計	三三、九九二、四一五

3 全國購買組合聯合會

全國購買組合聯合會大正十四年度末（大正十五年七月末日）における概況は次の如くである。

會員數	九三八	（聯合會	一〇七
		組合	八三一）
出資口數			一、三二三口
拂込濟出資額			二九〇、九四四圓
準備金額			二、九八七圓

大正十四年度（大正十四年九月――十五年七月）における事業分量を見るに

肥料	三、一七八、〇三六圓	八五%
雜貨	五六七、八四七圓	一五%
合計	三、七四五、八七四圓	一〇〇%

之を前年度に比するに、本年度は定款變更の結果、事業年度を七月末としたる爲、十一ケ月にして秋肥の大部分は翌年度に屬したるも、尙總額に於て六十二万圓の增加を見た。

4 農業倉庫

	農業倉庫業者總數	內產業組合數	百分比率
大正九年	八六〇	七五九	八八・三
大正十一年	一、三二五	一、一七一	八九・〇
大正十三年	一、七〇六	一、五四〇	九〇・三
大正十四年	一、九一九	一、七四一	九〇・七

（農林省調査）

三　植民地における産業組合

1　臺灣（農林商調査）

	組合數	調査組合數	同組合員數	拂込濟出資額
大正二年末	一八	一四	二、七六〇	四八三、七一三
大正七年	一七三	一六六	七〇、四二八	四、四五五、一七九
大正十二年	三一〇	三〇〇	一三九、四八四	二、六二三、〇四五
大正十三年	三三三	三二三	一五一、〇三八	二、二七、六八一

備考　臺灣ニ産業組合ヲ施行シタルハ大正二年二月十日ナリ

尙臺灣の全島産業組合協會は大正十五年一月二十七、八兩日に亙り、臺南々門小學校に於て第二回大會を開催、全島より集るもの六百餘、議案二十一を議した。

2　樺太（農林省調査）

	組合數	調査組合數	組合員數	拂込濟出資金
大正四年末	一	一	一	一
大正九年	二六	一九	一、二七	二四、五二九
大正十二年	二四	二六	二、五二三	四四九、二六五
大正十三年	三七	三	二、四三三	五二三、三三七

備考　樺太ニ産業組合ヲ施行シタルハ大正四年六月十八日ナリ

3　朝鮮

朝鮮に於ても産業組合令（大正十五年一月二十五日制令第二號）同令施行規則（同日制令第五號）公布せられ、三月一日より實施せられた。

第二章　消費組合

一　消費組合一般狀況

1　消費組合概況

漸次發達を遂げつゝある我國消費組合運動は、その組合數二百餘を算ふるに至つてゐるが（前年度勞働年鑑參照）尙未だ産業組合運動の頗るいちじるしき發展に對比して頗る微弱なるを觀取せざるを得ない。

2　産業組合中央會消費組合調査結果

本年度に於ては、當研究所自身に於て消費組合調査は行はなかつたが、産業組合中央會にて、市街地購買組合調査が發表されたから、これによつて本邦消費組合の近況の概觀を示さう。

右調査は青森福島沖繩の三縣を除く全國四十四道府縣市街地に於ける消費組合的性質を有する産業組合大正十四年度末現在の狀況であつて、從つて事業未開始のもの、販賣組合を兼營するもの、主として信用事業を營むものは除外されてゐる、又既に以前に解散された組合を累年比較に算入されてゐない。

組合設立年度　大正十四年度末現存の百二十九組合につき、その設立年度別に見るに、多く設立されたのは大正八九

年歐洲大戰後の物價騰貴の時と大正十一二年頃の消費組合、消費節約の宣傳せられた時とである、今これを表示すれば

	百分比
明治三十七年—大正六年	三 二五・六
大正七年	二 八・五
大正八年	三 九・三
大正九年	一六 一三・九
大正十年	二 八・五
大正十一年	一六 一三・四
大正十二年	一〇 七・八
大正十三年	九 七・〇
大正十四年	九 七・〇

地方別表示すれば次の如くである

地方	組合數	百分比	地方	組合數	百分比
北海道	二	一・六	近畿地方	二四	一八・六
東北地方	七	五・四	中國地方	一三	一〇・一
關東地方	四三	三三・三	四國	八	六・二
(內東京)	(一九)	(一四・七)	九州	三	九・三
中部・北陸	二〇	一五・五			

尙乙統計第七表其一參照

組合員數 百二十九組合の組合員數拾壹万九千九百四十六人、一組合平均九百三十人、前々年(九三〇人)に比しては五人の增加であるが、前年(九七三人)に比しては四十三人の減少である、(詳細累年比較は乙統計第七表其二として別揭されてゐる)

次に之を組合員數別に組合數を見れば次の如くである。

組合員數	大正十四年 組合數	大正十四年 百分比	大正十三年 組合數	大正十三年 百分比
三〇〇未滿	三九	三〇・三	四一	三四・二
三〇〇——四九九	三三	二五・六	二七	二三・五
五〇〇——九九九	三〇	二三・二	二七	二三・五
一・〇〇〇—一・四九九	一〇	七・八	一〇	八・三
一・五〇〇—一・九九九	四	三・一	五	四・二
二・〇〇〇—二・九九九	八	六・二	五	四・二
三・〇〇〇—四・九〇〇	一	〇・八	一	〇・八
五・〇〇〇以上	四	三・一	四	三・三
計	一三九	一〇〇・〇	一二〇	一〇〇・〇

註、十三年度組合員數不明ノ二組合ハ十四年度組合員數ヲ以テ十三年度分ト推定セリ

而して最多數組合員數を有するは三池共愛購買組合(福岡縣大牟田市)にして組合員數二〇、八一一九であり遞信共濟購買組合(大阪)(六、七〇九)三菱組合(東京)(六、八一四)浪速購買組合(大阪)(六、七〇九)三菱唐津鑛業所購買組合(佐賀)(五、六八八)これに次ぎ、最小なるは購買組合城南共勤社(東京)三十四人である。

次に百二十九組合中新設九組合を除き百二十組合につき前年度と組合員數增減について比較すれば

組合員數增加せる組合	六〇	五〇・九
組合員數減少せる組合	四七	三九・八
增減なき組合	二	九・三
	三〇三	

計	一二八	一〇〇・〇〇	一二九、九四六	一〇〇・〇
不明	二	一		

尙こゝに注意すべきことは組合員五千以上を有する四大消費組合は盡く多かれ少かれ組合員數を減少してゐることである。（四組合減少計三、九三二）

組合種類（兼營事業）別に關しては乙統計第七表其四を參照せられたい。こゝには組合數及組合員數につき百分比を掲げるに止める。

	組合數 實數	組合數 百分比	組合員數 實數	組合員數 百分比
購買組合	八八	六六・二%	九三、一〇九	七七・六%
信用購買組合	三	一七・一	一〇、五四八	八・八
購買利用組合	一	八・五	一〇、一七三	八・五
信用購買利用組合	八	六・二	六、一一六	五・一
構成別（組合「タイプ」別）				
一般市民的組合	六六	五一・二	四三、四三三	三六・二
俸給生活者的組合	三	一六・三	八、八一一	七・三
勞働者的組合	七	五・四	二、八一五	二・三
會社內組合	一七	一三・二	四三、二八一	三六・一
官廳內又ハ學校內ノ組合	一八	一三・九	二一、六〇五	一八・〇
計	一三九	一〇〇・〇	一二九、九四六	一〇〇・〇

乙統計第七表其五參照

勞働組合との關係あるもの僅少にして、全然關係なしとするもの四十五、關係ありとせるもの十二組合にしてしかもその關係概して圓滑であるが、爭議に遇へば勞働者の有力な武器として使用されるが購買組合自體としては大打擊を蒙ること大正十二年の城南共働社、大正十五年初の博文館共働社の如くである。

組合員職業別　市街地購買組合百二十九組合組合員十一万九千九百四十六人を職業別に分てば次の如くである。

	人員數	百分比
賃銀勞働者	四三、六五五	三六・五
俸給生活者	五〇、四三三	四二・〇
農業者	六六四	〇・五
工業者	五、五一六	四・六
商業者	一〇、四九七	八・八
雜	九、〇七一	七・六

資本金　大正十四年度末百二十九市街地購買組合について見るに出資總額一、九三九、三四八圓、實際運轉資本額、六、七二七、九五四圓その內譯は

拂込濟出資額	一、七八〇、六六八	二六・五%
諸積立金	五九七、三〇〇	八・九
借入金	三、〇九八、四〇八	四六・〇

預り金　一、三五一、五九八　一八・六

これを前年と比較するときは出資總額に於て、一五〇、一八八圓實際運轉資金額に於て一、一九五、五七二圓の增加を示してゐる。更にこれを一組合平均に見れば出資總額に於て二九二圓、實際資本金に於て九、〇五二の增加を見てゐる。

組合「タイプ」別についての詳細は乙統第七表其五を參照せられたい。

事業　百二十九市街地購買組合大正十四年度購買品賣却高二一、三七二、〇八一圓、一組合平均一六五、六七五圓、組合員一人當一七八圓一八錢である、而して之を前年に比較すれば一組合に付一一、〇二二圓、一組合員一九圓二一七錢の增加である、（詳細は乙統計第七表其二及三參照）

次に一人平均賣却高別に組合數及同百分比をとれば

組合數	百分比	組合數	百分比
三〇圓未滿　二	一・五五	二五〇圓未滿　一四	一〇・八五
五〇圓未滿　八	六・二〇	三〇〇圓未滿　一五	一二・五三
一〇〇圓未滿　三三	一〇・〇八	五〇〇圓未滿　三	九・三〇
一五〇圓未滿　三三	二四・八一	五〇〇圓以上　六	四・六五
二〇〇圓未滿　二七	二〇・九二		

事業高を組合「タイプ」別に見れば次の如くである

	賣却總高	一組合平均賣却高
一般市民的組合	七、〇九八、八九〇	一〇七、五九九圓
俸給生活者的組合	一、五四五、九五五	七三、六一八
勞働者的組合	四〇四、二五二	五七、七四九
會社內組合	一〇、二九五、五六五	六〇五、六二二
官廳又ハ學校內組合	二、〇二七、四二九	二二、六三六
計	二一、三七二、〇八一	平均　一六五、六七五

大年十四年度における百二十九組合の事業の內容は次の如くである。

大正十四年度取扱品目別賣却金額表

（產業組合中央會市街地購買組合調査會調査）

	品名	金額	%
1	米	八、五〇七、四八七圓	三九・八一
2	味噌	二八五、五〇五	一・三四
3	醬油	五二五、八六一	二・四六
4	酒	九七七、〇六八	四・五七
5	砂糖	五二一、七五六	二、四四
6	鹽	七、二二二	〇・〇三
7	酢	二、二四八	〇・〇一
8	乾物	四一六、四〇八	一・九五
9	菓子類	二〇四、五七九	〇・九六
10	野菜及果物	二三二、七九二	一・〇九
11	雜穀	四二七、四七〇	二・〇五
12	食料品	一・〇五九、九一八	四・九一
13	荒物	一一七、二九二	〇・五五

14 薪炭類	三、九三六、〇〇三	一八・四二	
15 洋物雜貨	七七六、七六八	三・六三	
16 文房具類	一三〇、四八七	〇・六一	
17 呉服類	九五八、二八九	四・四八	
18 履物及雨具類	四〇八、七七一	一・九一	
19 藥品	一三、九一三	〇・〇七	
20 化粧品	一三三、九五四	〇・六三	
21 其他	一、七二七、一七九	八・〇八	
計	二一、三七二、〇八一	一〇〇・〇〇	
損益成績	百二十九市街地購買組合をその損益成績によつて分れば		

	組合數	百分比率
利益を擧げた組合	九三	七二・〇九
損益なき組合	二	一・五五
損失せる組合	三四	二六・三六
計	一二九	一〇〇・〇〇

更に組合「タイプ」別に成績を見るに、これを表示すれば次の如くである。

	剩餘金總額	一組合當り	一組合員當り
一般市民的組合	一六、七八三圓	二五四圓	〇、三九圓錢
俸給生活者的組合	一九、一九九	九一四	二、一八
勞働者的組合	五、一七七	七四〇	一、八四
會社內組合	二四二、七四六	一四、二七九	五、六一
官廳內又ハ學校內組合	三、八三三	一、二六八	一・〇六
計	二七三、一六八	二、二八	二・二八

二　消費組合の事業と運動

大正十五年に於ける消費組合運動中注目さるべきは(一)賀川氏等による消費組合促進の成立と、(二)學校關係消費組合が盛になつたことであらう。

最近勞働團體の間の消費組合經營熱が盛になつてきたが、賀川豐彥、布施辰治、安部磯雄氏等によつて全國的に消費組合の促進普及を圖るため、消費組合促進會が組織され、四月十五日東京布施氏事務所に於て創立大會を開き活動を始めた。その方針は、全國の組合有志、學者、等を網羅し「消費組合促進會」の名稱の下に

一、消費組合に關する調査研究並に圖書資料の蒐集
一、消費組合に關する出版物の發行並に講習會講演會展覽會開催
一、消費組合の全國的並に國際的連絡
一、消費組合に關して政府及公共機關に對する意見の提出

その他必要の事業を行ふことになつてゐる

次に學校關係の消費組合の新に組織せられたる主なるものは次の如くである。

▼富士學用品購買組合――一月、靜岡縣富士郡二万人の兒童父兄によつて設立　▲東京學生消費組合――五月、未弘、安部、賀川氏等發起によつて成立。十一月現在組合員　早稻田大學二万、明

治大學八千、立正大學千五百等を有す　▲籔川郡莊原小學校模擬信用組合設立――五月（島根縣）　▲仙臺第二高女購買部――九月　教員高女生徒及女子高等專門學校生徒千三百名

第三章　自立運動

資本主業社會の中では勞働者の自治的生產組合或は勞働者經營の生產工場は決して充分に發展し得るものではなく、この種の自立運動も概して結局成功し得ない。大正七八年から十一二年にかけて產業自治の標語の下に生み出された幾多の生產組合の歷史は皆失敗の歷史であつた。此頃この企ての盛だつた關西に於て試みられた賀川豐彥氏を中心とした印刷工場、坂本孝三郎福田龍雄氏の十三鐵工所、久留弘三氏の神戸印刷工組合自治工場、尼崎ゴム自治工場、岸和田自轉車生產組合日本美術友染工場、灘に於ける四自治工場は皆失敗消滅してしまつて、現在日本に存續するこの種の勞働者の自主的生產組合としては灘の「有限責任販賣購買組合灘共同製樽社」と東京市外世田ヶ谷町三宿「測機舍」（測量機製作工場）の二つしか知り得ない。測機舍がやゝ成功したとも言はれ得ないではないが、それにしても經營理事者自身が「この種の組織の發展に全然望みをもちません」と言つてゐるのを見てもこのことは明かである。（測機舍に關しては東洋經濟新報一二一一號に詳細述べられてゐる）

次に從來主として教員町村吏員等によつて組織せられてゐた共濟（互助）組合は、最近次第に主として縣（又は町村）補助による共濟組合に變つて行く傾向の如く見える。本年度に於て設立或は計畫されたものも概してこの種のものであり、むしろ縣町村當局の施設としての共濟組合である。

本年度における新設自主的共濟組合又は計畫中のものの主なるものを列擧すれば、

▲福井驛運送店勞働救濟會――二月　▲岡山コック救濟組合――三月　▲秋田縣教員互助會　▲西多摩郡町村吏員互助會　▲櫻陰共濟會――四月（東京お茶水女高師同窓生）　▲和歌山師範同窓會共濟會　▲雜誌編輯者協會――十月

乙第一表(其一)大正十五年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別月別件數（當研究所調査）

1　實數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業													
工場工業													
染織工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
機械器具及金屬工業	七	三	九	九	一〇	六	三	一六	一三	一五	九	二〇	一二〇
化學工業	二	二	六	三	六	四	二	六	九	七	四	五	五六
飲食物工業	二	一	三			一	一	三	二	二	二	三	一九
雜工業	七	九	四	九	四	四	四	五	一〇	七	一〇	四	八七
特別工業							二						三
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
家內工業及手工業	三	三	九	三	三	八	三	五	四	三	四	三	四七
合計	一	三	九	三	三	一	二	五	四	三	四	三	四七
鑛業	二	二	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二三
交通業													
水上交通業													
陸上交通業	一	二	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一四
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
官公營交通業													
官營通信業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其ノ他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
總計	三七	三五	三四	三五	三四	三五	四六	六〇	六〇	四五	四一	三七	四五九

2 比例(%)

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業 工場工業	六・〇	八・二	六・八	六・八	六・八	五・一	八・八	一四・八	一三・一	九・七	九・七	四・八	一〇〇・〇
工業 家内工業及手工業	—	一三・〇	八・〇	—	一三・〇	四・〇	一〇・〇	—	八・〇	八・〇	一六・〇	一三・〇	一〇〇・〇
合計	五・六	八・四	六・九	六・四	七・二	五・〇	九・五	一三・八	一三・八	九・〇	一〇・一	五・三	一〇〇・〇
鑛山	八・七	—	八・七	—	四・三	八・七	八・七	八・七	一六・一	一七・四	—	八・七	一三〇・〇
交通業	六・三	一三・五	一三・五	—	一三・五	八・三	一六・七	一〇・四	一〇・四	八・三	四・二	八・三	一〇〇・〇
官公業	九・一	一八・二	—	九・一	—	—	—	九・一	九・一	一七・三	九・一	九・一	一〇〇・〇
總計	五・九	七・六	七・四	五・四	七・四	五・四	一〇・〇	一三・一	一三・一	九・八	八・九	五・九	一〇〇・〇

乙第一表(其二)大正十五年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別府縣別件數(當研究所調査)

	工業 工場工業	工業 家内工業及手工業	工業 計	鑛業	交通業	官公業	合計	百分比%
東京	九二	—	九二	—	一三	七	一三	二四・四〇
大阪	八六	—	八六	—	二	—	八	一九・一七
福岡	一九	—	一九	九	三	—	三	六・七五
神川	三三	—	三三	—	五	二	二九	六・三二
兵庫	二二	三	二四	—	二	—	二六	五・六六
京都	三	一	三	—	一	—	一四	三・〇五
愛知	二	一	三	—	一	—	三	二・八三
福島	四	—	四	五	二	一	三	二・六一
静岡	二	一	三	—	—	—	三	二・六一
廣島	五	一	六	—	二	—	八	一・七四

| | | |

乙第一表(其三)大正十五年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別原因種別件數（當研究所調査）

| | | |

乙第一表（其四）大正十五年中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別經過種別件數（當研究所調査）

業態	勞働者側 示威運動	勞働者側 怠業	勞働者側 休業	勞働者側 示威	勞働者側 怠業	勞働者側 示威	勞働者側 怠業	勞働者側 紛議ニ止リシモノ	勞働者側 不明	勞働者側 計	業主側 工場閉鎖	業主側 解雇	業主側 解雇	業主側 閉鎖	業主側 解雇	業主側 閉鎖	業主側 計
工業																	
工場工業																	
染織工業	八	四	一	二	二	二	八	一五		六七		六			六		六
機械器具及金屬工業	六	三	四	一	一	二	三	二九		一一〇		三		七	三		四六
化學工業			四				八	一四		二二	三	一〇			一〇		一四
飲食物工業			六				二	六		一九	二	五		二	五		九
雜工業			九				二	一九		二五	二	二六			二六		二六
特別工業			五				一〇	九六		八七	二						
計			四四	一	一	一	五	六七		二四							
家內工業及手工業			一					一		一							
合計			一四	一	一	一	一	一四		一四七	三	一六			一六		一六
交通業																	
鐵業																	
水上交通業																	
陸上交通業																	
計																	
官公營交通業																	
官營通信業																	
其ノ他																	
計																	
總計																	
合計																	

乙第一表(其五)大正十五年・中工・鑛・交通業ニ於ケル主要爭議業態別結果別件數(當研究所調査)

		被傭者ニ有利解決	業主ニ有利解決	妥協	不明	計
工業	工場工業	染織工業	三	二七	二〇	四七
		機械器具及金屬工業	六	四一	二七	七三
		化學工業	一〇	二八	二	四四
		飲食物工業	四	八	五	一一
		雜工業	二	二六	三	三一
		特別工業	一	二	一	四
	計		二六	一三四	六六	二二六
	家內工業及手工業		七	六	一	一四
	計		三三	一四〇	七一	二四〇
合計			一	二	一	四
鑛業			九	一五	一	二五
交通業	水上交通業		一	二	一	四
	陸上交通業		九	一五	一	二五
鑛業			一	二	一	四
交通業	水上交通業		一	二	一	四
	陸上交通業		一	二	一	四
計			一	三	一	五
官公營	官公營交通業		一	二	一	四
	官營通信業		一	一	一	三
	其他ノ		一	二	一	四
計			一	五	一	六
總計			一	二〇	一	二二
			一	一四	一	一五

官公營交通業	九	一	一	一	一	一	一
官公營通信業	一	一	一	一	一	一	一
其ノ他	二	一	一	一	一	一	一
總計	四	一	一	一	一	一	一
總計	九七	二二	四九	四三	四四	四四	四四

乙第二表(其一)大正十五年中勞働爭議發生府縣別調(社會局調)

道府縣	同盟罷業					同盟怠業					罷業怠業ニ至ラザル爭議				
	件數	關係工場鑛山勞働者數	爭議參加人員	繼續日數	延人員	件數	關係工場鑛山勞働者數	爭議參加人員	繼續日數	延人員	件數	關係工場鑛山勞働者數	爭議參加人員	繼續日數	延人員
北海道	三	一、七六六	一、〇三三	二〇七	四、六〇五	—	—	—	—	—	一	一、七三〇	一三九	三四〇	一、七〇九
東京	四二	三三、九六二	二八、九三六	九六六	一九五、三九二	—	—	—	—	—	二九	五一、九二一	一六、〇五八	二、七〇九	五、二五六
京都	二四	二、七九一	一、五〇八	三二	一三、〇七二	—	—	—	—	—	三二	三、五五二	八三二	二五〇	三、〇七二
大阪	一六四	三〇、三六六	七、九〇二	一、八五六	一二七、九九四	一〇	一、二〇二	八五五	八五	九、一三	二八	三八、一三一	七、六八九	二、一三〇	三、〇七二
神奈川	九	二、一二四	一、三九〇	二五〇	二〇、九四九	—	—	—	—	—	三〇	二九、七七六	一八、八〇〇	四三六	一五、九四五
兵庫	五三	一三、一二七	三、三九七	九四八	四五、五八七	一	一三〇	一三〇	五	六五〇	七八	一五、九四五	五、二二七	八一二	一六七
長崎	八	八一一	五八二	七六	四、〇二八	—	—	—	—	—	二	一六七	一二五	六	一、〇五〇
新潟	一	二七六	二七六	四	七三二	—	—	—	—	—	二	一、〇五〇	四五五	二	一、六五八
埼玉	七	四九五	二八八	七七	三、五二〇	—	—	—	—	—	一六	一、六五八	四〇〇	一七八	四〇九
群馬	—	—	—	—	—	—	一	一三五	一三五	一三五	四	一、〇九〇	四一	五八	一、四三三
千葉	一	九二	五〇	六一	二、〇〇〇	—	—	—	—	—	三	一、四三三	二〇六	二	二、〇六二
茨城	三	一、八二一	四〇二	四	四〇二	—	—	—	—	—	二	四一九	三二五	五	五、二二六
栃木	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	五、二二六	八五〇	五七	

| | | |

乙第二表(其二)大正十四年中勞働爭議業態別調（社會局調）

業態別	同盟罷業 件數	同盟罷業 關係工場鑛山勞働者數	同盟罷業 參加人員	同盟罷業 繼續日數	同盟罷業 延人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 關係工場鑛山勞働者數	同盟怠業 參加人員	同盟怠業 繼續日數	同盟怠業 延人員	罷怠業ニ至ラザルモノ 件數	罷怠業ニ至ラザルモノ 關係工場鑛山勞働者數	罷怠業ニ至ラザルモノ 參加人員	罷怠業ニ至ラザルモノ 繼續日數
機械製造	三	五、六三六	二、〇二八	四二四	五二、〇〇一	四	一、二三〇	一、〇〇四	三	六、二二二	四	五、六二〇	二、九二二	八〇〇
船舶車輛製造	六	四、〇三六	二、九六五	六六	三一、五六一	二	四三二	三三三	二七	四、三二九	二五	一〇、八〇二	六、九六八	三二六
其他	四八	七、〇四六	五、〇七八	八九九	一九五、二八五	四	四一八	四〇四	三一	三、二二〇	一三九	九、二五八	七、七二三	一、二六四
窯業	五四	七、三〇五	三、六四六	一、四〇二	四二、四〇四	一	一三〇	一三〇	五	六五〇	三〇	五、三七七	二、三〇四	五七二
製紙	三	一三五	五七	二六	六〇二	—	—	—	—	—	九	六九四	六二七	九七
製藥	六	六八二	三二五	一一	七、二四一	一	一七九	一二五	一五	一、六一〇	一六	二、二八六	五一四	一三七
製油製蠟	五	三一七	二一三	五〇	二、一九三	—	—	—	—	—	一〇	二、七八六	六五〇	一四三
護謨製造	三	七六五	三九三	一五〇	五、四九三	一	三四三	一六〇	一五	四八〇	三	二、二五八	一、三五一	三三五
其他	一七	二九、二六一	二、六九一	九一	九、〇二一	二	四〇六	一八六	四	五三三	一九	四三、〇一〇	三六九	二五七
紡績	一四	二、三〇九	一、六六七	四二	三、五二一	一	四六六	四一三	一	四三	二	四、二二九	四九九	八九
製紙	二	一三八	一二四	一四	一、三八二	—	—	—	—	—	一六	一、三八五	一、〇〇八	一五八
愛媛	三	二五七	二一	二五	八六五	—	—	—	—	—	一六	一、三八五	一、〇〇八	一五八
高知	二	一三八	一二四	一四	一、三四八	—	—	—	—	—	三	六四	四五	一八
福岡	一七	九、二二二	三、三一〇	一二七	三一、二九二	—	—	—	—	—	九	五、九二〇	八九二	四九
大分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	三	二、〇八七	一、五五五	二四	七、〇五〇	—	—	—	—	—	二	一七五	一三〇	七九
熊本	一	一一〇	八五	三	二五五	—	—	—	—	—	一	一、一三〇	五二	四
計	四九九	三五、三三六	六三、六四四	六、八二三	六九八、〇二一	二六	四、七二四	三、五九〇	三五	二四、三二	七六五	一九五、九二一	六〇、〇三三	八、一八九

| | | |

縣	府名	賃金增額	賃金額反對減	賃金支拂方法ノ變更又ハ反對	勞働時間短縮	公休日ノ設定	作業規則ノ變更又ハ反對	組合ノ自由認ハ確	勞働委員會ノ設置又ハ組織ノ變更	工場ノ備付ノ增設ハ其他ノ福利施設	解雇ノ手當ノ增額又ハ退職ノ確ハ	監督者ノ排斥	其他	計
	北海道	三	一	七									三	一七
	東京	四	一〇	二七	五							四	八〇	五九
	京都	三	三	九	二							一	四	六三
	大阪	六	三	三五	二					四	九	六	四二	二九〇
	神奈川	九	一	二	四	一	三	一		四	四		一六	四五
	兵庫	四五	七	五	二		三			四	一四		三	三五
	長崎	三	五	二	一								二	三
	新潟	三		二									三	三
	埼玉	四	三										九	三
	群馬	一	一			一							六	四
	千葉	四											二	四
	茨城			三									二	六
	栃木	四											三	七
	奈良	一											一	二
	三重	一	一										一	七
	愛知	二	四	四									五	三三
	靜岡	二		一				一					一	九
	山梨	一	一	六										一
	滋賀	四		二										六
	岐阜	一	七	二										一〇

| | | |

乙第三表大正十五年中發生小作爭議統計

1 府縣別關係人員及耕地面積（昭和二年四月社會局調）

	關係地主參加小作人			關係耕地面積（町）				
	件數	地主	小作人	田	畑	其他	計
北海道	三	三五	一、一四一	三、〇五五	一、六七七		四、七三二
東京	二	四一四	一、八三三	六三一			六三一
京都	四二	一、〇八五	三、四三三	二、一八六	一六七		二、三五九
大阪	三四	四、八八九	一九、九八二	一三、一〇五	一三		一三、一二八
神奈川	七	三七	三七八	一三五	九二		二二七
兵庫	三四三	四、三一九	一六、八七一	九、三六〇			九、三六〇
新潟	一九四	二、六一三	九、二二一	九、〇三三	三〇九	三	九、三四四
埼玉	一〇九	二、〇八八	一〇、八六五	六、三九七			六、三九七
群馬	二	二〇一	一、〇四一	六七七	九		六九六
千葉	一	一	二				
茨城	二	一〇三	四三四	一三九			一三九
栃木	五	一九二	五五七	一六〇			一六〇
奈良	一九	二、八三四	八、七八一	五、一五五	一〇		五、一九五
三重	一四	一三三	七六六	一六四	二		一六四
愛知	五三	六四九	三、三三〇	二、六三九	三九		二、六三三
靜岡	三七	五〇九	三、〇四〇	一、七二九	五一		一、七八〇
山梨	三三	三六四	二、七二四	一、〇二三	三〇		一、〇三三
滋賀	三〇	五〇一	一、六五一	一、一九六			一、一九六
合計	三三五	一〇一	三一	三一	一九	三〇	四一	三三五	一、一五九

岐阜	一六七	二、九四四	八、九四九	五、六四八	二九〇	八	一	五、九四六
宮長野	一五五	四〇九	一、九五九	六四四	一四〇	一	一	九六四
福島城	一三三	一三	一六九	八九	一	一	一	九九
群島	七	九八	四四七	二六六	二	一	一	二六八
山形	三	三	三九	一四	一	一	一	一四
秋田	二〇	二九	一二二	五六	一	一	一	五六
山井	七	七五	三三四	一五七	二	一	一	一五九
福川	一〇	七三	二二三	一五九	一	一	一	一六〇
石山	五	一七	一一五	四六	一	一	一	四六
富川	九	三三	一七五	一四八	一	一	一	一四八
鳥取	二六	四一七	一、〇四七	三三四	六一	六	一	六〇〇
島根	二七	六五五	一、〇七七	六七七	一	一	一	六七七
岡山	二八	四〇五	一、三四五	六一七	一四	一	一	六四〇
廣島	九	五九	一二二	一四一	一	一	一	一四一
山口	一四	二二一	四六六	一六九	一	一	一	一六九
和歌山	三四	六三九	二、〇一四	一、三五四	一	一	一	一、三五五
徳島	一八	三三八	七五六	四〇七	三〇	一	一	四三七
香川	六四	一、五三三	六六、四六	三、一九〇	七三	一	一	三、一七三
愛媛	二九	六五一	一、七六七	一、〇七八	九六	一	一	一、一七四
高知	一	一	四〇	二	一	一	一	二
福岡	五四	七五五	二、〇七六	一、四三三	七	一	一	一、四三〇
佐賀	三	七	一五一	一〇	二	一	一	一二
熊本	八	一九三	五九〇	三四四	一五	一	一	一五九
宮崎	一	二六	一二二	二六	一	一	一	二六

2 府縣別爭議原因別數

	小作料其年限減	小作料永久減額	小作料免除	小作料反增額對	米廃止込	納米の格下俵ニ就テ等ノ制限緩和	奨励米其他之ニ類スルモノ給付又ハ増額	小作人の特別支出ニ対スル補償	小作契約ノ継続	其他	計
北海道	三	二	三	二	—	—	—	—	—	六	三、〇三九
東京	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三〇、六〇一
京都	三五	七	—	—	—	—	—	—	—	—	二六、六六九
大阪	三五	二	一	—	—	—	—	—	四	五	七三、六四四
神奈川	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇三二
兵庫	三四	六	—	—	—	—	—	—	四	八	三、五〇二
新潟	一七三	〇	一	—	一	三	一	—	八	四	毛、〇四一
埼玉	九七	一	—	二	—	—	—	—	一	八	七六、〇四
群馬	九	—	—	—	—	—	—	—	二	一	一、〇二一
千葉	一	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一、〇二一
茨城	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二、〇二一
栃木	四	—	—	—	—	—	—	—	一	—	一、〇二一
奈良	一九六	一	—	—	—	—	—	—	四	一	一、〇二一
三重	三	一	—	—	—	—	—	—	二	一	一、〇二一
愛知	四三	三	一	—	—	—	—	—	一	七	一、〇二一
静岡	三六	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一、〇二一
山梨	元	二	—	—	—	—	—	—	三	一	一、〇二一
滋賀	六	一	—	—	—	—	—	—	—	四	一、〇二一

| | | |

乙第四表（其一）大正十五年中工・鑛・交通業以外勞働者ノ爭議業態別月別件數

（當研究所調査）

業態	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
商業使用人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹽田勞働者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船人夫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜業勞働者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三	二	三	四	三	一	一	七	一	三	二	四	三四

乙第四表（其二）大正十五年中工・鑛・交通業以外勞働者ノ爭議業態別府縣別件數

（當研究所調査）

府縣	商業使用人	鹽田勞働者	船人夫	雜業勞働者	計
北海道	—	—	二	二	四
秋田	—	—	—	一	一
福島	—	—	—	二	二
東京	—	—	—	二	三
神奈川	—	—	—	一	二
埼玉	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—
三重	—	—	—	—	—
大阪	—	—	—	—	—
兵庫	—	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—
廣島	—	—	—	—	—
德島	—	—	—	—	—
高知	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—
計	一	五	六	三	三四

乙第四表(其三)大正十五年中工・鑛・交通業以外勞働者ノ爭議業態別原因別件數（當研究所調査）

	受動的原因								能動的原因								
	賃銀	解雇手當	休業手當	待遇改善要求	其他	計	合計		賃銀	解雇手當	休業手當	待遇改善要求	其他	計	合計
	値下反對	賃銀不拂	收入減	解雇手當要求	組合員解雇	工場閉鎖	計		値上	制定要求	休業手當要求	待遇改善要求	其他	計	
商業使用人	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—
鹽田勞働者	二	—	—	—	—	—	二		二	—	—	—	—	—	二
舩人夫	一	一	—	—	—	—	三		三	—	—	—	—	—	三
雜業勞働者	六	一	—	—	—	—	一〇		一〇	—	—	—	一	一	一〇
計	九	二	一	一	一	一	一五		一五	一	一	一	一	一	一五

乙第四表(其四)大正十五年中工・鑛・交通業以外勞働者ノ爭議業態別經過別件數（當研究所調査）

	勞働者ノ運動			業主ノ對策				
	罷工	罷工怠業	紛議	計	解雇	工場閉鎖	計
商業使用人	一	五		一	—	—	—
鹽田勞働者	五	四	二	五	二	—	二
舩人夫	一〇	一	一	六	一	—	一
雜業勞働者	三	一	三	三	三	一	四
計	一			一			

乙第四表(其五)大正十五年中工・鑛・交通業以外勞働者ノ爭議業態別結果別件數（當研究所調査）

	業主ニ有利解決	被傭者ニ有利解決	妥協	不明	計
商業使用人	—	—	—	—	—
鹽田勞働者	一	—	一	—	一

解人夫	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜業勞働者	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

乙第五表(其一)大正十五年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議

業態別月別件數（當研究所調査）

	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
中間階級者												
會社員	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	六
官公吏	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
自由業者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
計	二	四	四	二	二	四	二	二	四	四	四	一四
婦人勞働者												
職業婦人												
事務員	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五
藝娼妓	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五
女給看護婦	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一九
計	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四

乙第五表(其二)大正十五年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議態別府縣別件數

	中間階級者	婦人勞働者	職業婦人
東京	三	四	二
京都		一	
大阪	六	六	一
神奈川	一	一	一
埼玉	一		
岐阜			
靜岡			
山梨			
長野			
青森		一	
滋賀			
兵庫			
奈良			
計	一三	一四	三

| | | |

乙第五表(其四)大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別經過種別件數(當研究所調査)

		被傭者ノ運動					業主ノ對策		
		怠業	示威運動	示威運動盟休	不明	計	閉鎖	解雇	計
中間階級者	會社員	一	一		三	六		二	二
	官公吏	二				五			
	自由業者	一				三		一	一
計		四	二		四	一四		三	三
婦人勞働者		八	六	三	四	三六	一	三	四
職業婦人	事務員	一七				一九			
	藝娼妓	二				五			
	女給看護婦	四				四			
計		三				二四		一	一

乙第五表(其五)大正十四年中中間階級者婦人勞働者及職業婦人ニ關スル主要爭議業態別結果別件數(當研究所調査)

		業主ニ有利解決	被傭者ニ有利解決	妥協	不明	計
中間階級者	會社員	一	一	一	三	六
	官公吏	一			四	五
	自由業者	一		一	八	一四
婦人勞働者		一	九	二	一	三六

職業婦人

	組合數	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	一組合員平均出資額 拂込濟額
事務員	二	四	一三	一九	?	?	?
藝娼妓	一	—	三	五	?	?	?
女給、看護婦	一	一	一六	二四	?	?	?
計	三	四	一六				

乙第六表(其一)産業組合組合員數及出資金額累年比較（農林省調査）

	組合數	調査組合數	組合員數	一組合平均組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	一組合員平均出資額 拂込濟額
明治三十六年末	—	五七一	四五、一三一	七九	?	九四五、三二九	二〇・九四
明治三十八年末	一、六七一	八三六	六八、五六三	八三	?	一、三二八、〇八五	一九・三七
明治四十三年末	七、三〇八	四、九二三	五三四、〇八五	一〇九	?	七、四七七、一九二	一四・〇〇
大正四年末	二一、五〇九	一〇、三七四	一、二八八、九八四	一三四	二九、七三六、三九六	三二、一八六、一六一	二三・〇六
大正九年末	三三、四四二	一三、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四二、七一七	五五、五四二、二一七	三九・二七
大正十年末	一三、七七二	一三、五三九	二、五一八、七四六	二〇一	一二五、〇六九、三六一	六九、七四九、六三三	四五・六九
大正十一年末	一四、〇四七	一三、六九〇	二、七一四、六九五	二一六	一四四、五三五、一〇〇	八六、四九八、四八五	三二・八五
大正十二年末	一四、二六〇	一三、九一九	三、〇三〇、一五七	二三四	一七三、〇六九、九一七	一〇三、七七〇、四三二	三七・一三
大正十三年末	一四、四四四	一三、二一九	三、三一五、二八三	二五一	二〇二、七九七、七九四	一三二、三四四、五七八	六一・一七

乙第六表(其二)産業組合職業別組合員數累年比較（農林省調）

	組合數						百分比例				
	農業	林業	工業	商業	水産業	其ノ他	計	農業	林業	工業	商業	水産業	其他
明治三十七年末	六三四	三八、七〇一	—	二、二六五	四、五九六	一、一二六	一、四四九	四八、一二七	八〇・四	—	四・七	九・五	二・四	三・〇

乙第六表(其三)産業組合種類別組合數 (大正十四年末現在農林省調査)

地方	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	信用販賣購買利用	計
明治三十八年末	八三六	五六、六〇九	—	三、二三四	五、八六九	八六〇	一、九九一	六八、五六三	八二、六九一
明治四十三年末	四、九三三	四三七、五八八	—	二一、五六四	三四、二五七	九、一〇六	三二、五七〇	五三四、〇八五	八一、九一〇
大正四年末	一〇、三七四	一、〇六七、六四三	一、〇三三	四八、二七二	八四、七二五	二三、六七一	六四、六四一	一、二八八、九八四	八二、八二〇
大正九年末	二三、一八九	一、八三七、七〇七	二、七六二	九五、五八二	一六五、七八二	三七、八三二	一五〇、五八〇	二、二九〇、二三五	八〇、二〇一
大正十年末	二三、五三九	一、九九六、七八三	三、八六〇	一〇五、五四三	一九二、七二九	四〇、九六〇	一七七、八七一	二、五一八、七四六	七九、二〇一
大正十一年末	二三、六九〇	二、一二八、九九九	五、〇六〇	一一七、七三〇	二二七、三三六	四六、二七五	二〇九、二八九	二、七三四、六九五	七七、八〇一
大正十二年末	二三、九一九	二、二九八、六〇八	五、八三二	一三四、〇五二	二七三、五四四	五〇、六九八	二六七、四三三	三、〇三〇、一五七	七五、九〇一
大正十三年末	二三、二一九	二、四六八、六二七	五、〇九六	一五六、二七六	三二一、八八六	五六、八四三	三〇六、五五五	三、三一五、二八二	七四、五〇一
北海道	八九	七	一四	三	二五	一	—	九	七	七	四九	五	二〇七	四〇	三	—	一	一	三	四	二	一	四九一	二三〇	三七	二六八	一三八	一三八	二五一	二三四	一三〇	一四七	一三一	二九五	一〇〇	二八三	四四	二	—	三	四	五六
青森	八三	一	七	—	一九	一	—	七	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
岩手	五三	二	五	一	九	二	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	二四	二	三	二	四	—	一	七	二	一	二	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	六一	七	一〇	三	七	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
山形	七六	四	二	一	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	八四	—	三	四	三	五	一	四	六	一三三	七	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
茨城	三四	二	八	一	三	三	二	一	一	一三三	二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	四一	三	九	二	四	一	一	一	二	二五	四	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
群馬	五一	一	八	二	一	一	—	四四	一	四七	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
埼玉	七八	三四	四	二	六	一	二	六六	一七	三八	一七	一八〇	一八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
千葉	一四〇	五	一三	—	六	四	一	三〇	四	五九	一	五八	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

鎮山	廣岡	島島	和奈	兵大	京滋	三愛	静岐	長山	福石	富新	神東	日本勞働年鑑
歌												
島口	島山	根取	山兵	庫阪	都賀	重奈	知岡	阜野	梨井	川山	潟川	京
三三	六五	八七	一四七	三四	五六	四〇	八二	八六	九五	三五	一四〇	七四
一一	八六	七五	三九	二〇	一一	一一	八二	三四	三九	三四	一四〇	七四
二六	三八	五二	三五	八五	三二	八二	三四	二三	七三	五二	四七	二四
四一	三七	二六	五二	一二	四二	三〇	三九	八六	一〇	二一	四七	一四
四八	九二	八七	一五	一七	六八	一七	六七	四五	二四	七二	四七	二四
一一	四四	二一	一一	一七	一一	四二	六四	一九	一一	九五	二一	一四
一一	二一	一一	一一	四五	一一	二一	一一	二五	一二	一六	一〇	一四
八七	七二	九一	一三	一二	一一	一一	三四	一一	一一	一一	一一	三六
三一	三四	一五	一一	二一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一〇
三四	八六	三八	四七	八四	四八	八六	一〇	四四	五八	四四	九五	七四
六一	二三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四四	六一	四七	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
九六	一一	九九	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
八四	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

| | | |

大正十二年	二、六六八	三六八、六九九、一五六	四二四、四七五、三五五	七、一三七	一七〇、一五四、六三三	九、七四二	一三八、二五二、五三二	三、〇八一	二、四五六、二七九								
大正十三年	二、九九九	四五二、八四二、九八七	五二五、二八三、〇二九	七、三九六	一九四、八八八、六六八	九、八三八	一五三、七二三、八五二	三、六〇四	二、九五九、一四九								

備考　各組合トモ兼營包含。

乙第六表（其五）　産業組合資金累年比較　附剩餘金

年次	調査組合數	拂込濟出資金			積立金			借入金			小計		
		組合員數	金額	一組合平均	一人平均	金額	一組合平均	一人平均	金額	一組合平均	一人平均	金額	一組合平均	一人平均
			圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治三十七年末	六三四	四八、一三七	一、〇四五、〇二七	一、六四八	二一・七七	一四八、一七三	二三〇	三・〇七	二七、四一二	三四二	四・五一	一、四一〇、六二二	二、二三四	二九・三〇
明治三十八年末	八三六	六八、五六三	一、三二八、〇八五	一、五八八	一九・三七	二二一、七〇〇	二五三	三・〇八	三八五、三〇八	四六〇	五・六一	一、九二五、〇九三	二、三〇二	二八・〇七
明治四十三年末	四、九二三	五三四、〇八五	七、四七七、一九二	一、五一九	一四・〇〇	一、四〇七、九三八	二八六	二・六三	三、二五八、七八〇	六六二	六・一〇	二、三一四、九一〇	二、四六七	二二・七三
大正四年末	一〇、三七四	一、二八八、九八四	二二、一八六、一六一	二、一三八	一七・二一	七、九六七、一四〇	七六七	六・一八	一六、二四七、七一三	一、五六六	二二・六〇	四九、四〇一、〇一四	四、四七二	三五・九九
大正九年末	一三、一八九	二、二九〇、二三五	五五、五四二、二一七	四、五七七	二四・二五	二四、五五八、三三五	二、〇一五	一〇・七二	五〇、一八四、六六二	四、一一七	二一・九七	一三〇、二八五、二二四	一〇、六八九	五六・八八
大正十年末	一三、五三九	二、五一八、七四六	六九、七四九、六三三	五、五六三	二七・六九	二八、三六七、一八八	二、二六二	一一・二六	四六、五三一、八二二	三、七二一	一八・四一	一四四、六四八、六三三	一一、五三六	五七・四二
大正十一年末	一三、六九〇	二、七三四、六九五	八六、四九八、四八五	六、八一六	三一、六三	三四、七八九、六七五	二、七四二	一三・七二	九九、四〇三、〇〇七	四、六八一	二一・七二	一八〇、六九一、一六七	一四、二三九	六六・〇七
大正十二年末	一三、九一九	三、〇三〇、一五七	一〇二、七二〇、四三二	七、九五五	三三・九一	四二、七八四、七一六	三、三二二	一四・一二	七二、〇四五、三〇〇	五、五七六	二三・七八	二七、六〇〇、四四九	一六、八四二	七一・八一
大正十三年末	一三、二一九	三、三二五、二八三	一三三、三四四、五七八	九、二五五	三六・九〇	五二、〇二八、五六五	三、九三六	一五・六九	七四、〇四八、〇四二	五、六〇二	二三・三四	二四八、四二一、一八五	一八、七九三	七四・九三

年次　調査組合數　組合員數　貯金　合計　小計

年次	調査組合數	組合員數	貯金			合計			小計		
			金額	一組合平均	一人平均	金額	一組合平均	一人平均	金額	一組合平均	一人平均
		人	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治三十七年末	四六三	三七、三一九	二四二、九三三	五二四	六・五一	一、六五三、五六五	二、七四八	三五・八一	?	?	?
明治三十八年末	六一〇	四九、八五二	四二三、〇八七	六九三	八・四八	二、三四八、一八〇	二、九九五	三六・五五	?	?	?
明治四十三年末	三、八九二	四四一、二一八	七、二〇四、八二四	一、八五一	一六・三一	一九、三四八、七三四	四、三一八	三九・〇五	?	?	?

乙第七表（其一）　市街地購買組合數累年表　（産業組合中央會調査）

道府縣	明治四四	明治四五	大正二	同三	同四	同五	同六	同七	同八	同九	同一〇	同一一	同一二	同一三	同一四	備考
北海道																
岩手																
秋田																
山形																
宮城																
茨城																
栃木																
群馬																
埼玉																
千葉																
東京																
神奈川																
新潟																
富山																
大正四年末	九、〇四〇	一、一五三、七九二	二九、六一七、四三二	三、二七六	二五・六七	七六、〇一八、四四六	八、四〇九	六一・六六	一〇、三七四	一、二八八、九八四	二、八九五、八六八	二七九	二・二五
大正九年末	一〇、九五四	二、〇四四、九八四	二三四、三三〇、七四五	一八、四〇三	一〇九・六九	三五四、六〇五、九五七	二九、〇九二	一六六・五七	一三、一八九	二、二九〇、二三五	五、一六五、八五六	四二四	二・二六
大正十年末	二、一七三	二、一八五、一三一	二八四、九三五、五五二	二三、七一七	一三〇・四〇	四二九、五八四、一八五	三四、二五三	一八七・八二	二三、五三九	六、五一八、七四六	八、七〇四、二二二	六九四	三・四六
大正十一年末	二、三九四	二、四三九、〇七五	三三七、七七八、八九九	二九、六四五	一三九・〇六	五一八、四七〇、〇六六	四三、八八四	二〇五・一三	三、六九〇	二、七三四、六九五	一〇、六七九、三八八	八四二	三・九一
大正十二年末	二、六六八	二、六五六、一三一	四一四、四七五、三五五	三五、五三二	一五六・〇四	六三、〇五五、八〇四	五二、三六五	二三七・八五	三、九一九	三、〇三〇、一五七	一三、二七八、二〇五	九五〇	四・〇五
大正十三年末	二、六七九	二、九二八、四一八	五三五、二八三、〇一九	四三、八五〇	一七九・三七	七七三、七〇四、二〇四	六二、六四三	二五四・三〇	一三、二一九	三、三一五、二八三	一五、六九七、七一四	一、一八八	四・七三

石川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四一年ヨリ各年一
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
長野	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
滋賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
静岡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四二年ヨリ各年一
愛知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三重	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
京都	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大阪	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四三年一
奈良	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
和歌山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
島根	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
岡山	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四〇年ヨリ各年一
広島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四〇年ヨリ各年一
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治三九年ヨリ各年一
徳島	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四一年ヨリ各年一
香川	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四〇年ヨリ各年一
愛媛	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	明治四〇年ヨリ各年一
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一九	二〇	三三	三五	二六	二七	三三	四四	五六	七四	八五	一〇一	二二	二〇	二九	明治三七年一、三八年一、三九年二、四〇年八、四一年一、四二年一八、四三年一九			

備考 一、市街地購買組合トハ市街地ニ於ケル消費組合的性質ヲ有スル産業組合ヲ指ス。
二、本調査ハ大正十四年末ニ於テ現存セル組合ニ付テノミノ調査ニシテ既ニ解散セルモノヲ含マズ。
三、本調査ニハ事業未開始ノモノ、販賣組合兼營セルモノ、主トシテ信用事業ヲ營ムモノヲ除外ス。
四、青森、福島、沖縄ノ三縣ヲ除ク。
五、コノ備考ハ以下ノ五表ニ適用ス。

乙第七表(其二) 市街地購買組合概況累年比較 (産業組合中央會調査)

年次	組合數	組合員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	諸積立金	購買品賣却高	損益金	借入金	剰餘金
		人	口	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
明治三十九年	二	二、一八四	二、三二四	三、一四〇	九、四四一	九七七	二三〇、五九九	一、七五九	四、六七八	—
明治四十四年	一九	九、六二九	一一、八〇五	一三六、五〇五	一二六、九六八	二、〇一七	一、二四三、五九九	二、九一三	三、九〇六	三九、四三三
大正五年	二七	一四、〇八六	一七、九四	二〇八、一一〇	一六九、二三五	七九、一六七	一、四八九、四六六	四二、二七一	四三、九四四	二九、二八四
大正十年	八五	五九、一四一	一三七、一七八	二、〇七二、九一四	一、〇九七、〇九四	一九九、七八〇	一〇、三八四、一八四	六三一、三一四	五六八、二四六	一九九、五一五
大正十一年	一〇一	六八、四六八	一三九、一三〇	二、三一七、九六六	一、三七、八〇八	二五八、〇二一	一一、九二四、三二一	五七一、五二九	一、〇六四、一三一	一九〇、六七四
大正十二年	一一一	一〇三、六三五	一八五、四八二	二、六四五、一〇四	一、六〇三、一八三	二九二、八一三	一四、四二六、二二〇	九四二、一八五	一、八八三、九二〇	一六三、三一八
大正十三年	一三〇	一二六、七八四	二二一、六四一	二、六九九、二六八	一、七三〇、四三六	四四四、九八五	一八、五五八、五二四	一、〇一三、二七二	二、三四三、六八九	二八四、九四八

| | | |

計	三九	二九、九四六	三〇、二三	二、八四九、四五六	一、七八〇、六六八	五七七、三〇〇	二、三二二、〇三一	一、二五一、五七八	三、〇九八、四〇八	一、二六一、三二一

備考　第七表(其一)ノ備考參照。

乙第七表(其五)　大正十四年構成別市街地購買組合概況　(產業組合中央會調査)

	組合數	組員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	積立金	賣却高	預金	借入金	剩餘金
		人	口	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
一般市民組合	六六	四三、四三	九六、七五九	一、八九二、八〇三	九五〇、二八八	一六二、七一三	七、〇九八、八九〇	三八三、二五八	一、〇九八、一三一	一六、七八三
俸給生活者組合	二	八、八二一	一三、一七八	一五〇、二四〇	一二八、七〇七	二三、八八六	一、五四五、九三五	二三四、〇六一	七六、六六三	一九、一九九
勞働者組合	七	二、八一五	三、七九八	三七、九八〇	二六、九六五	一〇〇、二四三	四〇四、二五二	六、一一三	三三、〇二二	五、一七七
會社內組合	一七	四三、二八一	六七、五二〇	三七〇、一九三	三四七、三五九	二四七、六八六	一〇、二九五、五六五	一八九、二七二	八七六、二三〇	二四二、七四六
官廳內又ハ學校內組合	一八	二、六〇七	三八、九六七	三九八、二四〇	三二七、三四九	六二、七七二	二、〇二七、四三九	四四八、八七四	一、〇二六、二七三	三三、八二三
計	一二九	一一九、九四六	二三〇、二三二	二、八四九、四五六	一、七八〇、六六八	五九七、三〇〇	二一、三七二、〇三一	一、二五一、五七八	三、〇九八、四〇八	二七三、一六八
特殊營業者組合	七	一、七〇七	二、六一〇	六一、四〇二	四〇、〇九一	四四、二九七	三九五、三六六	九一、四五六	六、二二六	一〇、五五九
其他ノ組合	三	九三一	一、四五七	一三、〇九六	五、八五九	九九九	八九、六三一	一、一〇〇	一、八五〇	一、〇三四
合計	一三九	一二三、五八四	二三四、二八九	二、九三二、九五四	一、八二六、六一八	六四二、五九六	二一、八五七、〇七八	一、三四四、一三四	三、一〇六、四八四	二八四、七五五

備考　一、「其他ノ組合」ハ取扱品特殊ノ物ノミニシテソノ數量小額ニ止ルモノナリ。
　　二、第七表(其一)ノ備考參照。